

平成 29 年 9 月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【9月5日】

代表質疑

1 宮崎勝郎（緑風会） 31～46ページ

議案第67号 平成28年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 決算についてどのような評価をしているのか
- 2 当初予算に対する執行比率について
- 3 施策・事業に対する評価について

議案第63号 亀山市営住宅条例の一部改正について

- 1 今回の改正内容について
- 2 新しく借り上げる住宅の事業者との契約内容について
- 3 住生活基本計画に掲げた市営住宅の目標戸数が達成される時期について

議案第64号 平成29年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

- 1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第3目 一般管理費、施設管理費、清掃等委託料の増額補正について
- 2 第6款 農林水産業費、第1項 農林水産業費、第6目 林業振興費、みえ森と緑の県民税市町交付金事業、業務委託料の増額補正について

議案第77号 平成29年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

- 1 第10款 教育費、第5項 社会教育費、第4目 図書館費、図書館整備事業の増額補正について

議案第78号 市道路線の認定について

- 1 提案に至った理由について
- 2 現道の位置づけはどのようにになっているのか

報告第13号 専決処分の報告について

- 1 専決処分した理由について
- 2 市の施設の管理状況について
- 3 今回の事故における市の瑕疵について

代表質疑

2 岡本公秀（新和会） 47～56ページ

議案第67号 平成28年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 歳入について
 - (1) 自主財源と依存財源の比率について
 - (2) 市税収入について
 - (3) 市債について

2 歳出について

(1) 民生費、土木費及び教育費の決算額の推移について

3 基金の総額と将来の大規模事業に備えての基金の確保について

議案第63号 亀山市営住宅条例の一部改正について

1 市所有の市営住宅及び民間活用市営住宅の戸数について

2 市営住宅の供給目標に対して民間活用市営住宅の戸数は

3 市営住宅の老朽化対策について

4 市営住宅の供給を民間からの借上げに頼ることについて

5 入居の応募状況と待機の現状について

6 策定から8年が経過した亀山市住生活基本計画の改訂の必要性について

代表質疑

3 服部孝規（日本共産党） 56～67ページ

議案第67号 平成28年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

1 単年度収支が6億3,784万円の赤字、実質単年度収支も前年度より約1.1億円赤字が増えたが、一時的なものかについて

2 年々ひどくなる「貧困と格差の拡大」への対応は十分だったのかについて

議案第71号 平成28年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

1 決算で過去3年間、各1億円ほどの純利益があるが、それでも来年度には水道料金を値上げしなければならない財務状況なのかについて

議案第74号 平成28年度亀山市病院事業会計決算の認定について

1 地方公営企業法の全部適用をした最初の決算だが、その効果はどこに現れているのかについて

2 入院、外来とも患者が減り、医業損失は過去10年間で最高の額になったが、経営責任をどう考えているのかについて

代表質疑

4 新 秀隆（公明党） 68～80ページ

議案第67号 平成28年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

1 平成28年度「進取の年」の決算評価について

2 中期財政見通しとの整合性について

3 財政運営について

議案第73号 平成28年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

1 平成28年度の決算の評価について

2 生活排水処理アクションプログラムについて

議案第74号 平成28年度亀山市病院事業会計決算の認定について

1 地方公営企業法全部適用後の変化点について

- 2 他会計補助金の繰り入れについて
- 3 特別損失の対応について

議案第63号 亀山市営住宅条例の一部改正について

- 1 民間活用市営住宅事業の進捗状況について
- 2 市営住宅としての機能について

代表質疑

5 櫻井清蔵（勇政） 80～94ページ

議案第67号 平成28年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 現況報告には、平成28年度一般会計決算は、第1次総合計画の最終年度として、着実に事業を推進するため、限られた財源を有効に活用し、計画的かつ効率的な執行に努めたとあるが、市長は決算を具体的にどのように評価しているのか
- 2 各種基金の運用について
(1) 市長は基金の運用に関し、どのような指示を出しているのか

議案第78号 市道路線の認定について

- 1 議案の提出時期について

議案第77号 平成29年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

- 1 第10款 教育費、第5項 社会教育費、第4目 図書館費 図書館整備事業の増額補正について
(1) 亀山駅前での新図書館整備に向けた「図書館整備基本計画」を策定するための経費とあるが、この経費は、これから作成する亀山駅周辺整備事業の事業計画・基本設計に基づき執行すべきものと思うが確認をしたい

6 福沢美由紀（日本共産党） 94～103ページ

議案第64号 平成29年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

- 1 第10款 教育費、第2項 小学校費、第2目 教育振興費、要・準要保護児童援助費の増額補正について

議案第77号 平成29年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

- 1 第10款 教育費、第5項 社会教育費、第4目 図書館費、図書館整備事業の増額補正について

議案第78号 市道路線の認定について

- 1 亀山駅周辺整備事業の2ブロックの事業が成り立つかどうかははっきりしていない段階で、4Aブロックの市道の認定を求める理由について

7 西川憲行（勇政） 104～111ページ

議案第77号 平成29年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

- 1 第10款 教育費、第5項 社会教育費、第4目 図書館費、図書館整備事業の増額補正について

議案第67号 平成28年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 市税収入が年々減少している要因について
- 2 実質単年度収支は赤字が増加しているが、その要因と赤字解消への考え方について

質 疑 内 容 (通告要旨)

【9月6日】

1 伊藤彦太郎 (勇政) 115～121ページ

議案第63号 亀山市営住宅条例の一部改正について

- 1 制度改正の影響について
- 2 市営住宅の状況について

2 前田 稔 (勇政) 121～129ページ

議案第67号 平成28年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 決算の内容について
- 2 決算に対する評価について
- 3 主要施策の成果について

議案第71号 平成28年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

- 1 当年度純利益1億1,300万4,356円となることについて
- 2 キャッシュ・フロー計算書について

議案第74号 平成28年度亀山市病院事業会計決算の認定について

- 1 当年度純損失2億6,159万2,450円について
- 2 キャッシュ・フロー計算書について

3 鈴木達夫 129～136ページ

議案第63号 亀山市営住宅条例の一部改正について

- 1 民間活用市営住宅事業の実績について
- 2 事業者及び入居者との契約について
- 3 亀山市住生活基本計画との整合について

質 問 内 容 （通告要旨）

【9月6日】

1 今岡翔平（勇政） 139～152ページ

亀山駅周辺整備事業の市民説明会について

- 1 7月11日及び8月12日の開催内容について
 - (1) 参加人数と評価について
 - (2) 参加者を増やすためにまだ告知できる余地があったように思えるが、どう考えているか
 - (3) 市民への情報提供は十分にできたのか。また、今後の開催予定について
 - (4) 市長が出席しなかった理由について
 - (5) 「事業が失敗したら誰が責任をとるのか」という市民の質問について、市長はどう答えるのか
 - (6) リニア中央新幹線市内停車駅誘致との関わりについて
 - (7) 市民説明会の参加者から「批判が相次いだ」ことについて

亀山市における催し、イベントの告知について

- 1 催しの告知の方法や範囲の基準について
- 2 「かめやま・安心めーる」でのイベントの告知について

2 高島 真（緑風会） 153～162ページ

緊急時の情報伝達について

- 1 Jアラートについて
- 2 市民への伝達方法について
- 3 今後の対策について

道路行政について

- 1 国道・県道に対する要請・要望は行われているのか

乗合タクシー制度について

- 1 制度の導入に至った経緯について
- 2 制度の概要について
- 3 利用料金設定の考え方について
- 4 高齢者タクシー料金助成事業との関係について

3 中崎孝彦（新和会） 162～175ページ

亀山市立医療センターについて

- 1 地域包括ケアシステムの構築について
 - (1) 在宅医療における訪問診療、訪問看護及び訪問リハビリテーションの提供の現状を聞き

たい

- (2) システムの構築に向けての医療センターの役割は何か
- (3) システムを運用している中、現時点でどのような課題・問題点が見えてきたのか。また、それに対して今後どう取り組んでいくのか
- (4) システムの構築には亀山医師会との連携が欠かせないと思うが、現状はどうか
- (5) 在宅医療連携システム「かめやまホームケアネット」は、順調に機能しているのか

2 病院事業会計について

- (1) 地方公営企業法の全部適用から1年半経過したが、経営面でどのような変化があったのか。また、職員の意識に変化を感じるか
- (2) 赤字体質から脱却するために医業費用の中でまずメスを入れるべき費用は何か
- (3) アクションプランにおける収支改善項目について
- (4) 現金残高について

3 保険調剤薬局の開設について

- (1) 院外処方に移行することによるメリット・デメリットについて。また、現在3名の薬剤師については過員にならないのか
- (2) 24時間365日体制ということだが、薬剤師が常駐するのか
- (3) ジェネリック医薬品が普及するのか

4 福沢美由紀（日本共産党） 175～189ページ

タクシー料金助成事業と乗合タクシー制度について

1 タクシー料金助成事業について

- (1) 事業の評価について
- (2) 事業の問題点について
- (3) 高齢者へのタクシー料金助成事業を事業見直しではなく廃止にする理由について

2 乗合タクシー制度について

- (1) 事業の目的と内容について
- (2) 片道400円から1,500円の利用料金の考え方について
- (3) 平日のみの午前10時から午後3時までの運行時間について
- (4) 前日の午後3時までの予約受付期限について
- (5) 福祉施策との連携について

平和施策について

- 1 非核平和都市宣言について
- 2 平和教育について

質 問 内 容 (通告要旨)

【9月7日】

1 新 秀隆 (公明党) 192～202 ページ

亀山市地域公共交通計画について

- 1 コミュニティバス路線について
 - (1) 地域との協議について
 - (2) 活用状況について
- 2 乗合タクシー制度の導入について

安心・安全対策について

- 1 災害対策について
 - (1) 災害発生時の情報伝達について
 - (2) 緊急災害対策用の飲料水供給について

2 西川憲行 (勇政) 203～215 ページ

亀山市の将来像と安心安全な生活について

- 1 熊本県荒尾市の職員が、市民情報を悪用してストーカー行為を行い、懲戒免職処分となったが、亀山市ではICT利活用計画を推進している中で、どのようなセキュリティ対策を考えているのか
- 2 亀山駅周辺整備事業を無理に推し進めることで、公共施設等総合管理計画や、行財政改革大綱などの計画との矛盾がないか確認する必要があり、各種計画の見直しと市民との話し合いに時間をかけ、駅前再開発の手法を再検討するべきと思うが、市長の考え方は
- 3 亀山市内の空き地の安全や環境のための取り組みと今後の対策について

3 宮崎勝郎 (緑風会) 215～228 ページ

教育行政について

- 1 全国学力・学習状況調査の結果が発表されたが、当市の状況について
- 2 学力向上について、事業評価でAと評価されていることについて
- 3 今後の方針について

学童保育について

- 1 現在の学童保育の状況について
- 2 学童保育を今後どのように進めるのか
- 3 夏休みに実施された長期休暇子どもの居場所事業の成果について

道路行政について

- 1 今までの道路行政について

- 2 県道鈴鹿関線・亀山白山線の交差点改良の今後の見通しについて
- 3 市道の改良工事を今後どのように進めるのか

危機管理について

- 1 北朝鮮のミサイル発射を受けて
 - (1) 市としてどのように対応していくのか
 - (2) 国民保護計画との関係について
 - (3) 市民に対しての周知はどのようにしていくのか

4 岡本公秀（新和会） 228～235ページ

火災現場における機械力の活用について

- 1 中津川市における緊急消防援助隊中部ブロックの合同訓練への参加について
- 2 緊急消防援助隊について
 - (1) 人員や車両、資機材等について
 - (2) 派遣要請を受けてから出動に至るまでの所要時間について
- 3 西町の家屋火災での消火作業について
- 4 消防団員から火災現場への重機投入の要望が出ている件への対応について

カメラ創業アシスト事業について

- 1 国の制度との関わりと市の支援について
- 2 個人事業主の数の推移とその影響について
- 3 創業塾の成果とチラシの内容について

5 服部孝規（日本共産党） 235～247ページ

図書館の駅前移転の決定と図書館整備基本構想について

- 1 基本構想をつくる際に、利用者や市民との意見交換の場をつくることもせず、教育委員会だけで決めたことについて
- 2 駅前移転は、「亀山市公共施設等総合管理計画」と矛盾することについて
- 3 新しい図書館づくりには、専門家の館長や正規の図書館司書が欠かせないことについて
- 4 管理運営体制は、総務省の見解にもあるように指定管理者制度はふさわしくないことについて

都市計画と開発の規制について

- 1 平成27年9月議会で「特定用途制限地域」の指定を行い、開発を規制する提案をしたが、その後どのように検討されたのかについて

6 伊藤彦太郎（勇政） 247～257ページ

まちづくり及び都市計画について

- 1 亀山駅周辺整備とリニア中央新幹線市内停車駅の関係について

2 道路の整備について

質 問 内 容 (通告要旨)

【9月8日】

1 小坂直親 (緑風会) 260～271ページ

現況報告について

- 1 農林業の現況について
- 2 亀山駅周辺整備事業について
- 3 広域交通について

森林施策について

- 1 全国森林環境税について

自然エネルギーについて

- 1 現状と今後の対応について

2 前田 稔 (勇政) 271～280ページ

市の財政について

- 1 持続可能な財政状況であるのか
- 2 事業の成果は上がっているのか、改善すべきことはないのか

病院事業について

- 1 平成28年度決算も大幅な赤字となったが、これまでの改革の成果について
- 2 持続可能な財政状況であるのか

3 櫻井清蔵 (勇政) 280～291ページ

学校施設の整備について

- 1 地球温暖化が進み、連日「熱中症」による緊急搬送が報道されている中、この度の教育長の現況報告において、普通教室に加え、防音性が求められる音楽室も整備を進めているとの報告があったが、なぜ亀山市の将来を担う子どもたちの学校環境整備に対して理科室等、他の特別教室を除外しているのか、市長の政策判断を知りたい
- 2 空調の温度設定の基準を知りたい

乗合タクシー制度について

- 1 乗合タクシー制度の内容について
- 2 現行の高齢者タクシー料金助成事業との関係について
- 3 タクシー券利用者の意向調査について
- 4 担当部署は健康福祉部か環境産業部かについて

市長の政策判断について

- 1 平成21年の市長選公約(市庁舎凍結及び自然の森公園整備事業中止)の考えと、この度

の亀山駅周辺整備事業との相違について

教育委員会について

- 1 駅前開発に伴う図書館移転について、6月定例会以降2回に及ぶ臨時教育委員会を開催し、市民の意見を反映すべき事案をなぜ急いで結論を出したのか
- 2 市長として、教育委員会のあり方をどのように認識しているのかを知りたい

4 鈴木達夫 291～302ページ

亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

- 1 亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価と検証について
- 2 地方創生関連交付金活用事業の評価と検証について
- 3 定住世帯住宅取得支援事業について
- 4 学生奨学金返還支援事業について

平成29年8月25日

亀山市議会定例会会議録（第1号）

●議事日程（第1号）

平成29年8月25日（金）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 現況報告
- 第 5 議案第63号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 第 6 議案第64号 平成29年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について
- 第 7 議案第65号 平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 8 議案第66号 平成29年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について
- 第 9 議案第67号 平成28年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 10 議案第68号 平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 11 議案第69号 平成28年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 12 議案第70号 平成28年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 13 議案第71号 平成28年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 14 議案第72号 平成28年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 15 議案第73号 平成28年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 16 議案第74号 平成28年度亀山市病院事業会計決算の認定について
- 第 17 議案第75号 工事請負契約の締結について
- 第 18 議案第76号 市道路線の認定について
- 第 19 議案第77号 平成29年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について
- 第 20 議案第78号 市道路線の認定について
- 第 21 報告第 5号 決算に関する附属書類の提出について
- 第 22 報告第 6号 健全化判断比率の報告について
- 第 23 報告第 7号 亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第 24 報告第 8号 亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第 25 報告第 9号 亀山市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第 26 報告第10号 亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について
- 第 27 報告第11号 亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について
- 第 28 報告第12号 平成28年度亀山市一般会計継続費精算報告について
- 第 29 報告第13号 専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	福沢美由紀君	8番	森美和子君
9番	鈴木達夫君	10番	岡本公秀君
11番	伊藤彦太郎君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	坂口一郎君	健康福祉部長	佐久間利夫君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	松本昭一君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	嶋村明彦君
関支所長	久野友彦君	子ども総合センター長	伊藤早苗君
上下水道局長	宮崎哲二君	財務部参事	落合浩君
市民文化部参事	深水隆司君	建設部参事	亀渕輝男君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長兼消防署参事	平松敏幸君
地域医療統括官	伊藤誠一君	医療センター事務局長兼地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育次長	大澤哲也君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君
選挙管理委員会事務局長	松村大君		

●事務局職員

事務局 長 草川 博 昭
書 記 水 越 いづみ

議事調査室長 渡 邊 靖 文
書 記 村 主 健太郎

●会議の次第

(午前10時02分 開会)

○議長（中村嘉孝君）

どうも皆さん、おはようございます。

ただいまから平成29年9月亀山市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

4番 新 秀 隆 議員

13番 前 田 耕 一 議員

のご両名を指名します。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月25日までの32日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中村嘉孝君）

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から9月25日までの32日間と決定しました。

次に日程第3、諸報告をします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおりそれぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書4件が、また教育委員会から平成28年度教育に関する事務の点検・評価報告書が、社会福祉法人亀山市社会福祉協議会から平成28年度事業報告書及び収支決算書がそれぞれ提出されておりますので、ごらんおきください。

次に日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成29年9月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、ことしの夏も酷暑が続く中、福岡県、大分県を中心とした平成29年7月九州北部豪雨を初め、全国各地での記録的な集中豪雨により甚大な被害が発生いたしました。被害を受けられた皆

様には心よりお見舞い申し上げます。

本市におきましても、今月7日、8日の台風5号の影響により、幸い人的被害はなかったものの、県指定文化財である亀山城本丸東南隅櫓の外壁の一部が剥がれたほか、道路や農林業施設等に被害が発生しております。一日でも早い復旧に努めるとともに、これからの台風の時期や集中豪雨に備え、万全を期してまいります。

さて、政府においては、東日本大震災からの復興・創生及び平成28年熊本地震からの復旧・復興に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくため、去る6月9日に経済財政運営と改革の基本方針2017が閣議決定されました。この方針は、経済再生なくして財政健全化なしとの基本哲学のもと、今後の経済財政運営の方針を示したものであり、人口減少、少子・高齢化といった中・長期的課題を克服し、成長と分配の好循環をつくり上げていくために、人材への投資を通じた生産性向上を取り組みの中心に据えるもので、本市の地域経済や行財政運営にも大きく影響いたしますことから、情報収集を行うなど、その動向に注視してまいります。

こうした中、平成28年度一般会計の決算につきましては、第1次総合計画の最終年度として着実に事業を推進するため、限られた財源を有効に活用し、計画的かつ効率的な執行に努めてまいりましたところ、歳入総額が204億5,517万円、歳出総額が197億5,592万1,000円となり、実質収支は3億3,052万1,000円の黒字となっております。

実質単年度収支につきましては、財政調整基金を7億7,039万3,000円取り崩したことから、赤字額が前年度の3億1,010万6,000円から14億604万9,000円に増加し、基礎的財政収支（プライマリーバランス）は、黒字額が前年度の4億3,478万7,000円から1億3,068万7,000円に減少しております。

一方、経常収支比率や公債費負担比率については、市税が法人市民税の減などにより前年度比約3億円の減となったほか、地方消費税交付金の減などにより一般財源が減収となったことから、前年度より後退した比率となりましたが、実質公債費比率などの健全化判断比率は、国が定める早期財政健全化や財政再生を図るべき基準に対して、大幅に下回る良好な比率となっております。

また、財政調整基金残高は、前年度に比べ約2億7,000万円の減となりましたが、約40億円を確保し、市債残高につきましても、8年連続の減少となる約164億円とすることができましたことから、財政の健全化は一定程度の確保ができたものと考えております。

しかしながら、中期的には、市税や地方交付税などの歳入の減収と扶助費や投資的経費など歳出の増加により、財源不足による厳しい財政状況が見込まれますことから、行財政改革を着実に推し進め、持続可能な行財政運営の確立に取り組んでまいります。

それでは、市政の各部門にわたり、第2次亀山市総合計画の施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、「快適さを支える生活基盤の向上」についてでございますが、都市づくりの推進のうち、亀山駅周辺整備事業につきましては、広報「かめやま」や行政情報番組により事業概要を周知するとともに、先月11日と今月12日には市民を対象とした説明会を行うなど、幅広く情報を提供してきたところであります。引き続き、市民の理解を得るため積極的な情報発信に努めてまいります。

また、地籍調査事業では、関町中町地区及びみずほ台地区の調査委託業務契約を締結いたしまし

たことから、順次現地立ち会いなどを進めてまいります。

次に、住環境の向上のうち、民間活用市営住宅事業では、去る6月27日に、亀山市借上型市営住宅選定委員会において、応募のありました関町新所地内の新築物件1棟5戸の借り上げについて審査が行われました。その結果、適当であると認められたことから、亀山市住生活基本計画に掲げる住宅セーフティーネットの確保を図るため、当該物件を借り上げ市営住宅とするべく、本議会に条例の一部改正を提案いたしております。

次いで、上下水道の充実のうち、上水道事業につきましては、昨年8月、亀山市水道料金検討委員会を立ち上げ、水道料金の見直しについて検討を行ってまいりました。先月24日に報告書が提出されましたので、その内容を踏まえ、水道料金の見直しを進めているところであります。

次に、道路の保全・整備のうち、野村布気線整備事業では、来年度の供用開始を目指し、野尻線との交差点付近の道路改良工事に着手いたします。また、長田池部分の道路改良工事に係る仮契約を締結いたしましたので、本議会に工事請負契約の締結を提案いたしております。

次いで、公共交通網の充実のうち、コミュニティ系バスにつきましては、来る10月から「西部(A)ルート」の名称を新たに「西部ルート」として再編いたします。起終点である坂下とあいあいに変更はございませんが、これまで運行がなかった神辺地区を経由することにより利便性を高め、便の統合により効率性も高めた再編といたしております。今後は、運行開始に向け、市民への周知などにより円滑に移行できるよう、諸準備に万全を期するとともに利用促進に努めてまいります。

また、公共交通機関の利便性向上では、平成31年春から、関西本線の南四日市駅－亀山駅間において、JR東海により、ICカード「TOICA」の利用エリアが拡大される運びとなります。これまで、関係団体と連携してICカードの利用エリア拡大による利便性向上を働きかけてきた本市にとりましては、朗報であると考えております。今後も、ICカードが導入されていないエリアへの対応を初め、複線電化や列車の増便等について継続した要望活動を行ってまいります。

次に、安全・安心なまちづくりの推進につきましては、今月28日に、亀山市防災会議・水防協議会を開催いたします。会議におきましては、亀山市地域防災計画について国・県の計画等を勘案し、委員からのご意見をいただきながら、地域の実情に即した計画となるよう見直しを行ってまいります。

また、来る10月29日に、西野公園を会場として総合防災訓練を実施いたします。訓練では、大規模な地震発生時の被害の軽減と市民の防災意識の向上を目的に、地域住民が主体となった訓練を行うことで地域防災力を高めてまいります。

一方、消防力の充実強化に向け、大規模災害発生時に迅速かつ的確な活動を展開するため、来る11月17日から18日にかけて、岐阜県中津川市で開催されます緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練に参加し、県内応援隊としての実動訓練を行ってまいります。この訓練を通じて、安全で迅速・的確な消防活動を展開していくための技術の向上、広域連携体制の強化を図ってまいります。

また先月2日には、北東分署で開催いたしました市消防操法大会におきましては、日ごろから地域の安全・安心を確保するため、各分団が地道な訓練を精力的に重ねられた成果を十分に発揮いただいたところであります。

次に、歴史的風致を生かしたまちづくりの推進のうち、関の山車会館整備事業につきましては、祭りばやしの伝承活動に使用する既存建物の修復工事に着手したところであります。あわせて、山

車を収蔵展示する展示棟の新築工事と、関宿の祭りに関する展示等を行う伝統的建造物の修理工事に順次着手してまいります。

また、当事業のうち、2カ年で行います展示棟の新築工事につきましては、各年度の工事割合を変更する必要が生じたため、債務負担行為の限度額の変更について、本議会に予算補正を提案いたしております。

次いで、歴史文化の継承・活用では、かめやま文化年2017の関連事業として、来月16日から歴史博物館において、秋の企画展示である第29回企画展「城主の交換転封―備中松山と伊勢亀山―」を開催いたします。今回の展示は、本市と岡山県高梁市の交流のきっかけとなった亀山城主板倉家と備中松山城主石川家による所がえの歴史を紹介するものであります。

また、亀山市域近世近代史資料調査につきましては、本年度が最終年度となることから、調査結果を報告書として刊行するための編集作業を進めているところであります。

続きまして、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」についてご説明申し上げます。

まず、健康づくり・地域医療の充実のうち、健康づくりの推進につきましては、先月4日から5日にかけて、北海道網走市において開催された第13回健康都市連合日本支部大会に食生活改善推進協議会の方々とともに参加いたしました。他都市の取り組みに触れるとともに、実際に活動に携わっている方々とも交流を図っていただいたことは、今後の地域での活動にもつながるものと考えております。引き続き先進的な事例を学びつつ、市民団体や地域の方々と協働した取り組みを進めてまいります。

一方、医療センターでは、在宅医療等地域医療対策の強化につながる保険調剤薬局が、来る10月2日に医療センター敷地内に開設されることに合わせ、医療センターを受診される方々の外来分の処方箋を院外へと移行させますことから、利用者へ周知を図っているところであります。

次いで、文化芸術の振興と文化交流の促進のうち、かめやま文化年事業につきましては、今月3日から4日にかけて、市文化会館において関連事業に位置づけました「NHK全国学校音楽コンクール」（Nコン）の予選大会が本市において初めて開催され、市内中学校1校、小学校3校が参加いたしました。

また、他の文化年事業の取り組みといたしましては、今月5日に開催されました納涼大会において、かめやま夢あかり事業として行ったろうそくの明かりに関連した催しや、歴史文化交流事業として、今月16日から17日にかけて、高梁市で開催されました備中たかはし松山踊りに市内団体が参加し、両市の交流を深めたところであります。

次に、スポーツの推進のうち、国民体育大会開催準備事業につきましては、先月7日に、第76回国民体育大会亀山市準備委員会設立発起人会を開催し、今月24日には、同準備委員会設立総会及び第1回総会を開催いたしました。今後は、総会において承認された基本方針や事業計画に基づき、準備を進めてまいります。

また、全国高等学校総合体育大会開催事業につきましては、今月2日から6日にかけて、福島県で開催された南東北総体2017ウェートリフティング競技大会の視察を行うなど、平成30年8月の開催に向けた準備を進めているところであります。

続きまして、「交通拠点性を生かした都市活力の向上」についてご説明申し上げます。

まず、企業活動の促進・働く場の充実のうち企業誘致につきましては、去る6月27日に、愛知

県西尾市の菓子製造業である株式会社かとう製菓と立地協定調印式を行い、協定書を取り交わしました。本市の製造業の特徴として食品関連企業の立地が少ない中で、多様な産業集積を目指し、これを契機にさらなる誘致に努めてまいります。

次に、地域に根差した商工業の活性化では、新たなビジネスの創出に向け、これまでから亀山商工会議所との連携による創業支援ネットワーク「カメヤマ創業アシスト」により、市内で創業を考えられている方、創業間もない方などを対象とした創業塾を開催しております。昨年度は16名が受講し、4名が創業に向けた準備を進められているところでありまして、今年度も来月30日から毎週土曜日、4週にわたり開催をいたします。受講者がこの創業塾を活用し、起業を実現されることで、市内のにぎわいや雇用が創出されることを期待しております。

一方、特産品の情報発信として、先月12日には、大阪府泉佐野市と特産品相互取扱協定を締結し、同市で開催された全国物産フェアに参加しましたほか、既に災害時相互応援に関する協定を締結している青森県五所川原市で開催された物産フェアに参加するなど、特産品のPRに努めております。今後も、ご縁のある都市との交流・相互協力による特産品のPRを初めとしたさまざまな取り組みを行うことで、地域経済の活性化につなげてまいります。

次いで、広域的な交通拠点性の強化のうち、高速交通促進事業につきましては、先行開業を目指すリニア中央新幹線東京―名古屋間において、最難関工事とされる南アルプストンネルの長野工区の掘削が始まるなど、開業に向け着々と前進しております。

本市におきましても、先月24日には、官民連携組織である市民会議総会において、今年度の取り組みの推進が決定されるとともに、あわせて開催された講演会では、長野県駅が設置される飯田市のリニア駅周辺整備の先進事例を学ぶなど、理解を深める機会としたところであります。

また、市内停車駅整備による影響把握調査では、業務委託契約を締結し、調査に着手したところであり、今後、本市の強み、弱みを含む現状を把握した上で、人口や産業等に与えるさまざまな影響について分析を進めてまいります。

続きまして、「子育てと子どもの成長を支える環境の充実」についてご説明申し上げます。

まず、安心して産み育てられる環境づくりの推進のうち、長期休暇子どもの居場所事業につきましては、先月21日から、青少年研修センターにおいて9人の児童にご利用いただいております。今後は、残る期間の適切な運営に努めつつ、冬季及び学年末・学年始休業期間での実施に向けて取り組んでまいります。

また、加太保育園におきましては、三重県のアドバイザーを活用しながら、園周辺の豊かな自然を生かした保育活動に取り組んでおります。定期的に市内の保育所との交流活動を行いつつ、先月11日及び18日には鈴鹿市立椿幼稚園とお互いに訪問し合う相互交流活動を行ったところであります。引き続き、地域の皆様のご協力を得ながら、加太保育園を核とした野外体験保育活動を進めてまいります。

一方、子育て支援施設として、昨年度寄附を受けた西町地内の物件を活用して行います小規模児童養護施設及び児童短期入所施設の誘致につきましては、同施設を整備・運営する事業者の年内選定に向け、公募等の諸準備を進めているところであります。

続きまして、「市民力・地域力の活性化」についてご説明申し上げます。

まず、自立した地域まちづくり活動の促進につきましては、現在、市内22の地域まちづくり協

議会において、活動の指針となる地域まちづくり計画の策定が進められております。これまでに12の地区において計画が策定されているところであり、他の地区におきましても、地域担当職員や専門アドバイザーの派遣等により、計画策定に向けた支援を進めてまいります。

また、来月24日から4回にわたり、亀山市地域まちづくり協議会連絡会議との連携により、地域まちづくり協議会構成員を対象とした研修会を開催いたします。研修会では、協働のまちづくりの考え方や地域での会議を有効に進めるための手法を学んでいただき、地域まちづくりの担い手育成を進めてまいります。

次に、共生社会の推進のうち、ワーク・ライフ・バランスの推進につきましては、来る11月23日に、市文化会館中央コミュニティセンターにおきまして、意識啓発に向けた講演会を開催いたします。こうした機会を通じ、誰もが働きやすい仕組みづくりについて理解が深まるよう努めてまいります。

また、多文化共生の推進では、来る11月20日に津市で開催されます、外国人住民の諸問題の解決に向け国へ提言を行う外国人集住都市会議の全国会議に参加をし、外国人住民に係る情報交換を行ってまいります。

続きまして、「行政経営」についてご説明申し上げます。

まず、本年10月1日を調査期日として、国が5年ごとに実施する就業構造基本調査が行われ、本市においても、国が指定した17調査区のうち抽出された世帯が調査対象となります。この調査結果は、雇用対策等の施策に活用されますことから、市民周知や調査員説明会の実施など、適正な調査実施に向けて準備を進めております。

また、先月、亀山商工会議所から関宿ふるさと会館2階部分の寄附を受けました。今後につきましては、観光振興など公共性の高い事業に活用するべく検討を行ってまいります。

一方、職員のメンタル不調を未然に防止する1次予防の強化を図るため、昨年度から実施しているストレスチェックを本年度も実施いたします。また、検査結果を集団ごとに集計・分析する集団分析につきましても継続して実施することにより、職場環境の改善につなげてまいります。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明を申し上げます。

最後に、本年5月20日から8月14日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約並びに同期間における負担つきでない100万円以上の寄附受納の状況は別紙のとおりでございましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村嘉孝君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育長に教育行政の現況について報告を求めます。

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

平成29年9月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、教育に関する国の情勢であります。文部科学省は、本年5月、運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインの作成検討会議を開催しました。生徒の健全な成長の促進や教員の業務負担軽減の観点から、運動部活動の運営の適正化に向けて、本年度末をめどに取りまとめることとしています。

また、教員の長時間労働が問題となる中、文部科学大臣は、去る6月、働き方改革の案をまとめるよう中央教育審議会に求めました。教員の仕事の範囲や勤務時間の管理方法、給与の仕組み、仕事の効率化等における議論を踏まえ、年内に緊急対策を打ち出す方針としています。

さらに、文部科学省は、先月7日、小・中学校の新学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等の告示を行っています。

次に、県の情勢であります。学習指導要領の改訂に伴い、その趣旨や内容の普及を進めるとともに、小学校英語教育推進者特別選考枠の設定や中学校英語免許取得のための講習会実施等、小学校英語教育への対応を強化するための取り組みを進めつつあります。

また、命を大切に教育の一環として、先月4日に「命を大切に教育フォーラム」が開催され、教職員と保護者が子供の変化に気づき、学校や家庭において自尊感情や自己肯定感を育む取り組みの交流が図られ、中部中学校の実践発表も行われました。

なお、県教育委員会は、いじめが学校を含めた社会全体の課題であることを共有し、社会総がかりでいじめを生まない社会を実現するために、三重県いじめ防止条例（仮称）を年度内に制定することとしています。

このような情勢を踏まえ、教育委員会といたしましては、新たな制度や計画に的確な対応ができるよう、講ずるべき内容を精査するとともに、亀山市学校教育ビジョンや亀山市生涯学習計画を着実に推進してまいります。

それでは、最初に学校教育関係についてご説明申し上げます。

まず、この夏も厳しい暑さに見舞われ、児童・生徒の安全確保や健康保持につきましては、熱中症や食中毒等に関する注意報及び警報発令時の対応等について注意を払ってまいりました。子供たちが、保護者や地域の皆様に支えられながら、有意義な夏休み生活が送れておりますことに深く感謝申し上げます。

次に、学校マネジメントにつきましては、文部科学省の「これからの時代に求められる資質・能力を育むためのカリキュラム・マネジメントのあり方に関する調査研究」を受託することとなり、今月23日に第1回検討会議を開催いたしました。時間割り編成を工夫した短時間学習による効果的な指導計画・方法、教材等のあり方について研究を進めてまいります。

次いで、教職員の働き方改革の取り組みにつきましては、総勤務時間縮減に向け、市内各小・中学校の進捗管理指標と目標値、取り組み項目の設定が終わり、先月から本格的な取り組みを進めているところであります。

次に、児童・生徒の通学路につきましては、本年度もPTAから改善要望のありました51カ所について、先月下旬に、警察や道路管理者、学校代表者等、関係者の方々と合同現場確認を行いました。この結果を受けまして、子供たちの交通安全対策について各関係機関で協議を進めてまいります。

次いで、生活困窮者自立支援制度に基づく学習支援事業につきましては、先月末現在、3中学校

区合わせて延べ205名の生徒を対象とし、学習教室を開催しております。引き続き事業の周知に努め、受講者の拡大、支援を行ってまいります。なお、就学援助費につきましては、来年度新入学児童・生徒を対象とした新入学学用品費補助の3月支給に向けて事務作業の日程調整を行い、その必要経費について、本議会に補正予算を提案させていただいております。

続きまして、教育研究関係についてご説明申し上げます。

まず、先月末に開催されました三重県中学校総合体育大会につきましては、鈴鹿地区大会で好成績をおさめた9団体と個人14名が県大会へ出場いたしました。中でも、水泳競技の飛び込み競技に出場した中部中学校の男子生徒は高得点で全国大会に出場を果たしました。また、剣道女子団体で中部中学校と亀山中学校が、剣道個人で亀山中学校男子1名、柔道個人で亀山中学校男子1名が、いずれも東海大会への出場を果たしました。一方、陸上競技におきましては、全日本中学校通信陸上競技三重大会への出場者のうち、亀山中学校の女子400メートルリレーと男子1,500メートルで東海大会に出場いたしました。選手の健闘をたたえるとともに、今後も多くの生徒が活躍できるよう支援を行ってまいります。

次に、今月初めに、初めて亀山市において開催されました「NHK全国学校音楽コンクール三重県コンクール」につきましては、本市から亀山西小学校、亀山南小学校、川崎小学校及び亀山中学校の4校が出場いたしました。どの学校も、これまでの練習の成果を十分に発揮し、文化会館に元気な歌声を響かせることができました。

次いで、いじめ問題に関する対応につきましては、去る6月に亀山市いじめ防止基本方針を一部改正いたしました。今後は、いじめの未然防止や早期発見・対応に向けた取り組みのさらなる推進に努めてまいります。また、不登校及び不登校ぎみの児童・生徒に対しましては、本人並びにその保護者の思いに向き合うとともに、適応指導教室と学校、子ども支援室等との密な連携と情報共有を通じて、その対策の充実を図ってまいります。

次に、学力向上につきましては、本年3月に改訂をいたしました亀山市学力向上推進計画に基づき、書く力の育成を軸とした確かな学力向上の取り組みを推進しています。一方、学習指導要領の改訂に伴い、小学校で外国語教育の早期化・教科化が実施されることを受け、その確実な周知とスムーズな移行が図られるよう、各種研修会の開催や校内研修への支援などの取り組みを積極的に進めているところであります。

次いで、道徳教育の推進につきましては、学習指導要領の改訂に伴い、今月初めの教育委員会臨時会におきまして、平成30年度使用小学校教科用図書の採択を行ったところであります。今後は、道徳の教科化に向け教職員のスキルアップを図りながら、「考え、議論する」道徳教育の醸成に努めてまいります。

次に、情報機器の整備につきましては、タブレット端末470台の導入に伴い、その活用方法に関する研修会を各校において行っているところです。また、プログラミング教育につきましても、総務省の実証校となっております神辺小学校を中心として、その普及と指導者育成の取り組みも進めてまいります。

続きまして、学校施設の整備関係についてご説明申し上げます。

川崎小学校改築事業につきましては、本年5月30日付で建築用仕上げ塗りに石綿を含有している場合の除去等、作業時における飛散防止対策に関し、環境省の見解が示されました。このため、

解体予定校舎の外壁塗り材を調査いたしましたところ、4棟のうち1棟について、石綿飛散防止措置の必要があることが判明いたしました。該当校舎の解体工事関係については、設計変更が必要となりましたので、事務手続等、早急に対応してまいります。このことから全体工程におくれが生じますが、今後も引き続き安全面に十分配慮しながら、事業完成に向け工事の進捗管理を行ってまいります。

一方、亀山東小学校及び亀山中学校の校舎内部改修工事など、夏季休業期間に実施しております工事については、今月中に完成する予定であります。

また、学校施設の普通教室空調機整備事業につきましては、中学校分の設計委託業務を先月発注いたしましたところであります。当事業につきましては、全ての普通教室等に空調機整備を行うものであります。なお、整備対象教室に防音性を求められる音楽室を加えることとして業務を進めているところです。なお、来年度以降に予定しております小学校につきましても同様に、音楽室を含めた整備を行う予定であります。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

本年度から実施しております地域人材キラリ育成事業につきましては、地域で活躍できる人材等の育成を目的として、市民大学の方向性やカリキュラムを策定する委員会の立ち上げなどを進めてまいります。また、青少年健全育成といたしまして、亀山っ子市民宣言具現化に向けて、夏休み期間を中心に関係諸団体などにより、見守り活動やサマーキャンプ、宿泊体験、ソフト・キックボール大会などの行事が開催され、多くの子供たちがさまざまな体験活動に参加したところであります。

続きまして、図書館関係についてご説明申し上げます。

先月14日に開催しました教育委員会臨時会におきまして、亀山市立図書館整備基本構想について全会一致で議決いたしました。この基本構想により、図書館の亀山駅前への移転整備を教育委員会の方針として決定いたしました。今後は、亀山駅周辺整備事業との調整を図りつつ、整備推進に当たりましては、市民の皆様のご意見をいただきながら取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上、教育行政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村嘉孝君）

教育長の現況報告は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時43分 休憩）

（午前10時53分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第5、議案第63号から日程第29、報告第13号までの25件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第63号亀山市営住宅条例の一部改正についてでございますが、市では、低所得者などの住宅困窮者の居住の安定の確保を図るため、亀山市住生活基本計画において、平成30年度までに200戸の市営住宅を供給する目標を定めております。このうち70戸は、民間が所有する賃貸共同住宅を活用して供給することとしており、現在45戸の借り上げによる市営住宅を供給いたしております。こうした中、亀山市民間活用市営住宅事業により新たに借り上げる賃貸共同住宅5戸について、市営住宅として設置及び管理を行うこととするため、所要の改正を行うものでございます。

一方、公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部を改正する政令により公営住宅法施行令が改正され、また、公営住宅法施行規則及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令により、公営住宅法施行規則が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、借り上げによる市営住宅として、新所住宅を新たに設置いたします。

2つ目といたしまして、本条例で引用している公営住宅法施行規則「第8条」が「第7条」に繰り上げられ、同規則「第9条」及び「第11条」がそれぞれ「第10条」及び「第12条」に繰り下げられたことに伴い、条項の整理を行います。

3つ目といたしまして、本条例で引用している公営住宅法施行令「第11条」が「第12条」に繰り下げられたことに伴い、条項の整理を行います。なお、施行日は公布の日といたします。

続きまして、議案第64号平成29年度亀山市一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ1,726万1,000円を追加し、補正後の予算総額を210億9,884万1,000円といたしております。

最初に、歳出の主な補正内容についてご説明申し上げます。

総務費につきましては、社会保障・税番号制度に係る関連法令が改正されることに伴う既存システムの修正に要する経費を計上し、農林水産業費につきましては、みえ森と緑の県民税市町交付金事業において、環境林の整備をより一層進めるため、基金を財源に事業費の追加をいたしております。

次に、教育費につきましては、就学援助費において、来年度の新入学児童の新入学学用品費を入学前の3月に支給するため必要経費を計上するほか、国・県等の委託事業の採択に伴い、教育に係る調査研究など委託事業を行う経費を計上いたしました。

一方、歳入でございますが、補正財源といたしまして、前年度繰越金を計上いたしております。そのほか、債務負担行為補正として、関の山車会館整備事業のうち、2カ年で行う山車の展示棟の新築工事について、各年度の工事割合を変更する必要が生じたため、債務負担行為の限度額の変更をいたしております。

次に、議案第65号平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ509万9,000円を追加し、補正後の予算総額を52億4,829万9,000円といたしております。

主な補正内容は、退職被保険者等療養給付費を減額するほか、過年度療養給付費等負担金等の確定による返還金を計上いたしました。

次に、議案第66号平成29年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、診察衣・看護衣等賃借料の債務負担行為を追加いたしております。

以上が、一般会計補正予算及び特別会計補正予算並びに企業会計補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては、副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第67号平成28年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額204億5,516万9,634円に対し、歳出総額は197億5,592万1,209円となり、歳入歳出差引額は6億9,924万8,425円となっております。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源である3億6,872万7,214円を差し引いた実質収支額は、3億3,052万1,211円となり、黒字となっております。また、地方自治法第233条の2の規定により、実質収支額のうち1億7,000万円を財政調整基金に繰り入れております。

次に、議案第68号平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額50億4,405万6,505円に対し、歳出総額は50億3,895万6,575円となり、歳入歳出差引額は509万9,930円の黒字となっております。

次に、議案第69号平成28年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額9億955万7,708円に対し、歳出総額は8億9,442万7,977円となり、歳入歳出差引額は1,512万9,731円の黒字となっております。

次に、議案第70号平成28年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額4億5,857万3,873円に対し、歳出総額は4億4,235万4,513円となり、歳入歳出差引額は1,621万9,360円の黒字となっております。

以上が、平成28年度の一般会計並びに各特別会計の決算の状況でございます。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第71号平成28年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は13億1,712万7,219円、同支出は11億8,637万3,716円で、消費税を差し引いた当年度純利益は1億1,300万4,356円となり、前年度繰越利益剰余金1億6,590万7,220円及びその他未処分利益剰余金変動額1億4,509万9,412円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は4億2,401万988円となっております。

なお、当年度未処分利益剰余金の全額を建設改良積立金への積み立て及び資本金に組み入れるものといたします。

また、資本的収入の決算額は6,572万6,160円、同支出は4億7,281万1,510円で、収支差し引きで不足する額4億708万5,350円については、当年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

次に、議案第72号平成28年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につい

てでございますが、収益的収入の決算額は8,020万3,391円、同支出は5,275万6,239円で、消費税を差し引いた当年度純利益は2,744万7,152円となり、前年度繰越利益剰余金3,665万7,714円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は6,410万4,866円となっております。

なお、当年度未処分利益剰余金のうち4,900万円については、減債積立金及び建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものいたします。

また、資本的収入はなく、同支出の決算額は2,422万3,819円となっており、収支差し引きで不足する額2,422万3,819円については、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

次に、議案第73号平成28年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は9億4,149万6,053円、同支出は8億9,831万1,596円で、消費税を差し引いた当年度純利益は1,331万4,213円となり、前年度繰越利益剰余金2,221万727円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は3,552万4,940円となっております。なお、当年度未処分利益剰余金の全額を減債積立金に積み立てるものいたします。

また、資本的収入の決算額は11億1,019万780円、同支出は13億3,926万4,038円となっており、収支差し引きで不足する額2億2,907万3,258円については、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

次に、議案第74号平成28年度亀山市病院事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は14億7,874万6,302円、同支出は17億3,965万6,076円で、消費税を差し引いた当年度純損失は2億6,159万2,450円となり、前年度繰越欠損金7億1,006万1,989円と合わせて、当年度未処理欠損金は9億7,165万4,439円となっております。

また、資本的収入の決算額は3億4,186万5,345円、同支出は1億3,786万8,110円となっております。

以上、各企業会計決算の詳細につきましては、所管するそれぞれの担当部・局長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第75号工事請負契約の締結についてでございますが、野村布気線池部工事について、平成29年8月8日付で仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の方法は、条件つき一般競争入札事後審査型で、契約の金額は3億1,082万4,000円、契約の相手方は、亀山市東御幸町233番地3、堀田建設株式会社、代表取締役 堀田 誠でございます。

続きまして、議案第76号市道路線の認定についてでございますが、開発行為により設置された新規路線である羽若35号線の市道路線の認定につきまして、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第77号平成29年度亀山市一般会計補正予算（第3号）についてございま

すが、補正額は、歳入歳出それぞれ620万円を追加し、補正後の予算総額を211億504万1,000円といたしております。

補正内容でございますが、歳出では、教育費において、亀山駅前での新図書館の整備に向けた図書館整備基本計画を策定するための経費を、歳入では、補正財源といたしまして前年度繰越金を計上いたしております。

なお、詳細につきましては、副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第78号市道路線の認定についてでございますが、亀山駅周辺整備事業に伴う新規路線である御幸8号線の市道路線の認定につきまして、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、報告第5号決算に関する附属書類の提出についてでございますが、決算の認定に関連いたしまして、地方自治法及び同法施行令の規定により、主要施策の成果報告書など附属書類をあわせて提出いたしておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第6号健全化判断比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率とされる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を報告するものでございます。

平成28年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質収支額、資金不足額ともに赤字となっておりますので、指標なしとなっております。

また、実質公債費比率は、元利償還額及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合をあらわし、1.4%となっております。さらに、将来負担比率は、将来負担額に対し充当可能財源等が上回るため、指標なしとなっております。

このように、平成28年度決算に基づく健全化判断比率は、早期財政健全化及び財政再生の両基準に対して十分に余裕を持った指標となっております。

次に、報告第7号から報告第11号までの資金不足比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業各会計の資金不足比率を報告するものでございます。

平成28年度決算に基づく資金不足比率は、資金不足額の営業収益に対する割合をあらわしており、各会計ともに資金不足が生じていないため、全て指標なしとなっております。

次に、報告第12号平成28年度亀山市一般会計継続費精算報告についてでございますが、平成27年度から平成28年度の2カ年継続事業として実施いたしました、し尿処理施設長寿命化事業が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第13号専決処分の報告についてでございますが、市道平尾1号線において発生した物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成29年8月3日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、簡単ではございますが、本議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村嘉孝君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に平成29年度各会計補正予算についての補足説明を求めます。

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

それでは、今議会に提出をいたしました補正予算の主な項目につきまして、補足説明をさせていただきます。

初めに、一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

予算書の2ページをごらんいただきたいと存じます。

下段の第2表の債務負担行為補正でございますが、関の山車会館整備事業につきまして、今年度と来年度の2カ年で建設を行います展示棟の新築工事におきまして、各年度の工事割合を変更する必要が生じたので、債務負担行為の限度額の変更を行うものでございます。

続きまして、予算に関する説明書の歳出からご説明を申し上げます。

11ページをお願いいたします。

第2款総務費の上段、市民協働センターの施設管理費16万円につきましては、空調機の内部洗浄とフィルターの交換を行うための経費でございます。

次に中段、戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳ネットワークシステム費420万円につきましては、住民基本台帳法施行令が改正されることに伴いまして、マイナンバーカード等に旧姓が記載できるよう、システム修正委託料を計上いたしました。

次に、13ページをお願いいたします。

上段の第3款民生費の民間保育所補助費35万5,000円につきましては、新入園児の障がい児が増加したことにより、障がい児保育事業費補助金を増額するものでございます。

次に、中段の第4款衛生費の母子保健事業170万5,000円につきましては、職員の育児休業の代がえとして、臨時職員1名分の賃金を計上いたしました。

次に、下段の第6款農林水産業費のみえ森と緑の県民税市町交付金事業171万円につきましては、環境林の整備をより一層進めるため、みえ森と緑の県民税市町交付金基金を活用いたしまして、鈴鹿川等流域再生事業に係る業務委託料を増額するものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

中段の第10款の教育費の小学校費、要・準要保護児童援助費180万円につきましては、就学援助費のうち、新入学学用品を入学前の3月に前倒しをして支給するための経費を計上いたしました。なお、中学校につきましても、同様に前倒し支給いたしますが、既決予算の範囲内で対応できる見込みでありますことから、今回の補正予算としては計上をいたしてございません。

次に、下段の幼稚園費の一般管理費252万4,000円につきましては、職員の育児休業の代がえとして、臨時職員1名分の賃金を計上いたしてございます。

次に、17ページをお願いいたします。

中段の教育研究費の道徳・人権教育推進事業24万円につきましては、県の人権教育研究推進事業等の指定校に加太小学校、亀山中学校区が指定をされましたので、県の委託事業として実施する経費を計上いたしました。

次の学力向上推進事業27万8,000円につきましては、国立教育政策研究所の教育課程研究指定校事業に亀山東小学校が指定をされましたので、委嘱事業として実施する経費を計上いたしてございます。

次のカリキュラム・マネジメント事業284万5,000円につきましては、国の委託事業といたしまして、学習指導要領の改訂に伴い、効果的な指導計画や教材等について研究する経費を計上いたしました。

続きまして、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

戻りまして、7ページをお願いいたします。

上段の第14款の国庫支出金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金420万円につきましては、マイナンバーカード等の記載事項のシステム修正に対する補助金を計上いたしました。

次のカリキュラム・マネジメント事業委託金284万5,000円につきましては、先ほどの学習指導要領の改訂に伴う調査・研究に対する委託金の計上でございます。

下段の第15款県支出金の人権教育研究推進事業委託金18万円、子ども支援ネットワーク・グローイングアップ事業委託金6万円につきましては、それぞれ教育研究事業に対する委託金を計上いたしました。

次に、9ページをお願いいたします。

上段の第18款繰入金のみえ森と緑の県民税市町交付金基金繰入金171万円につきましては、環境林の整備をより一層進めるために実施する鈴鹿川等流域再生事業の財源として計上いたしてございます。

中段の第19款繰越金でございますが、今回の補正予算の財源として789万2,000円を計上いたしました。

下段の第20款諸収入の教育課程研究指定校事業委嘱金27万8,000円につきましては、教育研究事業に対する国立教育政策研究所からの委嘱金を計上いたしました。

続きまして、国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、29ページをお願いいたします。

上段の第2款保険給付費の退職被保険者等療養給付費2,614万4,000円の減額につきましては、退職被保険者数の減少による減額補正でございます。

下段の第9款諸支出金の保険税還付金300万円につきましては、社会保険へ遡及加入した被保険者が増加したことに伴いまして、過年度税過納還付金に不足が生じたことから増額をいたしてございます。

次に、31ページをお願いいたします。

償還金の過年度負担金返還金2,822万2,000円につきましては、平成28年度に受け入れました療養給付費等負担金や療養給付費交付金などの精算による返還金を計上いたしました。

次に、歳入でございますが、27ページをお願いいたします。

下段の第10款繰越金の前年度繰越金でございますが、今回の補正予算の財源として509万9,000円を計上いたしました。

続きまして、病院事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、33ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございますが、診察衣・看護衣等賃借料につきましては、今年度末をもって契約期間が終了いたしますので、新たに30年度から34年度までの5カ年の契約を締結するため、債務負担行為を追加いたしてございます。

続きまして、一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

補正予算書の9ページをごらんいただきたいと思います。

第10款教育費の図書館整備事業620万円につきましては、亀山駅前への新図書館の整備に向けて図書館整備基本計画を策定するため、仮称ではございますが、図書館整備推進委員会やワークショップの開催経費のほか、計画策定に係る支援業務委託料を計上いたしてございます。

次に、歳入でございますが、7ページでございます。

繰越金の前年度繰越金でございますが、今回の補正予算の財源といたしまして、620万円を計上いたしました。

以上をもちまして、補正予算の補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村嘉孝君）

副市長の補足説明は終わりました。

次に、平成28年度各会計決算について補足説明を求めます。

まず、会計管理者に平成28年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算についての補足説明を求めます。

西口会計管理者。

○会計管理者（西口美由紀君登壇）

それでは、議案第67号から議案第70号までの平成28年度亀山市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、歳入の主なものと、歳出は主要事業の中から主なものについて決算状況の補足説明をさせていただきます。

お手元の一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書並びに決算の附属書類の一般会計歳入歳出決算事項別明細書の30、31ページをごらんください。

まず、一般会計歳入の主なものでございますが、第1款市税は、主に法人市民税の減収により、調定額110億5,699万8,149円に対しまして、収入済額は103億3,453万8,769円、不納欠損額は3,797万5,161円、収入未済額は6億8,448万4,219円で、調定額に対します収納率は93.4%でございます。

また、市税の主な税目の収納率は、市民税は93.2%、固定資産税は95.2%、軽自動車税は87.4%、都市計画税は95.2%でございます。

なお、各会計の市税等の収納率は、収入済額から備考欄の還付未済額を差し引いた額で算出しております。

次に、34、35ページをごらんください。

第10款地方交付税の収入済額は、16億1,293万5,000円でございます。

次に、40、41ページ下段をごらんください。

第14款国庫支出金の収入済額は22億1,525万8,336円で、主なものは、43ページ上段の社会福祉費負担金の障がい者自立支援給付費負担金、また45ページ、社会福祉費補助金の年

金生活者等支援臨時福祉給付金事業費補助金、及び47ページ、道路橋梁費補助金の社会資本整備総合交付金などがございます。

次に、48、49ページ中ほどの第15款県支出金の収入済額は10億8,127万9,966円で、主なものは社会福祉費負担金の障がい者自立支援給付費負担金などがございます。

次いで、58、59ページ中ほどの第18款繰入金の収入済額は8億7,249万2,556円で、主なものは財政調整基金及び公共施設等基金からの繰入金でございます。

次に、60、61ページ下段の第19款繰越金の収入済額は5億2,950万9,863円で、前年度繰越金でございます。

次に、68、69ページ、第21款市債の収入済額は14億4,850万円で、主なものとしたしましては、臨時財政対策債を初め、清掃債のし尿処理施設長寿命化事業債、道路橋梁債の野村布気線整備事業に伴います合併特例債、小学校債の学校教育施設整備事業債などがございます。

同ページ下段の歳入合計は、予算現額215億117万870円に対しまして、調定額は214億6,643万3,572円で、収入済額は204億5,516万9,634円でございます。また、不納欠損額は4,123万1,631円、収入未済額は9億7,003万2,307円でございます。

続きまして、一般会計の歳出についてご説明させていただきます。

まず、第2款総務費でございますが、97ページ下段をごらんください。

地区コミュニティセンター充実事業は、天神・和賀地区コミュニティセンター駐車場用地購入費などに要した経費2,202万8,446円、また101ページの行政事務システム管理費1億1,469万4,207円は、住民情報系システム事業で4,572万3,028円、内部情報系システム事業で3,880万1,475円、103ページ、社会保障・税番号制度システム導入事業で繰越明許を含め、情報セキュリティ強化対策機器購入及び導入業務委託料などに要した経費2,388万7,332円が主なものでございます。

次に、第3款民生費でございますが、121ページ中ほどをごらんください。

臨時福祉給付金給付事業で4,019万3,305円、123ページ、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業で1億2,814万1,388円、また、135ページ下段の福祉医療費助成事業の子ども医療費などで1億8,103万5,504円が主なものでございます。

続きまして、第4款衛生費でございますが、151ページ中ほどをごらんください。

がん検診推進事業で9,080万6,285円、167ページ下段の合併特例事業の通次繰越金、し尿処理施設長寿命化事業で衛生公苑し尿処理施設基幹的整備改良工事に要した経費で4億3,964万8,000円が主なものでございます。

次に、第6款農林水産業費でございますが、173ページ上段をごらんください。

有害鳥獣対策事業は、獣害被害防止対策の補助金等に要した経費1,710万9,937円が主なものでございます。

次に、第7款商工費でございますが、185ページ上段をごらんください。

地域生活交通再編事業は、さわやか号などの運行等に要した経費1億1,145万9,466円が主なものでございます。

次に、第8款土木費でございますが、197ページ中ほどをごらんください。

合併特例事業の野村布気線整備事業で移転補償費など繰越明許費を含め3億3,229万634

円、199ページ下段の社会資本整備総合事業の舗装老朽化対策事業、工事請負費で1億1,993万760円が主なものでございます。

次に、第9款消防費でございますが、217ページ上段をごらんください。

緊急防災事業の車両整備費は、小型動力ポンプつき積載車2台の購入費1,587万6,000円が主なものでございます。

次に、第10款教育費でございますが、223ページをごらんください。

中ほどの学校整備事業は、川崎小学校改築事業の工事請負費で、電気及び機械設備工事、建築工事に要した経費4億2,494万8,048円、253ページ上段の関の山車会館整備事業で、用地購入費など4,678万1,841円が主なものでございます。

次に、第11款公債費でございますが、266、267ページ上段をごらんください。

元金償還金が20億4,417万8,481円、利子償還金が1億3,341万284円でございます。

次に、第12款諸支出金でございますが、同ページ中ほどをごらんください。

財政調整基金ほか8基金への積み立てで、1億333万5,764円が主なものでございます。

次に、第14款災害復旧費でございますが、268、269ページ下段をごらんください。

現年発生、単独災害復旧事業の農業用施設等災害復旧事業で、工事請負費等3,119万7,342円が主なものでございます。

270、271ページ下段をごらんください。

歳出合計は、予算現額215億117万870円に対しまして、支出済額は197億5,592万1,209円、継続費通次繰越は8億9,383万5,952円、繰越明許費は2億4,162万9,640円で、不用額は6億978万4,069円でございます。

続きまして、国民健康保険事業特別会計でございます。

まず、歳入でございますが、274、275ページをごらんください。

第1款国民健康保険税の収入済額は9億4,427万9,167円、不納欠損額は5,730万4,146円、収入未済額は3億7,512万9,551円で、調定額に対します収納率は68.5%でございます。

276、277ページの中ほどの第3款国庫支出金の収入済額は、療養給付費等負担金など9億5,333万5,087円、278、279ページの下段の第6款前期高齢者交付金の収入済額は13億5,343万6,093円、第7款共同事業交付金の収入済額は10億7,440万6,015円で、280、281ページ、第8款繰入金は、一般会計繰入金で2億8,801万277円でございます。

282、283ページ下段の歳入合計をごらんください。

予算現額51億7,477万6,000円に対しまして、調定額は54億7,649万202円、収入済額は50億4,405万6,505円、不納欠損額は5,730万4,146円、収入未済額は3億7,512万9,551円でございます。

一方、歳出でございますが、286、287ページ中ほどをごらんください。

第2款保険給付費の支出済額は31億4,151万5,353円、290、291ページ中ほどの第3款後期高齢者支援金等の支出済額は5億6,512万7,810円、292、293ページ下段

の第7款共同事業拠出金の支出済額は9億8,423万5,603円でございます。

296、297ページ下段の歳出合計は、予算現額51億7,477万6,000円に対しまして、支出済額は50億3,895万6,575円、不用額は1億3,581万9,425円でございます。

次に、後期高齢者医療事業特別会計でございます。

300、301ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、第1款後期高齢者医療保険料の収入済額は3億7,423万8,488円、不納欠損額は27万500円、収入未済額は307万6,394円で、調定額に対します収納率は99.0%でございます。

第3款繰入金は、一般会計からの繰入金で、収入済額は5億1,701万6,392円でございます。

歳入合計は、下段でございますとおり、予算現額9億338万6,000円に対しまして、調定額は9億1,290万4,152円、収入済額は9億955万7,708円、不納欠損額は27万500円、収入未済額は307万6,394円でございます。

一方、歳出でございますが、302、303ページ下段をごらんください。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金が支出の大半を占めており、その支出済額は8億6,419万5,467円でございます。

歳出の合計は、304、305ページ下段でございますとおり、予算現額9億338万6,000円に対しまして、支出済額8億9,442万7,977円、不用額は895万8,023円でございます。

最後に、農業集落排水事業特別会計でございます。

308、309ページをごらんください。

歳入でございますが、第2款使用料及び手数料は施設使用料などで、収入済額は1億627万7,810円、不納欠損額は6万2,900円、収入未済額は144万2,646円で、調定額に対します収納率は98.6%でございます。

第3款県支出金の収入済額は、378万4,000円でございます。

第5款の繰入金は、一般会計及び基金からの繰入金で、収入済額は3億1,464万7,000円でございます。

歳入合計は、下段でございますとおり、予算現額4億5,591万2,000円に対しまして、調定額4億6,037万7,499円、収入済額は4億5,857万3,873円、不納欠損額は6万2,900円、収入未済額は174万726円でございます。

一方、歳出でございますが、第1款事業費では、311ページ下段の処理施設維持管理費に要した経費1億8,790万1,373円、313ページ、第2款公債費で、元金償還金1億3,950万473円、利子償還金5,983万2,468円が主なものでございます。

歳出合計は、下段でございますとおり、予算現額4億5,591万2,000円に対しまして、支出済額は4億4,235万4,513円、不用額は1,355万7,487円でございます。

また、316ページから319ページにかけましては、一般会計及び各特別会計の実質収支に関する調書でございます。

一般会計実質収支額3億3,052万1,211円のうち、地方自治法第233条の2の規定によ

り財政調整基金への繰入金は1億7,000万円でございます。

なお、322ページ以降の財産に関する調書、別冊の一般会計及び各特別会計決算資料につきましては、ごらんおきいただきたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、平成28年度亀山市一般会計及び各特別会計の決算についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村嘉孝君）

会計管理者の補足説明は終わりました。

説明の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時46分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上下水道局長に平成28年度亀山市水道事業会計決算について、平成28年度亀山市工業用水道事業会計決算について及び平成28年度亀山市公共下水道事業会計決算についての補足説明を求めます。

宮崎上下水道局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

それでは、議案第71号平成28年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましてご説明申し上げます。

平成28年度亀山市水道事業会計決算書の3ページ、4ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出でございますが、収入、第1款水道事業収益の決算額は13億1,712万7,219円で、前年度より1,315万円程度減少しております。

第1項営業収益の決算額は11億6,051万8,809円で、その大半が給水収益でございます。

第2項営業外収益の決算額は1億5,660万7,330円で、主なものは長期前受金戻入でございます。

一方、支出につきましては、第1款水道事業費用の決算額は11億8,637万3,716円で、前年度より1,877万円程度減少しております。

第1項営業費用の決算額は11億4,29万101円で、主なものは三重県企業庁への受水費、減価償却費、水道施設の維持管理に要した費用でございます。

第2項営業外費用の決算額は8,204万3,410円で、主なものは企業債利息でございます。

次に、5ページ、6ページの資本的収入及び支出でございますが、収入、第1款資本的収入の決算額は6,572万6,160円で、前年度より1,626万円程度増加しております。

第1項工事負担金の決算額は5,952万480円で、主なものは公共下水道事業に伴う配水管移設工事負担金や舗装復旧に伴う一般会計からの工事負担金でございます。

第2項負担金の決算額は620万5,680円で、主なものとして消火栓設置に伴う一般会計からの負担金でございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出の決算額は4億7,281万1,510円で、前年

度より688万円程度増加しています。

第1項建設改良費の決算額は2億9,916万1,546円で、15ページから17ページに記載の工事を施行しております。

第2項企業債償還金の決算額は、1億7,364万9,964円でございます。

以上により、資本的収入から資本的支出を差し引き、不足する額4億708万5,350円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1,726万8,513円、当年度分損益勘定留保資金2億4,471万7,425円及び建設改良積立金1億4,509万9,412円で補填しております。

次に、7ページの平成28年度亀山市水道事業損益計算書につきましては、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間における状況で、当年度純利益は、下から4段目に記載の1億1,300万4,356円でございます。

次に、8ページの下段、平成28年度亀山市水道事業剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金4億2,401万988円のうち、建設改良積立金に2億7,891万1,576円を積み立て、また資本金に1億4,509万9,412円を組み入れるものでございます。

次に、9ページ、10ページの貸借対照表につきましては、まず資産の部ですが、1. 固定資産のうち有形固定資産合計額は95億9,811万94円となっており、この明細につきましては、25ページ、26ページに記載のとおりでございます。

2. 流動資産は、現金預金、未収金及び貯蔵品などで、合計額は9億7,449万9,346円、資産合計として105億7,349万740円でございます。

10ページ、負債の部につきましては、3. 固定負債の企業債及び4. 流動負債の企業債につきましては27ページから30ページの企業債明細書のとおりで、1年以内に償還する分が流動負債であり、残りが固定負債となります。

5. 繰延収益につきましては、長期前受金及び長期前受金収益化累計額の合計で38億8,160万1,600円となっております。

資本の部、6. 資本金の合計額は、組入資本金の増加により41億3,514万9,238円となり、7. 剰余金、利益剰余金合計は5億5,757万5,271円となっております。

以上、負債資本合計が105億7,349万740円となっております。

次に、21ページのキャッシュ・フロー計算書では、下から3段目のとおり、資金が4,093万874円減少しております。

以上が、議案第71号平成28年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての補足説明でございます。

続きまして、議案第72号平成28年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましてご説明申し上げます。

平成28年度亀山市工業用水道事業会計決算書の3ページ、4ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出でございますが、収入、第1款工業用水道事業収益の決算額は8,020万3,391円となっており、前年度とほぼ同額でございます。

第1項営業収益の決算額は7,327万3,698円で、2事業所からの給水収益でございます。

第2項営業外収益の決算額は692万9,693円で、主なものは長期前受金戻入でございます。

一方、支出につきましては、第1款工業用水道事業費用の決算額は5,275万6,239円で、前年度より795万円程度減少しています。

第1項営業費用の決算額は4,308万1,174円で、主なものは減価償却費、施設の維持管理に要した費用でございます。

第2項営業外費用の決算額は967万5,065円で、主なものは企業債利息でございます。

次に、5ページ、6ページの資本的収入及び支出でございますが、まず収入の決算額はゼロでございます。支出でございますが、決算額は2,422万3,819円で、企業債償還金でございます。

資本的収入額ゼロに対し、資本的支出額2,422万3,819円の不足につきましては、過年度分損益勘定留保資金2,114万2,929円及び当年度分損益勘定留保資金308万890円で補填しております。

次に、7ページの平成28年度亀山市工業用水道事業損益計算書につきましては、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間における状況で、当年度純利益は、下から4段目に記載の2,744万7,152円となっております。

次に、8ページ下段の平成28年度亀山市工業用水道事業剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金6,410万4,866円のうち、未処分利益剰余金4,900万円につきましては、減債積立金に1,900万円、建設改良積立金に3,000万円を積み立て、剰余を繰り越すものでございます。

次に、9ページ、10ページの貸借対照表につきましては、まず資産の部ですが、1. 固定資産の有形固定資産合計額は4億9,613万865円となっており、この詳細につきましては、19ページ、20ページの固定資産明細書のとおりでございます。

2. 流動資産は、現金・預金及び未収金で、合計額は2億409万6,640円、資産合計は7億22万7,505円でございます。

10ページの負債の部につきましては、3. 固定負債の企業債及び4. 流動負債の企業債につきましては19ページ、20ページの企業債明細書のとおりで、1年以内に償還する分が流動負債であり、残りが固定負債となります。

5. 繰延収益につきましては、長期前受金及び長期前受金収益化累計額で1億7,223万1,843円となっております。

資本の部、6. 資本金は1,639万8,428円、7. 剰余金、利益剰余金合計額は1億6,510万4,866円となっております。

以上、負債資本合計は7億22万7,505円となっております。

次に、17ページのキャッシュ・フロー計算書ですけれども、下から3段目のとおり、資金が2,655万9,816円増加しています。

以上が、議案第72号平成28年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての補足説明でございます。

続きまして、議案第73号平成28年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましてご説明申し上げます。

平成28年度亀山市公共下水道事業会計決算書の2ページ、3ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出でございますが、収入、第1款下水道事業収益の決算額は9億4,1

49万6,053円で、前年度より2,726万円程度減少しております。

第1項営業収益の決算額は4億2,284万4,080円で、その大半が下水道使用料でございます。

第2項営業外収益の決算額は5億1,865万1,973円で、主なものは他会計からの負担金及び長期前受金戻入でございます。

一方、支出につきましては、第1款下水道事業費用の決算額は8億9,831万1,596円で、前年度より2,235万円程度減少しております。

第1項営業費用の決算額は7億5,166万172円で、主なものとして減価償却費、流域下水道維持管理負担金及び管路の維持管理に要した費用でございます。

第2項営業外費用の決算額は1億4,665万1,424円で、主なものは企業債利息でございます。

次に、4ページ、5ページの資本的収入及び支出でございますが、収入、第1款資本的収入の決算額は11億1,019万780円で、前年度より2億673万円程度減少しております。

第1項企業債の決算額は5億1,630万円で、公共下水道事業債及び流域下水道事業債でございます。

第2項他会計負担金の決算額8,857万1,000円と第3項他会計補助金の決算額2,371万8,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

第4項国庫補助金の決算額は3億6,441万8,980円で、社会資本整備総合交付金でございます。

第5項負担金及び分担金の決算額は1億1,718万2,800円で、受益者負担金及び工事負担金でございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出の決算額は13億3,926万4,038円で、前年度より3,139万円程度増加しております。

第1項建設改良費の決算額は9億9,047万8,428円で、主に35ページに記載の工事を施行しております。

第2項企業債償還金の決算額は3億4,878万5,610円でございます。

以上により、資本的収入から資本的支出を差し引き不足する額2億2,907万3,258円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,588万6,945円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,987万244円、過年度分損益勘定留保資金1億7,331万6,069円で補填しております。

次に、6ページの平成28年度亀山市公共下水道事業損益計算書につきましては、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間における状況で、当年度純利益は、下から4段目に記載の1,331万4,213円でございます。

次に、10ページ、平成28年度亀山市公共下水道事業剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金3,552万4,940円を全額減債積立金に積み立てるものでございます。

次に、12ページ、13ページの貸借対照表につきましては、まず資産の部ですが、1. 固定資産のうち有形固定資産合計額は144億322万4,705円で、無形固定資産は14億8,281万127円となっており、この明細につきましては、22ページ、23ページに記載のとおりでござ

ざいます。

次に、2. 流動資産は、現金預金及び未収金で、合計額は8億353万8,331円、資産合計として167億2,539万753円でございます。

13ページ、負債の部、3. 固定負債の企業債及び4. 流動負債の企業債につきましては24ページから31ページの企業債明細書のとおりで、1年以内に償還する分が流動負債であり、残りが固定負債となります。

5. 繰延収益につきましては、長期前受金76億607万8,262円となっております。

資本の部、6. 資本金の合計額は、出資金も含め3億7,518万810円となり、7. 剰余金は、資本剰余金と14ページの利益剰余金の合計額は4,432万2,810円となっております。

以上、負債資本合計は167億2,539万753円となっております。

次に、15ページのキャッシュ・フロー計算書ですけれども、下から3段目のとおり、資金が1億8,439万4,921円増加しています。

以上が、議案第73号平成28年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての補足説明でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村嘉孝君）

上下水道局長の補足説明は終わりました。

次に、医療センター事務局長に平成28年度亀山市病院事業会計決算についての補足説明を求めます。

古田医療センター事務局長。

○医療センター事務局長兼地域医療部長（古田秀樹君登壇）

それでは、議案第74号平成28年度亀山市病院事業会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

平成28年度亀山市病院事業会計決算書の1、2ページをごらんいただきたいと思います。

収益的収入及び支出のうち収入につきましては、第1款病院事業収益の決算額が14億7,874万6,302円で、内訳は第1項医業収益12億3,971万8,340円と、第2項医業外収益2億3,902万7,962円でございます。

支出につきましては、第1款病院事業費用の決算額が17億3,965万6,076円で、内訳は第1項医業費用16億9,278万8,340円と、第2項医業外費用4,685万5,432円、第3項特別損失1万2,304円でございます。

これを収支いたしますと、2億6,090万9,774円の不足となっております。

次に、3、4ページをごらんいただきたいと思います。

資本的収入及び支出のうち収入につきましては、第1款資本的収入の決算額が3億4,186万5,345円で、内訳は第1項出資金4,186万5,345円と、第2項固定資産売却代金3億円でございます。

支出につきましては、第1款資本的支出の決算額が1億3,786万8,110円で、内訳は第1項建設改良費6,757万92円と、第2項企業債償還金6,279万8,018円、第3項投資750万円でございます。

収入のうち、第2項固定資産売却代金3億円につきましては、平成23年12月に購入した大阪

府債を売却したものでございます。この売却益により、2億399万7,235円の黒字となったものでございます。

次に、5ページの平成28年度亀山市病院事業損益計算書をごらんください。

ここからは、法定書式によりまして消費税抜きで記載しております。

1の医業収益は12億3,654万6,408円で、これに対し、2の医業費用が16億6,591万7,325円であり、差し引きしました医業収支は4億2,937万917円の医業損失となっております。

3の医業外収益は2億3,856万62円で、これに対し、4の医業外費用は7,076万9,291円であり、差し引きしました医業外収支は1億6,779万771円の利益となっております。

これらの医業損失と医業外利益を差し引きいたしました2億6,158万146円が経常損失となり、そこに特別損失1万2,304円を算入いたしますと、平成28年度の純損失は2億6,159万2,450円となります。これに前年度繰越欠損金の7億1,006万1,989円を合わせますと、当年度未処理欠損金は9億7,165万4,439円となっております。

次に、6ページの平成28年度亀山市病院事業剰余金計算書をごらんください。

表の資本金欄、自己資本金は、政府債償還元金の3分の2を補填いただく他会計出資金4,186万5,345円を加えまして、35億3,582万4,336円となっております。

剰余金欄、利益剰余金につきましては、当年度純損失2億6,159万2,450円の計上により、利益剰余金の当年度末残高がマイナス9億7,165万4,439円となり、資本合計は25億8,194万8,067円となっております。

下段の平成28年度亀山市病院事業欠損金処理計算書につきましては、当年度の処分額がありませんので、当年度末残高と処分後残高に変更はございません。

次に、7、8ページの平成28年度亀山市病院事業貸借対照表をごらんください。

資産の部につきましては、1. 固定資産は、土地、建物、構築物等の有形固定資産と電話加入権の無形固定資産、長期貸付金、投資有価証券、長期前払消費税の投資で、合計25億4,544万3,060円となっております。

2. 流動資産は、現金預金、未収金、貯蔵品で、合計6億3,022万2,320円となっております。

以上、資産合計は31億7,566万5,380円となっております。

負債の部につきましては、3. 固定負債は、平成29年度償還元金を除く企業債と、平成27年度に導入した病院総合情報システムに係るリース債務及び退職給付引当金で、合計2億7,166万9,513円となっております。

流動負債は、平成29年度の償還元金である企業債と病院総合情報システムに係るリース債務及び未払金、賞与引当金で、合計3億1,925万7,859円となっております。

5の繰延収益につきましては、補助金等により取得した資産のみなし償却廃止に伴い平成26年度に設けられたもので、278万9,941円を計上しております。

以上、負債合計は5億9,371万7,313円となっております。

8ページ下段の資本の部につきましては、6. 資本金は、自己資本金35億3,582万4,336円となっております。

7. 剰余金は、資本剰余金1,777万8,170円と欠損金9億7,165万4,439円で、合計はマイナス9億5,387万6,269円となり、資本の合計は25億8,194万8,067円となっております。

負債資本の合計は31億7,566万5,380円となり、資産の合計額と合致しております。

以上、議案第74号平成28年度亀山市病院事業会計決算の認定についての補足説明とさせていただきます。

なお、10ページ以降の附属書類もあわせてご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村嘉孝君）

医療センター事務局長の補足説明は終わりました。

以上で、上程各案に対する提案説明は終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村嘉孝君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

続いてお諮りします。

あす26日から9月4日までの10日間は、議案精査のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村嘉孝君）

ご異議なしと認めます。

あす26日から9月4日までの10日間は、休会することに決定しました。

次の会議は9月5日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 1時31分 散会）

平成 2 9 年 9 月 5 日

亀山市議会定例会会議録（第 2 号）

●議事日程（第2号）

平成29年9月5日（火）午前10時 開議

第 1 諸報告

第 2 上程各案に対する質疑

議案第63号 亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第64号 平成29年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

議案第65号 平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第66号 平成29年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について

議案第67号 平成28年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第68号 平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第69号 平成28年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第70号 平成28年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第71号 平成28年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第72号 平成28年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第73号 平成28年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第74号 平成28年度亀山市病院事業会計決算の認定について

議案第75号 工事請負契約の締結について

議案第76号 市道路線の認定について

議案第77号 平成29年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

議案第78号 市道路線の認定について

報告第5号 決算に関する附属書類の提出について

報告第6号 健全化判断比率の報告について

報告第7号 亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第8号 亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第9号 亀山市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第10号 亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について

報告第11号 亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について

報告第12号 平成28年度亀山市一般会計継続費精算報告について

報告第13号 専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	福沢美由紀君	8番	森美和子君
9番	鈴木達夫君	10番	岡本公秀君
11番	伊藤彦太郎君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	坂口一郎君	健康福祉部長	佐久間利夫君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	松本昭一君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	嶋村明彦君
関支所長	久野友彦君	子ども総合センター長	伊藤早苗君
上下水道局長	宮崎哲二君	財務部参事	落合浩君
市民文化部参事	深水隆司君	建設部参事	亀淵輝男君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長兼 消防署参事	平松敏幸君
地域医療統括官	伊藤誠一君	医療センター 事務局長兼 地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育次長	大澤哲也君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君
選挙管理委員会 事務局長	松村大君		

●事務局職員

事務局長	草川博昭	書記	大田より子
書記	村主健太郎		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（中村嘉孝君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

日程第1、諸報告をします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書2件が提出されておりますので、ご報告します。

次に、日程第2、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。質疑に当たっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるもので、議題の範囲を超えて、また一般質問にならないようにご注意をお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

12番 宮崎勝郎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

皆さん、おはようございます。

きょうは晴天に恵まれて、また皆さん方の胸元に緑の羽がついております。爽やかにいこうと思っておりますが、緑風会の宮崎でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は、質疑に当たっては、先ほど議長、注意事項を与えられましたので、万が一それの場合には注意していただいて結構でございます。よろしくお願ひいたします。

そこで、きょうは議案について5つ、それから専決、報告事項について1つということで、60分与えられておりますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますので、答弁のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、早速でございます。1番目に、議案第67号平成28年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑をさせていただきます。

この中で3つの項目に分けて質疑をお願ひしたいと思ひますが、まず決算についてどのように評価しておるのか。それから当初予算、また最終予算に対しての執行比率がわかればお聞かせ願ひたい。それから、3番目に施策・事業に対する評価についてお尋ねしたいと思っております。

まず、最初の1点目でございます。市長の現況報告によりまして、平成28年度の一般会計の決算は、第1次総合計画の最終年度として推進してきたため、限られた財源で執行された。歳入総額が204億5,517万、歳出総額が197億5,592万1,000円で、実質収支は3億3,052万1,000円の黒であると報告されておりますが、これについて、この決算について市長としてどのように評価されておるのか。先ほど申し上げました現況報告についての評価でございますが、これについても外部評価委員会のほうからも受けておりますけれども、市長としてどのように評価されておるのか、まずお尋ねしたいと思ひます。

○議長（中村嘉孝君）

12番 宮崎勝郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

宮崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

平成28年度一般会計決算の評価でございますが、第1次総合計画の最終年度として事業の推進に取り組むとともに、第2次行財政改革大綱前期実施計画を着実に実践することで、持続可能な行財政運営の確立に努めたところでございます。

その結果として、平成28年度は川崎小学校の改築事業や関の山車会館整備事業、し尿処理施設の長寿命化事業や野村布気線整備事業などのハード事業を、また利用ニーズが高まっております障がい児（者）の自立支援事業や国の経済対策として実施をいたしました年金受給者等臨時福祉給付金給付事業などのソフト事業を行ったところでございます。

さらに、新しい自治の仕組みづくりにおきまして、市内22の全地区でまちづくり協議会が設立をされまして、地域課題の解決に取り組む自治組織として活動を開始いただくなど、第1次総合計画の後期基本計画に掲げました第2次実施計画の事業は、おおむね計画どおりに推進できたものと考えております。

そのほか財政指標におきましては、市税等の一般財源がご案内のように減収となりましたことから、経常収支比率が89.1%と前年度から2.2ポイント、公債費負担比率が14.6%と前年度から0.7ポイント後退した比率となりました。しかし、財政調整基金残高は前年度に比べまして約2億7,000万円の減にとどめた約40億円を確保し、市債残高は8年連続減少といたしているところでございまして、財政の健全性は一定程度の確保ができたものというふうに捉えておるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

評価に対していろいろお聞かせいただきました。市長の評価では思惑どおりであったなというふうに私も感じたわけですが、その中で特に歳入において市税等の減によって非常に難しかっただろうなというふうには私は思ったんですが、その中で財調の取り崩しによって補填してきた。しかし、最終的に財調がこのような状況で取り崩していった場合、今後この財調、財源としての持ちこたえができるかなというふうに思っております。今回、また財調には積み残して、40億でしたかな、というふうには私は思っておるんですが、今後そのような中でどのように計画していくか。この決算を見て、今後、財源の確保については非常に大事かと思えます。今後もさらに市税なんかは伸びる見込みも今のところ私も見通せませんが、そういうような部分も含めて、今後のこういう執行についてどのように感じているのかというのを、決算を思っただけで今後の思いを聞かせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、議員ご指摘をいただいたような減収の基調であるとか、同時に例えば扶助費の増加とか投資

的経費の伸びが今後想定されるわけでございます。そういう中で、私どもとしては将来も見据え、あるいは現実を見据えて最適な政策判断をしっかりとっていく、新しい総合計画も動き出しておりますので、その財源確保のためにさまざまな視点からの取り組みを従前にも増して強化していきたいと思っております。

その1点におきましては、行財政改革の推進につきましては、お示しをいたしております116項目の行財政改革大綱の具現化は、その財源確保におきましても、あるいは政策の質の推進におきましても、大事だというふうに考えておるところです。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今、答弁いただきましたようなことも今後よろしく願いして、この項は終わりたいと思っております。

それでは次に、2項目めでございますが、ここでは当初予算に対する執行比率というふうに出しておりますけれども、最終的に補正等で調整した中での最終予算に対しての比率でも結構でございますので、お聞かせ願いたいなというふうに思っております。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから最終補正後の執行率についてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

28年度決算における予算の執行率でございますが、215億117万870円に対しまして歳出決算額は197億5,591万1,209円で、執行率は91.9%、前年度の94.3%と比較して2.4ポイント減となったところでございます。

執行率を款別で見ますと、予算規模の大きい費目として、民生費では予算額67億4,867万3,680円に対し、執行率は95.3%で、前年度に比べ1.5ポイント減となっております。また、予算額のうち翌年度繰越額と不用額の合計は3億1,847万526円となったところでございます。

次に、教育費では予算額31億3,124万円に対して執行率は69.0%で、前年度に比べ28.9ポイントと大きく減となったところでございます。また、予算額のうち翌年度繰越額と不用額の合計は9億7,001万5,587円で、翌年度繰越額9億1,076万2,950円のうち8億9,883万5,952円は川崎小学校改築事業に係る繰越額でございます。

次に、衛生費では予算額25億9,295万5,220円で執行率は96.9%で、前年に比べ13.7ポイント増となっております。また、予算額のうち不用額は8,010万7,414円となっております。執行率の上昇の要因については、27年度はし尿処理施設長寿命化事業における翌年度繰越額が4億3,965万220円であったところ、平成28年度は繰越額がなかったことによるものでございます。

平成28年度決算におきましては、歳出決算における不用額は前年度に比べ2,341万8,55

5円減となりましたが、翌年度繰越額が5億4,366万5,722円増加したことから、執行率が低下をいたしたものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

各費目まで答弁いただきました。

全予算で見ますと91.9%という比率でございますが、これが適当なパーセンテージであるのかどうか確認したいと思います。予算に対して100%執行が私は適当やなど。超すことにはだめだと思っておりますが、以内であればと思っておりますが、91%、約9%下げております。その点について、評価として、財務部長としてのお考えを聞かせていただきたい。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員おっしゃるように、28年度の執行率が91.9%ということで、前年度よりも2.4ポイント悪化をしました。これは余りよくないことだろうと思っております。それは、川崎小学校の改築事業が3月末で終わる予定が繰り越しをいたしましたので、結果としてこのような執行率が落ちてしまったということで少しご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

当然、事業の遅延ということもあるので、繰り越しにおける比率の低下ということもあると思っております。今後、繰り越しのない事業を考えていかなければならないだろうというふうに思っておりますが、それはそれぞれの各部の事業推進に当たってくるものと私は思っております。そこらを今後、留意をお願いしたいなと思っております。

それから、3つ目の項目に入ります。

それでは、この中で決算に対する資料を見せていただきました。その中で主要施策も当然ですが、施策と事業に対する評価について出ておるんですが、その中で主要事業でいくとAとつけられたのが40ございます。Bとつけられたのは31ございます。Cとつけられたのは3でございます。このような数字が出ております。これに対する評価として、全体の評価の中で企画総務のほうでやられてはおると思っておりますが、そこらをどのように判断されておるのか、まず答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

おはようございます。

ただいま宮崎議員が申されたAとBとCの評価につきましては、これは事務事業評価の内訳でございます。おっしゃるようにAが40、Bが31、Cが3ということでございます。それとあわせまして、今回、35の施策につきまして評価を行っております。これにつきましてはAが5つ

でBが29、Cが1というふうな結果になっておりまして、35のうちAとBを合わせて34と、あと事務事業評価についてはCが3つということでございますもので、おおむね28年度の施策・事業については十分な推進が図れたというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今、企画総務部長の話では、28年度は十分な推進ができたという評価でございます。しかし、私が思いますのにはCの3つ、これが私はちょっと苦になります。このCの3つについて、特に関係する部長さんの思いを聞かせていただきたいなど。できなかった思いもあると思います。その部分を、私からちょっと事業名を言います。まず、民間活用市営住宅事業、それから次に森林環境創造事業、次に高齢者・障がい者タクシー料金助成事業、この3点でございます。それぞれの部長さん、何か思いがありましたら聞かせていただきたい。なければ結構ですが、思いがあれば、よろしくお願いしたいなど。

○議長（中村嘉孝君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

おはようございます。

先ほどご指摘いただきました既存の民間住宅を活用した件数の部分で評価をさせていただいていますが、昨年度につきましては、ご承知のとおり、民間借り上げ型の住宅が一戸も借りることができなかったということで、ちょっと厳し目の評価になりましたけれども、C評価とさせていただいてございます。

○議長（中村嘉孝君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

おはようございます。

森林環境創造事業につきましては、施策評価シートの68ページの取り組みと成果の中段のところに、その評価を書かせていただいております。ちょっと読ませていただきますと、林業分野では、森林の持つ公益的機能の向上を図るため環境林の整備を行ったが、国・県の予算を確保できず、35.16ヘクタールの間伐にとどまったということでございます。

この69ページの右上の事業費を見ていただきますと、決算額が590万5,000円ということで、昨年度の当初予算額はたしか2,000万円ぐらいあったと思いますので、それぐらいの要望をさせていただいたのですが、3分の1程度の国・県の予算にとどまったというところでございます。

そこで、その反省を踏まえまして、今年度からは新たに、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用した鈴鹿川等源流域再生事業により環境林の整備に取り組んでおるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

佐久間健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

タクシー料金助成事業のほうでございますが、高齢者や障がい者の閉じこもり防止には一定の効果があったものとは存じますが、お一人お一人の生活実態や利用される距離の違いが反映できない一律の助成額であることに不公平感があるなどの課題もございますので、見直しの必要があると感じ、Cと評価したものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

3つについて私は特に取り上げました。特に松本建設部長の報告のありました民間借り上げの住宅事業がなかったということでございます。これは、この後ほどに条例改正の議案も出ておりますので、そこでも質問させていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひますが、いずれにしても昨年一件もなしというのは、事業を計画した中で一件もないというのは残念でございます。今後はよろしくお願ひしたいなというふうにしてあります。

それから、森林再生事業についても、後ほど補正予算の中で質問を取り上げてありますので、またその点、よろしくお願ひしたいなど。

タクシー助成事業については、特に今の答弁の中でも見直しという中で、地域公共交通計画の再編の中で全般にわたって見直しをしておるといふふうには私思ひてありますが、高齢者・障がい者の足でございます。もともとこの事業をされたときには、そういう高齢者の方に社会的に進出してもらって元気に生活を送ってもらうというのが一つの狙いだったと思うんですが、これを見直しも含めての話でございますので、今後、検討はしていただかなければならぬというふうにしてあります。

いろいろ申しましたが、総括的に、最初に私がいろいろ質問した中で、市長、何か感じたものがあれば、もう一度答弁をお願ひしたいなど。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

何か感じたことということですが、当初入念に計画をされたものをしっかり推進して、それに対して評価なり課題をしっかりと明確にして次へ移すという、そこが大事ではないのかと思ひます。3本のC評価の事業につきましては、課題をしっかりと整理させていただいて、次の修正的な施策・事業の推進につなげていきたいと思ひてあります。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

最終的に市長の答弁までいただいてから追加というのは申しわけないんですが、この事業評価の中でA評価がかなりございますけれども、特に私のところの部は特Aやという部があったらお聞かせ願ひたいなと思ひてありますが、なければ次に移りますが、いかがですか。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

ただいま宮崎議員からの施策評価のAのところ、そのAの中でも特別にその上に行くものかというご指摘でしたが、今回、施策評価の中で5つのAをつけておまして、1つが新たな国土軸の形成、2つ目が人権の尊重、3つ目が生涯学習の推進、4つ目が子どもたちの学びと健全育成、5つ目が歴史文化の継承と、こういう分野で施策評価のAをつけておるところでございます。

新たな国土軸の形成につきましては企画総務部の所管ということで、特にこれにつきましては新名神高速道路が平成30年度に開通ということで、順調に用地買収も進んでおりますことと、そういった内容がございましてAというものをつけさせていただきまして、こういった事業については順調に進捗しておるものと認識をしておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

これは通告がなかったんで申しわけなかったんですが、答弁いただきましてありがとうございます。

それでは、次の項目に入ります。

まず、2点目で議案第63号亀山市営住宅条例の一部改正についてでお尋ねしたいと思っております。

市では、低所得者の住宅困窮者の居住の安定の確保を図るために、亀山市の住生活基本計画を立てております。平成30年度までに200戸の市営住宅を供給するという目標を定めている中で、このうち70戸、民間の共同住宅を活用して供給をするとなっておりますが、今回のこの一部改正は民間のそういう住宅を提供していただくというふうの提案と思いますが、これについて今回の改正内容についてお尋ねしたいなあというふうに思っています。

○議長（中村嘉孝君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

今回の改正内容でございますが、先ほど議員おっしゃられましたように、民間の借り上げ住宅を30年度までの間に70戸を借りるとということで、現時点で45戸の借り上げによる住宅を供給してございます。こうした中で、亀山市民間活用市営住宅事業によりまして新たに借り上げる賃貸住宅5戸について市営住宅として設置及び管理を行うため、条例の改正を行うものでございます。

また、これとあわせて公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部を改正する政令などによりまして、公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則が改正されたことに伴いまして、本条例で引用しております公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則との条ずれが生じたことから、その条項の整理をあわせて行うものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今回、5戸の提供と、それから公営住宅法の施行令の改正等に伴った条ずれということで提案されておりますとの答弁でございましたが、特に今回のこの5戸というふうに出ておりますが、先ほど決算の中でもちょっとお話しさせていただきましたが、70戸という目標が定めてございます。

これが当初の計画では30年度までというふうに計画はされておりますが、ここらが、70戸今から30年って、もう来年ですね。確保できるのかどうか。これは一般質問になっていく可能性もあるので、ここらで抑えたいと思うんですが、その部分についてはどのように考えておくのか。先ほどの決算の中でも、去年はゼロであったというふうなことでございます。ことしは5でございまして、計画が全うできるのかどうかというふうに考えております。その中で、今回の改正によって担当部としてどのように感じておるのか、お聞かせ願いたいなと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

さっき議員おっしゃいましたように、今回の借り上げ予定の5戸と合わせまして計50戸ということで、あと残り20戸が残ってくるというようなことでございます。実は現在、新築物件につきまして、新たな相談が寄せられてございます。それによりますと、約20戸近い数ということで相談をいただいておりますので、この住生活基本計画の計画期限でございます30年度末までには70戸に近い数が供給できる見込みであるというふうに考えてございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

思いは聞かせていただきましたが、さて充実するのかどうか、ちょっと私も疑問に思います。何しろ30年というのは、もう1年ですよ。ことし半分過ぎて、もう1年半です。それが全うできるのかどうかというのは、私、ちょっと思いがあります。

今現在に残り20戸ですか、これがどこかずっと20戸が出ておれば安心しておるんですけども、今、一部は、何戸かは出ておるそうですけれども、今後、計画を立てたら計画どおりに進めていくべきではないのかなど。何かにおいても、なかなか計画は難しいだろうと思います。私も自分の人生の生活の中でも、計画どおりにはいかなかったんが自分でございます。そういう中で、短期間に設定した計画は何とかできるだろうというふうに思って、長期の計画ですと、ぶれも出てくるだろうと思いますが、そこらもう残りの少ない年でございます。そこらをよろしく願いたいなと思っております。答弁がありましたら、後ほど一緒に結構です。

次に、この新しく借り上げる住宅5戸についての事業者との契約内容について、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

今回借り上げをいたします住宅でございますが、既存の民間アパートの空き室につきましては家族向けのまとまった部屋が少ないということから、今回の民間活用市営住宅につきましては、新しく建てていただきます新築物件を一棟ごと借り上げるものでございます。住宅の戸数は、先ほど申し上げました5戸で、そのうち3戸が家族向け、世帯向けの物件、それから2戸が単身向けの住宅でございます。

先ほど30年までに目標が達成できるのかと改めてご指摘を頂戴いたしました。現在、新築物件の相談をいただいております。これで何とか目標に、若干切れるかもしれませんが、18戸までは今相談をいただいておりますので、およそ目標に近い数字までいけるのではないかと見込んでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

新しい事業者との契約内容では、家族向けという市民の要望もある中で、5つのうちに3つが家族向けですか、というふうに今答弁を受けましたが、今後、そういう市民のニーズに応えたような施設を借り上げていく。新築であるのでこれができるだろうなあというふうに私は思っております。既存の例えば共同住宅をお借りするのには、今まで使っておったやつが現在使われない部分も提供されてくると思いますので、そこらではできたら新築、そういう事業者がふえればなというふうに思っておりますが、先ほど答弁の中でもおおむね全うできるかなあと思っております。

この住生活は市民の亀山に定住するための施策の一つと思います。市全体の施策の中で、これは今後も含めてもっと力を注ぐべきではないのかなというふうに思っております。定住施策の中で、これを一つとして考えていただきたいなと思っております。何かの思いがありましたら、市長さん考えがありましたら、思いを語っていただきたい。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

住生活基本計画を平成21年度につくり、この間今日まで、10年間の計画ですが、その一つの柱として民間の借り上げ公営住宅の事業を展開いたしてまいりました。おっしゃるように、緑の健都の中で暮らしやすさとか住にかかわる環境を高めていくということは、いろんな大事な要素であろうと思っておりますので、今後もしっかりこの事業は30年度末に向けて推進をしてまいりたいと思っておりますし、住生活の計画につきましても、今後もしっかりその充実を図ってまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

いろいろ答弁いただきました。3つ目に今答弁いただいたのがさうだろうという、私の質問の中には住生活基本計画に掲げた市営住宅の目標戸数がいつ達成されるのかというふうに問うておりましたので、全て答弁も先にいただきました。ありがとうございました。

それでは次に、議案第64号平成29年度亀山市一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

この補正予算については2点質疑させていただきます。

まず最初に、第2款総務費、第1項総務管理費、第3目一般管理費、施設管理費、清掃等委託料の増額補正についてお尋ねしたいと思っております。

説明によりますと、市民協働センターで清掃委託料16万というふうになっておりますが、概要、

理由についてお尋ねしたいなというふうに思っています。

○議長（中村嘉孝君）

嶋村文化振興局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

おはようございます。

市民協働センターにおきます清掃等委託料の増額補正でございますけれども、市民協働センターみらいの空調機が老朽化によりまして不調でありますことから、室内熱交換機の洗浄及びフィルター交換を行うために補正をさせていただくものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

内容はわかりました。これは、この予算額、補正に当たるのかどうか私はちょっと思いがあります。というのは、そこの市民協働センターが空調機の老朽化、こんな老朽化自体わかっているでしょう。当初予算で買いかえる必要があると私は思っています。現在、この9月議会でこれを提案されて、空調機の修理等すればいいのかどうかというのも一つございます。しかし、この暑い夏を越してきたんですよ。9月の今の時期では遅いですやんか。なぜ6月にそれは提案されなかったんかというふうに私は思っております。特に空調機といえば私は冷房と思っておりますが、そこらを確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

この市民協働センターみらいは、昭和47年に建築された旧の銀行の建物を平成17年に取得をし、耐震及び改修工事を行って使用しているものでございまして、機器等については老朽化が進んでいるという状況でございます。本年6月に実施をいたしました法定の定期点検によりまして機器の不調があるというふうな報告を受けたところでございまして、まずは機器の延命を図る予防保全的な観点から、空調機器本体の取りかえや改修ではなく、一旦、機器の洗浄等を行うということで、今回、清掃等委託料とさせていただいたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

16万かけて洗浄するというのはやむを得ずと思うんですが、これについては、公共施設についての老朽とかそういうなんは、もっと年的に考えて、これは当初予算で取り組むべきではないのかなというふうに思っております。今回の場合はやむを得んというふうな答弁でございまして、それで理解したいと思っておりますけれども、よろしく今後の取り計らいをお願いしたいなというふうに思っております。

次に、第6款農林水産業費、第1項農林水産業費、第6目林業振興費、みえ森と緑の県民税市町交付金事業、業務委託料の増額補正につきましてお尋ねしたいと思います。

これについては、みえ森と緑の県民税市町交付金事業で、繰入金で171万というふうになって

おります。これについての増額補正の理由について、お尋ねしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

近年、集中豪雨が多発いたしまして、土砂災害の発生リスクが高まっております。森林の持つ水源涵養や土砂災害防止など、多様な公益的機能を間伐等の整備を行うことにより発揮させまして、災害に強い森づくりを行う必要がございます。

このため本市では、私有林約1万1,600ヘクタールのうち、従来から林道から離れた奥山約6,000ヘクタールを環境林として位置づけまして、そのうち約800ヘクタールを国・県の制度を活用した森林環境創造事業により整備を行ってまいりました。

先ほどもご質問がございましたが、しかしながら近年、国・県の予算が減額されまして、昨年度は要望額の3分の1程度の事業費となったところでございます。そこで、今年度から新たに、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用した鈴鹿川等源流域再生事業により環境林の整備に取り組んでおります。今回、この環境林の整備をより一層進めるために、みえ森と緑の県民税市町交付金基金を全額取り崩しいたしまして、鈴鹿川等源流域再生事業の事業費を増額して、坂下地区で17ヘクタールの間伐に取り組むものでございます。これによりまして、今年度は昨年度の3倍程度のほぼ通年ベースの事業費が確保でき、約150ヘクタールの森林整備ができるものというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今回の場合は基金を取り崩してというふうになっておりますが、基金って171万しかございませんのやね。いずれにしても、県の予算としては減っておる中で、しかしこれは県が森と緑をやり守るための税金ですやんか。それが交付金で来て、それぞれの市町で事業をするんですが、当初から171万、こんな補正で取り崩すんやなしに、当初予算でやるべきものかなというふうに私は思っておりますが、いかがですか。

それと、800ヘクタールのうち百何十ヘクタールというのではなかなか追いつかんのが現状でございます。これは市の金を使わずに県税をいつも当てにしてやっていくのか、そこらを確認したいと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今年度から、この環境林の整備に県民税の交付金を活用させていただきました。たしか当初予算で1,000万程度の事業費を盛りさせていただいておったと思います。この基金の目的でございますが、仮に各年度の不用額が出た場合、それをそのまま不用額としておきますと一般財源化しますので、県の指導等によりまして基金を設けて一般財源化を防ぐという目的がございました。

今回、なぜ当初からということでございますが、県も非常に財政状況が厳しい中で、基金の状況を見て市町交付金の減額の可能性が出てまいりましたので、今回、より一層整備を進めるためも含

めて、補正で対応させていただきたいというところでございます。

済みません、2点目ちょっと失念をいたしまして、もう一度お願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

いずれにしても、これは県税でございます。県が市町に配分していかないと市町は使えないというのが現状でございますが、先ほど2点目の市としての考えをというふうにございましたが、これはまたいろんな場で議論したいと思っております。

それでは次に、議案第77号平成29年度亀山市一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

これは追加議案だったと私は思っておりますけれども、このまず第1について、第10款教育費、第5項社会教育費、第4目図書館費、図書館整備事業の増額補正620万についてお尋ねしたいというふうに思っております。この概要をまずお聞かせ願いたいなど。

○議長（中村嘉孝君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

今回、補正予算を提出させていただきました図書館整備事業は、平成34年4月の開館に向けて亀山駅前への移転・拡充を行うに当たり、図書館及びその附帯機能のおおむねの面積やゾーニングといった施設整備、管理運営方針、事業経費の概算など、本年7月に図書館整備基本構想でお示した今後の検討課題についての基本的な方針となる図書館整備基本計画の策定に係る経費を計上したものでございます。

その内訳といたしましては、図書館整備推進に係る委員会の謝金及び旅費、先進地視察旅費、市民ワークショップ開催に係る消耗品や会場使用料、計画策定作業の業務支援委託料でございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

事業の中身はわかりましたが、特にここでの中での会場借り上げ料とか報償費とか上がっております。この場合は、図書館整備事業について計画策定をしていく中で、いろいろなところも見てこなあかんし、ワークショップか何かで皆さんの意見も聞かなければならんというふうに設定されたと思うんですが、これについてそのような考えを現在で持っているのか。特に予定表で、資料でいただきましたけれども、計画策定についてはこの年度内に終わるのか、でき上がるのかというのを確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

整備基本計画でありますけれども、本年度中に完成させるという計画でございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

この議論については、私の委員会が教育民生委員会で所管でございますので、またそこでも議論したいと思っておりますけれども、我々の亀山市議会の教育民生委員会で本年度の調査研究の事業の一つと思っております。偶然こういう事業と重なってタイムリーかなあというふうに思っておりますが、この議会が過ぎましたら我々の議会としての提言事項を提案していきますので、そういうようなのもこういう計画の中に取り入れていただけるのかどうか、まず確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

今回、基本計画の策定に当たりましては、教育民生委員会からのご提言を初めとしまして、図書館を整備・推進する委員会を立ち上げます。さらに、市民ワークショップを開催して、多くの皆様の市民の意見を取り入れて計画をつくってまいりたいと考えております。教育民生委員会からのご提言も、しっかり反映できる部分は反映させていただきたいと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

ありがとうございました。

それでは次に、議案第78号市道路線の認定についてでございます。

この市道路線についての今回提案に至った理由について、これも追加議案だと私は思っておりますが、確認したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中村嘉孝君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

今回の提案に至った理由でございますが、まず今回の件につきましては駅前整備に関連する道路の路線認定でございます。都市計画道路など新規に道路改築を行う場合につきましては、市道認定を行った後に用地買収や工事などを行うこととされてございます。それで関係地権者から事業に対するご理解が得られましたこと、それから先月、予算決算委員会におきまして予算の執行が可能ということになりましたので、用地買収等事業に着手すべく、市道認定の手続を行うものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

理由は聞かせていただきました。

ここですな、あの現道、いわゆる駅前の、私は子供の時分から通っていた道ですな。私、西小学校通うのに、あの場所は通っていた道路です。今は整備されて舗装もされております。あれは何、市道やないのにどこが整備しておったんか、まず確認。なぜ今に当たって市道に認定していかなければならないのか。あれがもともと市道であればよかったと思うんですが、なぜ今の時期に市道と

して認定していかなければならなかったんか、今までは何であったんか、私道であったんか、確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

現在計画されています市道亀山駅前線の都市計画決定や、それから市街地再開発事業の実施を含む亀山駅周辺の整備に伴いまして、亀山駅周辺の住宅を促進し、市街地の活性化につなげるために、市道御幸線と市道御幸7号線を南北に結ぶ新設道路として計画をしております。

現在の道路につきましては、伊東パーマ店の東側の隣にあります狭い道路でございまして、現在の計画箇所は狭隘な赤道が存在するのみでございまして、緊急車両の進入も困難な状況であることから、駅に近い立地条件にもかかわらず住宅地が進まず、空き地が増加しているという状況でございまして。そこで当該路線を新たに整備することで、隣接地の宅地化を促進し、亀山駅周辺の居住人口の増加につなげるとともに、地域の安全性向上を目指したいということで考えてございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

これは、そやけど以前から御幸地区の生活道路だったと私は思います。そういう部分で、今回、駅前開発整備によって、きちっとした南北の幹線道路にしたいというふうに私も理解はしましたけれども、この道路行政、いろいろな問題を抱えておるとは思いますが、よろしくお願ひしたいなと思っております。時間も接してきましたんで次に移りたいと思っておりますが、次に報告第13号専決処分の報告についてでございます。

まず、この専決については、市の管理しておった施設が何かの拍子にひっくり返って、カーブミラーですね、それが隣接の車庫を壊したということでございますが、ここで何で専決したのかどうかという、この理由についてお尋ねしたいなと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

本件につきましては、両尾町平尾地内の市道平尾1号線におきましてカーブミラーが突風により倒れたことで、隣接しておりましたガレージの天井部分及び支柱を破損させたことによる修理に伴う損害賠償について、相手方と示談が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成29年8月3日に専決処分をいたしましたものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

専決した理由については理解させていただきました。この議会まで待てなかったというのが専決した理由だと私は確認しております。

次に、市の施設の管理状況でございます。報告によりますと、今の答弁の中でも出ておりましたが、市道平尾1号線に建築されていたカーブミラーが倒壊したことで、ガレージの天井部分、支柱

を破損させたということになっております。なぜこけたんか、このカーブミラーがこけたんかというふうに思っています。多分腐食してこけたんだろうと思いますが。

市の施設の管理については、このカーブミラーだけやないんです。いろいろな部分があります。その部分についての管理について、私は建設部長じゃなくして全般に関して、どなたか答弁をお願いしたいなというふうに思っております。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

全体の管理ですので、私のほうでお答えをさせていただきます。

まず、施設の管理というものは、財務部の管財を中心に維持管理を、全体の機械類については管理をやっています。行政財産について、道路とか、橋梁とか、それは所管部で管理をさせていただきます。保険については管財が一式全部まとめて、全国市有物件というところの保険に入っておりまして、それは建物とかいうものを入っています。また、道路、林道、農道についても保険に入っておるところでございまして、各自治体がそういう保険に入っておると。

今の道路の関係でございしますが、亀山市は道路の保険については一番高いというか、補償額が一番高い保険に入らせていただいているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

市の全体の管理についての対応についても聞かせていただきました。

いずれにしても、この報告によりますと、原因が情けない原因やと私は思っております。特にこういうなんで、こんな事故が発生して市として何も思わなかったんか、どうですか。こんなん根が腐ってこけたって、人が下敷きになっておったらどうですか。そこらについて、どなたでも結構でございます。市の管理しておる方々の全体に対してでございますので、市長なり、副市長なり、どなたでも結構です。答弁をお願いしたい。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご指摘のように、これはあつてはならないことだというふうに認識いたしておりますし、先方には大変申しわけないことであろうと思います。このようなことが起こらないような日常の当然管理、あるいはフォローにつきましては、今後の教訓としながらしっかり対応させていただきたいというふうに考えています。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

いずれにしても、管理をしていくのに人が足らなければ人をふやしていただくなり、例えば民間に委託していただくなり、地元の自治会をお願いするなり、いろいろな手を打って、このような事故の再発は絶対ないように思っていたいただきたいというふうに要望しておきます。

それで、最後になりましたが、今回のこの事故に対する市の瑕疵について、あったのかどうか。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

この案件につきましては、先ほどから議員ご指摘のように、突風によりカーブミラーが転倒したことによって起こった事故でございます。今回の事故につきましては、道路管理者側に瑕疵があったということで、保険により対応させていただいたものでございます。

なお、このような事故が改めて発生しないようにということで、現在、道路管理につきましては日常的に実施しておりますパトロールにより管理をしておりましてけれども、カーブミラーの根元の腐食につきましては、特にそういった視点で管理をしてこなかったということがございました。それで、今回の事故を受けまして、市内にあります全1,856基を職員で速やかに一斉点検を行いまして、その結果、緊急的に修繕が必要な5基につきましては、事故発生後速やかに全て修繕してございます。残っている部分につきましては、引き続き点検等を行いながら適切に管理をしてまいりたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

私、最後に質問したのは、市の瑕疵があったんかどうかお尋ねしたはずですが、答弁がなかったと私は理解しています。こういうようなことは多分瑕疵であったと思うんですが、今後、いろいろな市のこういう道路施設を管理していく上では、全般に対してヒヤリ・ハットの精神をもって、一遍今後、そういうヒヤリ・ハット集でもつくって検討していただきたいなというふうに思っております。最後に答弁だけひとつお願いして、終わりたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

済みません、先ほど申し上げたつもりだったんですが、漏れていれば失礼いたしました。

瑕疵がございましたので、保険にて対応させていただいたというものでございます。繰り返しになりますけれども、こういった事故が改めて起きないように日常点検、それから特にカーブミラーと、ほかの照明と標識につきましては、これまでも維持作業の中で点検をしていただいておりますので、引き続ききちんと点検をしながら管理していきたいというふうに考えてございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

終わります。ありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

12番 宮崎勝郎議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時09分 休憩）

(午前11時20分 再開)

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 岡本公秀議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

新和会の岡本公秀でございます。新和会を代表して代表質疑を行わせていただきます。

まず最初に、議案第67号平成28年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

まず、平成28年度の歳入で見ますと、自主財源は128億と900万円で構成比が62.6%、片や依存財源のほうは76億4,600万円で構成比が37.4%となっております。比較しますと、自主財源というのが50%以上を超えてかなり大きいと。そういう分だけ、国等の動向に大きく左右されずに、将来的にも安定的に亀山市は歳入が期待できるのではなかろうかと、私はそういうふうにとっておるんですけども、市当局はどのように見込んでおるか、ご説明をいただきたいと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

10番 岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

自主財源と依存財源でございますが、まず歳入のうち市税や分担金及び負担金、使用料及び手数料など、地方公共団体がみずからの権限で調達できる財源を自主財源、地方交付税や地方贈与税、国・県支出金などのように、国や県の意思決定に基づき収入される財源を依存財源というふうに呼んでおります。

議員おっしゃられましたように、平成28年度決算におきましては、歳入決算額204億5,516万9,634円のうち自主財源は128億907万5,569円、自主財源の比率は前年度から0.6ポイント増加して62.6%となっております。また、依存財源は76億4,609万4,065円、依存財源の比率は前年度より0.6ポイント減の37.4%となっております。

この数字は、県下14市の中では自主財源比率の高い市、県下の中では2番目に高い市になっておるところでございます。議員おっしゃられるように、この自主財源というものが市の財政運営ではとても大事やと。亀山市の自主財源の比率は、年々減少はしていますけれども、今の28年度決算においては県下で2位の状況であると。しかし、亀山市においては自主財源の比率が落ちておると。これはなぜかと申しますと、市税の減収が大きな影響を与えておるところでございます。今後も自主財源を確保するために、市税収入の確保はもとより行財政改革を進めることで引き続き自主財源の確保に努めていく必要があるんだというふうにご考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

先ほどにも答弁にありましたが、金に色はついておらんとは言いながらも、国とかいろんなとこ

ろに依存するお金というものは、相手さんの都合によってどさっと減らされることがあるわけですので、自主財源が大きいというのは、かなり独立性を保てるし、安定した財政運営に寄与するということが非常に結構なことであるし、またこれを、比率は下がってきておるとはおっしゃいましたが、きちっとこれからも自主財源を大きく下がらないように、確保するように、いろんな施策を打っていくということは大切であると思います。

次に、市税収入が103億円という金額が上がってきておりますが、これは亀山市程度の同規模の市ですね、そういうところと比べてみたらどういうふうな状況か。これも自主財源のほうはかなり順位が高いということでもいいと思うんですけども、それに関してもご説明をいただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、平成28年度決算における市税収入は103億3,453万8,769円で、前年度の106億3,398万7,026円から約2.8%、2億9,944万8,257円の減収となったところでございます。

この主なものは、前年度と対比しますと、法人市民税が2億6,229万9,048円減少した6億6,719万6,900円となりました。もう一つ、償却資産につきましては対前年度比較約2.2%、5,610万5,599円減少し、24億5,899万1,088円となったところでございます。前年度と比較しますと、この法人市民税と固定資産の償却資産が減収したことによって、市税収入が落ちたというのが28年度決算でございまして、先ほども自主財源のところでも私申しましたように、この市税収入の割合は県下の中でも高い。特に今言いました法人市民税とか償却資産の変動が、動きやすいというのか、変化が大きい市であります。そんな中で、市税の収入の額は、県下の中でも多いほうだというふうな理解をいたしているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

市税収入は多いけれども減収になったという理由が、法人市民税とか償却資産ということですけども、大きな企業の投資があつて、そのときは当初は償却が進むまではたくさんいただけるけれども、だんだんだんだん償却すると固定資産税が減っていくというのは仕方がないことですけども、こういうことをできるだけ防ぐように、新しい企業の方に来ていただいて投資をしていただくと、そういったことを絶えず繰り返していくということが亀山市の行政にとって大切なことであろうかと思ひます。

また、亀山市の市債残高ですね、これも164億円と毎年毎年順調に減少しておるとおもうんですけども、ここ最近では市債の発行をかなり手控えているように感じておるんですけども、もしもそうならば、どういうわけかということも教えてほしいですし、また近い将来、市債を大きく発行する予定というか心づもり、そういったものがあるのか、それも伺いたいと思ひます。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、一般会計の市債現在高は平成28年度末で約164億円となっており、8年連続で減少をさせてきておるところでございます。その内訳でございますけれども、地方交付税の振りかえである臨時財政対策債は前年度より約5,000万円減となる約73億円、率にして約45%、合併特例債は前年度より約9,000万円減となる約46億円、約28%、その他の市債は前年度より4億5,000万円減となる約45億円、約27%となっております。平成22年の市債残高は約200億円ございましたが、それ以降28年度決算までに6年間で約36億円減少となり、臨時財政対策債と合併特例債を除きますと、その他の市債につきましては約98億円から約45億円となり、約53億円減少させることができたところでございます。

議員、手控えておるんじゃないかというのは、臨時財政対策債というものがございまして、これは平成13年度から地方交付税の財源不足を国と地方が折半するという形式において、その地方負担分においては臨時財政対策債として発行し、普通交付税の振りかえ財源とするものでございまして、28年度におきましては発行可能額5億2,803万4,000円に対して3億6,340万の借入れを行いまして、約1億6,000万円ほど限度額以下で抑えたところでございます。合併をいたしましてから臨時財政対策債の抑制、どれぐらい抑制してきたんだという、約14億4,000万円ほど抑制をいたしたところでございます。

もう一つ、今後、市債の借入れはどんなふうになっていくんだということをご質問いただきましたので、市債の考え方は、平成31年までは合併特例債を中心に借入れを行い、新庁舎の建設等に係る費用につきましては、今後、資金不足に対する市債の借入れについて多額の借入れが必要になってくるものだと予想しているところでございます。庁舎の規模などの検討を図っていく中において、庁舎基金の目標設定が現在15億円で、28年度末が10億5,000万円となっております。このことから他の財源を確保する手法のほか、世代間負担のあり方や他の大規模投資事業との調整も含めて、市債の借入れについて考えていく必要があるんだろうと考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

市債とって、よく市債に関して質問すると、これは有利な借金やという返答が来ることが多かったんですが、有利であろうが借入金というのは余りないほうが好ましいわけであって、今後の大きな事業というのを念頭に置くと、その調達ということに関しては、借入れだけじゃなくて、世代間負担とかいうこともいろいろ総合的に考えなあかんということは、確かに私も重要ではなからうかと思えます。

次に、歳出に関してですけれども、いろんな款が分かれていろいろあるわけですが、この中でも民生費が率で言うと32.5%で、金額で言うと64億3,000万円と最大であります。いろんな款別に分けると、ふえたり減ったりするようなことが多いわけですね。そのときの、例えば学校をつくったら教育費がふえるとか、台風でどんとやられたら土木なんかの費用がいきなりふえるとか、そういうことは年によって全くばらつきはあるわけですが、民生費というのは、いろいろデータを見ると、これは台風が来ようが何が来ようが継続的に増加しておるといような構造的

な問題があるわけですが、この民生費に関する将来の見通しというのを述べていただきたいと思ひます。

また、この民生費の伸びというのも、青天井で認めることもなかなかできづらひと思ひますけれども、こういうふうな民生費の伸びを何かのタイミングで抑制するとか、そういうことも将来はあるかもしれんけれども、そういったこともついでに見通しをお聞きしたいと思ひます。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、民生費についてお答えをさせていただきたいと思ひます。

民生費の前年度比3億4,832万8,761円増につきまして、今後の中期財政見通しの予測におきましても、障がい者サービス等に伴う扶助費の増加が見込まれており、障がい児（者）の自立支援事業は前年度比約7,000万円の増、生活保護費の扶助費、前年度比約5,000万円の増など、27年度決算から比べましても増加をいたしておるところでございます。

28年度、単年度事業で一つ、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業が1億2,814万1,000円ございましたが、これも28年度決算における扶助費の増加の一因となっています。これについては28年度だけの単年度に要する増因だというふうにご考慮しております。

まず、民生費については、特に最近では生活保護費とか障がい児（者）の自立支援事業費が増加の一途をたどっておりまして、29年度も、ここぞうっと私も4月から7月までの動きを見ていますと、今年度もこの2つで事業費が1億円ぐらひ増加をするというような見込みを立てておるところでございます。このような事業は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を持つというような割合になっておるのが大部分でございますが、国・県からお金は来ますけれども、この伸びは市にとっても大きな要因の一つだというふうにご考慮しております。

これについては、国のほうでやり方とかそれを決められますので、市がそれについてなかなかどうというふうなわけにはいかない。利用者のサービスについて、基準に基づいて支出を行っておりまして、このようにございまして、

ほかにも児童福祉とかいう、皆さん方ご存じのように放課後児童クラブ費とか、そういうものについても年々増加の一途をたどっておりまして、今、民生費については、市民の皆さん方のニーズ等を考えますと、なかなか市のほうで抑えるというのは難しいような事業になってきておるのは確かでございます。年々増加していきんだらうと。国もそのために消費税の値上げ等を考えて、それで市や県に出していこうというふうなことも考えておりますので、なかなか扶助費を抑えるということは難しいんだらうとご考慮しております。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

民生費のことは国の政策と密接に関係するということですので、よその自治体と比べて見劣りのしない福祉というのは亀山市としても市民のためにやる必要があるわけで、非常に難しいところやと思ひますが、財政運営をきちっとやっていただきたいとお願いするところでございまして、

次に、土木費に関して4億6,300万円減と。これは大きく減っておりまして、

は何か特殊事情があったのか、教えてください。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

28年度決算において土木費が約4億6,000万円ほど減となった要因でございますけれども、1つは公共下水道事業繰出金約3億6,000万円が減となったというのが大きな要因であります。平成18年度より合併特例債を活用して継続的に実施しております野村布気線整備事業、前年度比約9,000万円の減となっておりますけれども、このような大規模事業の年度間の事業費の増減が大きな影響を与えるということでございます。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

次に、教育費ですけれども、教育費も予算の構成比では10.9%で、金額で言うと21億6,000万円となっております。これも重要な支出項目ですけれども、これは子供さんに対するいろんな補助とかそういうことの政策によっていろいろと金額は変動すると思うんですけれども、この教育費も将来どんどんどん上がっていくのか、案外と安定して、年によって学校を新築するとふえるし、終わると減るしというような要素があるのか、それも教えていただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

教育費でございますけれども、大きな要因は平成28年度から3カ年の継続事業で実施をいたすこととしました川崎小学校の改築事業、これが28年度で約2億7,000万円の増となったことが大きな要因です。それ以外にも関の山車会館整備事業は約5,000万円ほど増となりましたけれども、これが増となったということで、まず小・中学校なり幼稚園の改築事業の中での増減が大きな要因となってくるというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

それに関しては理解しました。

次に、基金についてお尋ねをいたします。

亀山市は将来大きな事業というのが予定をされておるわけです。現在の基金残高は93億8,000万円ということで、これだけでも結構心強い気はするんですけれども、これだけあればまあよろしいという認識なのか、それともいやいやもっとふやせるもんならふやせたほうが望ましいと思っておられるとか、そういったことを伺いたいし、大事業を念頭に置くと、先ほどおっしゃった庁舎建設とか、駅前の事業とか、そういうのを念頭に置くと幾らぐらいあったら理想的なんかなあと、安心できるんかなあと、そういう金額というのは念頭にあるかないか、教えてもらえますか。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員おっしゃいましたように、平成28年度全会計の基金残高は93億8,010万7,856円でございます。27年度末の基金残高より2億4,740万1,075円減少をいたしたところでございます。

まず、大きな基金でいいますと、目標というのはあるのかということですが、まず財政調整基金が28年度末で約40億ございますけれども、これは行革大綱の中で20億を何とか守っていきたいというふうなことを基本としてやっておるところでございます。リニア中央新幹線亀山駅整備基金については、20億というふうな目標額を持って、現在、16億103万3,890円の現在高となっております。庁舎建設基金については目標額を15億と定めて、現在、28年度末で10億5,000万円となっております。

基金については、できる限り積み増しできるときはしたほうがいいんだろうというふうに思っていますけれども、28年度決算を見ても市税が約3億円落ちたと。その中でいろんな事業をしてきて、単年度収支とか、実質単年度収支とか、いろんなものの影響にも与えておることもあって、基金の積み増しについては、税の見込みとか、いろんなことを考えて、総合的に判断して積んでいきたいというふうに考えています。そんな中で、基金の活用指針というものを絶えず見直しを図りがてら、皆さん方にもお示しをして、基金をどのように活用をしていくかということを明らかにしていきたいと考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

先ほど基金の、できたらこれだけ確保したいという目標を述べていただきましたんで、1年が終わらんことには、どれだけ基金に積めるかわからんといえばそのとおりですけども、それは個人でも同じで、個人でもできるだけ貯金はしたいと思うんですけども、いろんな出費が、予想外の出費が出てきてということは個人レベルでもようある話であって、そういうこともようわかっておるんですけども、そういうことを念頭に置いて財政運営をやっていただきたいと思います。

それから、基金が今現在15種類あるんですね。それには10億、20億という基金から、本当に100万円ぐらいの基金とか、そういうふうなものまであるんですけども、これを簡略化してまとめるとか、特にまとめる必要はないのかもしれませんが、別に多くても、15種類であろうが20種類であろうが構わんのかもわかりませんが、僕はまとめてもいいかと思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、将来の大規模事業に備えての基金の確保については、先ほどから申し上げましたとおり、リニア中央新幹線の市内における停車駅周辺を整備する資金としましてリニア中央新幹線亀山駅整備基金、新庁舎の建設のための資金に当てるため庁舎建設基金を設置しております。他の基金におきましては、それぞれ設置目的等もございますが、残高の少額な基金もございますので、庁内で十分整理し、大規模事業に備えて基金の再編、廃止とか統合等についても検討していく必要があるん

だろうというふうに考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

将来、そういう基金の再編、再編をやったからといって金額がふえるわけじゃないんですけども、そういうのは必要に応じてやっていただけたらいいかと思います。

市民サービスというのは一定のレベルで維持せなあきませんから、市民サービスを低下させることなく大事業を亀山市のために行っていただくためにも、お金の裏づけというのが大切ですから、そういったことを十分念頭に置いて、長期計画のもとに資金計画を行っていただきたいと思います。

議案第67号の質問は、以上で終わります。

次に、議案第63号亀山市営住宅条例の一部改正についてお伺いいたします。

市営住宅というのは、住宅にちょっと困っておられる方については大切なものでございます。亀山市が所有しておる住宅で現在使用中のもので、それは全部で何戸か。

今回、議案で上がっている借り上げる5戸を含めて、民間活力の借り上げ住宅は合計で何戸となって、それを合算すると、現在使用可能といえますか、現在使用中の住宅は今回の5戸を含めて何戸となるか、教えていただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

現在市が管理しております入居可能な市営住宅につきましては、市の所有する住宅の戸数が現在256戸で、民間活用市営住宅は45戸でございます。合計で301戸でございます。今回新たに5戸借り上げますと民間活用市営住宅が50戸になりまして、トータル306戸になる予定でございます。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、市営住宅の供給目標というのがございまして、先ほどの質疑でもございましたが、まだ借り上げる戸数が不十分であるというふうな議論があったわけでございますけれども、この借り上げ目標達成というのは、先ほどもありましたけれども、それはかなりやれそうな雰囲気だったんですけども、何とか目標達成で市民に対して良質な住宅を供給することは可能であると、そういうふうに認識しておられますか。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

先ほど宮崎議員からの質問にもございましたように、現在、5戸の借り上げを予定しておりますが、残り20戸ということになるわけでございますが、今、新たに新築物件につきまして、先ほど申しましたように18戸程度の協議を行っているところでございます。そういうことから、住生活基本計画の期限でございます来年度、30年度来には、おおむね20戸に近い数が達成できるんで

はないかというふうに見込んでいるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

今回の議案に上がっている5戸の市営住宅も新築なんですけれども、最近、民間活力で借り上げる市営住宅は、新しいのが多いし、新築が多いと思うんですが、ただそれに気をとられる余り、既に存在する亀山市が所有するあちこちにある市営住宅ですが、その老朽化対策というのも当然目を向けてもらっておると思いますけれども、現在存在する亀山市所有の市営住宅の老朽化対策も十分に行っていたいておりますか。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

現在所有しています市営住宅の老朽化対策につきましては、亀山市公営住宅等長寿命化計画によりまして、鉄筋コンクリート造の住山C棟、和賀、鹿島、高塚、栄町、羽若住宅につきましては躯体や設備の改修を行い、維持保全を行ってございます。今年度も羽若住宅につきましては防水工事などを実施する予定でございます。そのほかの亀田、野村、和田、住山A、住山Bといった、それと関町の単独住宅につきましては、老朽化が進んでいることから用途廃止を行っていく計画でございます。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

こういうふうに、老朽化対策をきちっと行っていただくということは、居住する人にとっても安心なことでございます。

ところで、民間から借りる住宅、こういう市営住宅の民間活力活用の借り上げですね、この政策に対して私は特に悪いとか思うものではないんですけれども、何せ民間の話ですので、世の中はいろいろなことが起きますんで、所有者の事情というのが変わるわけですよ、いろいろと。例えば相続が起きてうまいこといかなかったというようなこともあるし、経済的に逼迫して、持ち主が金融機関とかそういうところに押さえられたとか、そんなえっというような話もようけあるわけなんですけれども、そういうふうなことを考えると、余り民間の借り上げに頼るといのもどうかと思う面もあるんですけれども、そういうふうな安全装置というのは十分考えてありますか。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

借り上げ住宅につきましては、事業者との契約の中に、本市は本契約の締結後速やかに本物件に対する賃借権の設定登記を行っていただくようにしてございます。その中で、賃借権の設定登記の順位は第1位ということで行っていただくようにしていることから、リスクの低減に努めているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

そういうふうな安全装置をきちっと考えてもらってあるんやったら、所有者側にどういうふうな状況の変化が起きようが、きちっと市営住宅として機能すると、そういうふうにしてもうたら結構だと思います。

最近の市営住宅の入居者を募集しますと、応募の状況は今どんなものでしょうか。また、抽せんに外れて待っておらなあかんとか、そういうふうな待機しておる方とか、そういったデータはございますか。待機世帯といいますかね、そういったことを教えてください。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

入居状況でございますが、平成28年度8月の募集で借上げをいたしました住宅・住戸につきましては、募集後の応募状況で、最低で0.65倍、最高で3.5倍というような状況でございます。

抽せんで外れた方ですけれども、平成27年12月の募集につきましては5戸の募集に対して7名が応募されて2名が外れたと、それから28年3月募集につきましては4戸の募集に対して14名が応募されて10名が外れている、それから28年10月の募集につきましては6名の募集に対して10名の応募ということで4名、それから直近の29年2月の募集につきましては3名の募集に対して4名の応募ということで1名が外れているというような状況になってございます。

ただ、抽せんに外れた方につきましては、次回の抽せんに再び参加される方も見えますが、希望する住宅の地域の空き状況や次回まで待つことが可能かどうかなどの個々の事情が異なりますことから、待機状況を把握することは難しいということで、現在把握はされていない状況でございます。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

私も知り合いの人から、市営住宅の空きがあったので応募したけれども、外れてがっかりしたとかいう話も聞くんですけども、だけど個人個人でいろんな状況があつて、地域が余り離れると嫌という人もおられるし、非常に難しいことだと思います。

そこで、現在の亀山市住生活基本計画というのがございますが、これが策定されたのは平成21年の3月で、もう既に8年半経過しておるんですね。社会情勢もどんどん変わっておるし、経済状況も変わっているわけですね、この8年間で。現在の市営住宅供給計画を再検討するという必要もあると思うんですけども、これに関してどういふもくろみを持っておられるか、教えていただきたい。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

現在の亀山市住生活基本計画は、先ほど議員おっしゃられましたように、21年度から平成30年度を計画期間としてございまして、今回、三重県住生活基本計画の改正を踏まえまして、平成30年度に改正を予定してございます。その中で市営住宅の今後の供給目標数等の見直しを行ってま

いりたいというふうを考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

関係当局は、市民に対する良質な住宅の供給ということを実現するために、ひとつ努力をお願いいたしまして、私の質問はこれにて終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

10番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午後 0時00分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

日本共産党を代表して質疑をいたします。

まず、議案第67号、平成28年度亀山市一般会計歳入歳出決算についてであります。

平成28年度一般会計の決算を総括的に見てみます。

まず、歳入から歳出を差し引いた歳入歳出差し引き額は7億3,570万円ですが、予算化しながら執行できずに翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた平成28年度の実質収支額は3億6,697万円です。なお、実質収支がふえたのか減ったのかを見る単年度収支については6億5,247万円の赤字となっております。これは、平成27年度の実質収支が10億1,944万円、28年度が3億6,697万円であるため、差し引き黒字が6億5,247万円減って赤字となり、過去の黒字分を28年度で食い潰したことを意味しています。これが続けば、後年度、赤字に転落してしまうおそれもないとは言えません。さらに、基金の積み立てや取り崩し、地方債の繰り上げ償還などを考慮した実質単年度収支は14億605万円となり、27年度の実質単年度収支額3億1,011万円との差は11億円の赤字であります。

そこで、まず単年度収支が6億3,784万円の赤字、実質単年度収支も前年度より約11億円赤字がふえたが、これは一時的なものなのか、それとも今後も続く傾向としてあらわれたものなのか、どう認識しているのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

それでは、私のほうで答えをさせていただきます。

議員おっしゃられるように、地方自治体の財政状況をあらわす決算収支といたしましては、実質収支、単年度収支、実質単年度収支がございます。実質収支とは、その年度の歳入差し引き額から

継続費や繰越明許費に伴って翌年度に繰り越すべき一般財源を控除した額であり、単年度収支とは実質収支から前年度の実質収支を控除した額で、当該年度の黒字・赤字がわかることとなります。

また、実質単年度収支とは、単年度収支に地方債の繰り上げ償還額と財政調整基金への積立金を加え、そこから財政調整基金の取り崩し額を控除した額であり、単年度収支から収支以外の要因を除いて真の収支を示すものだというふうに考えております。

平成28年度の決算における単年度収支につきましては、28年度の実質収支額3億3,052万1,211円から平成27年度の実質収支額9億6,836万2,743円を差し引いた6億3,784万1,532円の赤字となっております。

また、実質単年度収支につきましては、先ほど申しあげました単年度収支に財政調整基金の積立金218万6,066円を加え、財政調整基金の取り崩し額7億7,039万3,000円を除いた14億604万8,466円の赤字となり、前年度の3億1,010万6,477円の赤字から、さらに10億9,594万1,989円赤字が増加をいたしました。

その要因でございますが、歳入において市税が法人市民税の減などにより前年度比約3億円の減となったほか、地方消費税交付金約1億円の減などにより一般財源が約5億円減収となったこと、また翌年度に繰り越すべき財源として3億6,872万7,214円を計上したことなどにより、実質収支が減少したことなどが主な要因となっております。

議員おっしゃられるように、今後もこのようなことが続くのかというようなご質問でございますけれども、財政運営上、実質単年度収支約14億円ほどの赤字がずうっと続くような財政運営を行っていくことはできないというふうに考えていまして、見直す必要があるんだろうと思っています。

その見直す方法でございますけれども、歳入に見合った歳出ということを前提に予算を組んでいく必要がある。しかし、今後、亀山駅周辺整備事業の本格着手に伴い、投資的経費の増加が見込まれるほか、岡本議員にも申しましたとおり、障がい者サービス等の扶助費の増加等も見込んでおりまして、将来の財政運営は厳しいものがあるというふうに思っています。このことから、事業見直しも含めて行財政改革を推し進める必要があるんだろうと思っています。行財政改革の前期実施計画は今年度で終わりますので、30・31年度の実施計画を今からつくっていくというふうに考えておりまして、その実施計画の中で新たな取り組みも入れていく必要があるんだろうと考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

長い答弁でしたけれども、私は、これは一時的なものじゃなくして、一つの今の亀山の財政状況をあらわす傾向を示していることだろうと思います。言われたように、要因として市税の減収ということ、これは引き続き減っていくであろうという見通しがされていますし、それから繰り越しの問題についても、総合計画を見ますと、本当に財政的にもつのかなと思うような大型公共事業がめじろ押しなんです。だから、当然そういう事業を組めば繰り越しという問題は起こってくるんで、こういう要因が残る以上、同じようにこういう決算状況が起こり得るのではないかなと思います。

私が指摘したいのは、今年度からスタートした第2次総合計画、これに長期の計画でありながら財政見通しがありません。そういう意味では、今後の見通しを知ることができないわけでありまして、

総合計画の内容を見ますと、亀山駅周辺整備事業約50億ですね、それから庁舎建設、これも土地購入も含めれば100億近くかかるというようなことも言われております。それから、市道と賀白川線、野村布気線の道路建設、これもかなりの、億単位の金がかかる事業であります。それから認定こども園の問題、これも200人も入るようなこども園をですね、周辺道路が狭いので道路の拡張とかいうことも含めてやると、これは数十億円かかるというような、こんな事業。それから、もう少し先になりますけど、七、八年先にはリニアの駅の問題がはっきりしてくると。そうなってくると、今の市の方針でいくと駅整備ということが出てくるという。こういうことが次から次へと計画をされているわけです。こういう状況の中で、今言った要因として市税の減であるとか、それから繰り越しが多くなるというようなことは今後も十分考え得る話である。一方で、こういう支出の面で見ると、大規模事業が計画されているという。

そこで、これだけの事業の裏づけとなるような財政見通しというのか、これが示されるべきではないかというふうに今回の決算を見て思うんです。だから今後、この決算を見て大丈夫ですよというのであれば、財政見通しをきちっと、少なくとも総合計画の期間中の財政見通しは私は出すべきだろうと思います。それによって初めて財源の裏づけが示されるんだろうと思いますけれども、そういう気持ちがあるのかどうか、そういう考えがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、ことしの29年の2月に前期実施計画にあわせて中期財政見通しを出させていただいています。これについては、29年度から33年度までの5カ年を対象として、29年度の数値は29年度当初予算とあわせていただいて中期財政見通しを出させていただいたところでございます。

議員おっしゃられるように、総合計画の9年間の見通しについて少し出したらどうやというような話でございますけれども、中期財政見通しを見通す上で、国の税制改正とか企業の動向等、9年間の予測をすることは大変難しいことでございます。そんな中でも、今後どの年度にどれぐらいの事業費を置いていくのかということもございまして、28年度決算、30年度予算にあわせて、30年度予算提出時に少しそのような9年間の中期財政見通しについてつくらせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私は早期にこれは出していただく必要があるんであろうというふうに思います。

それで、今、この決算をするに当たって、数字的なチェックは監査のほうでもやってもらっていますんで、私はこの決算が市民生活に本当にプラスに働くような結果を生んだのかどうかというところを見ていく必要があるというふうに常々言っております。

今、本当に市民生活は大変です。年金は年々、私もそうですけど減っていきますし、それから働く人の所得というのは実質賃金がどんどん減っています。そういう入ってくるお金は減っているのに、出ていくお金というのはどんどんふえてくるわけですね。この間も全協のときに言いましたけれども、今考えられ得る、例えば30年度からの負担増ということになると、水道料金が上げると

ということになれば水道料金が上がりますし、それから介護保険も見直しの時期になりますので、介護保険料の値上がりということも考えられます。それから、国民健康保険税も県の単位化によって上がる可能性があるというかね。だから、負担増はふえる、収入は減るという、非常に市民にとって厳しい状況があるというのが今の実態ではないでしょうかね。

そういうことで、私はその中でも特に取り上げたいのは貧困と格差の拡大の問題、これは毎回取り上げていますけれども、このところをどれだけ市が本当に力を入れてやるかということが私は大事だろうと思います。

数字で示させていただきたいんですけれども、まず生活保護になりますけれども、合併当時の平成17年の3月末で99世帯、115人であったのが、これがふえ続けて、ことしの3月末には178世帯、235人へと約2倍になっています。ふえ続けています。それから、就学援助の受給者数、これは平成17年度に161人だったのが、ことしの3月末で283人、これも約1.75倍にふえています。非常に深刻な状況が出ているんだらうと。つまり、富める者はよりお金を持って、貧しい者はより貧しくなるような、そういう本当に格差が拡大しているという実態があるんだらうと思います。

そこでまず市長に、この貧困と格差の拡大というのが進んでいるんですけれども、この28年度決算、十分対応できたのかということについて、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ご指摘のような相対的な貧困率の低下とか、ここ10年来の我が国の大きな政策課題の一つであろうというふうに思っておりますが、亀山市におきましても平成20年9月のリーマンショック以降、所得割額、均等割額の納税義務者が増加しております。その一方、平均給与収入額が平成22年度に417万4,000円まで落ち込みましたけれども、ちょうど本年度には423万7,000円と回復傾向にはございます。しかしながら、これも今お触れいただいたような、生活保護受給者や就学援助対象者は年々増加をしてきておるとい流れの中にございます。

その中で、亀山市が平成28年度、どのような取り組みをしたかということでもありますけれども、まず生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対しまして、問題が複雑化・深刻化する前に自立のための支援を提供するため、自立相談支援機関であります亀山市社会福祉協議会と連携をいたしまして、包括的・個別的・継続的な支援を実施させていただいてまいりました。

さらに、ご案内の任意事業の学習支援事業を教育委員会直営で実施をいたしまして、家庭生活が困窮しておったり、家庭での学習環境が厳しかったりする生徒の学習生活習慣の改善や基礎学力の定着、生徒の意思に沿った進学を支援いたしてまいりました。

また、相談者の中におきましては、市の県民税、国民健康保険税などの市税を納付することが困難な方がお見えでございますので、相談支援員が付き添って納税相談を行うなど、担当部署と連携してきめ細やかな相談支援体制をとってまいったところであります。

そのほかには、これもご案内の国民健康保険におきまして、低所得者対策として実施をしております国民健康保険税の軽減制度につきましても、平成27年、28年度と軽減対象者の拡大を図っ

てまいったところであります。

今、財務部長が触れました財政との関係、午前中の岡本議員とのやりとりもありましたが、私、就任させていただく平成20年度、あときの民生費が30億円台でございました。しかし、この平成28年度の民生費の伸びは65億まで伸びておると。この8年間におきましても、約35億民生費がふえておる、扶助費がその核にありますけれども。そういう状況の中で、亀山市といたしましても貧困格差の施策につきましては、当然所得の再配分の施策は国の責務であろうと思っておりますけれども、市といたしましても関連する制度を連動させながら取り組んでまいったところがございます。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

多く述べられましたけれども、多くは国の施策であったり、それから社会福祉協議会なんかの外郭団体の事業なんです。私は、先ほども財務部長が言われましたけれども、総合計画を立てたばかりですけれども、全体の事業の見直しをして、もっとこういうところに予算を向けるようなことを考えていかないといけないのではないかなというふうに思います。

1点だけ生活保護にかかわってお聞きしたいんですけれども、以前、福沢議員が質問して、専任の職員配置がないのは亀山市と鳥羽市だけだという指摘をさせていただきました。そのときに余りいい回答はなかったんですけれども、そのことについてどうなったのかが1点と、もう時間がありませんので、もう一点は亀山市でも貧困率を調査すべきだということを質問いたしました。そのときの答弁としては、いろいろ個人情報等の問題も絡んでくるので慎重に検討を重ねてまいりたいということで、貧困率の亀山市としての調査についての答弁がそういう内容でした。2つ、専門職員の配置が必要だと思いますけれどもどう考えるのかということと、それから亀山市独自で貧困率を調査すべきだという、この2点についての答弁を求めたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

水谷健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（水谷和久君登壇）

生活保護を担当する福祉事務所ということで、私のほうから答弁させていただきます。

現在、法に基づきまして、社会福祉法で、生活保護の業務につきましては所長、査察指導員、生活保護のケースワーカー、事務職員を置くこととなっており、ケースワーカーの数につきましては、亀山市の場合3名配置ということで法的に定めています。

内容でございますけれども、兼務といたしましても生活保護に近い業務としまして、行旅人と、それから生活困窮者等の業務についての兼務がございます。したがって、全く別の仕事ではないし、福祉事務所で担当しておる職員にあっては関連した業務の兼務ということでご理解いただきたいと思っております。

それから、第2点目の貧困の調査につきましては、第2次亀山市総合計画の中で施策として子どもの貧困の実態把握を行い、貧困の連鎖を防止するため学習支援や養育相談を充実しますということで、子どもの貧困の実態調査を把握するという事を総合計画の中で位置づけておりますので、担当の教育委員会の学校教育室等と我々地域福祉室と協議しながら、どういう調査をするかという

ことを協議して進めてまいりたいと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ケースワーカーは80人に1人ということですから3人いるからと言うんですけれども、3人のうち1人は非正規なんですよね。だから、3人を正規でケースワーカーとして置くべきなんですよね。それがされていないという問題と、それから貧困率については、これは実態をつかめずに対策は打てないんで、まず実態を把握する、その上で対策を打つということが必要なんで、これはぜひとも至急やっていただきたい。先ほど言いましたように、貧困と格差は拡大していますので、これは早急にやっていただきたいということを申し上げて、次に移ります。

次は、議案第71号平成28年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

決算を見ますと、給水人口の減少や総配水量——水道施設から市内へ送られる水道水の量ですけれども——減少していますが、経営状況をあらわす純利益が平成26年度から3年間、各1億円ずつ毎年あるというような状況であります。また、利益剰余金も4億2,400万円ほどあります。ところが、先日議会に示されました亀山市水道料金検討委員会の報告書によれば、今後の事業計画、資金計画から判断すると、水道料金の改定はやむを得ないとし、収入額と総括原価が一致する率である118.182%の引き上げが妥当とし、実施時期については平成30年4月が妥当だという内容の報告書が示されました。

そこでまず、この決算を見ますと私は非常に違和感を感じるんですが、決算を見て、なぜ来年度からもう水道料金の値上げが必要になるのか、このあたりが理解ができませんが、この決算状況を見て来年度料金の値上げが必要な決算状況なのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎上下水道局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

平成28年度水道事業会計決算状況につきまして、収益的収支につきましては、水道事業収益13億1,712万7,219円、水道事業費用11億8,637万3,716円となっており、当年度純利益は1億1,300万4,356円の黒字となっております。

また、資本的収支につきましては、総収入額6,572万6,160円に対し、総支出額は4億7,281万1,510円で、不足額4億708万5,350円、これにつきましては損益留保資金や建設改良積立金などで補填をしております。

当年度純利益1億1,300万4,356円を含む当年度未処分利益剰余金につきましては、建設改良積立金への積み立て及び資本金への組み入れを行うものでございます。

次に、資金期末残高につきましては、4,093万874円減少し、8億1,562万8,076円となっているところでございます。

過去3年間、総収益が総費用を約1億円上回る黒字基調で推移していることにつきましては、平成26年度から新しい会計制度が適用されたことにより、営業外収益に長期前受金戻入を計上することとなったため、純利益が増加したものでございます。

長期前受金戻入とは、減価償却を行うべき固定資産の取得または改良に当てるため、過去の補助金や工事負担金等の減価償却分を収益に計上していくものであり、現金収入はなく、会計上収益として処理したものでございます。例えば平成28年度の決算を改定前の制度で考えますと、当年度純利益1億1,300万でございますが、長期前受金戻入の1億5,062万円につきましては、これは現金収入はないことから、それを差し引きますと3,762万円の赤字となることとなります。財政状況としましては、厳しい状況であると認識しております。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

余りわからないんですけどさ。私が決算を見ますと、まず先ほど言いましたように、会計制度は確かに変わっていますよ。変わっていますけれども、我々は数字でしか判断できませんので、3年間約1億の純利益があったということが1点。

それから、経営内容でいうと、供給単価が115.74円で給水原価が107.52円ということで、使用者が払う1立方当たりの平均単価である供給単価が水道水を1立方つくるのに必要とする経費である給水原価より8円22銭上回っている。つまり、水道水をつくって売するのに赤字にはなっていないということですね。黒字になっているということなんです。

それから、確かに配水量は前年に比べて減っている。それから、資本的収支を見ますと、これは毎年のことですがけれども、常に資本的収入というのはほとんどありませんので、支出のほうがはるかに上回って4億円程度補填をしなきゃならんという状況があるのはあります。

それで、最終的に損益計算書を見ますと、4億2,400万円ほどの利益剰余金がある。それからキャッシュ・フローでも、4,000万円ほど減りましたけれども、キャッシュ・フローは8億円ほどあるわけですね。

これを見る限り、もう来年度から値上げしないことには水道会計が成り立っていないという理由にはならないと思うんですよ。だから、そういう意味で、この決算からいきなり来年度には値上げをしなきゃならんという結論は私は出てこないんじゃないかなということをおし上げておきたいと思えます。これ以上行きますと一般質問になりますので、その程度にとどめておきます。

1点確認したいのは、資本的収入が資本的支出に不足する額の補填の問題なんですけれども、今回、4億円ほど補填をしましたけれども、28年度の末で補填財源となる金額を見ますと、建設改良の積立金が58万円ほどと、それから減債積立金が1億3,000万円ほどしかないんです。足しても4億円には行かないんですけれども、これはどういうふうにして4億円、例年どおり4億円の補填が必要だとしてどういうふうこれを埋め合わせされるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

資本的収支の補填財源でございますけれども、例年、消費税及び消費税資本的収支の調整額とか当年度損益勘定留保資金等で補填をしております。そのほか、あと28年度につきましては建設改良積立金からも補填した状況でございますが、今後につきましても同様の補填をやっていくという

ことになろうかと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私が決算書を見て一番不安があるとすれば、この資本的収入と支出の問題だろうと思うんですけれども、その点についてもクリアできるんだと言われましたので、私はなおのこと来年度から値上げをする必要はないということを強く感じたわけです。

次に移っていきたくは思いますが、本来、水道事業って独立採算制とよく言われますけれども、もちろんこの総括原価方式という、要するに収入で全部の費用を賄うというんですかね、いわゆる独立採算という総括原価方式で考えるということですが、これには無理があるのではないかと思います。というのは、1つは地方公営企業法の3条に経営の基本原則というのが書かれています。何て書いてあるかというと、地方公営企業は常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないとあるんです。つまり、本来の目的というのは公共の福祉を増進することなんです。

民間企業のように、ここは利益が上げられないから水道を引くのはやめておこうとか、そういうようなことはできないわけです。一定の条件があって人が住んでおれば、当然給水はしなきゃならん。だから、利益があろうがなかろうがやらなきゃならんという、そういう病院とよく似た公共性の高い事業なんです。だから、そういう意味でいくと、こういう本来の目的が公共の福祉を増進することにあるというのは、私はそういう意味だろうと思います。

そこで1点お聞きしたいのは、決算状況がもし悪くなってきたときに、こういう本来の趣旨からいけば、ほとんど99%、100%近い人が水道の恩恵を受けているので、一般会計からの繰り入れという問題は別に何も問題がないのではないかというふうに思うんですが、そういう考えはないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

一般会計からの繰り入れにつきましては、地方公営企業法第17条の2及び同法施行令第8条の5に基づき、公共の消防のための消火栓に要する経費その他水道を公共の消防の用に供するために要する経費につきましては既に繰り入れているところでございます。そのほかについて一般会計から繰り入れることにつきましては、水道事業の運営は利用者からの料金収入により運営費用を賄う独立採算制をとっております。また、地方公営企業法や一般会計の繰り出し基準等の考えもあり、今のところ一般会計からの繰り入れにつきましては考えておりませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

水道事業については、公共性が非常に高い事業ということ、それからほぼ市民全員が、受益者負担という考えからいっても、全部が受益者であるということから考えても、私は一般会計から入れ

る根拠は十分にあるんだろうと思います。

もう一つは、国のほうにも、今言われた繰り入れることのできるお金というのが指定をされています。これを拡大するというのも国に対して求めていく必要があるのではないかと。もっとこういうものについては一般会計から繰り入れしてよろしいよというものを、公共性がある以上、そういう必要性は求められるんで、損をしてでもやらなならんという、そういう性格の事業である以上は、そういうことも含めてやっていく必要があるんじゃないかなと思います。

最後に、よく亀山市の水道料金は県下でも比べて安いということをよく言われます。この点について一言言っておきたいんですけども、なぜ安いのかということを考えてみますと、亀山は伏流水をとっています。経営努力ももちろんありますけれども、伏流水をくみ上げるということは、要するに伏流水になる時点でろ過されるわけですね。非常にそやから良質な水が確保できる。だから、ほとんど井戸でくみ上げた水に塩素を入れるぐらいで水道水にできるという非常に恵まれた状況にある。

例えば私がおりました津市なんかでいきますと、浄水場を幾つか持っています。例えば雲出川の表流水をとって浄水場に引き込んで、そこで沈殿させてろ過して、それをまた塩素でしてという作業をしなきゃならん。これの経費というのは莫大なものがかかるんですね。だから、こういう浄水場を持たなくて済んでいるということが一つですね。

それからもう一つは、松阪なんかそうなんですけど、県の水道を買っています。非常に単価が高いです。津市も松阪もそうですけれども、県の水道を買っています。これは非常に圧迫をしております。だから、どうしても水道料金が高くなる。

だから、亀山市が安いのは、そういう条件的に非常に安くできる条件があるという、こういう問題が私はあるんだろうと思うんで、県下と比較して安いから上げてもいいんだというようなことにはしないでいただきたいということを最後に申し上げておきたいと思います。

最後に、3つ目の問題に移ります。

議案第74号平成28年度亀山市病院事業会計決算の認定についてであります。

病院事業会計については、2015年12月議会で、これまでの地方公営企業法の一部適用から全部適用に改め、病院経営の責任者として新たに病院事業管理者を置き、経営改善することが決められ、その全部適用した最初の年度の決算が今回示されました。

この12月議会での市の答弁では、現在の医療センターが一部適用という理由をもって特段大きな問題を抱えているということではない。こういうふうに言われて、一部適用から全部適用に移行するのは全部適用のメリットを有効に活用しようという姿勢であるという答弁をされております。

そこで、まず地域医療統括官にお聞きしますが、地方公営企業法の全部適用をした最初の1年間の決算で、全部適用の効果がどこにあらわれているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤地域医療統括官。

○地域医療統括官（伊藤誠一君登壇）

平成28年4月に病院事業管理者として私が配置されたわけですが、公営企業法全部適用初年度の取り組み結果といたしまして、28年度決算に具体的な効果を数字としてお示しできなかったことについては遺憾に思っているところでございます。しかし、28年4月以降、これまで

の取り組みにつきましては、現在また将来につながる効果的な取り組みであると考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いきなり謝罪から入ってびっくりしていますけれども。数字を見る限り、何もあらわれてないんですね。私は一部適用のままでいいんじゃないかということで、このとき言ったんですけれども、全部適用のメリットとして12月議会で言われたのが、経営責任の明確化、運営の機動性の発揮、職員の士気高揚、経営意識の向上、人材確保の充実、健康福祉部との連携、地域医療の推進などということが、これが要するに全部適用のメリットだというふうに言われたんですけれども、この点についてはどんなふうにこの1年で変わったのか、あらわれたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤統括官。

○地域医療統括官（伊藤誠一君登壇）

12月の答弁のときの経営責任の明確化等々につきましてはですが、もう少し具体的に申し上げますと、医療センターにつきましては平成2年に開院いたしまして26年を経過しております。一般病床を持つ4診療科の病院としてやってまいりましたが、この26年間の取り組みから大きくシフトする、この29年につながる28年度は準備する年であったと思っております。まず中期ビジョン、要するに医療センターが取り組むべき中期ビジョンを策定いたしました。それによりまして、平成29年4月から導入しました地域包括ケア病床の準備をいたしました。さらには、院外処方への移行、このようなことへの大きくシフトする1年であったというふうに考えておるところでございます。

ちょっと決算とは離れますが、さらに申し上げますと、その結果としまして、平成29年4月、今年度になりまして効果があらわれてまいりまして、対前年度同月比、毎月1,000万円強の増収につながっておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

この1年はいわば準備段階で、来年以降を見てくれということですが、それは29年度の決算を見ないことには評価はできませんので、それを数字を並べられても、そのことについて評価することはできません。

決算を詳しく見てみますと、まず業務実績というところで見ますと、入院患者数が前年より246人の減、特に内科で3,800人ほど増加したのに、整形外科で4,000人ほど減少した。それから、外来患者数は前年度より470人の減。この入院と外来を合わせて714人の減になっている。この減によって医業収益も前年度より3,686万円ほどの減収になっている。この結果、28年度の純損失は2億6,000万円ほどになっておるわけであります。

この2億6,000万円ほどの純損失が出たことによって、前年度までの繰越欠損金、いわゆる累積赤字、これが7億円ほどありますので、合わせると累積赤字は10億円にも達するという。本

当に、あと2年待ってくれ、3年待ってくれという話ではない、本当に医療センター崖っ縁というのが私は現状ではないかなというふうに思います。

キャッシュ・フローを見ても、大阪府の公債を売却したということで3億円の増があったんですけども、資金の増加を見ますと、3億円以上の増があったかというところとそうでなくして、それが2億5,000万に減っているわけですね。3億円売却して入りながら、結果的に資金の増加は2億5,000万円にとどまっているという。つまり、それだけ出ていくお金が多かったということですね。これでいくと3億4,000万円の残高しかありませんので、これもキャッシュ・フロー、いわゆる現金があと何年もつのかというのは、指を数えるぐらいしかもたないだろうという状況です。

こういう状況というのは、全部適用して1,000万円ものお金を、人件費をかけて地域医療統括官を置いてやったわけですから、少なくとも1年目で何らかのものが出なかったら私はやった意味がないんじゃないかと思うんですが、そういう今回の数字的に言えるものが何もないと言われましてけれども、そういう地域医療統括官としての責任という問題、経営状態についての責任というのはどのように考えてみえるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤統括官。

○地域医療統括官（伊藤誠一君登壇）

地域医療統括官としての責任、責務、これにつきましては、将来にわたって医療センターが適切な医療サービスを提供できる体制とするために経営の健全化を図ること、先ほど申し上げましたようなことに取り組むことであるというふうに考えておまして、引き続きこの取り組みを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

厳しいようではありますが、崖っ縁というところから考えれば、もう一年待ってくれという話ではなかろうと思います。今言われた来年というふうに言われましたけれども、じゃあ今抱えている例えばことしの2億6,000万というような赤字がゼロになって黒字になるのかということ、そこまでのところは見込めないだろうと思うんですよ。そんな状況が続くということは、累積赤字が続くということですよ。膨らんでいくということですよ。だから、そういう意味では、もっと深刻に考えてもらう必要が私はあるんだろうと思います。

それで、この地域医療統括官の問題については、市長が任命されたわけですがけれども、当時いろんな議論がありました。民間の病院での経験がある人を持ってきてはどうかとか、いろんな議論がありました。その中で市長はこの人が適任だというふうには選ばれたわけです。そういう意味で市長にお聞きしたいんですけども、今の決算を見て、市長として任命責任について、あなたはどのように考えてみえるのか、責任を感じないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成28年4月の公営企業法全部適用時に、この地域医療統括官、病院事業管理者として任命をいたしましたところであります。その当時申し上げましたが、この病院事業管理者には、ドクターの確保が大変大きな要素を持っておるということであります。したがって、病院事業管理者の非常に大きな使命の一つとして、最大の使命であります。大学医学部との連携、そして関連する病院との連携、これが一番大きな経営改善のポイントであろうというふうに認識をいたしております。その点で申し上げますと、健康福祉部長、医療センター事務局長としての経験とか、それから医療センター事務局長当時の大学医学部との、本当にこれは自治体病院であります。亀山の病院事業の経営の医師確保の点からもなかなか厳しい局面ではありますけれども、しっかりその任を果たしてきておるというふうに思っております。

四半期ごとに医療センターの経営状況につきましては昨年以降も報告を受けておるところでございますが、ちょうど昨年の12月ごろから、患者数、医業収益ともよい方向となってきておるところであります。平成28年度決算では残念ながら損失がふえる結果となっておりますが、29年度は前年度と比較いたしまして収益増の方向へ、次の段階へ入っていくことであろうというふうに感じておまして、29年度の経営状況は改善をされるものというふうに考えておるところであります。

平成21年度の決算から、今申し上げました経営責任をはっきりするというので、開院が平成2年ですが、その間の累損、今、累損は21年度以降の累損を明確にさせていただいております。それ以前は先ほどの一般会計で年度の損失を全部補填して、20年近くゼロで来ておったという状況の中で、経営責任や、そういう本当に厳しい局面の中で、今日の自治体病院の運営を今、統括官のもとに全庁挙げて頑張ってくれておるところであります。

いずれにいたしましても、課題はありますけれども、今後も経営状況をしっかり注視してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

余り感じてみえないようではありますけれども、それこそ29年度の決算が28年度とそう大きく変わらないような状況なら、本当にこれは責任問題だろうというふうに私は思います。医療センターを見ますと、ことしはボイラーをかえるということをやりましたが、今後まださらなる老朽化の問題がいっぱい、細かくは言いませんけれども、機械・施設の修繕という問題が控えています。そのための費用も必要なんです。だから、その費用をためていく必要があるんですけども、今それどころではない。年度年度の会計自体が赤字になっているというね、こういう状況なんです。

だから、将来的に医療センターを維持していくという意味では、この28年度の決算を生かして新しい手を打っていただくと。ぜひこの28年度の決算を糧にして、29年度にはこういうことのないようにやっていただくということを申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時51分 休憩）

(午後 2時01分 再開)

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 新 秀隆議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

それでは、公明党を代表して代表質疑をさせていただきます新でございます。

まず初めに、今回、平成28年度の一般会計についてでございますが、大きく平成28年度、これは昨年の3月でございますが、市長のほうから進取の年ということで決算に挑ませていただきます。決算に対する評価を問うということでございますが、こういう中におきまして、当初市長は平成28年度、「進取の年」と銘打ち、第1次総合計画の最終年度といたしまして208億1,600万円の予算でスタートされ、そしてまた、これは前年度比の2%増で、その要因といたしましては、川崎小学校の改築事業の建築工事とのことでありました。市税についても固定資産税の伸びにより前年度当初予算より1億4,540万円の増、率にいたしまして1.4%増の伸びをとの試算で28年度がスタートされました。

そして、28年度が決算となりましたが、大きく見まして公債費につきましても若干抑えぎみで現在14.6%とか、そして経常収支比率におきましても、本来ですと七、八十%が適当というところで、ずっと亀山としては増加ぎみ、平成25年度以降の増加傾向にあり、現在、89.1%であったと。そして、財政力指数につきましては、単年度収支につきましては0.93、3カ年度の平均につきましても0.93で、前年よりは0.01ポイント少なくはなっておりますが、こういう状況におきまして、けさほどより再三皆さんの代表質問の中で決算をどのように評価するかということでございましたんですけれども、私のほうからは、そういう全体的なところの、この「進取の年」ということが銘打たれて、そしてこの決算をどのように今現在捉えておられるか、お伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

4番 新 秀隆議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

新議員のご質問にお答えをさせていただきます。

平成28年度一般会計決算の評価でございますが、午前中も宮崎議員にもお答えさせていただきましたことと同様なんですけれども、第1次総合計画最終年度として事業の推進に取り組むとともに、第2次行財政改革大綱の前期実施計画を着実に実践することで、持続可能な行財政運営の確立に努めたところでもあります。今触れていただいた「進取の年」と1年のスローガンを置きましたのは、最終年度の年でありますので、余りこれを置きにくいようなことではなくて、進取の気風で前へ進んでいこうということを求めたもの、あるいは次の総合計画の策定について、そういうものを次へつなげていこうという思いで「進取の年」と、このように銘打ったところでもあります。

その結果といたしまして、川崎小学校改築事業や関の山車会館整備事業、し尿処理施設の長寿命化事業や野村布気線整備事業などのハード事業、また利用ニーズが高まっております障がい児

(者)の自立支援事業や国の経済対策として実施をいたしました年金生活者等臨時福祉給付金給付事業などのソフト事業を行ったところであります。さらに、ご案内の新しい自治の仕組みづくりにおきまして、市内22地区全地域におきましてまちづくり協議会が設立をされまして、地域課題の解決に取り組む自治組織として活動を開始するなど、第1次総合計画の後期基本計画に掲げました第2次実施計画の事業は、おおむね計画どおりその進捗を図ることができたというふうに考えておるものでございます。

そのほか財政指標につきましては、市税等一般財源が減収となりましたことなどから、経常収支比率がお触れいただきました89.1%と前年度から2.2ポイント、公債費負担比率が14.6%と前年度から0.7ポイント後退した比率となったところでございますが、財政調整基金残高は前年度に比べ約2億7,000万の減にとどめた約40億円を確保いたし、市債残高は8年連続減少といたしているところでありまして、財政の健全性につきましては一定程度の確保ができたものというふうに考えておるものであります。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

第1次総合計画の最終年度、今、市長に進取の年ということで、さまざまな事業形態を紹介いただきました。

そういう中におきまして、冒頭に申し上げましたように、当初の収入の面におきまして、この点につきましては税収のほうはかなり予想とは反して減ってまいりました。こちらにつきましては、自主財源、依存財源、この辺の評価についてお伺いしたいところでございますんですけど、歳入の決算で自主財源が128億、そしてこの中でも法人市民税が2億6,230万円ほど減少してきたと。そういう中におきまして、また依存財源につきましては76億4,609万円の、先ほど午前中もありましたが、これで自主財源が62.6%、そして依存財源が37.4%というところではございますんですけど、この自主財源の低下といいますか減収につきましては、この辺のところにつきましてはの評価、また考えがございましたらご説明願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

それでは、平成28年度決算の中で自主財源がどうであったのかということについて答弁させていただきますというふうに思います。

議員おっしゃられたように、自主財源の比率は前年度から0.6ポイント増加した62.6%というふうになっております。前年度の131億から3億8,000万ほど減ったのが今回の自主財源であります。額としては減っております。その中で市税が約3億円減少した。財政調整基金繰入額は約2億1,000万増加をした7億7,000万円となっておりますが、下水道事業基金が約2億5,000万円の減となり、繰入金が1億2,000万円の減となったことの中で、自主財源の減少より依存財源の減少幅が大きかったことから、額は2つとも下がったんですが、自主財源の比率が0.6ポイント増加をしたということで、岡本議員にも申し上げましたけど、この亀山市の自主財源の比率は県下14市中の2位の状況でございまして、自主財源としてはいいほうであるというよ

うなところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

午前中申されたように、県下では2番目と、よい形には、位置づけにはあるということではございますが、そういう中におきまして滞納的なこともいろいろ出てきております。そういう中におきまして、近年の収納率が向上してきているというのも数値的に見えます。28年度につきましては98.99%、全体では93.43%と向上してきているということでございますが、この点につきまして、滞納繰り越し分が17.5%、前年の17.4%から見ると0.1%上昇はしてはおります。収入未決の額としては6億8,448万円ということでございますが、若干ではございますが近年の納付率が上がってきている。何かこの辺につきまして政策的なことを行ってきたのか、これが展開できるものであるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、市税の収納率でございますけれども、収納率は、議員おっしゃられたとおり、前年度より0.08ポイント向上した98.99%となったところでございます。特に税目別の収納率で見ますと、個人市民税も、法人市民税も、固定資産税も、都市計画税も、収納率はよくなったと。1つだけ、軽自動車税だけ少し悪化をしたような結果となったところでございます。

滞納市税は年々減少させておることができまして、平成24年には9億1,800万ほど滞納額がございましたが、28年度決算では6億8,800万ほどまで滞納額を減らすことができた。4年間で約2億3,000万円ほど減少させることができているところでございます。

どんな取り組みをやっておるのかということでございますけれども、議員のほうからも、いろんな封筒を使い分けたらどうやということもありまして、3色の封筒、グレーとか、黄色とか、ピンクの封筒で、だんだんなかなか対応してもらえん人には使い分けて文書催告を行っております。また、そのことで多くの滞納者から電話をいただき滞納相談の対応をしていくことで、その中で種々の事情により納付が困難な方については、分納などの納付可能な方法も相談に応じ、早期に滞納が解消できる方策を行っているところでもございます。

一方で、納付ができる資力がありながらなかなか納付をしていただけない方については、市税の公平・公正の観点から、給料や貯金の差し押さえなどの滞納処分を行い、厳正に対処しているところでございます。その上で高額事案とか困難事案等につきましては、滞納処分等判定委員会のご意見をいただいた上で、三重地方税管理回収機構へ移管を行い、対応をいたしておるところでございます。

納税環境の拡大にも努めておりまして、平成24年度からコンビニ収納を始めております。その中で年々コンビニ収納の利用者が増加をしてきているところでもございます。そのように、この4月からクレジット収納も行いまして、納税環境の拡大というのも取り組んでいるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

官がさまざまな施策を打ち、それが現状の数値に持ってきたかなと思います。

以前から言っていますように封筒の色を変えといても、確かに真っ赤っ赤の封筒ではちょっとびっくりするんですけども、そのような形で滞納者に対してはいろんな手を尽くすというのを、またいろんな原因もあると思いますので、そういうところも聞くところによると電話対応とか、場合によっては訪問するというのも聞いておりますが、そういう点につきまして一つずつの行いが今回の、少しでございますが、4年間で2億円ほど減になったというのは大きな成果ではないかと思ます。これではまだまだ追いつきませんが、いろんな施策もまた、システムを使ったコンビニ収納、そういうのも、通常のウィークデーが休みでないもんで払いに行けやんとか、そしてまた特別徴収、この辺も大分進んできたんではないかと思ます。そういうところにつきましても、いろんな施策を打ってきた結果、28年度はこのような数字と、次の年につなげていっていただきたいものではあります。

そういう中におきましても難題のところも出てきまして、欠損金の問題が出てくるわけなんですけど、こちらについて、欠損金はどういう形で出され、払わんのだからという理由はわかるんですけど、欠損金はどういう過程を経て今回のようなこの数値になってきたのか。さまざまな年度によって差も出てきておりますが、またちょっとふえる傾向も出てきておりますので、この辺の傾向、また要因、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

不納欠損につきましては、納税義務者の死亡や破産などにより即時に欠損処理を行うものもございしますが、基本的には執行停止後、事後監視を行い、資力の回復がない場合、また所在・財産が判明しない場合に処理を行っておるところでございます。

平成28年度の市税の不納欠損につきましては991件、3,797万5,161円で、その内訳としましては、個人市民税が434件、2,214万7,296円、法人市民税が2件の6万6,600円、固定資産税が110件の1,247万2,646円、軽自動車税が335件、169万2,203円、都市計画税が110件の159万6,416円となっております。

その事由につきましては、地方税法第15条の7第1項第1号の規定に基づき、破産等により財産がなく欠損処分したものが312件、2,076万3,639円でございます。第2号で生活保護等の生活に逼迫して欠損して処分したものが196件、374万1,493円、第3号で所在及び財産不明により欠損処分したものが395件、1,132万5,618円、地方税法第18条の規定に基づき消滅時効により欠損処分したものが88件、214万4,411円となっており、ここ最近の不納欠損処分は毎年3,000万円程度で推移しておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございました。

平成25年はかなり大きな不納欠損ではございましたが、少し下がってきたものの、また今回、全体的に3,800万円ほどというふうな大きな金額になってきております。これも先ほどの滞納者にいかに早く対応をとるかということによって、欠損が少なくなるのではないかというのは言うまでもございません。

最後のところでございますが、ここにつきましては、最後といたしますかこの部分では、基金の有効利用ということで、既に午前中もいろいろ岡本議員のほうから基金のことでお尋ねされていたことだと思いますが、私のほうからはこの基金の運用について、実際に今回基金が93億8,000万円ほどのものが2億円ほど減ってきたということでございます。以前、どこかの市長でございまして、失礼しました。ちょっと忘れてしまいました。災害のときに後発支援とか、そういうのが起こったときには、100億円ぐらいはないと持ちこたえられないというのもちょっと聞いたことがあるんですけど、そういう中で今回のところのお伺いする点は、28年度におきましていろいろな積み立て、そうしました切り崩しといたしますか運用されてきたと思うんですけど、その点につきまして大きく活用で有効的なものがあったのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成28年度における基金の活用状況でございますけれども、財政調整基金については、一般会計における財源調整のため7億7,039万3,000円を、公共施設等基金については、川崎小学校改築事業に対し、基金残高全額の3,791万5,799円を活用しました。また、農業集落排水事業債償還基金については、事業債元金償還金に対し、2,289万8,000円を、土地開発基金については、天神・和賀地区コミュニティセンター駐車場用地の購入費として1,487万37円を取り崩すのと、それぞれ基金設置の目的に応じた活用を行い、財源確保に努めてきたところでございます。その結果、平成28年度末の基金残高は前年度に比して2億4,740万1,075円減となる93億8,010万7,856円となったところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

かなりの金額を使っていただいて、そういう中で川崎小学校、そしてまたさまざまな事業、特に今、亀山市内全域に22のまち協も立ち上がり、そしてそれらに付随する中で新しい施設もできたというふうな、そのように理解させていただきます。

それでは、次の部分でございますが、今回の28年度の決算が終わり、終わりといいますか出まして、それについて中期財政見通しの整合性ということで、29年度にどのように整合がとれてきたのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

中期財政見通しとの整合性でございますけれども、平成29年2月に平成29年度から33年度までの中期財政見通しを策定したところでございます。28年度決算における実質収支は、中期財

政見通しでは8億円と見込んでおりましたが、実際の実質収支は約3億3,000万円となりましたので、その差額4億7,000万円の乖離が生じたところでございます。その差額を反映いたしますと、平成33年度末時点の財政調整基金残高の見込み額は20億5,000万円から15億8,000万円に減少することとなり、今後の財政運営はより一層厳しくなるものと考えておるところでございます。

なお今後、第2次総合計画の推進を図っていく上で、亀山駅周辺整備事業や庁舎建設事業など大規模事業を着実に実施していくためには、長期の視点に立った財政見通しを策定する必要があるとも考えておるところでございます。このことから、第2次総合計画の期間である37年までの財政見通しについて、先ほど服部議員にも申しましたとおり、28年度決算の反映を含め見直しを行い、平成30年3月議会でお示しできるよう策定をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

当初、28年度では財調が枯渇するというような形でも発表があったと皆さんも記憶にあると思いますが、そういう中におきまして、今回、28年度が終わりまして、先ほど服部議員のほうの中でも部長からご説明がございましたが、そういう形に理解させていただきます。

それでは、最後のところでございますが、28年度決算を経て、次年度への展開をどのようにつないでいくか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今後の財政運営でございますけれども、今後、市税については緩やかな減少傾向が続き、普通交付税については平成31年度に合併算定がえ期間が終了し、平成32年度から一本算定に移行することから、平成33年度と29年度を比較しますと、一般財源ベースで約2億円の減額になると見込んでおります。このことは当初の見込みよりは半減をいたしているところでもございます。一方、歳出では、亀山駅周辺整備事業の本格着手に伴い、投資的経費の増加が見込まれるほか、障がい者サービスに伴う扶助費の増加等も見込まれます。これに対応するため、各基金の有効活用により財源を手当てすることとなりますが、平成28年度決算の実質収支と中期財政見通しとの乖離を考慮しますと、平成28年度末で40億円の財政調整基金残高は5年間で約24億円減少し、平成33年度末には約16億円となる見込みであり、将来の財政運営は厳しい状況が続くことが予想されるところでございます。

このような状況の中、将来の亀山市を見据えた上で持続可能な行財政運営を確立するためには、まずは第2次行財政改革大綱に定めた116の実施計画を遂行するとともに、今年度策定予定の後期実施計画に事業の見直しを含めた新たな項目も取り組んでいく必要があるんだろうと考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

28年度の決算をしっかりと次の年、また将来につないでいくためにも、特に財調も大分、40億から24億、そして33年には16億になるという厳しい状況も試算されている中におきまして、さらなる財政の逼迫を意識して進めていただきたいということだけ申し上げておきます。

続きまして、次のところでございますが、下水道の会計でございますが、議案第73号平成28年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

まず初めに、28年度の決算の評価についてでございますが、今回、公営企業会計を導入いたしまして2年目、そして27年度にアクションプランを見直しました。初年度の28年度決算としてはどのように評価されてきたのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎上下水道局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

公共下水道事業会計決算状況につきまして、収益的収支は下水道事業収益9億4,149万6,053円、下水道事業費用8億9,831万1,596円となっており、当年度純利益は長期前受け金戻入や一般会計からの繰入金などにより1,331万4,213円の黒字となっておりますが、厳しい財政状況であると認識しております。

資本的収支は、総収入額11億1,019万780円に対し、総支出額13億3,926万4,038円で、不足額2億2,907万3,258円は損益勘定留保資金などで補填いたしました。当年度純利益1,331万4,213円につきましては、将来の企業債の返還に充てるため、前年度の繰越利益剰余金2,221万727円と合わせて減債積立金へ積み立てるものでございます。

決算の評価といたしましては、損益計算書や貸借対照表によって経営成績や財政状況が明らかになったことで、適正な財政運営を行うことができたものと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

28年度につきましては、純利益としまして1,331万円の計上という形ではございましたんですけど、この辺の量を伸ばしていくには、接続の進捗を早められるのかわかりませんが、それは計画に従っていくところではございますが、まず下水道の接続が多くなるとは収入がふえることはございませんので、この辺の進捗状況についてお伺いします。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

公共下水道の整備の進捗状況につきましてですけれども、まず平成28年度につきましては、能褒野町、住山町、天神一丁目、天神二丁目、関町木崎などで工事を行い、そのうち能褒野町、住山町、関町木崎などで新たに供用開始を行いました。このことにより普及率は、平成27年度末49.4%から平成28年度末で50.3%に上昇いたしております。

あと、供用開始した中での公共下水道水洗化率につきましては、平成27年度末で74.8%、平成28年度末では77.2%ということで、2.4ポイントの上昇をしております。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

1年間で28年度としては50.3%というふうな接続率に上がってきていると思います。単純に考えれば、もっと進められないのかというところがございますんですけど、その点につきまして、28年度の課題、問題点、今後の課題、問題点にもつながってくることでございますんですけど、その辺をどのように把握されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

下水道整備につきましては、これまでは費用対効果を考え、市街地等の用途地域から順に効率的に進めてまいりました。このことは使用料収入につながっていると考えております。これからも人口や事業所が多い地域から順に効率的に進めていく必要があると考えております。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

使用に応じて計画的に効率的にということでございますが、実際のところ使用料の単価につきましては、こちらの151.6円で、汚水処理原価が275.1円と、そういう形でいきますと、123.5円赤字が出るというような中で、また合併浄化槽とか、その辺の問題も出てきて、地域性が出てきて合併浄化槽とか、そういうものにも絡んでくると思う、問題点は多々あると思うんですけど、その点につきまして最後のところでございますんですけど、平成28度におきましての生活排水の処理のアクションプログラムを見直した結果、初年度としてどのようなアクションプログラム、28年度だけでも結構でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

アクションプログラムの進捗状況でございますけれども、生活排水アクションプログラムにつきましては、生活排水処理の都道府県構想でございまして、その内容につきましては、公共下水道や農業集落排水、浄化槽の整備、運営管理の計画を市町別に整備の手法や目標年度などを定めたものであり、平成27年度におきましてこの見直し作業を行ったところでございます。

見直し後の亀山市の計画につきましては、平成47年度の整備完了時の最終目標人口を、公共下水道4万161人、農業集落排水8,523人、合併処理浄化槽580人の計4万9,264人としており、平成37年度の農業集落排水や合併処理浄化槽を含めた生活排水処理施設整備率の中間目標値を92.0%とし、この目標に向け整備を進めるため、平成28年度末において公共下水道事業の変更認可を行ったところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

私も以前、委員会の中におきましても、そのような下水公営企業会計についてしっかり議論させていただいたところがございますので、関心度の高いところでもございます。しっかりと遂行できるよう頑張っていたいただきたいということだけ申し添えておきます。

それでは、次に移らせていただきます。

議案第74号平成28年度亀山市病院事業会計決算の認定についてでございますが、こちらにおきましては、地方公営企業会計につきまして全適ということで、その後の変化点についてというふうな形にはさせていただいておるんですけど、先ほど服部議員のほうからも質問がございましたが、過去を見てみますと、傾向としては医療費の損失額が非常に高くなってきております。平成23年は一番低かったんですけど、そこから上昇傾向にあるという中でございます。

こういう中につきまして、先ほど統括官のほうからもお話がございましたんですけど、経営上の部分から見ますとどのような形で変化点が出てきているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

古田医療センター事務局長。

○医療センター事務局長兼地域医療部長（古田秀樹君登壇）

まず、平成28年度病院事業における医業収益から若干数字的なものを申し上げますと、前年と比較してマイナスの3,685万9,482円、12億3,654万6,408円でございます。これは当然ですけれども減収でございますので、主な原因といたしましては、医業収益ですので入院の収益に比例するところが大きいということで、まず手術件数が大幅に減りました。前年度比90件減っております。それと、先ほど服部議員も言われましたように、入院患者数の減が大きく響いたものと考えております。

医師や看護師の不足によりまして、平成24年度から、この医業収益、ずっと減少傾向にございました。ただ、三重大学との寄附講座の開設でありましたり、看護師につきましては看護学校の推薦制度や修学資金制度の活用といった活動が実を結びまして、平成27年度は若干増収に転じております。ところが、先ほど申し上げました要因や、常勤の整形外科医、あるいは眼科医、透析の専門医というものが今確保できていない状況でありますので、そういうことが影響して平成28年度は減収に至ったものと考えております。

先ほど統括官が申し上げましたように、統括官が着任をいたしまして平成28年度に中期の経営ビジョンを策定いたしまして、医療センターアクションプランというふうに名づけましたけれども、その数値目標がありますので、その達成を目指して平成28年度から取り組みを始めているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

先ほどの服部議員の質疑の中では、統括官は今、準備期間というようなちょっと表現をされておったと思うんですけど、確かに立ち上げた早々ではなかなか成果が出ないというのも厳しいところだとは思いますが、そこは期待するものでございます。

それで、その病院事業管理者、地域医療統括官の配備については、先ほど私も聞かせていただき

ましたので、こちらの部分は飛ばさせていただきます。

地域医療体制の取り組みのほうについて、どのような施策、そして評価、また成果が出ているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

古田事務局長。

○医療センター事務局長兼地域医療部長（古田秀樹君登壇）

医療センターといたしましての地域医療体制の取り組みといたしましては、まず全適をしました昨年の4月に地域医療部を新しく開設いたしました。この部につきましては、地域包括ケアシステムの具現化を進めるということで医療センター内に設置をしたところでございます。

また、医療センターのあり方をいろいろと検討する中で、一般病床から地域包括ケア病床への転換というものを平成28年度に決定をいたしまして、ことしの4月に15床の地域包括ケア病床をオープンさせたところでございます。

この地域包括ケア病床というのは若干少しだけ説明をさせていただきますと、急性期と言われる病状が、治療が終了して病状が安定した患者さんに対しまして、最長で60日間入院をしていただくことが可能になります。その中で在宅復帰を目指したり、あるいは介護施設の入所に向けて専門スタッフから適切なりハビリや退院支援を受けて安心して退院していただくというふうな病床でございます。

当然ですけれども、在宅復帰を目指す病床ですので、この病床の導入によりまして、さらに在宅医療との密接な連携を図ることができるものと考えております。

もう一つ、今現在ですけれども、訪問看護につきましてステーション化というものを検討中でございます。ステーション化をいたしますと、他の医療機関からの訪問看護の要請にも応えることができるということで、そういう体制を整えることにより、訪問医療の拡充を整えていきたいというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

地域包括ケア、非常に現在、高齢者に対する施策がさまざま出てきております。そういう中におきましてステーション化、訪問看護のところは、私も昔、四日市大学のほうで説明会がありましたんで伺ってきたんですけど、先進的なこともいろいろ学ぶ中で、そういう中で今から話しさせていただきますことにつながってくるわけなんですけど、特別の損失のいろいろ対応とか、そして他会計の補助金のあり方、法的の繰り入れとか、一般会計からの繰り入れとか、その辺もさまざまございますんですけど、ここはちょっと時間もなくなってきましたので一気に聞かせていただきたいと思うんですけど、公的資産を一般会計で繰り込んでいます。この点につきまして、当初は2億円未満で運用していこうというところがあるにもかかわらず、どうしても先ほど来から言うております経営につきましては、当年度の純損失が2億6,100万円、そして前年度からの繰り越しが7億1,000万円、合計で9億7,100万円となってきておる。これにつきまして、補助金の部分と、そして損失金をどのようにして改善していくか、最後にここだけお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

古田事務局長。

○医療センター事務局長兼地域医療部長（古田秀樹君登壇）

議員がおっしゃります一般会計からのまず繰入金でございますが、平成28年度は、法定外の繰り入れのことで、1億2,125万6,000円を一般会計から病院の事業会計のほうへ繰り入れをしております。これは、先ほどおっしゃいましたように上限を2億円とする取り決めを行いまして、その範囲内で赤字補填という形で繰り入れをしていただいております。

また、その繰り入れをしていただいても、まだ2億6,000万以上の欠損金が平成28年度の決算で出ることとなりました。先ほど議員おっしゃいましたように、合計で今現在が9億7,165万4,439円の繰越欠損金となっております。ですが、これにつきましては、すぐさま借金として返すわけではございません。先ほども少し説明をさせていただきましたけれども、今まで平成20年度までは全て一般会計から繰り入れをしていただいて赤字を拭いていただいていたやつが、平成21年度からこういう形で欠損金ということに改めて皆さんの前にあらわしているような数字でございますので、ただ公営企業ですので、これが余りにふえるわけにもいきませんので、少しでもこれを減らすような今後は努力をさせていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

最後のところでございますが、その金額を少しでも減らす努力をしたいというところで、この努力を28年度の決算におきまして、次の年度につなげていく施策的なものを私はお伺いしたかったんですけど。

○議長（中村嘉孝君）

古田事務局長。

○医療センター事務局長兼地域医療部長（古田秀樹君登壇）

先ほど服部議員のときに統括官からもご答弁をさせていただきましたように、平成29年4月から地域包括ケア病床15床を導入いたしました。その結果、まだ4カ月分ぐらいの実績しか出ておりませんが、4月から7月までで約5,000万円を超える対前年度比の収益が上がっております。ですので、今のところ非常にいい方向に経営状態は来ているというふうに考えております。

また、この地域包括ケア病床も、できれば増床を計画しております。これが少しでも増床ができれば、もう少しまた医業収益のほうもふえてくるのではないかとというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

統括官もおっしゃっていたように、地域包括の病床の増加、その辺の利益的なもので余り金もうけに走ってもいけませんですけど、これだけの負債的な損失金額がありますので、少しでも年々早く解決できるような形を私らも見守っていきたいと思います。

それでは、最後のところでございますんですけど、今回の議案第63号亀山市営住宅条例の一部改正についてでございますが、こちらにつきましては、民間市営住宅の状況といたしましては再三数値的なものは伺いましたので結構でございますんですけど、この中で進捗状況が悪いということ

で、事務事業評価もC評価ということで余り芳しくない。部長のほうから、今後また進めていくめども立ってきたと。70戸の部屋を借りるところも大分近づいてきたというところではございますんですけど、この辺の中で、なぜそんなに進まないのか。よくお話ししていただいておりますと思うんですけど、この点について進捗を妨げる一番の要因は何なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

民間借り上げ住宅につきましては、既存の住宅につきましては、市の採用基準に適合する建物、物件が非常に少ないということもございますし、それから住宅の位置につきましても、公共施設だとか、あと生活に便利な学校、あるいはスーパー等、そういった施設が近くにあるというような条件も必要なことから、なかなかこれまで応募が少なかったということが原因だと思っております。

また、それにつきましては、今後につきましては、広報によるPR、あるいは不動産関係者への説明会等も今後また開くことも含めて、推進を図るように努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

市営住宅としての機能も兼ねてちょっとお伺いしたいんですけど、今回、5戸の新しく申請が出てきた分につきまして、以前、市営住宅の調査委員会の方が現場をしっかりと見られていたのかというところで、非常に議論にもなってきたところでもございますんですけど、今回のところにつきましてはメンバーの、そういう健全者で元気な若者ばかりではないと思うんですけど、市営住宅ですと高齢者とかが主になってくると思うんですけど、そういうところも加味したような市営住宅の住宅調査委員会の方々なのかというのが1つ、もう一つは建物の規格についてでございますが、今までの提供をいただいた中でも立地の条件で、道からの玄関までのスロープの問題とか、そして階段とか、踊り場、手すりがあるとか、バリアフリーとか、こういう面につきまして今回のところもそういう検証については、図面上で出るかどうかわかりませんが、この点についてしっかり議論は進めた上での提言なんでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

借上型市営住宅選定委員の件だと思っておりますが、この選定委員につきましては、不動産に関し見識のある方ということで不動産協会の方から、それからもう一方、建築に関して見識のある方ということで建築士協会からと、2名の方を民間から委員として迎えております。それから市の職員3名とで、5名で構成をしております。

今回の物件につきましては、事前に私も現地を確認させていただきましたが、現地を確認したところ平坦地ということで、昨年度の鹿島等でいろいろ住宅周りのアプローチにスロープがあるといった指摘も頂戴いたしましたが、そういったことがないというような案件であるということを確認してございましたので、選定委員の皆さんが現地に赴くところまではしてござい

ませんけれども、そういった案件について必要があれば、選定委員の方にも現地を確認いただくということを含めて、これから進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○4番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございました。終わります。

○議長（中村嘉孝君）

4番 新 秀隆議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時56分 休憩）

（午後 3時06分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、勇政を代表しまして代表質疑をさせていただきます。

科目を掲げてありますので、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

まず最初に、議案第67号平成28年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてですが、きょう午前中に各議員がそれぞれ聞かせていただきました。答弁内容を聞かせてもうとると、この決算成果表の決算概要、総括をつらつらと読んで答弁にかえられたと。議会でそれじゃあ困りますもんで、ちょっと市長にお答えいただきたいと。

これによりますと、平成28年度は第1次総合計画の最終年度と。第1次総合計画の必達及び若者の定住促進と新しい自治の仕組みの取り組みに積極果敢に取り組んできたということですが、第1次総合計画の必達、確かにこの第1次総合計画は亀山市、関町と合併をしまして平成19年に策定された第1次総合計画であると思っています。ここに必達と書いてあるんですけども、市長、必ず達成させるというふうな意味合いでとらしてもうてよろしいかな、必達ということは、いかがですか。

○議長（中村嘉孝君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質問にお答えをいたしますが、必達、当然計画、あるいは目標を必ず達成すると、そういう意思を示すものであります。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

私の思いの中では、第1次総合計画の、新市まちづくり計画の、以前からこれを言い続けておるんですけども、目玉となる事業は、斎場建設、野村布気線、それから和賀白川線、関中学校及び庁舎建設と。これが第1次総合計画の、また新市まちづくり計画における1市1町の必須要件であ

ったと思うんですけども、庁舎建設を凍結された市長が、この第1次総合計画が必達されたという表現はおかしいのではないかと私は思う。それをどういうふうに、庁舎建設を凍結しておいて、七、八年後には建設に向けて何か庁内協議をやっておるといようなことですけども、必達という言葉、表現はおかしいのではないかと私は思うけれども、その点、どういうふうに思われます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

第1次総合計画の必達、この意味の中には、平成24年度からスタートいたしました亀山市総合計画後期基本計画、これは議員も賛意を示していただいて後期基本計画がスタートいたしましたわけですが、10年スパンの基本構想を具現化するまさに後期基本計画、この計画を当然達成するというございまして、それに向かって努力をいたしてまいったものであります。

また、庁舎建設につきましては、平成21年の段階で凍結をさせていただくということの中で対応いたしてきたものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

24年の後期基本計画はわかりますけれども、延々庁舎基金を5,000万ずつ形ないなりに積んでござった。それで、その必達という言葉は、平成24年に後期基本計画に庁舎をうとてない中で、これを必達したということで、そういうふうに理解していいということですか。そういうようなことではないと私は思うけどね。だから、第1次総合計画は必達されていない。一部、庁舎建設をしなかったことについて。あなたの方針やから、いたし方ないけれども、市民の皆さんがあなたを選んだ一つの結果やと思うんですけども、そういうような中で必達という言葉は適切でないと思はいます。ましてや総括でね。

そんなら、もう少し中身について聞きましょう。平成28年度予算の執行に当たっては計画的・効率的な執行に努めたとありますが、各議員にハード部分ではどうのこうのと、川崎小学校からうんちくを述べられた。計画的・効率的な執行に努めた中で、今回、単年度赤字が14億出たと。その評価を市長はどういうふうに思てんのか、確認しておきたい。いかがですか。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今の28年度決算におけます実質収支自体は黒字でございますが、単年度収支につきましては、それから実質単年度収支につきましても、午前中から部長のほうから答弁をさせていただいておりますけれども、種々の状況によりまして、そのような指標となったところであります。

いずれにいたしましても、税金の動向、それから前年度の実質収支の今度は基金への繰り入れ、さらには国の制度の状況、施策の推進、あるいは基金からの取り崩し、こういうものを考えますと、事業自体は適正に推進ができたと思っておりますし、財政指標につきましても一定の健全性は担保されたと思っておりますが、ご指摘のような実質収支、いわゆる単年度収支につきましても赤字で、その過程の中でそのような結果に至ったということでもあります。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、この中段に、次に平成28年度決算の財政指標について、単年度収支は前年度約2億4,000万の黒字から約6億4,000万の赤字に転じ、実質単年度収支は財政調整基金約7億7,000万を取り崩したことから、赤字額は前年度の3億1,000万から約14億1,000万に増大いたしました。今言いました14億ですな。それで、基礎的財政収支（プライマリーバランス）は、黒字が前年度の4億3,000万から1億3,000万に減少したと。減少した要因をどういうふうに認識してみえるのか。経済情勢とか、いろんな国の補助金とか、地方債等々減少したと、そういうような原因の結果こうなったと。財政運営上の7億7,000万の財調やけれども、結局、前年度に比べて4億3,000万が1億3,000万に減少した。その要因をどういうふうに市長として認識してみえるのか、教えてください。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

基礎的財政収支が悪化しておる要因の市長の認識はということでございますが、基礎的財政収支自体は説明を省きますけれども、ご案内のように、起債や財政調整基金からの繰り入れに頼らず、その年度の税金等で資金が賄われているかを示す、そういう指標でございます。平成28年度の基礎的財政収支は1億3,068万円の黒字となりまして、前年度の4億3,478万7,000円の黒字に比べまして黒字額が減少しておるところでございます。

この要因なんです、歳入におきまして28年度は財政調整基金を7億7,039万3,000円取り崩したことが主な要因でございますので、その一方で歳入歳出の差し引き額も前年度に比べまして約3億3,000万円減少したことも基礎的財政収支の減少につながっておると考えております。

なお、これはご案内のように、基礎的財政収支は地方債の発行額のほか財政調整基金からの繰り入れなど、その年度の事業規模によって変動もあり得るものでございますので、地方債の発行も含めて今後も基礎的財政収支を十分注視した上で財政運営を行っていくということは、当然大事なことであるというふうに認識いたしております。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

私も割に財政には弱いほうですもんで、数字を言われるとなかなか頭の中が回転せんもんであれですけれども、財調を取り崩して減少しましたけれども、うまいことっておんのやと、亀山市の行政は。事業もうまいことって、ハード面もソフト面も全てうまくって今日に至って、この決算を迎えたと。

この概要を見させてもらうと、いいことばっか書いてあるんですよ。一方、歳入においてうんちくが書いてあるんですよ。税金が3億、それから消費税が1億、地方債が8,000万減となると。だけど、40億の財政調整基金の確保はできたと。7億7,000万崩したけれども、40億を確

保したと。これまた何でこんなことが書いてあるか知らんけど、市債残高は8年連続で減少した164億2,000万となりましたと。仕事せんだら、借金をせんだら、行政というのはおのずと起債というか借金も減っていくのは当たり前ですよ。確かに川崎小学校もやりましたよ、関の山車会館もやりましたよって、野村布気線もやりましたよと言いますけれども、根本的な事業をせんことには、この起債というのは償還に回せますから、都市計画税なんかは特にこっちへ回してくるんですから、それは減少するのは当たり前なんですよ。

そういう話で、行政運営として適切な市町の住民の生活の安心・安全を守っていくための施策で、起債を減らすことがあなたの責務だというふうに思うてみえんのか。財政力指数も0.96かな、0.95前後や。私が昔おらせてもうた関町なんか0.55ぐらいでね。だけど、決して亀山市の財政は、それに他の市町、いろいろ県下2番目というようなことを言うておるけれども、それに市民要望に対する事業を積極的にやって、他の市町の首長は、起債を起こして、確かに次世代に負債は残るかわからんけれども、今の状況の中で起債をある程度減らすばかりやなしに、ある程度の基準、大体亀山市で基準として一般会計で200億ぐらいの起債を持っておってもいいと私は思っておる。そういうような気持ちはないでこういうふうに減ってきたと思うけれども、そういうふうに理解してもよろしいかな、市長。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

起債自体は、必要な事業のために長期で償還をしていくということでは、当然これをいかに活用するかということで現在もそのように思っ事業の判断をしておるところであります。問題は、先ほどおっしゃられた基礎的財政収支、収入と支出が本当にちゃんとバランスがとれるか、その年にいただく税収で、あるいはその事業がちゃんとできるか。そのときに非常に問題になってきますのは、起債の償還、10年とか20年とかあるわけでありますけれども、この起債の償還が経常収支の比率を高め、それが非常に財政の硬直化につながっていく、これをしっかり見きわめて、そして必要な事業を展開していくと、こういう財政、行財政の運営が問われておるところであります。

先ほども服部議員のご質問にお答えさせていただきましたが、平成20年度の民生費は30億円台でございました。しかし、平成28年度の決算、民生費は65億まで伸びてきておるわけでありまして。子ども手当とか、福祉の給付金とか、国の制度も入っておるわけでありましてけれども、暮らしの質や市民生活の福祉の向上のために、そういう意味では民生費、特に扶助費であります、このウエートは年々高まってきておるものであります。

そういう中で財政、いわゆる収入が減っていく中で適切にこの事業を進め、なおかつ経常収支比率をちゃんと担保しながら硬直化しないように考えていくという上におきまして、将来の起債の償還をしっかりと念頭に置いて考えていくというのが、自治体の行財政経営上、極めて重要なことであるという認識をいたしてまいったところでもあります。

したがいまして、8年連続減少しておるのはいかがかと、それは市長の仕事なのかということでもあります、当然入りと出をしっかりと見きわめて長期の中で判断をして、このような取り組みをいたしてまいったところがございます。ただ、いいことばっかあそこには、総括に書いてあるではないかということなんです、冒頭申し上げましたように、経常収支比率が、扶助費とか、あるいは

投資的経費も伸びてまいりますので、これが昨年度に比べまして2.2ポイント伸びて89.1%、公債費負担比率が、危険ラインは15%と言われておりますが、前年度から0.7ポイント後退した比率の14.6%ということになっておりますので、こういう問題にしっかり取り組んでいく必要があると認識をして、28年度、対応してきたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

言葉を返すようですが、30億が六十二、三億に上って、いろんな扶助費が要ってくと。そうすると、櫻井義之市長さんが21年に就任して以降、市民の個々の負担、例えば私の知る限りでは、国保税の値上げとか介護保険料の値上げ、それから手数料の値上げ、今度は水道料金を値上げすると。この経常収支バランスというのは、歳入をふやすか歳出を減らすかでいくと。あなたが就任してから、市民の負担が物すごいふえておるの。今ちょっと4つばか紹介させてもうたけれども、あなたの就任以来、中期財政見通しで平成24年やったかな、平成28年には今ある財政調整基金28億が枯渇するから、年間5億ずつ削減していって、そして何とか市民の生活の確保をしていこうというようなことでやっておって、枯渇するから28年は42億まで去年は落っておったと。借金を減らすという。それは何かといたら、市民の負担をふやして、個々の負担をふやして、あなたは財政運営をしてきたんちゃうんですか。そういうふうに私は思とんのやけど、そうやないのやといたら一遍答弁してください。私は市民個々の負担をふやして、そして亀山市の財政を、交付税とかそういうの算入が少なくなる分を、市民が個々に負担をさせてきたのが今回の決算に出てきておると違いますか。そういうふうに私は思うけれども。いかがですか。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

例に出されました国保の制度でありますとか、さまざまな社会保障の関連の制度改正等々もございましたけれども、当然持続可能な制度運用をしていくということにつきましては、国保につきましては21年、22年も、あの時点で基金がゼロでございましたので、値上げを段階的にさせていただいたものでございます。あと、行財政改革で、当然、議会の議論や多くの場でさまざまな検討や協議をさせていただいた中で、受益と負担の見直しをさせていただいたものも当然ございます。

しかしながらその心は、限られた財源を限られた必要な政策や事業の推進のために、市民生活の向上や都市の環境発展のために、そういう中で運用してきたということでもございまして、当然そこは見直しをかけていたり、そういう作業もその中で何点かさせていただいてきたものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

見直しをしてきたと言うけれども、私はあなたが市政を担当してから、とても負担が多くなってきたって皆市民が思っておると思うけど。生活、回りはようならん。税金は取られる。僕が関の人間に会うと、関地区に住まわしてもうとんのですけれども、こら清蔵、おまえ合併してから何を

したんやって、よう怒られるんですわ。この新亀山市は。税金は取る。都市計画税は高い。かからんところもあるけれども。そういう中で、何をしてもうたんやと。道の一本もつかんのにというよな話をしておる。そういうような中で、あなたは私が思うには、市民の公の負担をふやした中で、この財政運営をやってきたと思うておる。まあまあそのことを議論すると日が暮れるで、次に移りたいんやけれども。

こういうようなことを決算において、今後、29年から33年の中期財政見通しをそのくらいに書いてあると。それで、今後5年間で財調が19億減少する見通しと。こういうような見通しがあるけれども、これはこのように読ませてもうてよろしいんかな。19億も財政調整基金が減るといようななくくりになっておるんですよ。その要因は大体どんなことですか。33年というと、ちょっと聞くところによると駅前完了の年度やけれども、そういうふう理解してよろしいんかな。ほかのところはほったらかしておいて一部に集約したで、市民が税金も高なつたけど黙って払い、今から水道料金を上げるって言うておるのに黙って払い、サービスは何もしてもらえん、そやけど辛抱しよにと。まあまあええまちやからという形でやっている中で、子供たちの空調はどやと、また一般質問でやらせてもらうけれども、そういうようなところでも、わけないところでこぎって辛抱せえと、一部したでいいやないかというよな制度は、子供たちの将来を見据えた制度やないと思うんやけれども、このくだりの部分、これはこのように読み取らせてもうてもいいか、どういよなわけか、こういうよな見通しが立っておるんか、そのわけをひとつ教えてください。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

本年2月に公表した中期財政見通しにおいては、今回のよな税収が減る場合、財源不足が今後想定できると、そういう意味合いであります。同時に私どもは、何も市民の生活の充実のためになされてないではないかというご指摘であります。今回、新しい総合計画がスタートをいたしました。その中には、議員もご賛同いただきましたけれども、前期の基本計画実施計画の中で、これは30の基本施策と、全てで300ぐらいになろうかと思っております。296の施策項目を掲げて、この具現化のために展開を進めていくところでありまして。これは当然福祉、あるいは子供たちのこと、あるいは都市の発展のこと、そういうこともひっくるめた30の施策、296の施策項目を具現化していくということの中で展開をしてまいるものでございます。

いずれにいたしましても、そのときに大事になってくるのは財源の確保でございますので、しっかり財政運営や財政の硬直化にならないように、施策の推進が可能な運営をしていくことが大事であるというふう認識をいたしておるものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

私が10人ぐらいの首長をこの31年の間に見せてもうてきた。市町の財源確保のためには、国も1,000兆円の借金がある。国にも金がない。県にも金がない中で、だれど各地方の自治体の長は、国の補助金とか、県の補助金とか、そういうよなものを確保しに奔走してみえんのさ。住民に負担を来したらあかんと私は思っている。

それで今後、財源不足がどんな要因があるかわからんけれども、極力努めていただきたい。国・県の補助金を確保するための努力をしてもうた中で、こういうような決算はしていくべきやと思う。いいことばっかり書いておったらあかん。

次、こればかりやっておってはいけませんので次に移りたいんですけども、各種基金、財政調整基金からボランティア基金まで各種基金があります。この運用について、市長としてどのように出納室に指示を出してみえるのか。地方債、最近は5年物、10年物、いろいろあると思う。利率もあると。銀行の定期で、私、資料を要求させてもうたら、地方債が25億5,000万、利息が646万あると。定期預金によると47億6,300円で、利息が343万7,000円。片一方は金額が半分の割に金利、地方債を買うておると、倍の金利を確保しておると。財政調整基金、土地開発基金、減債基金等々は、地域福祉基金までは、これはいつ使うかわからんし、いつ取り崩すかわからんから、そのまま定期預金なり普通預金に置いておけば問題ないけれども、リニア、それから庁舎基金、市民まちづくり、閑宿にぎわい、この基金が25億あって、トータル的に今の現状で地方債を買いなさいとか、そういうようなことを市長として出納室に指示を出しておるのかなのか。全て出納室にお任せなんか、そのどっちか、一遍お答えください。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご案内のような今、マイナス金利政策が導入されておりますので、低金利環境が非常に長引いておると、こういう背景があろうかと思えます。そういう中で、うちの基金の運用につきましては、当然、会計管理者のさまざまな情報収集や、さまざまな環境整備をもって、地方公共団体としての自己責任において慎重な対応をしながら、預貯金の分散化による預託額のリスク回避や相殺の対象となる金融機関への預貯金を行っておるところでございます。この判断をいたしてまいったところでもあります。その運用には流動性を持たせて適正な資金計画を行った上で、支払い準備基金に支障がない範囲内で、これは従来も議員のご質問にお答えさせていただいたと思うんですが、どちらかというと安全性を第1に考えた効率的な運用を図るよう、資金運用方針及び公金管理運用指針を定めて運用を行っているところでございます。

しかし、先ほど申し上げたマイナス金利政策が長引いております中で、債券の新たな運用手法について、これは会計管理者並びに庁内、この研究を行うように指示をさせていただいておるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

その指示の中で、市長は国債がいいのか、地方債がいいのか、定期がいいのか、どれを選ばれるのかな、今の現状で。出納管理者からどういうふうな報告を受けておるのか。どういうふうな指示を出すのか。地方債を買うのか。国債を買うのか。聞くところによると、私も聞かせてもらうと、今は国債は10年物が最高でという話やけれども、どっちを選択させるように指示を出すのか、それを教えてください。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほども申しあげましたように、こういう低金利政策における今の状況の中で、私どもとしては割と安定性を重視しながら運用指針の中で公金を管理・運用してきたと。その中には預貯金がウエートが高いところがございますけれども、債券の運用につきまして、少し柔軟かつ新たな運用の手法について考えていく必要があるというふうに認識をいたしておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

もう一点、ちょっと深くいきますけれども、庁舎建設基金が今10億5,000万あります。地方債の購入が今5億6,000万と。4億9,000万、これは定期預金にしてあるわけ。なぜこれは全部地方債にせんのかな。これは市長として、全額地方債にするという指示を出さなかったんか。ほかの分は端数やと思う。何千万単位でね。何でこの庁舎基金10億5,000万のうち5億6,000万は債券をかうておると。だけど4億9,000万は定期預金にしておると。これは、あなたが的確な指示を出しておれば、出納室はそうにしておると思うけれども。昔、経営コンサルタントをやっておるといことで、経済学はお得意な部分やと思うけれども。ここで金利を稼げば、ここで明らかに4億9,000万を持っていけば、金利が30万しかないやつが、これ100万あるんですよ。3倍になっておるんですよ。そういうような指示は出さなかったんか、もう一遍この点について。もう時間がないですけど。この項は終わりますけれども。これはせめて、庁舎基金は、あと七、八年後と言うんですよ、あなたの考えでは。それやったら、10年物を速やかに買わずと。凍結を解除した段階で1年前にこれを地方債で10年物を買えば、そういうような指示は出せなかったんか、そこをちょっと聞かせてください。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、庁舎の基金の内訳の運用をご質問いただきましたが、その時点時点で安定、安全性と、それから最も有利なものを組み合わせて考えて判断しておるといことであります。また、10年物なのか、あるいは20年物なのか、あるいは短期、今申しあげましたこういう低金利時代に債券なんかは逆に売ったり買ったりしながら利益を出していくというような時代でございますので、そういう中で今の状況も含めて、あるいはそれ以前の状況、それぞれ長期のものがございますけれども、その時点時点で安定性とか、あるいは有利な利率を含めて判断をさせていただいてきたといことであります。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

要は何も指示は出していなかったということやさ。この4億9,000万の運用をやっておけば、定期やったら30万こそ金利はつかんけれども、地方債をかうておけば、そのとき10年物を買っておけば、100万ぐらいの金利がつくわけ。まだ建つか建たんかわからん庁舎の金が。これはそ

うというような運用をするように出納管理者に市長として指示を出すというのが本来の市政の財政を、市民の財産を執行する者の立場の者であると、私はそういうふうに思います。これはわかっておつてな。次に移ります。今後考えておいてください。

議案第78号市道認定についてですけれども、議案の提出時期について、なぜ今の時期になったんか。これは私も特別委員会に出席させてもうて、4Aブロックの優良建築物等整備事業による道路であるということ再三再四聞いていました。企画総務部長にちょっと聞きたい。企画担当として、亀山駅周辺整備事業の中でこういうようなことをやるにおいて、市長が提案する場合において、この3月の定例会に2億4,920万、その際に、これは服部さんの新聞を見せてもろうて、ちょっと借りまんのやけど、2億4,420万の内訳で、用地購入費2,050万、補助金8,670万、補償費1億、測量等委託料70万、工事請負費1,260万、設計等委託料2,180万、土地鑑定手数料190万というのが出ておるんですけれども、議案提出のときに、何で当初予算のときに、この道路認定の議案が出せなかったんか。当然、企画として全体を把握する中で、担当部が建設であっても、計画立案は企画やがな。そういうようなものが何で出せなかったんか。市長も、そのときに何でそういうふうな指示が出せなかったんか聞かせてください。提出時期、なぜこの9月定例会になったんか。おかしい、これは。

○議長（中村嘉孝君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

この市道路線の認定につきましては、駅前開発にかかわる部分でございまして、確かに議員おっしゃるように、3月議会の段階で出すべきであるという、そういったご意見もございまして。ただ、3月議会の段階におきましては、この市道につきましてなかなか住民の方の理解も得られていない状況ということもございまして、建設部と相談をいたしまして、本来、6月議会に提案をさせていただこうというふうな形で進めておりました。しかしながら、予算委員会の中で予算の凍結もございまして、6月議会についてもお出しすることができず、今回、予算の解除がございましたもので、今回の提案になったところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それはおかしいわ、こんなものは。凍結ってなってもないし。ただ、あなたがやるだけの気概がなかつただけやさ。

ちょっとパネルを出したって。部長、おかしなことを言うたらあかんよ。関係地権者の理解が得られなかったもんで出すのをためらっておつたと。ためらっておるんやったら、これにのせる補償費、用地買収費、鑑定費、今言うたね、2億4,420万の予算は提案することすらおかしいやないかな。違いますか。これが明らかに都市計画道路で認定してあれば、野村布気線みたいに、これはこの道路形態は優良建築物等整備事業、狹隘道路という形の予算や。これはなぜ一部地権者の了解が得られた後に道路認定及びこの2億4,420万という予算を提示できなかったのか。私ら勇政は、この予算を全て修正を出させてもらいました、予算委員会。このことはわからんもんで、このことを踏まえてやらしてもうたら、もう少し賛同していただける議員も見えたかわからんけれ

ども。この道路認定、これはこの赤い部分、延長59メートル、幅員1.8メートル、これが赤い部分です。それで、今回議案として出ている認定予定分は、延長87.5メートル、幅員6メートル、面積でいくと対象が525平米、それでこの赤い部分が、地籍調査をした結果、この1メートル80の59メートルの道路は地籍調査で確定しています。これが106.2平米。418.8平米を用地買収費2,050万で割り込むと、平米4万8,949円、坪単価で16万1,533円になるんですよ。この間の国の指標を聞くと、大体この地域は15万ぐらいなんや、坪。高く書いてある。それすらもおかしいと思わん。いかがですか。

だから、地権者の了解が得られなかったで、予算は出したけれども、道路認定は後回しにしたと。なぜ、そんなら市長に聞きたい。地権者の了解を得た後に、狭隘道路、この地域の道路認定を議案として出すのが、本来あなた方が言う行政のルール。俗に言う、あなたは行政のルールをよく言われる。行政、執行者のルールをたがえておんのと違うかと私は思うけれども、そういうような認識はないかな、市長。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

午前中の質問の中でも、この市道認定の時期は道路が完成してからもおかしくないのではないかと、こういうご質問を頂戴いたしたところではありますが、これはご案内のように、都市計画道路など道路管理者の工事に伴う道路の場合は、市道認定を行った後に用地買収や工事を行うこととされてございますので、関係地権者から事業に対する理解が得られて、これも春以降いろいろお世話をかけてまいりましたが、いろんな調査を進めていただきましたが、先月、予算決算委員会におきまして予算執行が可能となりましたので、用地買収等事業に着手すべく市道認定の手続を行わせていただく。この9月議会となりましたけれども、提案をさせていただいたものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

松本部長に聞きたい。これは都市計画道路ですか。イエスカノー。教えて。

○議長（中村嘉孝君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

今回の道路は都市計画道路ではございませんが、道路事業を進める上で道路管理者等が新規に道路をつくる場合には、先ほど市長が申し上げましたように、先に道路認定をした上で、その後を買収に着手するというのが本来のあり方でございます。

議員おっしゃいましたように、3月に同時に上げるのが当然好ましいというのは承知はしておりますが、その時点でもう了解がいただけるという段階まで来ておりました関係で、少しイレギュラーではございますが、予算のほうはそのまま計上させていただいたような状況でございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうでしょう。これは都市計画道路やないんです。都市計画道路やったら、都市計画法に基づいて、都市計画審議会にあれして、公示、閲覧、告示等々のいろんなことをせなあかん。松本部長は本音を言わはった。イレギュラーでございましたけれども。これは、こういうような手法をやったら、何でもありの市政になるに。それでいいかな、市長。こういうようなことが通っていったら。改めて市道認定をしてもうてから、それから予算を上げてくる、それが普通と違うかな。

それで、確かに特別委員会でもいろいろ協議しておるんやけれども、2ブロックの事業計画書が来年の8月に作成されるというあれがあった。それから、この4Aブロックの道路認定に移っていくというようなことを協議したら、これは別の事業ですから違いますんやと。これはこれですんのかやという話をするのさ。それで特別委員会ですったもんだになったわけ。あくまでも本当にこれは行政としてはイレギュラーなんですよ。やってはならんことをやったわけ。遅まきながら、こうやって認定が出てきておるわけ。市長、責任は感じてみえるのかな。これは手続上のことやで、ちょっとごめんしておくんはれと言うて、数のあれで押し通すつもりかな。これは正しいと思うか、今回の議案提出は。いかがかな。僕は間違うておると思う。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議案としては正しいかということですが、先ほど来申し上げましたように、今回、4Aブロックの事業として、必要な事業として、その手続を踏まえ、議会にご提案をさせていただいておるものでございまして、当然これは今の4.2ヘクタール全体の2ブロックはもちろんでありますが、4Aのブロックも、これはさまざまな権利者の皆さんの中でコンセンサスが得られて、今回の事業としてお願いをしておるものでございますので、そういう中で市道認定手続にのっとりご提案をさせていただいておるもので、必要な事業というふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

私は手続が間違うておると言うんや。そんなら企画総務部長、これ手続は正しいんか。松本部長は、ちょっとイレギュラーやったと言うけれども。もうええ、こっちは。企画や。各議会に回してくれる企画総務部長として、これはちょっとまずいですよ市長、というような、苦言を言うのが君の仕事や。違うかな。企画総務部長が全庁の事業をする中の、財務部長も金の心配するところやで。そやけど企画総務部長というのは、全庁の、全市民のいろんな携わる、いろんな事業の総元締めなんや。それに対してこの議案提出が、市長はいいと言っておる。それはちょっと間違いやでというふうな提言は企画総務部長としてできなかつたんかな。こういうようなことはやるべきことやないねん。

地権者の了解が得られると思うておったもんで予算は出しました。議会の賛成多数で、その議案は通った。後からやっておったら、ようよう地権者の、このどこの部分かわからんけれども、418.8平米の部分了解がとれたと。だから議案として出したと。これはおかしいんじゃないかな。これは市長が今いいと言うんで、あなたも正しいと言わんならんかわからんけれども、そやけど正しくないと思たときには、担当部長として、企画総務部長としてやで、一言言うのが行政の、また

市民から付託を受けた亀山市職員の職務やないかと私は思うけれども、いかがかな、部長。

○議長（中村嘉孝君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

確かに3月議会におきまして、議案を出す時期につきましては庁内で議論をいたしました。したがって、私、先ほど申し上げましたような理由でこのような事態になったわけですが、建設部長も申し上げましたように、確かにイレギュラーな部分もございましたもので、今回の議案につきましては、そういった部分の反省も踏まえまして、今後の対応をしっかりとしていきたいと、そのように考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

反省はしたと。そうすると、この道路認定をやったときに、この2億4,420万の執行はいつからするつもりやの。その指示をするのは、企画として。この土地鑑定、私も言うた。私の計算が間違っておるかかわらんけれども、私の言う坪16万1,533円。残りやにこれ。525平米から今の赤い部分を抜いた106.2平米を引いたら418.8平米、それを2,050万で割り込んだら坪16万1,533円になるんやわ。この執行は道路認定ができれば速やかにするのか。執行を自制するようにするのか。来年の8月までの事業計画書、要するに2ブロックの事業が開始されると同時に、評価でこれはいけると。地元の施行組合も、これやったらいけるとい段階で、この予算を執行するのか、どうですか。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回の道路認定につきましては、この道路認定がお認めをいただければ、速やかに予算のほうは執行させていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

速やかに実施するって、もってのほかやで、これは。特別委員会の協議は一体何やったんやな。詳細にもう少し総額、1ブロックから4ブロックまでの全体の4.2ヘクタールの事業完了が成った後に、それで2ブロックの組合、34名ですわな。その人の組合設立も、表があるけれどもさ。それが組合も納得したら、この事業は前へ行くと。そやけど収支が合わんだったらやめるかもわからんということで、今回の予算執行の段階で、この道路認定が出てきたわけですな。あなたが言うておんのは、2ブロックはどうなっても、これは先やっていくと。そういうふう理解していいんかな。2ブロックがもしだめやとなったときには、4Aの道路だけが残るわけかな。そういうふうな疑問を持つんやけど、私だけの疑問かな。

今、できたらこういうふうな答弁を期待しておったんやけれども、とりあえず6,200万のこの地域の事業計画書を作成して、駅前の組合も了解した中で、組合施行で事業をするんやったら、

組合も了解した中で、この4Aの道路を買収後工事にもかかるというのが私は筋やと思う。今の答弁からいうと、2ブロックがどういうふうなことになるかと、この先買収に入るという答弁。これでいくんやな、市長。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

第2ブロック自体は、権利関係者等が再開発組合を設立いただいて、土地の共同化と高度化を行って、あそこにビルを建てる再開発事業であります。一方で今の4Aのブロックにつきましては、午前中から申し上げておりますが、狭隘な道を市道として整備する道路整備事業と、複数の地権者が土地を共同化して共同住宅等を建てる、これは国の交付金等々の財政支援をいただいて進める民間の優良建築物等の整備事業でございます。それぞれ個別の事業でございますけれども、特に今の4Aの事業、市道認定に関連する事業は、申し上げたような国のバックアップをいただきながら、優良建築物等整備事業と密接に関連する狭隘道路の解消、あるいはそれは将来、いろいろ土地の有効活用や高度化につながっていく意味でも大事な事業というふうに認識をいたしておるものがございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

こらえてくださいよ。ほんなんやったら、亀山市内全域に狭隘道路はもっとある。それを解消してくれたら、ようよう一部の土地を買収するというようなことになっておるけれども、今までは狭隘道路の拡幅は寄附でしたやんか。これをやったら、この議案が出ておるで先に先行してやっただ、2ブロックができなかったら、これだけが残るわけや。これはやっぱり、産建の委員会でこれをやると思うけれども、この認定はイレギュラーなん。この議案というのは、当初3月に提出すべき議案なんや、予算とともに。その前に地権者の了解を得ておかなあかんの。だから、地権者の了解が得られなかった場合には、この予算は補正なり来年度に回すという手法を、行政としての手続をとらなあかん。それをしていない。これは別のもんやと。ではない。これは産建の委員にも任せますけれども。これとあわせてちょっと出してください。

77号で620万、図書費のことについて、図書館の基本計画が計画されておる。これも亀山駅前での新図書館整備に向けた図書館整備基本計画を策定するための経費であるかって620万。補正2号と3号が同時に出されておると。これも道路と一緒にや。追加議案が出てきた、開会日の当日に議運を開いて。やった手なんやけれども。これも何を考えておるんやと思うの。表がありますやろ。ちょっと出してください。

本来なら、あの縦の線が4月になっておるんですわ。本当はあの縦の線は、この下側の図書館のほうに大分ウエートがあるけれども、上に駅前の周辺整備の事業があるわけ。事業計画書ができるのが来年の8月と答弁しておるわけ。だから、全て8月までずらさなあかん。今、ものついでに620万が出てきたんやけれども、これすらも平成30年の9月定例会ぐらいに提出するのが本来の姿やと私は思う。早うても6月。それまでなぜ待てなかった。何か要因があるのかな。はっきり答えておるもんな。この6,200万の策定事業は来年の8月にできますと。それから、さらなる

審議をしていただきたいというのが特別委員会での最後の答弁やったと思うけれども、それは松本部長、間違いないな。来年の8月に策定ができると、6,200万の事業計画書が。それは間違いない。間違いないかどうか、それだけでよろしいで。もう時間がないで。

○議長（中村嘉孝君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

駅前再開発の2ブロックの建物の基本計画につきましては、8月ごろまでかかるということは特別委員会でご説明させていただいていますが、その中には図書館の検討分は含まれていない部分の計画ですので、今回並行して図書館の基本計画も策定されるというふうに聞いてございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

また一般質問させてもらいますけれども、総事業費が大体、何やかんや含めたら50億以上の事業なんです。55億以上かかると、おおむね。6,200万は50億に比べたらわずかなお金かわらんけれども、今確認させてもらうように、来年の8月の時点でこの駅前再開発を組合施行でやるかやらんかは組合が決定するわけ。行政主導と違うんやから、組合主導の事業。この道路は、またこの図書館は今から策定するんやけれども、なぜ構造の面積もわからんに基本計画が打てるの。打てますのか、これ。何かをもって策定に係って仕様書というのをつくっておると思うんやわ。策定に対して、こういうようなものは。委託するのかどうか知らんけれども、策定に対しては、1何々、2何々、3何々、面積何々、そんなようなことで、それはできてますかな。今、これ620万の中に。じゃあそれ大澤君、ちょっと答えてくれ。

○議長（中村嘉孝君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

今回の委託料の積算の根拠でありますけれども、この620万のうち委託料550万であります。予算額につきましては複数の事業者からとりました見積書に基づきまして、支援を受ける業務について直接的な人件費、技術料、諸経費などの積算を行って算出をしたものでございます。

なお、見積もりを徴集するに当たりまして仕様書については作成はしてございます。

（発言する者あり）

○教育次長（大澤哲也君登壇）

内容ですか。失礼しました。これにつきましては、図書館整備推進委員会の開催支援とか市民ワークショップの開催支援、図書館拡充に係る課題整理及び将来予測に基づく基礎データの作成、また施設計画の検討等々、概要を整理してございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

何を眠たいことを言うておんのやな。仕様書というのは、基本的に面積がどんで、どんでの規模で、要するに24万冊入れるわけやろ。そこへだから、聞くところによると、委員会での説

明を聞くと、コーヒーを飲むところやとか、それから学習するところとか、インターネットするところとか、それで平米数が2,740何ぼやっ言うておったやんかな。それに対する基本計画を立てるには、どのような配置にするとか、そのようなことをみんな仕様書に書いておかんことには、何でもいい、あっちこっちで話し合いするだけの場所で500万も使うてもうたら困るわ、そんなもの。その分、地区のもっと困っておる、どぶ板にいつまでたってもふたをしてもらえんところへ金を使うてもうたほうがいい、こんな金を使うんやったら。550万のお金を使うためには、それなりの市としてはこういうようなものの器の中でこういうようなものをしたい、ここにどういふふうに配置したいというものがあるてこそ仕様書ですやんか。違うんかな。それはないんかな。そういうような指示を出してないのか、そっち。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

この図書館の整備の基本計画につきましては、今回、第2ブロックでつくられます駅前ビルと整合を図ることが一番大事でございますもので、今回、補正の提案となったわけでございます。今、議員が申された図書館の面積でありますとか外観等につきましては、この基本整備計画の中で議論をしていただき、ワークショップ等でご意見もいただきながら決めていくということでございますもので、仕様書の中にそういったものが記載されているということはございません。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、何も決まっていなくて金を使うていくということやな。亀山市の行政はルールもくそもないわけやというふうに理解させてもらっていいかな、市長。この議案出してくる道路認定のときでも、本来ならもっと前に出さなあかんけれども、もし地権者から理解が得られんたら、後からでもいいで補正を出してくると。僕は基本的に来年の8月をめどに、こういうような道路認定、それから図書館の整備計画の案、そういうようなものを出してきてこそ、組合の皆さんの気持ちもわかるし、議会、市民の理解も得られるというふうに私は思いますもんで、今後、行政運営で無駄がないようによろしく願いしまして、質問を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 4時14分 休憩）

（午後 4時23分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

次に、7番 福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。

議案質疑3点、始めさせていただきたいと思います。

まず1点目ですが、議案第64号平成29年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について、その中の教育費、小学校費、第2目の教育振興費の要・準要保護児童援助費180万円が増額補正で上げられております。新入学児童生徒学用品費、私たちが入学準備金などと言っておるものですが、小学校費からこれが上げられているということで、この内容について順次伺っていきたいと思います。

まずは、この180万円がどういう内容であるのか、人数や1人当たりの金額なども含めてご説明ください。

○議長（中村嘉孝君）

7番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

小学校費の就学援助費の180万円の今回の増額についてでございますが、平成30年4月に入学する児童から、新入学児童生徒学用品費につきましては、入学前の3月に支給を行うために、1人当たり4万600円で、対象者を32人と見込んでおります。

なお、本年度より、国の予算単価がこれまでの2万4700円から4万600円と増額になっておりまして、この不足分につきましても、あわせまして補正予算計上をさせていただいております。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

子供の貧困ということが言われて、この新入学の児童のお金についても、なかなか現実とはほど遠い、安いということで議論がされてまいりましたが、今回この4万600円ということで大きく増額されたということで、そこの追加分と、あと前年度に支給するというので、小学校の32人の新入生の学用品費ということでした。

今回は中学校の分が出ていないわけなんですけど、同じく中学校にも新入学の方がおられます。これについての説明もあわせてお願いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

中学校でございますけれども、小学校と同様に、入学前の3月に支給を行います。1人当たり4万7,400円で、対象者を30人と現在見込んでおります。

また、小学校費と同様に、本年度より国の予算単価が2万3,550円から4万7,400円と増額になってございます。

なお、中学校費につきましては、当初予算において、過去のピーク時の受給率で認定数を見込んでおりましたが、本年度の認定者が少なかったということから、既決予算の範囲内で対応できるという見込みであることから、今回補正計上についてはしていないところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

今までは6月、7月ぐらいにこの入学準備金を後からいただくという状況だったのが、ことし4月ということで大分早めていただいて、次は前年度に支給していただくということで、本当に子供たちの状況、実情に応じて、だんだんと改善をしていただいているということは本当にいいことだと思います。

この前年度支給というのが県下でどういう状況なのかということをお伺いをしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

県内各市に聞き取りで調査をいたしましたところ、この8月16日現在でありますけれども、早期支給を実施する予定の市は、本市を含めまして、小学校では14市中6市、中学校では14市中12市が実施するというところでございました。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

やっぱり小学校は新しく調べなくてはいけないので、どうしても踏み出しにくいところがあるんだろうと思いますが、そこをあえて進めていただいたということなんですね。これについては今までと時期が違うので、周知の仕方とか申し込みの仕方などが変わってくるのであれば、その説明をお願いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

就学援助費についての周知及び申し込みでありますけれども、例年は、新小学1年生の保護者に対しましては、入学前の1月下旬より、各小学校で実施されます学用品販売の際に案内文書を配付しております。また、新中学1年生の保護者に対しましては、在籍する小学校を通じまして、1月下旬に案内文書を配付しておりました。

本年度からは、新入生につきましては、新入学児童生徒学用品費の早期支給を実施するというこ
とで、1月上旬に送付する入学通知書とあわせて就学援助費の案内文書を郵送にて送付すること
いたします。

申し込みにつきましては、新小学1年生は1月末までに入学予定の学校に申請書を提出して
いただきまして、新中学1年生につきましては、1月末までに在籍する小学校へ申請書を提出して
いただくことにしております。2月に教育委員会にて認定、または不認定の決定を行いまし
て、3月に保護者の口座へ支給するという予定としております。

なお、市広報及び教育委員会のホームページにおきましても周知のほうはさせていただき
たいと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

この新入学の、今までは学用品販売であるとか、違うときにしていたんだけど、入学通知という、これは必ず入学する方には全員手に届くという通知の中にこのお知らせを入れていただくということですね。

今ちょっとその周知としては、ホームページなどにもということがあったんですけども、私、今ちょっとホームページ最後に確認しましたが、今こういう制度があります、お困りの方は教育委員会へという簡単なものしかちょっとよう見つけなかったんですけども、やはり他市にありますように、どういう制度なのかとか、どういう項目、費目があるのかとか、どれぐらいの方が受ける可能性が出てくるのかという、もうちょっとわかりやすい周知をしていただきたいなということをおし添えておきたいと思えます。

その周知の必要性として、亀山市の就学援助を受ける率としては、全国の平均よりずうっと、半分ぐらい低いんですね。すごく毎年低い。それは亀山市の子供たち、あるいは家庭が裕福なのかという、それだけ喜んではいけないということを私も今回貧困の学習で学びまして、やはり少なければ少ないほど誰にも相談できなかつたり、深い悩みも出てきますので、ぜひとも漏れることのない周知をお願いしたいので、このホームページの充実はぜひともお願いしたいと思います。これについて、ちょっとまた後でご答弁をいただきたいと思えます。

あと、提出のところで、学校のほうに提出するというご答弁だったんですけど、たしか亀山市は、学校でもいいし、教育委員会でもいいし、やっぱり知られたくないとかいろんな事情がある中で、どちらでもいいですよという方法をとっていたと思うんですけど、そのもう一度確認をお願いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

2点ご質問いただきまして、まず1点目のホームページでありますけれども、それにつきましては、今回制度も変更となることをございますので、拡充のほうをさせていただきたいと考えております。

2点目の教育委員会の窓口で提出ということでもありますけれども、これにつきましても、窓口での受け付けも可ということにしております。以上です。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

最後に1点なんですけれども、こうやってだんだんと早く手に渡るようにしていただいたんですけども、どうしてもランドセルを買うのは、3月では少し遅いかなあという思いがいたします。今本当に努力をしていただいて、4月から3月ということをしていただいたんですが、さらにやっぱり学用品を買うという現実的なときにお手に渡るような努力をしていただくという考えがあるかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

議員からもご紹介いただきましたとおり、保護者の方の経済的負担を少しでも早く軽減できるように、新入学児童生徒学用品費につきましては、本年度から、これまでの7月支給から4月支給ということで前倒し支給をさせていただきました。さらに、今回入学前の3月支給をずうっと検討してまいりましたけれども、まずは3月支給を実施いたしまして、申請の期間とか、事務処理上の課題などがないかということを検証することが必要かと考えておりました、それ以上の前の2月支給は可能かどうかとかいうことにつきましては、検証させていただいて、それから判断させていただくことかと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございました。ぜひ心にとめておいていただきたいと思います。

次の議案に移ります。

教育費の中の図書館整備事業について。これも補正予算です。620万円の増額補正が出ております。この予算の内訳についてお伺いしたいと思います。

報償費というのがありますので、委員さんの報償かなと思うんですけども、どういう委員会で、人数とか、構成メンバーであるとか、その会の回数とかもあわせてお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

今回の補正予算の内容でありますけれども、報償費でありますけれども、図書館整備推進に係る委員会の謝金であります。また、その委員会の旅費、先進地視察旅費、また市民ワークショップ開催に係る消耗品、会場使用料、基本計画の策定作業の業務支援委託料が補正予算の内容でございます。

それと、委員会の内容についてもお尋ねがございましたけれども、図書館整備推進に係る委員会につきましては、学識経験者、社会教育団体の代表者、行政関係者、公募によります委員さんなどを想定しております、本年度中に4回程度の開催を予定しておりますところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

図書整備の推進委員会としては4回だということで、これらの意見が先ほど言われた計画策定にきちんと反映されるということだと認識しておるんですけども、まずこの計画の策定ということについてお伺いしたいと思います。

図書館というものを計画策定するのに、いろいろ附帯する施設がどうのこうのという議論がありました。図書館のことだけを議論するのと、附帯する施設を議論するのでは、全然また内容が違ってくると思います。四日市なんかでは、本当に図書館だけを議論するメンバーと、附帯設備など全体を議論するメンバーで、全然違う委員会がつけられていると聞いたんですけども、今回、この

亀山市の550万を使って計画策定するに当たっては、どの部分をこの計画で策定するのでしょうか。純粋な図書館の部分、全ての面積を覆う部分をこの550万で計画されるということでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

今回の図書館整備推進に係る委員会でありますけれども、基本的には整備基本計画の策定についてご意見をいただくと、そのように考えております。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

その基本計画の内容が、附帯施設も含むものなのかどうかということをお聞きしたんですけど。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

附帯施設につきましても、最終的には基本計画の中に書き込みはすると、そのように考えてございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

具体的にこういう施設ということが決まっているようなことがあれば伺いたいのと、あとコンサルに委託するということがこういうお金が出ているんだと思うんですけども、一体どこに委託されるのか。例えば、この計画のもとである基本構想、これはコンサルが入っているんですか。これは庁内でされたんですか。どういうところに委託されるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

まず基本構想でありますけれども、これは直営でさせていただいたものであります。今回、計画策定の支援を委託しようとするものでございますけれども、図書館整備に実績がある設計事務所なりコンサルタントを想定しておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

構想についてお伺いしたのは、構想をもとに計画を立てられるんだらうということで、私は、その構想については、本当に課題、問題点というのが、本当に大事な課題が上げられていないなという問題を思っていて、やっぱりこの亀山の図書館は1つしかないというのがとっても大きな課題で、移動図書館もない、分館もない中で、市民にサービスが行き渡っていないという課題、問題点を上げてない。関の図書室については、整理がされていないということは上げてありますけれど、

あれは便宜上、図書室と言っているだけで、亀山市の図書館としてきちんと位置づけられているわけではない。そして、正規の司書が一人もいないというこの課題についても、きちんと書き込んでない、そういう構想のもとで計画を立てるということについて不安が生じたので、お伺いしました。ぜひともこれは押さえておくべき点だと思っております。

図書館をつくった経験のあるということですがけれども、どんな図書館をつくられたのかということも、同じ経験があっても違ってくると思いますので、どういう図書館なのかなあというのがちょっと心配なんですけれども、その先進地視察というのも、どういうところへ行かれるとか、どういう図書館をつくられたところのコンサルを考えているとか、もしわかっていたら、お伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

まずコンサルタントということでもありますけれども、現時点でどこの事業者というところまでは想定してございません。

それと、先進地視察はどこへというようなご質問でありましたけれども、今回、長野県の伊那市、塩尻市を公用車で視察に行くというようなことで旅費のほうを計上させていただいております。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

えんぱ一くという駅のところですね、いいところだと思います。

それからもう一つ、ワークショップという答えがありましたけれども、ワークショップの内容、そしてやはりもう大きい課題でありますこの基本構想が市民の声を聞かれてつくっていないということなので、やはり市民の声を拾うのがワークショップだけなのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

市民ワークショップでありますけれども、公開型あるいは中学生、高校生などを対象とした訪問型の方式をとりまして、それぞれテーマを設けて、合計で8回程度開催を予定しております。多くの皆さんにご意見をお聞きしまして、計画に反映させてまいりたいと考えておるところでございます。

特に、市民ワークショップにつきましては、開催計画をまず作成しまして、その周知から始めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

ワークショップ以外で市民の声を聞く仕組みがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

市民ワークショップにつきましては、テーマを設けて開催をするというふうを考えておりますけれども、そのテーマに関しまして、ワークショップにご参加がかなわなかった皆さんに対しまして、意見箱とかメールとかによりましてご意見もいただけるような形で工夫をしてみたいと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

四日市なんかでも、意見箱を毎日毎日、1年ぐらいずっと意見を回収し続けて、それを計画に反映させるんだということをお伺いしましたがけれども、それでもまだ市民は足りないといって声を上げておられますけれども、この計画は今年度中にと言われましたけど、それでよろしいですか。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

この整備基本計画につきましては、本年度中の完成を予定しておりますけれども、ワークショップ等に関しましては、来年以降も引き続き開催していきたいと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

計画に反映するためのワークショップは8回で、それ以降もまた別途、新予算でワークショップを開催していくという意味ですね。わかりました。一応内容についてはお伺いしました。

次の議案についてお伺いしたいと思います。

議案第78号市道路線の認定について。

これは先ほど櫻井議員も質疑していた点ですけれども、亀山駅周辺整備事業の2ブロックの事業との関連がある市道だと思うんですね。ですから、この事業が成り立つかどうかははっきりしていない段階で、この4Aブロックの市道の認定を求める理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

先ほど市長からもご答弁いただきましたが、2ブロックの事業につきましては、組合が中心となって実施いたします市街地再開発事業でビル等を建築する事業でございます。一方、この4Aブロックとその市道につきましては、現在計画されています亀山駅前線の都市計画決定や、市街地再開発事業の実施を含む亀山駅周辺整備に伴います全体の事業の中の道路整備ということで位置づけてございます。それで、亀山駅周辺の宅地化を促進いたしまして、市街地の活性化につなげるために、市道御幸線と市道御幸7号線を南北に結ぶ新設道路として計画したものでございます。

今年度早々には地権者の方から事業に対するご理解を得られる見込みでございましたけれども、少しおくれたことで、今回提出をさせていただいたというところでございます。ご理解につきまして

ては、もう早い段階でいただきましたので、予算の凍結というか、見合わせがなければ、6月議会にも提出したかったという考えでございましたけれども、今回こういったことで予算執行が認められたこの9月議会に提出をさせていただいたということでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

私は、先ほどの櫻井議員の論点とは違いまして、もっと早く出すべきじゃないかということではなくて、全体の事業の中のこの4Aブロックなので、やはり一番関連のある2ブロックが本当に成り立つかがきちっと決まってから出すものではないでしょうかという私の感じ方なんです。

以前、3月議会で松本部長がおっしゃった答弁をちょっと読ませていただきたいんですけども、4Aブロックをなぜ先にやるかということですが、第4ブロックの整備手法につきましては、先ほど市長もご答弁申し上げましたとおり、小さい区分で地権者が多数見えるという中で、まだ全体としての合意ができていない段階ではございませんが、今回複数の地権者が集まりまして、敷地を共同化する優良建築物等整備事業というものがございまして、それで事業を進めたいという声が上がってまいりました。今回、1から4ブロック内において、初めての民間の共同住宅が計画されましたので、第2ブロックの計画時期と合わせることで、現在第2ブロックの方々につきましては、事業を進めるに当たり、移転先や仮住居等、仮住まいというんですかね、この工事をしている間の、そういったものを課題にされている方が見えますので、そうしたものを解決する候補として計画することが可能になるというふうに考えてございます。再開発エリアの方々のそういった課題に対して、大きく寄与できるというふうに考えておまして、そのために4Aブロックの事業とあわせて3、4ブロックの間の道路整備もあわせて進めていくということで、組合設立を支援してまいりたいというふうに考えているところでございますという答弁だったんですけどね。この全体に、駅前にそういう住居を進めていくんだということではなく、やはり2ブロックの方々の仮住まいという意味合いがとても強かったと思うんですね。

だから、駅前の開発が分かれている中で、全体がこうなるということが全然わかっていない段階で、部分的にどんどん進めていくということが私は違和感を感じるもので、例えば普通の家を建てる際には、家全体の設計図ができてから家を建てると思うんですけど、何か設計図が、まだ全体ができていないうちに台所をやり始めたり、廊下だけやり始めたりというような、そういうふうな違和感を感じるんです。なぜ2ブロックがちゃんとできるかどうかわからないうちにこれをするんですかという意味の私の質疑です。

○議長（中村嘉孝君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

先ほど福沢議員おっしゃられましたように、まさしくそういった答弁をさせていただいてございます。

この4Aブロックですけれども、当然2ブロックの仮移転先として非常に大きな役割を果たしていただけるかなということ期待をしているところですけども、当然仮住まいをしていただくためには、建物が完成して、仮住まいができる状態でなければなりません。これから事業を進めてい

きまして、4 Aブロックの建物ができるのが早くて来年度末とか、おくれれば31年度までずれ込んでしまうというような状況でございますから、2ブロックが順調に進めば、逆に仮住まいが間に合わなくなるというような状態も発生するということが鑑みまして、それぞれできるところから事業を進めてまいりたいということで、4 Aブロックのほうを今このタイミングで進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

今までのこの再開発についての報告を伺ってしまして、2ブロックが順調にどんどん進んでいくという実感がしないのでありますね。まだまだ保留床も買い手が決まっていなくて、いろんな問題を本当にいろんなところで出されている、市民も不安を言っているという中で、そんなに2ブロックがどんどん早くして、仮住まいが間に合わないのではないかという心配をするよりも、本当に2ブロックについては丁寧にやっていくということのほうは私は優先なのではないかなという思いで質疑をいたしました。それだけなんですけど、よろしく申し上げます。

○議長（中村嘉孝君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

議員おっしゃられましたように、当然2ブロックにつきましては、これから基本計画、基本設計を進めていくということになりますけれども、これも特別委員会でご説明をさせていただきましたように、基本計画ができるのが来年の8月ごろぐらい。それに伴いまして、設計が少しおくれて、基本設計のほうも仕上がってくるというふうに考えてございますが、その段階で基本計画がきちんとでき上がった段階で、当然私ども保留床の処分先等も決まってくるというふうに考えてございます。それが決まらなければ、当然計画がおくれるということになるんですけれども、決まれば、それから順次、次のステップに進めていくわけですから、4 Aの事業が先行することに対して、特段支障がないというふうに考えてございますし、また4 Aブロックは、繰り返しになりますけれども、タイミングが合って、2ブロックの仮住まいとして使えるのが一番、我々にとって、あるいは2ブロックの方にとって好ましいというものではございますが、事業自体は別の事業ですので、4 Aで計画されている事業をこのままとめてしまうというのはいかがなものかという考えもございまして、計画に基づいて進められるものは順次進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

事業自体が別だというのは、非常に市民、私も一人の市民としても、議員としても理解が得られにくい言葉ではないかなと思いますので、それだけ言っておきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

7番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

次に、2番 西川憲行議員。

○2番（西川憲行君登壇）

勇政の西川憲行でございます。

私も議案に対する質疑を行わせていただきます。

議案第77号平成29年度亀山市一般会計補正予算（第3号）についてお伺いします。

第10款教育費の、先ほどもありましたように、図書館整備事業の増額補正についてでございます。

先ほど櫻井議員、福沢議員等から質問がありましたので、同じようなところは省かせていただきまして、今回この補正予算は、駅前に図書館を移転するための基本計画をつくるための補正予算だと。それから、ワークショップを開いたり、委員会を開いたりするためのお金も入っているという説明でございました。基本構想に基づいてこの基本計画は立てられるというところまでは確認されておりますので、この補正予算がこの時期に出されたということは、これは当初の計画ではなかったということだと思います。いろんな理由があるんだろうとは思いますが、何となくこの図書館の移転計画というものが降って湧いてきたのかなあというイメージといたしますか、感覚がどうしても拭えないと。

そこで教育長にお伺いしたいんですけれども、新設、移転というこの発案ですね、これは教育委員会から出てきたのか、それとも市長の3月の市政報告から出てきたのかということで、年度当初からの予定ではなくて、そういうところから無理やりというわけではないと思いますけれども、そこから降って湧いてきて、それでこの年度内に何とかせなあかんということで補正予算を上げられた事業なのかということについて、お伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

2番 西川憲行議員の質疑に対する答弁を求めます。

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

西川議員のお尋ねにお答えいたします。

去年10月に教育委員会として図書館の諸問題解決に向けて、今後の充実のあり方ということを経済の皆様にもお示ししましたようにまとめました。そのまとめを総合教育会議で市長に共有させていただきました。その際に、拡充に当たり、亀山駅への移転も視野に入れた検討を教育委員会に依頼をされました。そこで教育委員会としましては、亀山駅ありきとまで行かなくとも、そういった市長の発言されたことを受けまして、総合的に判断をさせていただいたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今、教育長は、亀山移転ありきではなく、教育委員会のまとまった構想でもって合意したというような発言でございました。

言われるように、亀山駅前ありきではないとするならば、当然国からもらえる補助金ありきでもないということなのかなあと思うんですけれども、逆に言うと、補助金がおりるから亀山駅に移転することで図書館を広く新しくできるというふうに私は捉えたんですけれども、そうすると、図書

館があるべき姿を教育委員会が考えて、駅前結論をつくったというよりは、先ほど言ったように、駅前だから図書館の移転が今可能だから、今慌てて何とか計画をつくって、33年末までに間に合わさなアカンよ、そういうところで教育委員会が一気にこの構想をつくり、今計画に踏み込もうとしているというふうに捉えるんですが、本来あるべき姿を求めたときに、本当に駅前がいい、そしてこれが教育委員会の出した本来の結論なんだというふうに教育長はお考えなのか、その点についていかがでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

教育委員会におきましては、現在の図書館は、読書活動には良好な環境にあることは認識しているところでございます。ただし、現在地での拡充は、地形や他の施設との位置関係などに起因するさまざまな物理的な制約が生じますことから、図書館機能の拡充を早期実現するためには、現在地からの移転・建てかえの必要があると総合的に判断したものでございます。

また、図書館整備基本構想において、これからの図書館像は、従来の図書館の概念を超え、読書のみならず、学びと交流によるつながる場、集える場を目指すものでございます。この視点と駅前整備事業の中核的都市機能の構築を図るものとの理念の合致もありますことから、駅前での移転整備拡充を図るものとしたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

まさに今言われたように、学びと交流の場だからこそ駅前に持ってきたというのは、駅前だからこそ学びと交流という言葉が無理に入れたんじゃないのかなあというふうに考えたんですけども、それは置いておいて、先ほど言われたように、物理的に現在地での建てかえは無理だと言われていました。ただし、駅前に持っていても、図書館は3階建てになるわけですよ。4階建ての建物の中の2階、3階、4階を利用するという形になるというふうに、今の計画の段階では考えておるんですけども、実際3階建てというのであれば、現在地の亀山公園内においても、3階建ての建物を建てるならば、今の敷地も958平米でしたか、単純に3倍しても3,000平米近くになるということであれば、さほど変わらないのではないかなあというふうに思うのですが、それでも物理的な無理があるというお考えだったのでしょうか。いかがですか。

○議長（中村嘉孝君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

先ほど申し上げましたが、現在地は、全て現在の建物の総面積が約900ということでございます。そのままそこを平地にして、3階建てのものを建てるということは、道とか駐車場とか、青少年研修センターとか、そういった建物との関係もありまして、地理的にも難しい。また、駅前に移るよりも大規模な事業になることももちろん考えられることでございます。そういったことを含めて、総合的に現在地での建てかえはとても課題が多いと、そのように受けとめております。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

教育委員長のお考えは十分わかりました。

今言われたように、総合的な判断ということであれば、教育委員会から図書館を移転・建てかえたいと。そして、それに当たって、お金の心配もせずに、市のほうがしてくれるというんだったら、もうどこでもいいよていうような雰囲気もわからないわけではありませんので、それはそれでいいと思います。

ただ、これを逆転させると、市の行政のほうは、この図書館の計画が出てきたときに、整備事業を一切削ることなく、今言われたように3,300平米という基本計画ができてきたときに、実際には駅前ビルを建てたときに、駅前ビルは民間主導でやるというふうに言われてますけれども、今後計画を立てていく、先ほど言われてましたけど、この時期に計画を立てていくと、駅前開発ビルの基本設計ともかぶってくるわけですが、そこで合わないときがあったときに、どちらの意見が優先されるのかというのが非常に気になる。図書館の基本計画をつくっていくお金が出ていて、それが優先されるのか、あるいは市のほうの総合判断があって、図書館はちょっとここは我慢してくれというふうになるのか、あるいは民間事業者にここをもうちょっとこうしてくれという注文が出るのか、その点、企画総務部長、いかがお考えですか。

○議長（中村嘉孝君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回、駅前ビルの基本設計と図書館が掲げる基本計画の中で整合がされなかったときに、どちらに合わせるのかというご質問だというふうに思いますが、今回、図書館の整備基本計画をこの時期にお出しさせていただく大きな一つの理由として、駅前の駅ビルの基本設計と図書館の基本計画の整合を図るということが大きな目的の一つでございます。ですので、今回、図書館の基本整備計画の中で主にまず議論されるのは、図書館の面積でありますとか、あとは形、そういったものをまず整備基本計画の中で議論いただきまして、駅ビルとの基本設計にまず整合させる、これを第一にやっていきたいというふうに考えておまして、そういったことを行うことによりまして、今、議員がご懸念のことは払拭されるというふうに考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

私が懸念しているところは、整合がとれるかとれないかではなくて、総合的な判断をしていったときに、駅前ビルが今3,300平米で計画されていると。図書館の基本設計が例えば3,500になったときにどうなるのかとか、あるいは3,300をつくるということで、今現在予算が総額で亀山市が出すのが18億とこの間提示されてはいたけれども、その金額がふえたりすることがあるのかということが問題だと思うんですよ。この基本計画が先に行くことが本当にいいのかということなんですよね。逆に言うと、駅前のビルができ上がる、先ほども議論されてはいたけど、駅前のビルがゴーサインが出て、本当につくれる段階になって、こういう駅前ビルができますよと。じゃあ、その大きさに合わせた図書館の基本計画というふうになるのが順番なのではないかという点

についてはいかがでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず面積につきましては、一つの基準として3,300平米ということと、あと金額につきましては13億円ということの一つの基準として議論を進めてまいったところだというふうに考えております。それと今回、駅ビルの中で基本設計を行う際に、公共的機能として図書館機能を配置することが決まっておりますもので、この駅ビルの中にいかに図書館機能がスムーズに配置できるかということにつきましては、それぞれ図書館の整備基本計画の中でも議論をいただき、逆に駅ビルの中の基本設計の中でも議論いただき、それぞれ整合した中で取り組んでいくと、そのように考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

どちらにしたところが、駅ビルがあって、そこへ図書館をどうしても移転させなければならないと。そして、そのためには図書館の基本設計と駅ビルの整備計画とが整合していかなきゃいけないと。だから、この時期に何としてもこの基本計画の着手にかなければいけないと。だから、10月以降、ワークショップも2月下旬までの間で8回も開いて、市民の意見も入れていくんだという建前の中、どうしても駅ビルありき、駅前再開発ありきというふうに感じるのには私だけではないとは思いますが、そういうふうに感じてしまいます。

今までの事業計画を見ていると、基本計画とか基本設計は出てきても、財政のほうでこれだけの予算は出ないよということで削られたりするわけですよ。例えば消防の北東分署を建てたときでも、約2割、消防のほうから出してきた予算から減額され、また敷地も狭められたというようなことも記憶しております。

そういうことを考えると、今回の図書館に限っては、もう全く何のそういう制約もなく通っていくのかなあという気がしています。その辺も、やっぱりただ単に出してくればいい、通っていけばいいという問題ではないのかなあというふうに考えております。またそういうことも含めて、次の議案の中では、亀山市の決算について質問を続けていきたいと思っております。

議案第67号平成28年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についての質問ですけれども、こちらのほうも私の出した市税収入の年々減少している要因とか、この点については、午前中からたくさんの方が聞かれて、答弁もいただいておりますので、かぶる部分は抜いていきたいなあと思っております。決算の評価については、何人かの議員に聞かれたときに、市長は、評価も高い、それから計画どおり進んでいるということも言われておられますし、それから市債が減少していく中で、一定程度、市の財政健全化は図られてきたというふうに言われています。

私が聞いたかったのは、その中で服部議員も聞かれておりましたけれども、実質単年度収支が、赤字がどんどん増加しているというふうなことを鑑みますと、亀山市の財政状況は悪化しているということなのかどうかということですね。議会への報告書の中身では、櫻井議員も言われていたけど、ちゃんといいことも書いてあってということで、最終的には財政健全化は一定程度の確保

ができています。ただ、行財政改革を着実に推し進めて、持続可能な行財政運営の確立に取り組んでいかなければいけないとも書かれています。

財務部長、実際のところ、亀山市の財政健全化は、今のところ持続可能なところまで来ているのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

西川議員のほうからいろんなことを言われましたので、私のほうから、財政の健全化ができていのかどうかということですが、財政の健全化を考える上では、歳入と歳出の問題がとても大事になってまいります。

28年度決算を見ますと、議員おっしゃられたように、実質単年度収支が14億1,000万円のマイナスになったと。このような状況を毎年毎年一緒のことを繰り返すということは、こんなことはできないだろうというふうに思っています。しかし、歳入と歳出のバランスの問題をどう考えていくのかということがとても大事なんだろうと。歳入が下がってくれば、歳出も抑えていくと、これは当然だろうというふうに思います。28年度決算を見ますと、歳入も緩やかに減少傾向になるので、歳入の見込みも落とさせてもうた。歳出についても削減をさせてもうて、予算を組ませていただきました。しかしながら、歳入が見込みより下がってきた。市税収入で3億、消費税交付金が1億、地方交付税も約9,000万。これで歳入が5億見込みより下がったということが主な要因であります。それは、国のほうも、消費税交付金も7年ぶりに下がり、少し見込みと違ったというようなことを評価いたしておりますけれども、私どもとしても、国の消費税交付金の予定を見て、亀山市もこれぐらい国からいただけるだろうという形で予想をさせていただいた。その結果として、実質単年度収支が14億1,000万円の赤字になったということでございます。

それと、市長が申しておるように、後期実施計画を最終年度で何とか事業もやっけていかならんということで予算を組ませていただいた結果がこういう結果に終わったと。そういうことですから、毎年そのような見間違いをしないような財政運営をやっけていくのが私どもの仕事だろうというふうに思っています。そんな中で、基礎的財政収支は1億3,000万の黒字でおさまったと。全体的に見ると、こういう実質単年度収支を繰り返していくことはしたらだめなんだろうというふうに私は思いますけれども、それを踏まえて歳入に見合った歳出の予算を組んでいくということがとても大事なんだろうと。それをすることによって、持続性のある財政運営がやっけていけるんだらうというふうに考えていますので、単年度だけで評価してもらっても、私は困るんだらうと。年度については、3年計画の事業を組んだときに、市税収入を見込んだときに少し少ないので、財政調整基金から繰り入れても、その年はせざるを得ないという年も出てまいりますので、単年度の評価だけではなくて、中期財政見通しでも5年間を示させていただいていますけれども、少しある一定の年数を見た上で財政運営をしてかないとなかなか難しいんだということはご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

ことは悪かったけれども、来年度以降、これを繰り返さないように努力していくことで持続可能な行政運営ができるんだよという答弁なのかなあというふうに理解しました。

そうすると、言われたように、来年度以降は、ことは先ほど言われたように実質収支は黒字なんですよね。ただ、実質単年度収支が赤字になっていくということなんですけれども、でもことしの黒字額が少ないので、来年は実質単年度収支がそんなに悪くならないのかもしれませんが、今後改善していくためにはということですから、やっぱり実質収支が前年度を上回っていくということがこの赤字額を減らしていくということになるというふうに思うんです。

ただ、そのためには、先ほど部長言われたように、歳入をふやすのか、歳出を減らしていくのかということをやって、実質収支の中でもう少し収支の黒字額をふやしていくということが大事になっていくのかなあと思います。できれば財政調整基金を取り崩さずに、一般財源だけで回していくのが多分近道なんだろうと思っていますけれども、今現在亀山市は、行財政改革の取り組みをやらせています。その中で、この財政改革をやっていく上で、今言ったように収支の改善を行っていくだろうと思っているんですけれども、行財政改革の取り組み、いかがですか、部長。実際に進んでみえるのか、あるいは思ったほど進んでいないのか、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

行財政改革大綱の前期実施計画は、平成27年度から今年度までの3カ年で組んでございます。その中で、議員おっしゃられたように、歳入改革と歳出改革と2つを合わせてやっていく必要があるだろうというふうに考えています。

その中で、今の28年度末での進捗状況ですけれども、116実施事業を掲げて取り組んでますけれども、25事業を除いては順調に進んでおるというふうな理解をしています。しかし、25の取り組みについては、若干おくらしている部分もございますので、各責任者に対して早く進めるように指示をしたのと、外部の委員さんに4事業については聞き取りをしていただいて、今後どんなふうに進めたらいいのかというようなご助言もいただいたと。また、10月には、私のほうで進捗のヒアリングもやっていこうというふうに思っております。市長がおっしゃっていますように、116の実施事業を何とか完了させるように努力をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

先ほど、財務部長、服部議員の質問のところの答弁で、事業の見直しも含めた行財政改革ということをおっしゃっていますので、今後やっぱり行財政改革が主要になってくる。それから、行財政改革に基づいて、事業の見直しも含めて、歳出削減というのも考えていくというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

服部議員の中でも、事業見直しを含めたというふうな私はお話をさせていただきましたけれども、後期実施計画が30年度、31年度の2カ年の実施事業をこの秋からつくる運びとなっております。その中で、3カ年の評価もしがてら、亀山市が置かれておる現状が少し変わってきてますので、そのことも踏まえて、それと今の実施計画の進捗状況も見据えた上で、事業の見直しも含めた、どんな形で持っていくのか、どんな実施事業にしてくのかということも全庁を挙げて議論した上で、取り組みの事業を決めていきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

行財政改革の取り組みの中では22の取り組み項目が上げられていて、それぞれにやっぱりしっかりと目標数値も上げられております。先ほども図書館の話をしてましたけれども、その取り組みの中の10番目には、公共施設の統廃合ということで、31年度に5%縮小という目標まで上げられておるところもあります。やっぱりそういうことを一つ一つ行財政改革の取り組みの中でやっていただかなければいけないのではないかなあというふうに思ってます。

宮崎議員のところで、市長の答弁の中では、行財政改革大綱の具現化が大切なんだというふうに市長は述べられております。そういう意味では、私はやっぱりこういう大型事業を無作為にといいますか、慌ててぱっぱとやっていくというのはどうなのかなあ。確かに行財政改革大綱の中には、市政の見える化、選択と集中、費用対効果、スピードと成果を重視ということで、今のこの駅前再開発、図書館移転というのは、スピードと成果を重視という意味では、まさに行革の具現化なのかもしれないけれども、私はやっぱりもう少し慎重にさせていただいて、この赤字がふえていく要因である歳出の削減という意味では、今まで市長がやられてこられた箱物行政から人への政治の改革ということが最初にうたわれて、そのために市役所の新庁舎の凍結もなされたとは私は理解をしていたんですけども、市長は、この28年度の決算を見ながらこの赤字額を減らしていくという意味合いでは、行財政改革に取り組んでいくのは非常に大事だというふうにお答えされてますけれども、今後この駅前開発も含めて、図書館の移転も含めてやっていくことが行財政改革に合うのか、それから持続可能な行財政運営につながっていくのか、その点についていかがお考えなのかお聞かせください。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず前段の実質単年度収支、これはどちらかというと、今も部長からありました、大事なところですので申し上げたいと思いますが、毎年毎年の状況によって、どのようにやりくりをしたか、こういう数字でございますので、そのところをやっぱりおっしゃるように、これが続くようではあきませんが、しっかりトータルで進めていくと、考えて対応していくということになるかと思えます。

あわせて、行財政改革大綱の具現化と総合計画で掲げました各施策事業の推進、この両面をしっかりと押さえながら事業を推進していくことになるかと思えます。これは今の駅前の事業自体は、戦略プロジェクトとして、駅前周辺地区の拠点力向上を目指す、そのための取り組みを今日までプ

プロセスを経て本格実施へ進めていこうとするものでございますし、他の事業につきましても、当然大型事業と各種分野の事業、これを本当に財源の確保もあわせ、しっかり具現化していくというのが、まさに亀山市の総合的な計画の推進になろうかと思えます。

したがって、行財政改革がそのまた大きな土台となってまいろうかと思えますけれども、その両面をしっかりと具現化していく作業をしていかななくてはならないというふうに考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

実質単年度収支自体は毎年変化していく、その中で続けられないようにしていくと。それで、行革と総合計画のやろうとしていること、それからそれらを含めて考えていくという市長のお考え、それは理解できます。

ただ、やっぱり市長は今回、新庁舎の建設の検討も打ち出されており、駅前再開発、それから図書館移転というふういろいろな事業を考えられておりますので、まさに財源確保がどこに来るのか。それから、今言われた中では、行財政改革を進めていく上で、持続可能な運営を目指していくということは、まだ道半ばなんだろうと私は理解します。ということは、やっぱり今以上に悪化させてはいけないだろうと。そういうことではこれからの財源確保というものは非常に重要になってくると思いますので、ぜひこの行財政改革を推進していただいて、28年度のように実質単年度収支が赤字にならない29年度を目指していただくということを言わせていただいて、また一般質問のほうでも、駅前再開発等について、あるいはこれから亀山市が進んでいく計画等について質問させていただきますので、そのときにはよろしく願いいたします。以上で終わります。

○議長（中村嘉孝君）

2番 西川憲行議員の質疑は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質疑は終了しました。

続いてお諮りします。

質疑はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすをお願いをしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村嘉孝君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

あす6日は午前10時から会議を開き、引き続き上程各案に対する質疑と、午後からは市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 5時29分 散会）

平成 2 9 年 9 月 6 日

亀山市議会定例会会議録（第 3 号）

●議事日程（第3号）

平成29年9月6日（水）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

議案第63号 亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第64号 平成29年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

議案第65号 平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第66号 平成29年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について

議案第67号 平成28年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第68号 平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第69号 平成28年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第70号 平成28年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第71号 平成28年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第72号 平成28年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第73号 平成28年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第74号 平成28年度亀山市病院事業会計決算の認定について

議案第75号 工事請負契約の締結について

議案第76号 市道路線の認定について

議案第77号 平成29年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

議案第78号 市道路線の認定について

報告第5号 決算に関する附属書類の提出について

報告第6号 健全化判断比率の報告について

報告第7号 亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第8号 亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第9号 亀山市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第10号 亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について

報告第11号 亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について

報告第12号 平成28年度亀山市一般会計継続費精算報告について

報告第13号 専決処分の報告について

第 2 請願第 2号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書

第 3 請願第 3号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書

第 4 請願第 4号 防災対策の充実を求める請願書

第 5 請願第 5号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める

請願書

第 6 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1 番	今 岡 翔 平 君	2 番	西 川 憲 行 君
3 番	高 島 真 君	4 番	新 秀 隆 君
5 番	尾 崎 邦 洋 君	6 番	中 崎 孝 彦 君
7 番	福 沢 美由紀 君	8 番	森 美和子 君
9 番	鈴 木 達 夫 君	10 番	岡 本 公 秀 君
11 番	伊 藤 彦太郎 君	12 番	宮 崎 勝 郎 君
13 番	前 田 耕 一 君	14 番	中 村 嘉 孝 君
15 番	前 田 稔 君	16 番	服 部 孝 規 君
17 番	小 坂 直 親 君	18 番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	広 森 繁 君
企画総務部長	山 本 伸 治 君	財 務 部 長	上 田 寿 男 君
市民文化部長	坂 口 一 郎 君	健康福祉部長	佐久間 利 夫 君
環境産業部長	西 口 昌 利 君	建 設 部 長	松 本 昭 一 君
危機管理局長	井 分 信 次 君	文化振興局長	嶋 村 明 彦 君
関 支 所 長	久 野 友 彦 君	子 ども 総 合 セ ン タ ー 長	伊 藤 早 苗 君
上下水道局長	宮 崎 哲 二 君	財 務 部 参 事	落 合 浩 君
市民文化部参事	深 水 隆 司 君	建 設 部 参 事	亀 淵 輝 男 君
健康福祉部参事	水 谷 和 久 君	会 計 管 理 者	西 口 美由紀 君
消 防 長	中 根 英 二 君	消 防 次 長 兼 消 防 署 参 事	平 松 敏 幸 君
地域医療統括官	伊 藤 誠 一 君	医 療 セ ン タ ー 事 務 局 長 兼 地 域 医 療 部 長	古 田 秀 樹 君
教 育 長	服 部 裕 君	教 育 次 長	大 澤 哲 也 君
監 査 委 員	渡 部 満 君	監 査 委 員 事 務 局 長	宮 崎 吉 男 君

選挙管理委員会
事務局 長

松村 大君

●事務局職員

事務局 長	草川 博昭	書	記	水越 いづみ	
書	記	大田 より子	書	記	高野 利人
書	記	村主 健太郎			

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長 (中村嘉孝君)

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

11番 伊藤彦太郎議員。

○11番 (伊藤彦太郎君登壇)

おはようございます。

それでは、通告に従いまして議案質疑のほうをさせていただきます。

今回、議案第63号の亀山市営住宅条例の一部改正について通告させていただいております。

ここで制度改正の影響についてということと、市営住宅の状況についてということで、2つ上げさせていただきます。

まず1番の、制度改正の影響についてからやらさせていただきます。

昨日からの議案質疑の中でいろいろと触れられて、借り上げ住宅の内容とかに関しましてはもう一つの2番目の項目でやらせようと思うんですけども、1番の項目では今回国の公営住宅法施行令の改正と住宅地区改良法施行令の改正、これらによって、今回の制度改正で条例の改正というものもあるということではあるんですけども、まず今回の国の制度改革によって、改正によって当市の市営住宅の運営に何か影響があるのかどうか、この点についてまず確認させていただきたいと思っております。

○議長 (中村嘉孝君)

11番 伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

松本建設部長。

○建設部長 (松本昭一君登壇)

おはようございます。

今回の法改正の内容と、それが市に影響があるのかということでございますが、今回の制度の内容につきましては、1つは、認知症患者等の公営住宅入居者が収入の申告をすること等が困難な場合には、事業主体が官公署における必要な書類の閲覧により把握した当該認知症患者等の収入に基

づき、公営住宅の家賃を定めることができるという改正が1点でございます。

それから、もう1点は公営住宅の明け渡しの請求に係る収入基準について、現行は法第29条において全国一律に定められているところ、事業主体が、低額所得者の居住の安定を図るため特に必要があると認めるときは条例で当該基準を定めることができると、こういう2点が今回の改正に伴うものでございます。

これにつきましては、認知症である者等の収入申告義務の免除につきましては、現在該当する方はございません。また、高額所得者の明け渡しに係る収入基準の変更等につきましては、現時点で入居基準の収入額を変更する必要はないものというふうに考えておりますことから、高額所得者の明け渡し請求に係る基準を変更するということは現時点では考えておりません。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

今回の制度改正の内容、大きく分けて2つあるというふうなことで言われていました。

まず1つ目の、認知症患者とかがいらっちゃって、多分ご自分では申請が難しいだろうと。ただ、ご家族もいらっちゃって、認知症患者というのがやっぱり、一見と言うたらあれなんですけれども、日常生活はできるような部分もあってとか、それでご本人の意向とかでそのまま公営住宅にというのもあって、ご家族の方もできればそういうふうな感じでというようなケースもあるんだろうなどは思うんですけれども、そんな中で、今回そういうケースは実際にはないということなんですけれども、今後そういったケースというのが発生してきた場合とか、それに対応できるような体制とかいうのはある程度想定されているのか、その点だけまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

認知症の方の入所につきましては、それぞれの方によって症状等に個人差があるというふうな考えられますことから、福祉関係部署とも協議を行いまして、例えば市営住宅に入所していただくよりも他の福祉施設への入居をしていただいたほうが良いというようなケースもあろうかというふうな考えますので、そういったケースが発生した場合には個々に対応してまいりたいというふうな考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それなりにそういうケースが起こったらということだと思えますけれども、もう一つ、2番目でおっしゃっていた公営住宅の明け渡し請求ですね。収入基準が、その状況によっては明け渡しをしなければならないというふうな額に達した場合でも、市の判断でそのままできると。その基準を定めることができるということであるんですけれども、当市としては必要がないということではあったんですけれども、実際そういうふうなことが起こり得ないというか、起こっても当市としてはそのまま行ったほうが良いという何か理由とかはあるんでしょうか。その点ちょっと確認させてください。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

明け渡しに係る基準につきましては、現在、公営住宅法第29条第1項に規定する政令で定められております基準額が31万3,000円ということになってございます。その基準を超えた場合に、これまでそういったケースにつきましては全て明け渡しに応じていただいているということで、そういった部分で、特段今のところ金額を変更する必要がないんじゃないかということ。それから、県、あるいは県内の他市の状況も確認をさせていただきましたけれども、現時点で三重県もその額については現状維持で変更を行わない、あるいは他市につきましても現状維持、またはまだ未定ということで、変更を考えている自治体も、県内にほかにもいないということでもございました。

当市につきましても、先ほど申し上げましたように現段階で変更しなければならないという特に必要と認める事由は見当たらないというふうに考えてございますので、変更することは考えていないということで、よろしく願いいたします。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ちょっと早口だったんで、余り内容がつかみ切れなかった部分もあるのかもしれませんが、31万何ぼの、現在そんな額やということで、当該基準というのは上限は31万5,000円やっただと思いますが、ほぼ上限いっぱい、むしろ今回の改正はその上限を下げるという改正という意味でもあるので、下げることができるというので、言ってみれば入居者の方としては弱者に優しくというような、ある意味そういう話でもあると思いますんで、それで当市としては必要がないというような、そういう意味だと思ふんで、それはそれでと思うんですけども、ただ今回、1番の話、認知症の患者さんとかの場合は市で申請を免除するとか、こういった基準についてある程度市が決められるとか、この辺の話ですね。実際こういうふうな話が制度改正として起こってきた背景というのが一体どういうものであるのか。実際こういうふうな認知症患者さんのケースがあるのかどうなのかというのを私もちょっとはかりかねる部分があったもので、市としてこういう制度改正が行われた背景を一体どういうふうにご考慮されるのか、その点を確認させていただきたいと思ふます。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

今回の認知症の件につきましては、そういったケースが発生したということで、手続上、今個人番号制度等も制度が運用されたという中で、それを活用して市の中で手続が行われるということから、こういった改正が行われることになったというふうに認識してございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

その辺の話ですね。確かに聞き取りとかの中ででも、具体的にそういう案件が多発してきたとい

うよりも、地方分権一括法に始まる分権改革としての話やと思うんですけど、事務権限移譲とか。その話の中で、やはり環境がだんだんそういうのに整ってきたということやと思うんですね。地方分権とかいうのが、時代おくれではないですけども、ちょっと言い尽くされてきた感じがあったのが、ただそれがタイムラグを置いて、今やっとその状況になってきたということやとは思うんですね。そういう部分では、まだもしかしたら分権という意味で十分市の権限というのがないのかもわかりませんが、そういった部分ではしっかりやっていただきたいなと思いますので、その点だけちょっと申し上げまして、2番の項目に移らせていただきます。

2番で市営住宅の状況についてということで、今回、5つ借り上げ住宅をふやす、そのことについてちょっとお聞かせ願いたいと思うんですけども、それにつきまして全体の当市の供給の状況、なかなか進んでないのがある程度めどが立ったみたいな話は、昨日来からの各議員さんの話からもあったところではありますけれども、特に昨日の岡本議員への答弁の中で老朽化対策というのがありました。その中で、この市営住宅とは別に市営単独住宅というのがあるんですけども、いわゆる関地区の新所住宅、若草住宅、城山住宅の辺なんですけれども、この中では既に募集を行っているものもあって、老朽化対策も含めてこれらを一体どうしていくのか。以前にも出た話でもあると思いますけれども、改めてここで確認させていただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

市営住宅の長寿命化計画の中で、そのまま使い続けていく住宅と、それから今後廃止をしていく計画の住宅とにそれぞれ整理をさせていただいてございます。その中で用途廃止を進めていく住宅につきましては、一戸建て、あるいは長屋等の形式で耐震補強等の修繕が極めて困難な住宅につきましては、今後、順次廃止をしていきたいという計画にしております。

それで、住山住宅のAとB、それから和田住宅、亀田住宅、城山住宅、若草住宅、新所住宅につきましては、現在、その計画でいきますと用途廃止をしていく計画になっているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

先ほど申し上げた新所住宅、若草住宅、城山住宅は廃止の方向という話でした。ただ、この住宅は今でも入居者がいらっしゃるわけなんですけれども、今回できる借り上げ住宅が新所ということで、そうするとそこにお住まいの方々をそこに行ってもらおうとかいう、その辺も想定される話なのか、その点についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

現在、城山住宅、若草住宅、新所住宅にはそれぞれ全体で7名の方がお住まいでございます。今回ことということで、現在の家賃と、それから今度新しくできます家賃との乖離が随分あるんですけども、そういったことも含めて基本的には移っていただけないかということは、意向を確認は

していきたいというふうには考えているところでございます。

移っていただければ幸いというふうにも考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

そうしますと、移ってもらうような方向もということでありましたけど、たださっきも部長おっしゃったように、家賃の開きがかなりあるという話ですね。ただ、住宅条例の中には、市の判断でそのあれも下げることができるような話はあると思うんですけども、今回のこの住宅に関して家賃自体をもう少し考えるという可能性はあるのか、その点ちょっと聞かせていただきたいと思えます。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

家賃につきましては、現時点ではまだ具体的にそういう特別な扱いをするということは考えてございませんが、今後そういったことも必要になるだろうということで、検討してまいりたいというふうには考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

今後そういうふうな検討もという話ではありました。もちろんほかのところとのバランスとかもあるんでしょし、ただ関地区ですから、亀山全体で見ると地区によつての違いというのもあると思えます。

あと、やはり空き地・空き家というこの辺の話で、議会としても所管事務調査でやっていたということであるんですけども、実際、これこそひどい空き家じゃないかという、老朽化がひどくて住めなくて、それをほったらかしという、その辺の解消とか、あと実際城山なんかは土地をお借りして家賃を払ってとか、その辺も発生している。実際持っておるだけでお金がかかってくるという部分もあるんで、その辺も含めて整理を進めるというのであれば、もちろんその住宅に愛着を感じてというのは逆に難しい話であると思うんですけども、そうでなければ、ある程度そういった家賃の考えというのいろいろ考えていってほしいなと思えます。

もう一つ、そういった従来の方々とか、あと低所得とか、そういうふうなことを考えると、年配の方というのもあると思えます。

今回、新所の土地ですけども、場所的には確かに学校も近いし、駅もそれなりに近いし、商業施設も近いしということであるんですけども、南側が国道に面しておいて、北側が市道に面しているような、そんな場所かなと思うんです。そのデータだけちょっと見せてもらったんですけども、実際その住宅の敷地自体は北側の市道に面する形になるのか、南側の国道に面する形になるのか、どちらが進入道になるんでしょうか。その点をまず聞かせていただきたいと思えます。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

現在の計画されている建物につきましては、北側の市道から出入りをするという計画でございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

わかりました。北側と。

南側の国道に出たほうが便利じゃないのかという話もあるんでしょうけれども、先ほどの話じゃないですけど、やはり高齢の方もいらっしゃるかもしれない、車を使われるかもしれないという場合、やはり国道にいきなり出るというのがちょっと怖いなという部分もあったんで、こういう話を聞かせていただいたのもあるんですけども、もう一つ、北側の市道、確かに関支所に行くとしたらやはりそっちからだろうし、学校に行くとしたらそっちからだろうということで、北側の市道自体が結構狭いというか、決して広くないような道がずうっと、さらに北にある県道までつながっているわけなんですけれども、私らもたまに通るんですけど、車も通れないことないし、すれ違いもできないことはないんですけども、それなりに注意しながら通る道でもあるんですけども、市営住宅条例には建設の場合、周辺環境に配慮も必要やということで、事業者さんとしてもセットバックとかも含めまして、その辺の周辺の道路に関しては配慮されることにはなると思うんですけども、かなりその部分が広がるんで、多分隣接する道路環境というのは非常によくなると思うんですけども、ただ事業者さんとしてはそこまでしか多分できないはずなので、そうすると県道に接続するまでの、決して広くないと言いましたけれども、その部分というのはやはり市の責任において、多少でも交通量がふえるとなると、そういった要望が出てくるのかなと思うんですね。拡幅と言わないまでも、今ちょっと側溝にふたもしてない状態なので側溝にふたをしてくれとか、そういった話が地元から出てきたりした場合、そういったことに対して市の責任においてある程度対処されるのかどうか、その点をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

先ほど議員おっしゃられましたように、今回の借り上げ型市営住宅の開発につきましては1,000平米を超える開発に当たらないということで、接道する道路全体までを整備ということはなかなか指導できないという状況でございます。開発の前面につきましては、セットバックをさせていただいておりますので、議員おっしゃられたように広くはなってくると思います。

それから、県道につながるまでの部分ですけども、側溝のふたかけ等要望がございますが、出された時点で、それについては、市でできる分については考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

わかりました。

私も最近は余り通ってないんですけど、以前は犬の散歩とかでもよく通った道ではあるんで、その辺がやはり今は道もちょっと狭いしというような雰囲気であるのが、多少改善されていくのかなという部分で、結構期待されている方もいらっしゃるのかなとは思って、その辺はやはり地元の要望とかをきちっと反映していただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

11番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

次に、15番 前田 稔議員。

○15番（前田 稔君登壇）

おはようございます。

通告に従い質疑をさせていただきます。

昨日も議案質疑はありましたので、ほとんどかぶっているんですけども、改めてきょうまたちよっと違った角度から質疑をさせていただきたいというふうに思います。

まず、議案第67号平成28年度亀山市一般会計歳入歳出決算についての質疑をさせていただきます。

まず、この決算の内容について説明をいただきたいとします。

○議長（中村嘉孝君）

15番 前田 稔議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、平成28年度決算における市税収入は103億3,453万8,769円で、前年度の106億3,398万7,026円から約2.8%、2億9,944万8,257円の減収となったところでございます。

各税目ごとで申し上げますと、特に大きく前年度より減少したのが法人市民税でございます、対前年度比較約2億6,000万円減の6億6,000万円となったところでございます。

もう一点は、固定資産の償却資産でございますけれども、前年度対比約5,600万減の24億5,899万1,088円となったところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今、市税についてだけ答弁がありましたけれども、市税は法人市民税の減と、それから固定資産税の償却の部分が前年に対して大きく減をしたということです。

それでは、交付税についてはいかがですか。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

地方交付税についてどうかという話でございますけれども、地方交付税については、地方自治体団体間の財源の不均衡を調整し、全ての自治体が一定の水準を維持し得るよう財源を保障する

見地から一定の基準に基づき国から交付されており、普通交付税と特別交付税に区別をされております。

昨28年度につきましては、本市の合併算定がえにおける基準財政需要額は約100億260万円、基準財政収入額は86億7,243万2,000円となりますが、合併算定がえの段階的な縮減の2年目でありますので、基準財政需要額から1億659万6,000円を控除し、さらに調整額として814万1,000円を控除した額12億1,543万1,000円が交付されたところでございます。これは普通交付税でございます。

特別交付税につきましては、普通交付税で措置されない個別・緊急の財政需要に対する財源不足額を見合う額として算定され、交付されるものでございまして、平成28年度におきましては3億9,750万4,000円が交付され、27年度決算と比較しますと、普通交付税は3,286万円の減、特別交付税は4,504万8,000円の減となり、地方交付税全体では7,790万8,000円の減となったところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

交付税についても、国のほうでは各自治体が結構積み増しをしておるんじゃないかということで、今後交付税を減らしていく傾向にあるというふうに聞いておりますけれども、その辺、当局はどのように感じておるのか。そういう通知があったかどうか、ちょっと確認したいんですけど。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず地方交付税については、今議論されておるのが基金の積み増しが地方では随分行われておると。その中で交付税に対してどうなんだという議論はされておりまして、まだそれに対する通知は来ておりません。地方交付税で今議論されて実施をされておるのが、トップランナー方式というようなやり方が交付税の中で取り入れられています。

一つ言えば、市税収入なんかの徴収率がある一定のレベルまで達しておるというふうな基準を定めて、それ以下であってもそれしか見てもらえないような、要するにトップランナーの上位の努力しておるところの数字で計算をされるというようなやり方が、昨今導入をされてきておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今後も交付税も厳しくなってくるということは認識されているということで、今後の財政状況も今以上に厳しくなってくるだろうというふうに思います。

もう一つ、義務的経費についてお聞きしたいんですけども、人口減少時代になってきていますし、少子・高齢化、それから社会保障の部分が非常に扶助費なんかふえてくるわけですよね。人件費は当市では5倍になっておりますけれども、公債費なんかについては、借金はかなり毎年減らしてきているということで、これはいいことだと思うんですけども、今回、義務的経費に

ついて行革の中でどういう取り組みをされておるのか。どれぐらいの削減効果が28年度出たのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員おっしゃられるように、義務的経費は歳出のうち人件費、扶助費、公債費を示しまして、極めて硬直性が高い経費でございます。議員おっしゃるように扶助費は年々ふえておりまして、人件費はここ最近横ばいで何とか抑えてきたと。公債費の償還額も少し抑えてきておる。この第2次行財政改革大綱の前期実施計画の中では、人件費の総額を少し削減していくというような取り組みをやっているところでございます。あとは、行革の中では、そのことを目標数値を掲げて現在取り組んでおるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

もう一つ、28年度で行革によって削減できたもの、金額がわからなければ、その項目だけでもいいですけども、トータル的にどれぐらい削減できたのか、額がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず28年度では手数料・使用料の見直しをやりまして、そのほかにも普通財産の売却にも取り組んで、これで1,000万円ほどだったというふうに思いますけれども、そういう取り組みもさせていただきました。

先ほど言うた人件費の削減の中で時間外の削減というのは、時間については時間外の削減時間というような取り組みを行って、4万6,000時間のところを4万4,000時間というクリアをさせていただいたところですけども、単価等が上がってきたり、最低賃金が上がってきていますので、物件費の中の臨時職員さんの人件費というのは少し、ここずうっと上がってきてまして、そんな中で年間一千数百万ほどの取り組みを行ってきておるところでございます。細かくは、後でまたご報告させていただきます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは、決算に対する評価、いろんな数値がありますね。例えば経常収支比率、それから公債費負担比率、実質収支比率、この項目について、前年度よりも悪化しておるものを上げさせていただきます。

この要因についてお聞きしたいんですけども、まず経常収支比率について89.1という数字、かなり前年度よりも大幅に上がっておるんですけども、この要因についてまずお聞きします。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

経常収支比率ですけれども、28年度決算においては、一般財源、市税が約3億円、地方消費税交付金が約1億円、普通交付税が約8,000万円などの減収により約8億9,000万円の減となったこと。また、経常的経費の補助費と維持補修費、物件費などが前年度比で約5億円減となったことが要因となり、昨年度の86.9%から2.2ポイント後退した89.1%となったところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

経常収支比率については、行革大綱の中では85を超えないというのが示されておるわけで、それよりもオーバーしているということで、人件費や扶助費、公債費のような毎年経常的に収支される経費に充当される一般財源の額が普通交付税を中心とする毎年度収入される一般財源、それで指標が低ければ財政の弾力性が高く、高ければ財政は硬直化しているということです。だから、昨年よりもかなり財政が硬直化しているというふうに思うんですね。その中で、また公債費負担比率についても、15%を超えるとレッドラインですけれども、それに極めて近い状況になってきていますね。これの要因についてお聞きします。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

公債費比率の上昇の要因でございますが、公債費は前年度と比較して約3,900万円ほど減少しましたが、特定財源である減債基金繰り入れを除く計算式の分母となる公債費に充当した一般財源が約1,100万円増加したこと、この分母が増加したことで率が0.7ポイント後退したと。公債費の額そのものは減少させたけれども、率としては悪化をしたということでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは、もう一つ、実質収支比率についてなんですけれども、これは一般的には3から5というのが標準なんですけれども、前年度はその範囲に入っていたあれなんですけれども、今回2.6と、3を切っているんですね。このことについての要因、それからどのように評価されているのか。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

28年度決算では、議員おっしゃるように実質収支比率は2.6%となったことから、この2.6%になったことは、29年度の補正財源とか29年度の運営に影響してくるんだろうというふうに思っています。

もう少し言いますと、2.6%になったというのは、実質収支が3億3,000万という額に減っ

てきた。これが昨年よりも随分減りましたので、3億3,000万ということは、財政調整基金に1億7,000万積んで、29年度の補正財源としてのお金が1億6,000万になる。当初予算で1億見えていますので、実質的な補正財源は29年度は6,000万しかないということになりますので、29年度の運営に影響を及ぼすということでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

言ってみれば、歳入と歳出でうまく使ったと言えれば使っているんですね。この数値が少ないほど、歳入と歳出で小さくなれば、市民からの税金をちゃんと予算をつけたものをうまく使いこなしたと言えれば使いこなしただけけれども、29年度、今年度ですね、翌年度に対する不用額が少ないからいろんな財政的な部分で運用が難しいですよという答えだったと思うんですけども、そういうことでよろしいですね。

今回、こういう形の中でいくと、やっぱり今の亀山市の財政というのが硬直化しているというふうに思うんですけども、財務部長としてはどのような見解を持っていますか。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

済みません。先ほど私公債費比率のところ分子と分母を逆に間違えたみたいでしたので、それを訂正させていただきます。

行財政改革の実績でございますけれども、28年度は、まず歳入の確保の中では、収納率の向上で3,150万円の収入増、先ほど私が申しました手数料の見直しで約500万円の増収、普通財産の売却で約1,100万円、全体で5,800万の増収となりました。経費の削減では、補助金の見直しで約500万円の減、公共施設の統廃合、し尿処理場の一元化で約1,700万円の経費の減、事務改善運動で430万円の経費の削減、全体で、歳出で約3,500万円の経費の削減に取り組むことができた。

もう一点、評価をどうしておるんだということでございますけれども、きのう私申し上げましたけれども、実質収支比率等で見ますと昨年度は2.6という数字になったと。それについてはうまくいったのかわかりませんが、亀山市の中では補正財源がというような話もさせていただきましたけれども、少し数年で見ていく必要があるんだろうというふうに思っています。単年度だけで財政を見るのは危険もあるし、きのうも言いましたけど、大型事業がその年度だけ少し多くなる時もございますので、そこら辺のバランスを見がてら財政運営をしていく必要があるんだろうと。それと、いろんな数値ですね。公債費比率とか実質収支比率とか、いろんな数値を見がてら運営をしていくことがとても大事なんだろうというふうに思っていますので、1年で見るというのはなかなか、1年で見ることも大事ですけども、少し数年を見た上での財政運営が必要なんだろうというふうに考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

この単年度でも硬直化しているというふうに私は思うんですけども、財務部長としてはそれは認めてないということですか。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

28年度決算だけを見ると、歳入が見込みより少なかったということを考えますと、財政の硬直化は、経常収支比率等も悪化をしていますので、前年度よりは硬直をしてきておるといふような理解をしているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

ちょっと企画総務部長に聞きますけど、成果報告書には硬直化してきているというふうに書いてあるんですね。企画総務部長としてはどのようなふうにご考えておられるのか。

○議長（中村嘉孝君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

確かに主要施策の成果報告書の中では、平成28年度の決算において、単年度で見ると、経常収支比率の悪化等がございまして、財政の硬直化が進んでおるといふような表現をさせていただいたところでございます。

ただ、財務部長が申し上げましたのは、28年度単年度だけで見るとはなくて、ある程度中期財政見通しも立てておりますもので、中・長期的な見通しの中で判断をしていくことが肝要であろうと、そのように認識をしておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

私は、来年度も不用額というか、財源を残せなかった部分ではかなり硬直化していくんじゃないかなと、私はこれは続いていくというふうに思っています。これについてはまた一般質問等で議論をしていきたいというふうに思います。

それではもう一つ、主要施策の成果についてということで、以前はこのランクがA・B・C・Dまでであったと思うんですけども、今Cまで来たんですけども、Dというのはなくなったのか、あるんだけどもそういうランクはつかなかったのか、それだけ確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

現在、主要施策と事務事業評価におきまして、AからDまでの4段階の評価というふうにごさせていただきました。昨日、宮崎議員にもお答えしたように、A判定は順調に進んでいる、B判定はまずまず順調に進んでいる、C判定は余り進んでいない、D判定は進んでいないという、この4段階で評価をしておるところでございます。

前田議員からは、施策評価につきましては確かに今までCが最低ということで、Cランクが施策評価の中では最低でございましたが、事務事業評価におきましてはやはり事業が全く進まなかった、そういう事例もございますもので、過去にD判定を行ったということもございますが、今年度におきましてはそれぞれC判定が最低ということになっております。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

時間がなくなってきましたので、次、議案第71号平成28年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてお聞きをしたいと思います。

まず当年度純利益1億1,300万4,356円になったことについて、説明をいただきたいと思っています。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎上下水道局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

当年度純利益の内訳につきましては、給水収益などの営業収益から原水及び上水費や減価償却費などの営業費用を差し引いた営業利益1,122万5,517円、長期前受金戻入などの営業外収益から支払利息などの営業外費用を差し引いた営業外利益1億181万5,067円、特別利益1,000円、特別損失3万7,228円を合わせた純利益が1億1,300万4,356円となったものであり、当年度純利益の大部分は営業外収益によるものであります。

営業外収益の長期前受金戻入1億5,062万9,702円につきましては、過去の補助金や工事負担金などの減価償却をしていくもので、資金収入ではなく、会計上収益として処理したものであります。長期前受金戻入を計上することにより黒字になったものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

これだけ見ておると相当な黒字になって利益が出ているというふうに思うんですけども、キャッシュフローについては4,000万ぐらいの赤になっておるんですね。期末残高が8億1,562万8,076円ですか、こういう数字なんですけれども、きのうも出ていましたように水道の値上げもあるということなんですけども、キャッシュについて、実質今こんなにはないと思うんですね。まだ未払いの部分だとか、そんなのもあると思うんですけども、その未払いがどれぐらいあるのか。また、今の期末残高というのは実質どれぐらいなのか。それから、このキャッシュがあと何年ぐらいもつのか、わかれば教えていただきたい。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

資金残高8億1,562万8,076円の中には、貸借対照表に記載しております流動負債として、年度内に発生した工事等で3月31日までに未払いである未払い金1億5,957万9,888円、賞与引当金744万6,220円、それと下水道使用料などの上水道事業費用ではない預かり金、

その他流動負債になりますけれども、4,066万6,065円がございます。また、流動資産として、年度内使用の水道料金及び工事負担金などの未収金1億4,635万9,785円、前年度決算未収金1億4,454万2,256円が含まれております。これらの流動負債及び流動資産を差し引きいたしますと、実質の資金期末残高は約2億600万円減の6億975万3,432円となります。

それと、資金についてのいつなくなるかというご質問でございますけれども、水道料金を見直す中でキャッシュフローの予測を行ったものでございまして、近年の人口減少や生活様式の変化、また節水機器の普及により水需要が減少する傾向が見られることによる料金収入の減少、それと市内の水量・水圧不足の地区の解消、それから老朽化が進んでいる配水管や施設の耐震化を含めた更新整備が必要なことなどから予想しますと、現状のままでは平成33年度末にはマイナスになる見込みでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

実質は、期末残高6億ちょっとだということです。平成33年にはこのキャッシュも底をつくというような答弁でした。確かに老朽化している水道のものがたくさんあって、今後大きな投資が必要だろうということはわかります。

ただ、亀山市の人口はそれほど減ってないというか、北東部の地域とか関の駅のほうなんかでも新しく宅地ができて、着工数もふえておると思うんですけども、その辺が水道の売り上げにはつながってきてないのかどうか、ちょっと確認をしたいと思うんですけど。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

給水戸数につきましては、平成28年度、前年度と比べますと232戸の増加、それから給水人口につきましては54人の減、それから有収水量につきましては7万5,726立米の減となっております。使用料につきましては、先ほどご答弁申し上げましたけれども、近年の人口減少や生活様式の変化、また節水機器の普及により減少していくものと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

戸数では232ふえているのに、人口は50人しか減ってないんですけども、これでふえていくと思うんですけど、ふえないというのはちょっとあれなんですけど、現実はどうなんですかね。人口が減るということで、やっぱり料金は下がっていくということで、戸数はふえても減るということなんですかね。ちょっとそこ、納得がいかないんですけども。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

先ほど28年度における前年度対比を答弁させていただきましたけれども、27年度決算での前年度対比でいきますと、27年度におきましても、前年度と比べると戸数については49戸と、少

しですけれどもふえております。ただ、給水人口につきましては216人の減ということになっておりまして、確かに戸数はふえておるといふ状況でございますけれども、給水人口については減っているというような状況はうかがえます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

病院事業会計について、これだけまた一般質問でさせていただきますけれども、時間がないので終わらせていただきます。

○議長（中村嘉孝君）

15番 前田 稔議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時57分 休憩）

（午前11時07分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 鈴木達夫議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

鈴木達夫です。

議案質疑、議案第63号亀山市営住宅条例の一部改正についてをやります。

この議案については、きのうときょう4人の方が質疑をされ、おおむね質疑が尽くされた感がございますが、自分なりに2つの視点から質疑をさせていただきます。

1つ目の視点、結論から申し上げますが、亀山市住生活基本計画に基づきまして、生活困窮者に対して住宅の手当て、いわゆる市営住宅に関しては民間事業者に建設をいただいて、公営住宅として供給していく手法。この手法が果たして正しいのか、その裏づけが財政面、あるいは市民ニーズからしてしっかり担保できているのか、そんな意味です。ひょっとしたら市が直接整備は考えられないのかと、そういう視点から質疑をさせていただきます。

提案された条例については、関町の新所に新たに5戸、ファミリー向け3戸、単身が2つですか、これ提案されました。国の改正、認知症の方への対応、それから高額所得者への明け渡し、それもありますけれども、とりあえず新所における5戸がいいのか悪いのかということを議会に委ねていますが、民間活用の手法が果たして正しいのかという確信を持ってない限り、この議案に対して安易には賛否ができないという思いから質疑をします。その意味で一般質問にならないように質疑をしますが、議長の計らいをお願いします。

では、1番目の事業実績ということで確認をしたいと思います。

現在、45戸がこの手法によって借り上げを行っていますが、この45戸分の入りと出ですね。収入と支出について、市はどのぐらい一般会計からこの事業に拠出しているか、その辺を答弁お願いします。

○議長（中村嘉孝君）

9番 鈴木達夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

まず45戸分の入りと出でございますが、28年度の収入でございます家賃収入につきましては、約592万円でございます。それから、国からの補助金の公的賃貸住宅家賃対策調整補助金というのがございまして、それが約655万円でございます。合計で、収入につきましては1,247万円となります。ただ、一方で借り上げ家賃ということで、事業者への住宅借り上げ料が約2,300万円でございますので、差し引き1,057万円が市の負担ということでございます。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

45戸で事業者に約2,300万円をお支払いしているということでございますが、仮に、これ今45戸なんですけれども、70戸全てできた場合、これ比例的に概算をしたんですけれども、年に事業者に対して1,600万以上払わなければいけないと思うんです。当然これ単身用のもありますし、これからはファミリー用の需要が多いということをお案すれば、もうちょっとふえていくと思いますよ。70戸で1,600万、これ1,800万ぐらいになるかもしれませんけれども、それで、市がよく言う30年間ということになりますと、事業者に対して4億9,000万から5億5,000万ぐらい払っていかないかんということなんです。

市が直接建てた場合は、2分の1の補助金が出るんですね。公営住宅法第4条の中に、国・県は地方公共団体に対し、供給に対して財政上援助しなければならないということで、2分の1。もちろん建築基準法以上に品質を問われて、かなりのグレードの高いものを建てなければいけない、制約は受けるということなんですけれども、そうしますと2分の1、それからこれずうっと計算していきますと、家賃であっても30年間だったら2億、3億入ってくるわけです。その意味で、仮に10億円要しても5億円で建てることができ、しかも家賃が二、三億入ると。そんな中であっても、やっぱり民間住宅の活用という方法が市営住宅のどういう算出基準で、これは民間活用がいいんだという結論になったのか、根拠を教えてくださいたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

この計画が立てられました当時、国からの交付金等を活用した部分で、1戸当たり月額、借り上げの場合ですと市の負担が2万5,000円になると、年間。それで70戸分でいきますと、年間2,100万円の負担が毎年市にかかってくるという中で計算をしたところ、先ほど申し上げましたように70戸の住宅を建てるに当たりましては、議員おっしゃられたように十数億の予算がかかってまいりますので、その分との差し引きで、約30年間で逆転してくるかな、同額になってくるかなというような試算が当時されてございます。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

当時そういう試算をしたと言うんですけども、これ社会的経費というか、マクロな考え方で見ますと、業者が建てる場合は、業者は土地を購入します、そして大がかりな造成工事もある、そして水道等のインフラも整備しなければいけない。しかし、市の場合は、市の保有の土地で、大がかりな造成も要らないし、インフラも場所によりけりなんですけれども、さほど要らない。そんな中で、当然この条例もこの手法でやるということなんですけれども、本当に根拠があるのか疑問でしょうがないんですけど、その辺もう一度答弁願います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

当時、先ほど申しあげました試算に基づいて計算をさせていただいた結果、約30年で同額、あるいはそれ以降になれば逆転というような状況になるということで試算がされてございます。そういった意味で、長く使うという部分でいきますと、当然市で建てた住宅につきましても毎年修繕費、あるいは10年ないしは20年で一定規模の、いわゆる大規模修繕も必要になってくるということで、先ほど申しあげました約30年ぐらいでそれが起きてくるのかなというような算定がされたようでございます。

その後、50年、60年でまた建てかえということも考えなければならないというふうに考えますと、必ずしも市が単独で建設して行くことがよしということも言えないのではないかとというのが当時の判断だったというふうに考えてございます。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

公、市であれ民間であれ、大きな修理とか管理なんていうのは同じようにかかるように私は思うんですけどね。実は担当職員からこの算出根拠を私も見させていただいた。悪いけど、数字は民間に、民間にと言わせるための数字合わせですよ。とても客観性がないと思う。だから、いま一度ここで数字のよしあしを言う場ではないから機会を設けて、しっかりと算出、いわゆる比較を出してもらいたい。必ずや、完全に民間のほうがいいという数字には全くなりません。むしろ市が直営で建てたほうがかなり有利な部分があるという私の個人的な見解を申し述べます。

別の視点、市民ニーズから質問をします。

公営住宅法の目的。この法律は、国及び地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃借することにより国民生活の安定を図ると。それから、地方自治体の義務。地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するために必要があると認めるときは公営住宅を供給しなければならない。必要があるときは供給しなければならないんですよ。いいですか。

それで、以前もこんなデータを出したんですけども、24年12月、今、亀山市の所得段階データを調べますと、所得、いわゆる控除を引いた額なんですけれども、100万円以下の方が平成18年から23年までに715人ふえました。24年から28年までも618人ふえています。それから、ご存じのように生活保護の受給者も今では今年度のデータで178名ですね。この数字は、微増というよりも、むしろ増加という表現が正しいと思うんです。それから、国民健康保険の

加入者の半分以上は、53%なんですけど、100万円以下の所得なんです。それから、母子家庭もふえて、そんな意味から、この法律に書いてあります「地方公共団体は、常にその地域内の住宅事情に留意し」という言葉がありますけれども、どういう留意をしているのか、答弁願います。

○議長（中村嘉孝君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

公営住宅につきましては、住生活基本計画に基づきまして、亀山市の場合は年間20戸の新たな供給が必要であろうということで、10年間で200戸を供給していくということで進めてまいりました。現時点で、確かに全体で年間20戸のうち7戸が不足するというので、民間の借り上げ型ということで整備を進めてきたわけですが、まだ目標の70戸に達していないという部分では、若干不足している部分があるのかなということは考えておりますけれども、そういった実態も含めながら、目標の数に足るようなところを進めていきたいと思っております。

ただ、入居募集等を見ますと、若干応募数が募集数よりも超えているところが、昨日の答弁でもさせていただきましたけれども、そういった部分では実態として少し不足しているところはあるかなというふうに考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

きのうの答弁もそうだったんですけど、今の答弁もそうなんですけれども、あたかも民間借り上げの70の目標に対し、今45だと。来年は18戸くらい手当てできるから、あたかも来年18プラスになれば一応目標達成になると。亀山市の市営住宅の環境はそれで整ったんだみたいな答弁をされていますけど、実は老朽化して、今、伊藤議員からもありましたけど、用途を廃止しているのが146戸あるんですね。用途を廃止している分もあわせて、民間の借り入れの手法をもってやるつもりなんですよ。質問は、実際にあと目標70に対して、今回のあれで50ですから、あと20建てればいいのか。本当にあと何戸、いわゆる用途廃止をする住宅も含めて何戸欲しいのかということと、これも同じように民間借り上げの手法をとるのか、質問したいと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

今申し上げます70戸というのは、平成21年から平成30年までの10年間の期間であります住生活基本計画に基づく目標供給数ということで、現在進めさせていただいております。その数がまだ足りてない部分で、先ほど議員おっしゃられたように、あと残り20戸という部分をことしと来年で何とか目標達成に向けて進めていきたいというふうには考えているところでございますが、この先ずうっとどうしていくのかという部分につきましては、この住生活基本計画自体が来年度までということで、来年度、これから先の部分について見直しを進めてまいる考えでございます。

そういった中で、市が建てかえ等を含めて新たに建設したものを扱うのか、あるいは借り上げ住宅をどれだけさらに追加するのかといったことも含めて、そういったところは次年度行います見直しの中で考えてまいりたいというふうに考えております。現時点で具体的に新たな建てかえをする、

あるいは借り上げをするという今後の追加の部分についてはまだ計画的には白紙でございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

実際あと何戸欲しいんだという答弁もなかったもので、また整理して答弁していただきたいと思えます。

それから、法律に書いてある、いわゆる地域の住宅事情に留意して対応する体制じゃないんです。何の手だてもなくて、あくまでも不動産業者、業界の動向に留意せざるを得ないのが現実だと思うんです。

それでは、市民ニーズの観点からもう一つ。

実はこの前の亀山市住生活基本計画の中のアンケートの中で、将来の市営住宅の姿について伺いますというコーナーがありました。1位は、高齢者向け、若者・ファミリー向け、単身向けなど、いろいろなタイプの住宅があり、さまざまな人が交流できる市営住宅、これが38%。2番目が、高齢者が安心して住み続けられる市営住宅、これ20%です。それから3番目に、若者・ファミリーが安心して暮らせる。

もう一つの設問ですけど、今後の市営住宅のあり方について伺います。これ1位は断トツだったんですけど、生活困窮者のみでなく、利用条件を緩和して中・高所得者層も住めるような新たな賃金体系があってもいい、これが1番。で、市が政策判断をしました民間活力を利用して建設した公営住宅に生活困窮者の方に住んでもらい、家賃補助などで対応するのが、これ12%しかないんですね。これに沿って今回の議案も出てきたんですけどね、同じようにつくる。

それで、このアンケートでかなりの支持を得ている市営住宅のあり方というのは、あくまでも市が直接建てることを前提としたものが非常に評価が高い、支持を受けている。これ以上やると一般質問になりますけれども、そういうことをぜひ今度の住生活基本計画更新の中では、いま一度この辺も、新しい形の市営住宅のあり方みたいなものもしっかり議論してもらいたい。

それでは、1番目は今言いました、収支から見て民間に任せていいのか、直接建てることも一つの案ではないかということをやりましたけれども、今度は借り手側の責任と言うと大げさですけど、責任、あるいは努力義務みたいなものが今の契約書、協定書の中にしっかり網羅されていますか、あるいは税の公平性とか公正性の面から、人口5万人都市に合った協定であり、市民の方々からも理解される協定になっていますかというようなことを質疑させていただきます。

ちょっと意地悪な質問をさせていただきます。

今度新所に5戸建てます。こういう方は入居できるか、応募できるか聞かせてください。高齢者2人で住んでいます。会社は退職しました。退職金も入りました。家は持ち家があったんですけども、子供夫婦にそれを財産移譲しまして、ぼちぼち年金生活をしていますよと。だから、所得はありませんよと。今回、新所でこういう市営住宅が出たから、小ぢんまり、コンパクトなところへ住みたいから応募したいと。この方は応募できるんですか。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

現在の入居基準が、いわゆる収入基準と、それから現に住宅に困窮しているかという部分が基準でございます。ですので、その基準に合致しているとすれば入居は可能というふうに考えてございます。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

公営住宅法23条の中に入所者の要件がありまして、入所者の心身の状況または世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合、この方は特に居住の安定を図る必要があるのか、その他の事情を勘案しているのか。今の方。どうですか。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

先ほど議員おっしゃられましたように、いろんな条件があると思います。財産はお子さんに渡されたということですが、当然そのお子様と同居することが可能だというふうなことであれば、現に住宅に困窮しているという条件には当てはまらなくなってくると思いますので、そういった場合にはそういった部分を当然判断してということなろうかと思っております。それぞれの家庭の状況の中で、それがかなわないような状況で現に住むところに困っているということに該当してくれば、入居も考えざるを得ないというふうに判断するものと考えてございます。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

入所希望者と市の関係は、今のところ1枚の応募用紙しかないと思う。つまり、その方がどういう財産をお持ちで、あるいはどういう家族構成でというものをチェックするような様式、面接までとは言わないまでも、そういうような同居できる可能性があるんだという場合はと言いましたけれども、それはどこでチェックするんですか。何かあるんですか。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

現時点で、確かに議員おっしゃられるように、それをチェックするようなチェックシートといったようなものは用意していないというふうには思っております。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

この条例が提案されてから、私は市内の民間借り上げの住宅を少し回らせていただきました。鹿島、川合、若山等々。全ての方がそうではありませんけれども、一部に網戸がどっと落ちていたり、缶ジュース、ビールが、あるいは駐輪場あたりもごみの山だったんですね。そういう方と約束事というのはどういう形で、契約書に書いてあるんですか、これ。あるいは巡回をしているんですか。

巡回をしているとしたら、その記録はございますか。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

先ほどのような部分ですけれども、これにつきましては、借り上げ住宅につきましては入居者との賃貸契約書の第10条の禁止行為の中で、共同住宅の秩序を乱し、居住者に迷惑をかけることを禁止してございます。そういった部分で、苦情等通報があった場合には直接指導を行ってございます。それから、特に見回りということではございませんが、月に2回の家賃徴収で現地に出向いておりますので、その際に一定の確認はしているところでございます。

ただ、チェックリスト、こちらにも記録等があるかと言われますと、特に通報等があった対応した部分については記録は全て残してございますけれども、通常の家賃徴収の際に見回った部分については、特に記録は残してないというふうに認識してございます。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

公営住宅法第15条の中に管理者の義務がございまして、しっかり管理しろと。そんな中で見回り、それから記録もないというのはしっかり管理してない。それから、集金とおっしゃいましたけど、基本的には賃貸契約書の第5条の2項の中で、金融機関に送金する。集金すらおかしいということです。これもまた整理していきましょう。

民間借り上げ型になりますと、市が管理しているのか、事業者が管理しているのか、非常に管理がファジー、曖昧になりがちだということも指摘したいと思います。

次に、別の視点なんです。新しくできる新所の市営住宅の自治会の組織、加入はどうなっているんでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

新所の住宅につきましては、入居5戸で新たな自治会を設置していただいて、その中でごみの集積場もつくりましますので、その管理もあわせてしていただく考えでございます。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

亀山市まちづくり基本条例ができて、地域まちづくり協議会の条例もでき、そしてさまざまな形で市と市民が協働しながら一定の枠の中で進めていこうという中で、ここも5戸の自治会をつくる。それから、今ある借り上げ型のほとんどが、いわゆる自治会というものをごみの集積場の管理にしか考えていない。いわゆる美化活動であったり、出会い仕事とか、あるいは防犯や防災に対して有効に機能しなければいけない自治会に対して、市はごみの管理だけすればそれでいいんだというような認識ですよ。契約書の中にこんな書き込みがあるなしにかかわらず、先ほどの、例えばお子さんはどうですかなど、いろいろなものの一つのチェックシートぐらいつくっていかないと。そ

れが例えば30万都市、50万都市、応募者が一度に500人、600人来るようなまちならあれなんですけれども、亀山市は5万人なんです。だから、亀山市なりの応募に関して真摯な、よりお互いに認め合うようなことをして、応募の方には対面をします。これは本当に大切なんです。亀山市は、自治体でできるんです。この辺は改善をするつもりはあるのかどうか。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

先ほどの自治会の関係でございますが、一応入居の際には、地域の一員として良識を持って暮らしていただきたいということが入居要領の中には記載してございます。ただ、契約書にそのことは記載してございませんが、入居時には自治会の取り組み等、地域の取り組みに参加していただくように促しているところでございます。

議員ご指摘のございましたように、やはり入居者の状態等をきちんと管理していく必要はあろうかというふうに考えてございますので、その点につきましては、今後改善方法を考えてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

いろいろ質問させていただきました。住生活基本計画、新たに書きかえの時期も迎えました。本当に生活困窮者対策が一つの基本目標のセパレートにならずに、やはり若者支援、定住促進、これ一般質問でもやりますけど、まち・ひと・しごとの中で定住なんかやっているんです。やはりそういうものがリンクされたような手法も計画の中では立てていただきたい。その意味で、市が直接市営住宅をつくる、これも私は有効な選択肢の一つであることを申し述べて質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

9番 鈴木達夫議員の質疑は終わりました。

以上で、日程第1に掲げた上程各案に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第63号から議案第78号までの16件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。なお、報告第5号から報告第13号までの9件については、関係法令の規定に基づく報告でありますので、ご了承願います。

付 託 議 案 一 覧 表

産業建設委員会

議案第63号 亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第75号 工事請負契約の締結について

議案第76号 市道路線の認定について

議案第78号 市道路線の認定について

予算決算委員会

議案第64号 平成29年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

議案第65号 平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第66号 平成29年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について

議案第67号 平成28年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第68号 平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第69号 平成28年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第70号 平成28年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第71号 平成28年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第72号 平成28年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第73号 平成28年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第74号 平成28年度亀山市病院事業会計決算の認定について

議案第77号 平成29年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（中村嘉孝君）

次に、日程第2、請願第2号から日程第5、請願第5号までの4件を一括議題とします。

請願第2号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書、請願第3号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書、請願第4号防災対策の充実を求める請願書、請願第5号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書の審査については、お手元に配付しております請願文書表のとおり、所管の教育民生委員会に付託します。

請願文書表

受 理 番 号	請 2
受 理 年 月 日	平成29年8月25日
件 名	義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市田村町75 亀山市PTA連合会 会長 若菜淳二 他2名
要 旨	義務教育費国庫負担制度が存続、充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。

紹介議員氏名	前田耕一、服部孝規、尾崎邦洋、今岡翔平、中崎孝彦
付託委員会	教育民生委員会

受理番号	請 3
受理年月日	平成29年8月25日
件名	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市田村町75 亀山市PTA連合会 会長 若菜淳二 他2名
要旨	子どもたちの「豊かな学び」の保障に向け、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	前田耕一、服部孝規、尾崎邦洋、今岡翔平、中崎孝彦
付託委員会	教育民生委員会

受理番号	請 4
受理年月日	平成29年8月25日
件名	防災対策の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市田村町75 亀山市PTA連合会 会長 若菜淳二 他2名
要旨	子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図るよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	前田耕一、服部孝規、尾崎邦洋、今岡翔平、中崎孝彦

付 託 委 員 会	教育民生委員会
-----------	---------

受 理 番 号	請 5
受 理 年 月 日	平成29年8月25日
件 名	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市田村町75 亀山市PTA連合会 会長 若菜淳二 他2名
要 旨	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹 介 議 員 氏 名	前田耕一、服部孝規、尾崎邦洋、今岡翔平、中崎孝彦
付 託 委 員 会	教育民生委員会

○議長（中村嘉孝君）

会議の途中ですが、予算決算委員会開催のため午後1時まで休憩します。

（午前11時40分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第6、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

1番 今岡翔平議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

勇政の今岡です。

では、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は2つテーマを大きく上げました。亀山駅周辺整備事業の市民説明会についてと、亀山市における催し、イベントの告知についてです。

実はこの2つの大きな項目は連動してしまっていて、まず大きな2つ目から聞いていきたいと思う

んですが、問題点としては、亀山駅周辺整備事業について市民説明会を2回、市役所で行われたものの2回を指しているんですが、この実施に当たって問題があったのかなかったのかについて、そういった課題意識があるんですが、その前に、そもそもこれは説明会という市が行う催しですので、まず亀山市における催しですとかイベントに関する告知について、前提を確認していきたいと思います。

大きな項目の1つ目なんですけれども、催しの告知の方法や範囲の基準についてということなんですが、亀山市で催しですとかイベントを行うときにどんな告知の方法があるんでしょうかということについてまずお伺いをいたします。

○議長（中村嘉孝君）

1番 今岡翔平議員の質問に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

亀山市で行います催しやイベントの周知方法でございますが、広報誌、ホームページ、フェイスブック、行政情報番組、メール配信などがございます。例えば短文で気軽に読め、コミュニケーションも可能なフェイスブックでありますとか、あるいは長文で多くの情報量を掲載できるホームページといった、それぞれの特性を生かした情報発信に現在努めているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

広報、行政情報番組、フェイスブック、ホームページ、メール配信など、さまざまな方法がありますということが確認できました。

それでは、まずここ最近で亀山市としてかなりイベント、催しに対する告知をやったと。私の所感ですと、市制10周年の記念式典なんかが大々的にそういったものがされていたんじゃないかなと思うんですが、亀山市として告知をしっかりとやったなというような催しについて、あと先ほど告知の方法を教えてくださいましたけれども、そういった方法をほぼ全てとったような状況だったのか、その2点についてお伺いいたします。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

これまで市としてしっかりと情報発信に取り組んできたイベントということでございますが、今、議員からご指摘のございました市制施行10周年記念に関するさまざまな記念事業については、まさにそれに該当するかと思います。

あと、そのほかにも亀山文化年の各種事業でありますとか、納涼大会や関宿街道まつりなどもこれに該当するものでございます。こういったイベントにつきましては、先ほど申し上げましたさまざまな周知方法を駆使して周知に努めたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

私が上げた市制10周年記念式典のほかに、納涼大会であるとか、街道まつりであるとか、比較的規模の大きい、人がたくさんやってくるようなイベント、催しというものの名前が上がっていたように思うんですが、それではこのイベントですとか催しの内容、あるいは規模によって、さっき上げてもらった告知の方法なんですけど、それについてここまではやるんだ、でもここまではやらないですとか、何か催しの内容や規模によって基準があったり、線が引かれている、内容や規模によってはそこまでやらなくていいんじゃないかというストップがかかるようなことというのはあるのか、それについてお伺いをいたします。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

イベント等の周知方法につきまして、例えばイベントの内容でありますとか規模によって制限がかかることはないのかというお尋ねでございますが、明確に手法や範囲について基準を定めているということではございません。イベントを担当する所属室が主体性を持って、その時期や使用する周知媒体、こういったものを検討しながら現在行っているというところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

つまりそれぞれイベントとか催しを所管する部署の判断、どんな内容や規模のものであっても、その部署部署が考えて、ベストを尽くすことについて規制はかからないというようなお答えだったと認識していますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

基本的には、議員おっしゃるように、所属室の判断のもとに対応しておるというところで、特に基準を設けているということではございません。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、少し細かい内容に入っていきたいと思うんですが、2つ目のかめやま・安心めーるというものなんですけれども、私もこれ登録してまして、例えば食中毒の注意報が発令されましたよとか、イベントがありますよというようなお知らせがちょくちょく届いたりするんですけれども、先ほど告知の方法として上げていただいたメール配信というものにこれが当たるんじゃないかなと思うんですが、このかめやま・安心めーるというのはどのくらいの人に届いているのか、またどんな種類のお知らせがふだん届くのかについて、まずお伺いをいたします。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、かめやま・安心めーるがどのくらいの人に届くのかということですが、かめや

ま・安心めーるの総登録者数は4,400人程度でございます。このうちイベント情報のみを登録している方につきましては3,400人程度ということでございます。

そもそも安心めーるにつきましては、子供の安心とか防犯情報、こういったものを保護者に与える、そういうきっかけでつくられてきたものでございますが、現在につきましては、安全・安心なまちづくりに向けて防災でありますとか防犯、災害、市のイベント開催、こういったカテゴリーの中でメール配信を行っているものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、このかめやま・安心めーるなんですけれども、告知の方法としてはどれぐらい有効であるとか、どんな層に訴えかけたいときに使うとか、そういった所感があれば伺いたいです。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

さまざまな要素がございますが、例えば災害なんかが起こった場合は、私どもが配信作業を行わなくても自動的に配信できるというメリットもございまして、そういう緊急情報のときには有効であろうというふうに思っております。

それと、議員ご指摘のイベントの情報なんかも、例えば今私申し上げた納涼大会でありますとか市民文化祭、消防フェスタ、こういった全市民を対象としたイベント案内なども効果があるものというふうに考えております。

あと、議員がおっしゃられた緊急性のある、例えば食中毒でありますとか、道路の通行どめという緊急性があるものに対しても有効であろうと、そのように考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

ぱっと思いついたときとか、お知らせをする必要があったときに情報を送ることができる、お知らせすることができるというのがメールのいいところなんではないかなと思うんですが、それでは先ほどの1つ目の質問とちょっと重複してくるかもしれないんですけれども、このかめやま・安心めーるは、例えばイベントの告知に関して何か規制がかかる種類のものはあるんでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

イベントの開催などのお知らせにつきましては、市民を対象としたイベントであれば配信作業を行っております。今お尋ねの規制については、例えば公序良俗に反する部分、こういったものについては当然発信を控えさせていただいておりますが、それ以外のものにつきましては、特に規制を設けているということはありません。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

公序良俗に反するもの以外は規制が特にないということなんですが、では私も受け取っているの
で、結構イベントの直前でお知らせが届いて、もう今週ですか、あさってですかというようなこと
もあるんですけども、今回そういうことではなくて、この安心めーるなんですけれども、それぞ
れの部署のほうからメールを送りたいというふうに言われて、多分人事情報室のほうで受けられ
ると思うんですが、送りたいという申請がされてから実際に送信されるまで、手続というのはかなり
複雑なものなんでしょうか。それとも大体言えば送れるよというようなものなんでしょうか、その
あたりいかがでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

イベント配信につきましては、基本的には担当部署がまず日時を指定して、この日のこの時間に
送ってくださいというふうな配信依頼を受けまして、それに伴って人事情報室のほうが予定どおり
配信を行っていくということでございます。

それと、その依頼を受けてから配信するまでの時間ということでございますが、担当部署から原
稿というものをいただくんですけれども、原稿をいただければすぐ配信できますもので、配信作業
につきまして特段に時間を要するということはございません。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、この項目最後の質問なんですが、亀山駅周辺整備事業の市民説明会は、かめやま・安
心めーるで市民にお知らせをするということは実際可能だったんでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

安心めーる自体は、何度も申し上げておりますように、担当部署の依頼により配信をするとい
うことでございます。しかしながら、安心めーるの登録者数全体で4,400人という程度で限定さ
れていることでもございまして、これまでから、例えば市が実施する市民説明会、このようなこと
については安心めーるを活用してきた実績は現在のところはございません。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

少し細かい内容の質問なんですが、この質問の意図は、かめやま・安心めーるを使って市民説明
会の告知をしてほしかったという話ではなく、もちろん使ってもらえればよかったなと思ったん
ですが、ではなくて、そもそも市民説明会自体が余り市民を呼ぶしつらえになってなかったと。市民
に対して周知というのがそもそも徹底されていなかったという疑問からこういった質問をつくら
せていただきました。だから、市民を何が何でも呼ぶんだという思いであれば、こういったものを使
うという考えにも至ったんじゃないかなということで聞かせていただきましたが、改めて本題のほ

うに入っていきたいと思います。

それでは、亀山駅周辺整備事業の市民説明会についてなんですが、今回の市民説明会というものは7月11日火曜日ですかね、あと8月12日土曜日に開催された市役所で行われたものについて限定をしたいと思います。

では、まず1つ目、参加人数と評価についてということなんですが、それぞれ参加人数というのはどのくらいだったんでしょうか。それから、その人数に対してどんな評価、つまり多かった、少なかった、そういった評価についてお伺いをいたします。

○議長（中村嘉孝君）

亀淵建設部参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

亀山駅周辺整備事業に関する市民説明会につきましては、第1回を平日の夜間でございます7月11日の19時から、2回目を土曜日の昼間でございます8月12日の1時半から実施いたしました。第1回目の説明会には約20名、第2回目には約40名の市民の方に参加していただきました。

これらの説明会につきましては、2日間で延べ60名の市民の方が参加していただいたことを考えますと、有意義な場であったと考えており、お伺いした意見を参考とし、事業を推進していきたいと考えております。

なお、説明会の参加人数につきましては、一概に評価することはなかなか難しいかなというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

参加した人数について一概に評価することは難しいということなんですが、私も参加をさせていただきまして、どちらの日程も現場に行っただけですけども、かなり用意していた椅子が余っていたように思っているんですが、これは想定していたよりも参加者が少なかったんじゃないかなというふうに見えたんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

7月11日の説明会及び8月12日の説明会ともに、座席につきましては100名を用意しておりました。やはり議員ご指摘のとおり、想定より多少少なかったなというふうには感じております。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

今答えていただいた想定より少なかったというのは、評価とは言わないんですかね。というのと、あと参加者の中に私たち議員ですとか、あるいは市役所関係の方ですね。議会事務局ですとか、ほかの部署からも参加していただいていたんですけども、あとは地権者に当たる方ですね。そういった方も参加されていたんですけども、その方たちが参加した中で参加人数となると大分そこより少なくなってくると思うんですが、そのあたり2点いかがでしょうか。想定より少なかったんじ

ゃないかというのは評価に当たらないのかということ、純粹に市民と呼べる人ばかりじゃなかったんじゃないかという2点ですね。

○議長（中村嘉孝君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

想定よりも少なかったのではないかとということでございますが、やはり座席数を100確保した中でそういう部分があったのではないかなという評価はございます。

しかしながら、参加人数につきましては、先ほど申し上げましたとおり、なかなか一概に評価するのは難しいのではないかなというふうに考えておまして、参加された方からもさまざまな角度からご意見をいただいております、有意義なものとなったというふうには考えております。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは2つ目の項目に移っていきたいと思うんですが、人数については一概に評価できないということなんで、先に進めます。

2つ目ですね。参加者をふやすために、まだまだ告知できる余地があったように思えるんですが、どう考えているかという項目を上げさせていただきました。先ほど私の問題意識も述べさせていただいたんですけれども、この市民説明会に当たって部署としてできることというのはまだまだあったんじゃないかなというふうな疑念があるんですけれども、まず7月11日と8月12日に向けてどのように告知というのが行われていたんでしょうか。もし7月11日と8月12日に向けて変わっていることなんかあれば、その辺がわかりやすくご説明いただくとありがたいです。

○議長（中村嘉孝君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

説明会の開催案内につきましては、広報「かめやま」及び市ホームページにおいて周知するとともに、2回目の説明会におきましては、市内各自治会への回覧文書の配付や各地区コミュニティセンターへの掲示を行い、周知の拡大を図ったところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

2回目のほうが参加人数は多かったんじゃないかなと。私がちらっと見た限りでは自治会関係の方々がいらっしゃるように見受けられたので、チラシを配られたというのは有効だったんじゃないかと思うんですが、先ほどの2つ目の大きな項目の中でお話しているかめやま・安心めーるであるとか、あるいは企画のほうで上げてもらったフェイスブックですとか、ほかにホームページだけでなく、ウェブというか、そういったメールですとか、ソーシャルネットワーキングサービスを使った告知というのは行う余地があったんじゃないかなと思うんですが、会場でも、なぜご自分のことも含めて年寄りばかり呼ぶんだと。もっと若い人の意見を聞かないと、こういう説明会の意味がないんだというように強く訴えられる方もいらっしゃったんですけれども、そういった若い方に

私が上げた媒体というのは有効なんじゃないかなと思っているんですけども、そのあたり、なぜ告知が行われなかったんでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

説明会では議員おっしゃられるようなご意見もありましたので、今後は若い20代、30代の方にも周知できるよう、いろいろなかめやま・安心めーるやフェイスブック等の媒体も活用を考えられますことから、これらの媒体も含めた情報提供の手法を今後は参考にしてまいりたいと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

何回も言うんですけど、安心めーるを使ってくれ、フェイスブックを使ってくれというのがメインの話題ではなくて、何が何でも説明会に人を呼ぶんだ、市民を集めるんだというような思いがあれば、告知に関してあらゆる手というのが思いつきそうなものだと思うんですけども、この説明会は、正直余りたくさんの方の市民の方に来てもらったら困るというような内容だったんでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

議員おっしゃられるようなことはございませんので、その辺については私どもの周知における方法につきまして、さまざまな媒体を活用した方法があると考えておりますので、今後は説明会等の開催に当たってはより多くの方がご参加できるように、日時の設定や周知に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

一生懸命考えた結果の告知の手段であるというふうにおっしゃられているという状況ですね。

では3つ目の項目に移っていきたいんですけども、市民への情報提供は、2回の説明会なんですけど、この説明会で十分にできたんでしょうか。現況報告にも幅広く情報を提供してきたというふうに書かれていましたので、幅広く情報が説明会で提供されたというふうに認識されていると思うんですけど、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

今回の説明会では市広報やホームページに加え、自治会への回覧文書の配付や各コミュニティセンターへの掲示を行ったところであり、説明会へ市内各所よりご参加いただいた状況を見ますと、一定の効果はあったものと考えております。

また、今後の説明会等の開催予定につきましては、市街地再開発事業の具体的な計画策定の進捗

状況を見ながら、市民への説明の機会の確保を図ってまいりたいと考えているとともに、日時は未設定でございますが、シンポジウム等の開催も行ってまいりたいと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

済みません、私の聞き方がちょっと悪かったです。市民への情報提供は十分にできたのかということなんですが、説明会の中で市民の方々が納得いただける、満足いただけるような情報というのは提供できましたかというような質問なんですが、告知について十分できたかではなくて、説明会の内容として十分なものは出しているのかどうかについてお伺いいたします。

○議長（中村嘉孝君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

今現在、私どもでご説明できるというか、お示しできる内容につきましては、説明会においてご説明させていただいたような内容でございます。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

今説明できる内容は全て説明したんだというようなご答弁をいただきました。

それでは、4つ目の項目に移っていきたいんですが、市長が出席をしなかった理由についてということなんですが、この市民説明会ですね。企画総務部長ですとか、教育委員会からお越しただいたんですけれども、市長は2回とも出席されることはなかったんですが、出席しなかった理由についてまずお伺いをいたします。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今岡議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、全員協議会の折にも申し上げたかわかりませんが、亀山駅周辺整備事業につきましては、本市の玄関口であります亀山駅周辺のにぎわいと都市機能を高めて、快適かつ魅力的な都市拠点の求心の向上を目指して、総合計画の戦略プロジェクトに位置づけて、その事業の推進を図ってまいっております。

このようなことから、亀山駅周辺の再生に対します私の考え方や、あるいは行政の取り組みの中身につきましても、いわゆる公の議会の場を初めさまざまな場面でお伝えをいたしてまいりました。今、ご質問いただいております今回の市民への情報提供としての説明会はもちろんであります、7月と9月の広報「かめやま」におきまして、政策特集として現在の状況や整備の方針等をお示しさせていただくとともに、あわせて行政情報番組においても情報提供を行ってまいったところがございます。

この説明会につきましては、当然市民への情報提供と意見をお伺いする場として大変必要なものと考えておりますことから、関係部署に対しまして積極的かつ丁寧にそのご意見を伺うよう、そし

て考え方をお伝えするよう指示をして行ったものでございます。

(発言する者あり)

○市長（櫻井義之君登壇）

今お答えをさせていただいておるところやないですか。

説明会への市長の出席につきましては、この説明会は市民に事業の内容やスケジュール、都市計画についての具体的に説明をする場として設定をいたしましたものでありますことから、関連する建設部及び教育委員会で対応させていただいたものでございます。

また、市長といたしましては、当日の説明会のさまざまな角度からのご意見を報告も受けておるところでございますし、それ以外にも、さまざまな機会を通じまして市民の皆さんの多様なお声に接する機会がございますので、当然これからも多様なお声に耳を傾けて英知を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、ちょっと質問の角度を変えまして、亀淵参事にお伺いしたいんですけども、説明会の場面でいろんな、はっきり言って厳しい意見もあったんですけども、部署レベルの説明で限界があったと、なかなか無理があった。これはある意味政治的な判断ですか、意見が必要だなというような場面というのはなかったんでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

あくまでも市民説明会につきましては事業の詳細な内容を説明しておる場でございまして、そのようなことはなかったというふうに思っております。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

説明会の場面でそういったものはなかったということなんですけれども、じゃあ5つ目に移っていきたいと思います。

これ多分、私が聞いている限り市長に直接聞きたかった質問なんじゃないかなと思うんですが、この事業が失敗したら誰が責任をとるのかという市民さんから、しかもこの質問をされた方はある説明会に2回とも出席をされて同じ質問をされているんですけども、この市民の質問に対して市長はどう答えられるんでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

答弁は簡潔にお願いいたします。

○市長（櫻井義之君登壇）

この4月以降の議会でいろいろ調査・審議いただきました特別委員会等々でも同様のご質問をいただいておりますが、いわゆるこの亀山駅周辺整備事業につきましては、先ほど申

上げました第2次亀山市総合計画の戦略プロジェクトに位置づけて、そのプロジェクトの推進の責任は、他の行政計画でも同様でございますが、当然市にあるものというふうに考えているところであります。

そのため、権利者の皆さんが進めていただく再開発組合の設立の支援を行いながら、組合設立後につきましても、組合員としては市として参加をし、そしてその責務を果たしてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

実は説明会の場面では、この質問に関しては事業を失敗しないように進めますという答えて、市に責任があるというようなことはお答えされていないんですけども、その説明会でお答えされている内容と、今、市長が答弁されている内容にずれがあるというふうに認識しているんですが、そのあたりはどう解釈すればいいのでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

委員会の過程で申し上げましたように、今のご質問については当然失敗しないように、市としては最大限の努力を重ねるということでもあります。したがって、先ほど申し上げましたのは、その過程において、駅前の再開発事業は市の進める総合計画における、いわゆる拠点力向上プロジェクトという戦略プロジェクトとして市が進めていく事業の中身の一つであります。したがって、それにつきましても設立に向けた支援を行ってまいりますし、その後につきましてもそれこそ失敗しないように、そういう中での参画をし、取り組んでいくということは、従来から申し上げておるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

今、市長が、市に責任がある、その前に失敗をしないように、もちろん最善を尽くすんだということは部長も市長もどちらも言われているんですけども、この市に責任があると言えるのが市長と部署の違いだと思うんですが、こういった市に責任があるということを市民の方も聞きたいと思うんで、やっぱり市長って出席していただいたほうがよろしかったんじゃないかなと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

全ての亀山市が行います事業、計画につきましては、当然当市として市の責任があると、そういう責務のもとに進めさせていただいております。当然この再開発事業を含む駅前の再生につきましては、私ども総合計画、これは議会の皆様もご賛同いただいて進めてまいります総合計画の具現化に向けて、当然これは市にその責務はあるわけでありまして、この議会を通じてそ

の考え方はお伝えをさせていただいておるところでございますけれども、当然失敗しないように、その環境を整えていくということは従来からも申し上げておるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、6つ目をちょっと飛ばして7つ目に行きたいと思うんですが、市民説明会の参加者から批判が相次いだということについて、私はこの項目で括弧をさせていただいたんですが、これはある新聞の記事の見出しが「批判が相次いだ」というふうに、8月12日の説明会のほうについて、そういったふうにかかれていたので括弧をつけて、表現を使わせていただいたことなんですけれども、この批判が相次いだことを市長はどのように、報告を受けていると思うんですが、どういうふうに市民説明会のことを受けとめられたんでしょうか。ちなみに、駅前の特別委員会の意見としては、もちろん全ての方じゃないんですけれども、市民説明会で出た意見というのは意見であって、そこまでその中で出た厳しい意見にとらわれる必要はないというような、ある意味はっきりした意見なんかもあったんですけれども、市長としてはこの批判が相次いだことについてどのように受けとめられているでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、いろいろ説明会の報告を後刻詳細に受けておるところであります。パブリシティに掲載をされたその記事はもちろんそういうニュアンスも承知をいたしておるところであります。当然厳しい意見、あるいは事業自体の明確にご理解いただいていない、そういう状況がある中で、そういうものに対してさまざまなお声をいただいたこと。さらには、じゃあ駅前の状況をそのまま手をつけずに置いておくのが果たしていかなのかというご意見とか、さまざまなご意見を頂戴しておることを承知いたしておるところであります。

しかし、多様な角度からのご意見を伺いつつ、事業をしっかりと前へ進めていくという基本姿勢で臨んでまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

もう少しはっきり聞いたほうがいいかもしれないですね。批判が相次いだということは、駅周辺整備事業に関して、参加した方にとってはかなり厳しいものに見えた。その事業を改めてそのまま進めていきますかと思うんですけれども、批判が相次いだということはさまざまな意見というよりは、市民にとってかなり厳しいものに映っているんじゃないかと思うんですけれども、改めてそのあたりいかがでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

5万市民のさまざまな、重層的なお立場やご意見や考え方というのは、極めて多様であろうと思

います。この駅前再生にかかわらず。そういう中で、さまざまなお声を頂戴して、最善の計画や事業として前へ進めていくということが行政の使命であろうというふうに思っておるところであります。

その説明会はもちろんであります、今の厳しいご指摘や多様なご意見、承知をいたしておるところであります、それ以外も含めて、例えば市長への手紙とか、さまざまな機会がございますけれども、逆に駅前再生に向けてご期待をされたり、あるいは図書館機能の移転について課題はありますけれども、非常に創造的なご提案をいただくようなお声にもたくさん接しております、その全体の中で駅前再生はしっかり前へ進めていく必要があろうと思いますので、当然多様なお声をお聞きしつつ、同時にこれは二元代表でございますので、議会でのご議論も重視をしながら、そしてこれを前へ進めて、今日までもそうでありましたが、ここにつきましてもそのように考えて臨んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、市長に対して最後の質問なんですが、まだこれから説明会はあるということなんですが、これからの説明会に市長は出席いただけるのでしょうか。それともそうとは限らないのでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今後の説明会が具体的に決まっております。しかしながら、駅前全体をどう考えていくのか、再生、あるいはこの事業自体をどう進めていくのか。多様な関連する取り組みにつきましても、いろんな機会をつくっていくということは、行政の、基本的にそのような思いを持たせていただいております。したがって、今おっしゃるのは今までのような説明会のことをおっしゃっておりますが、具体的にその説明会をいつどのように開催するかというのは現時点で決まっておりますが、今後の進め方につきましては、決定次第、さまざまな角度で検討させていただいて判断いたしたいと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

私は、皆さんこれからの説明会に参加される方は市長に出席してもらいたいと思っているんだと、個人的な意見を述べておきます。

では、最後、ちょっと飛ばした6つ目なんですけれども、市民の理解を得るために積極的な情報発信をしていくということも現況報告で触れられていたんですが、非常に多くの質問が出るのがリニア中央新幹線、市内停車駅誘致とのかかわりについてということなんですけれども、よくある質問として、私は都市計画審議会にもいるんですけれども、都市計画審議会でも、そもそも亀山駅の周辺を整備していくけれども、亀山ってリニアが来るよねと。でも、そのリニアが来るものについて、そのときどういったかかわりをするんだという質問が非常に多く来んです。

私たち議会ですとか、ちょっとリニアについて知っている人であれば、今の亀山駅のホームにリニアが並んで入ってくるということはなかなか難しい。正直そういうことはあり得ないんじゃないかということなんですけれども、一般の普通の市民さんって、多分そういうことも同じ電車同士なんで想定されると思うんですが、そのあたり、もちろんそのリニアの駅はJRが決めることでどこに来るかわからないというこれまでの答弁もあるんですけれども、どういったイメージになるんだということについてはきちんと説明をしたほうがいいんじゃないかなと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

リニアの市内停車駅の考え方につきましては、私も今岡議員がおっしゃられる全く同じ考え方でございます。JR東海が方針を示していないということで、当然想定での話にすぎませんが、今、議員おっしゃられたように、例えばリニアの1編成当たりというのは400メートルの長さがあると言われております。あと、リニアを浮上させるためのガイドウエーの設置、こういったものの構造とか施設、機能を考えますと、相当程度の用地が必要になってまいりますもので、在来線の駅との併用型というのは現時点で非常に難しいのではないかというふうに認識をしておりますし、先行して開業いたします東京一名古屋間の中間駅の例をとってみましても、在来駅とは別の場所になっているということも考え合わせますと、本市におきましてもあくまでも新駅が設置される可能性が非常に高いのではないかなと、そのように現在のところ認識をしております。

それと、あくまでもこれは市の認識ではございますが、議員がおっしゃられるように、そういったことを市民の方にお伝えをする。あくまでも想定段階でございますが、そういったイメージを持っておるということをお伝えするということについてはやぶさかではないと、そのように認識をしておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

恐らくリニアの駅についての質問で、亀山駅に来るんか、どこに来るんかという質問に関して、結構今までにない具体的な答弁をいただいたんじゃないかなと思うんですけれども、はっきり言って今までの駅周辺整備に関する市民説明会、意味がなかったとまでは言わないんですが、余り告知、市民の理解というのを進めるものではなかったというふうに考えています。それは、先ほどからずっと質問を通じて聞いているんですけれども、当局のほうにしっかりと説明をすとか、わかっただけ、理解をしてもらおうというような意識とか気持ちが足りないなというふうに思います。自然とそういう意識があると、市民の目線に合わせた説明会のしつらえですとか告知になっていくと思いますんで、私も市民説明会が開かれる限り必ず出席はしたいと思いますので、そういった点をご留意いただいて、今後の説明会に生かしていただければなと思います。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（中村嘉孝君）

1番 今岡翔平議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

(午後 1時48分 休憩)

(午後 1時58分 再開)

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 高島 真議員。

○3番（高島 真君登壇）

緑風会の高島でございます。一般質問をさせていただきます。

本日は、緊急時の情報伝達、それと道路行政について、乗り合いタクシー制度についての3点をお聞きいたします。

まず、緊急時の情報伝達についてです。

先般、北朝鮮からミサイルが飛んできたということで、ある一部ではJアラートというのが鳴りましたということでございます。亀山市では鳴っていないんですが、いろんな情報伝達の手法があると思います。飛んだ瞬間に、ヤフーから、NHKから、スマホにぼんぼん情報が流れてきてブーブー鳴っておった覚えがございます。そこについて、亀山市のJアラートについて、Jアラートというのは、そういうところだけかなあとかと思ったら、災害とか、そんなんにもいろんな面でも国からの情報伝達手段として備えつけられたものだよというのは聞いておりますが、一遍、Jアラートとは何ぞやということについてお伺いさせていただきます。

○議長（中村嘉孝君）

3番 高島 真議員の質問に対する答弁を求めます。

井分危機管理局长。

○危機管理局长（井分信次君登壇）

議員お尋ねのJアラート、正式名称は全国瞬時警報システムと申しまして、巨大地震などによる大規模な自然災害や、今回の北朝鮮からの弾道ミサイルの発射など、対処に時間的余裕のない緊急事態に関する情報を人工衛星を介して国から送信し、各種の情報伝達手段を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達し、迅速な避難行動や予防措置を促し、被害の軽減を図ることを目的として整備されたシステムでございます。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

瞬時に伝わるということで、それじゃあお聞きします。

Jアラートが国から入ってくれば、そのJアラートは自動的に、この亀山に限定して言えば、亀山地域で自然災害とかいろいろなことが起きることが想定されると、国から人工衛星を使ってくるということになればJアラートに入る。そうしたら、亀山市の危機管理局が操作しなくても、瞬時に僕らに入るというシステムなのでしょうか、お聞きします。

○議長（中村嘉孝君）

井分局長。

○危機管理局长（井分信次君登壇）

本市におけるJアラートの機能のシステムでございますけれども、平成23年2月にJアラートの受信機を亀山市役所2階の危機管理室に設置しており、弾道ミサイル情報や地震発生情報などを市民に対し、ケーブルテレビやエリアメール、これは緊急速報メールでございますけれども、議員がおっしゃいましたような瞬時に文字情報や音声によって配信をいたします。

なお、今回の場合、被害が想定されました北海道から長野県までの12道県が対象地域とされたために、対象区域外である私ども亀山市においては、情報伝達はございませんでした。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

それじゃあもう1点お伺いします。

そういう情報伝達システムがあつて、一番身近なところでは、僕の家では僕のスマートフォン、家族のスマートフォンが一番最初に情報伝達で入ってくるのかなあとと思います。

関地区において防災（行政）無線があると思うんですけども、それについては、それもリンクして関では鳴るということになっておるのでしょうか、お教えてください。

○議長（中村嘉孝君）

井分局長。

○危機管理局长（井分信次君登壇）

このJアラートに関します情報伝達におきまして、旧関町の同報無線の自動起動装置の件でございますけれども、このJアラートの受信機を亀山市役所2階の危機管理室に設置しており、自動起動装置による情報配信は、先ほど申し上げましたケーブルテレビとエリアメールのみでございます。旧の関町の同報無線による情報発信というのは、職員を介して同報無線制御卓を操作することにより行うこととしております。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

基本的に、先ほど職員を介してするという事は、入ってきて、夜中だったら夜中、まただんだんおくれていくわけで、事が済んでからということでは、まずそういうのはいけませんので、2点お聞きをしますね。

まず同報無線は何かがあれば、ぱっと使えるようにするという整備がされているのかということ。それと、Jアラートとリンクをさせていくということに今後なっていくのか、整備をしていくのかということをお伺いしてください。

○議長（中村嘉孝君）

井分局長。

○危機管理局长（井分信次君登壇）

1点目のご質問でございます。今後の整備のことでございますけれども、端的に、これ1点で整理をしようという考えはございません。将来的なことになるわけでございますけれども、リンクということを大きな命題として持っております。Jアラートの情報伝達のみならず、防災環境の充実

としての施策として、既にご案内させていただいております総合的な防災情報伝達システムの構築を亀山市第2次総合計画前期基本計画に掲げており、こちらに関しましては、国民保護に関する事務においても活用することとし、市民の安心・安全につながる情報の収集・整理・伝達方法について、ICTの活用による手法や本年度運用された三重県の防災プラットフォームというのがございますが、こういったものと連携を図り、多様な媒体を持って市民の皆様がみずからの情報収集も考え合わせる環境づくりも検討して事務を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

この緊急時の情報伝達についてということなんですけれども、これはもう大分前から言われておりました、私、総務委員会のときでしたかね。静岡県清水市のほうに視察に連れてってもらいまして、そのときに防災ラジオというのがあって、これいいよなって大分前に言うた覚えがございます、それから事あるたびにこういう伝達方法を考えていないのかというのを私申し上げてきたとは思いますが、ミサイルがどうのこうのじゃなくて、地震に対してでも地震はいつ来るかわからないということで、早いところ構築をやってもらいたいですけれども、今後の対策について、先ほど言われたと思うんですけれども、それ1つじゃないと言いつつ、関のほうにはそういう防災無線があって旧亀山市にはないということの一つとってもおかしいなあと私思っておるんですけれども、それに関して、全亀山市に防災ラジオを構築するとか、そういうのは考えておると思うんですけれども、大体いつごろに、もうずうっとするするばかりで、何をするんやろうと思うぐらい、するばかりになっておるんですけれども、第1次計画について考えるとはなっておるんですけれども、大体いつごろを目途にしてやっていこうかなあと考えておるのか、聞かせてください。

○議長（中村嘉孝君）

井分局長。

○危機管理局长（井分信次君登壇）

大体いつごろまでにこういった問題を整理するのかというご質問かと思っておりますけれども、今現在考えさせておりますのは、平成33年の第2次総合計画の前期基本計画が終わるまでに、その整理をつけたいというのが一つでございます。

ただ、現在の置かれております状況、過去にもご答弁させていただいておりますけれども、非常にその対応に関するメニューが多様でございます。よって、安価なものでいかに利用価値を高められるかというようなことを考え合わせつつ、今一つ一つ整理をさせていただいております。

そういった中で、国民保護の関係の今回の問題、また自然環境の緊急性の問題等々、我々が市民の皆様へ情報発信しなければならない問題というのは多様化しておると思っております。よって、これらの状況をよく判断できるようなシステムの構築を図るべく、今後も努めてまいりたいと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

33年までということをお聞かせ願いましたので、一応そういうことで、一応エリアメールとか、

ああいうのはたまにというか、あれなんですけれども、地震の予知とかミサイルのあれで、たまに訓練でも鳴らしてもらおうのも手かなあとと思います。

次、行きます。

ちょっと飛びますけれども、乗り合いタクシー制度についてお伺いさせていただきます。

質問として、この制度の導入に至った経緯について聞きます。

先月の21日の全員協議会において、突然、理事者側からの協議事項として乗り合いタクシー制度の説明があり、これも突然、来年の4月からこの制度の導入を図りたいとの話がありました。それに対して各議員からは、現在の高齢者・障がい者（児）タクシー料金助成事業の大部分が乗り合いタクシー制度に移行することなど、市民サービスの面からは大きな後退であるのではないかと反対の意見が多く出されたと思います。

そこで、現在のタクシー料金助成制度単独の場合と、それに今回の乗り合いタクシー制度を加えて変更した場合とで、市民サービスの観点からどちらがいいのかということをお伺いしたいと思います。

それでは最初に、今回の乗り合いタクシー制度をしようかなあと思った制度のきっかけとか、理由をお尋ねしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

質問のお答えの前に、突然というふうにおっしゃいましたけれども、3月の市長の施政方針の中で、平成30年度からこの導入を図っていくというふうなこともございましたので、私どもの今までの説明不足もあったのかもわかりませんが、突然ではございませんので、その点ご了解をいただきたいと思います。

それでは答弁をさせていただきます。

市では、これまでから亀山市地域公共交通計画に基づきまして、移動困難者の日常生活における必要最小限度の交通手段を効率的・効果的に確保するとともに、持続可能な公共交通体系の構築に向けて取り組みを進めてきたところでございます。

しかしながら、現状を見ますと、まず1つ目として、市内の公共交通不便地域、これはJR駅から1キロ以上、バス停から500メートル以上離れたところにお住まいの方ですが、全体の人口で8%、約4,000人の方がお見えになります。コミュニティ系バス路線の再編とか、公共交通不便地域対策のおくれ等によりまして、その対応がほとんど進んでいないという課題が1つございます。

それから2つ目は、超高齢社会、人口減少社会を迎える中で、ことしの3月でございますが、道交法の改正によりまして、高齢の運転免許返納者の増加が、現在も増加しておるんですが、今後もさらに予想されるところでございます。そういった方の交通手段をどのように確保するかが大きな課題となってきております。

3つ目といたしまして、公共交通計画では、コミュニティ系バス路線の路線維持基準とか停留所別の維持基準がございます。現在、いろんな再編を進めておる中で、新たに発生する交通不便地域の対応も課題となってまいります。

それから最後に4つ目として、福祉施策としてこれまでから高齢者の外出支援を目的としたタクシー料金助成制度もございますが、利用には原則1万円という限度がございますことから、この制度だけで移動困難者対策を進めていくには限界がございます。これらのことから、今後、これらの課題を解決いたしまして市民の身近な交通手段を確保するためには、今までから進めてまいりましたコミュニティ系バス路線の再編だけで対応するのは、物理的にも財政的にも限界がございます。したがって、福祉施策との整合も図りながら、市民の移動需要の実情に効率よく対応できる新たな交通手段として、現在、策定中の亀山市地域公共交通計画にも位置づけております乗り合いタクシー制度の来年度からの導入を検討しておりますところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

言うた言わんの話になってあれなんですけど、僕は基本的に突然やと、今でも突然やと思うていますので、その辺のところをご理解くださいませ。本当に突然でびっくりしたというところであつて。

それでは、その制度の概要について、次に聞きたいと思います。

乗り合いタクシー制度の内容について、その概要について聞きたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

乗り合いタクシー制度の概要でございますが、この制度は、登録者が事前に予約をいたしまして、タクシー事業者の中型タクシーを利用して、あらかじめ定められた乗り合いタクシー停留所と特定目的地として設定した、主に公共施設等でございますが、その間を結ぶ運行方式でございますが、運行時間内であれば需要に応じて乗り合せて運行する、言ってみればタクシーとバスの間程度の利便性と料金設定の公共交通というふうに考えております。

利用できる方は、65歳以上75歳未満で四輪免許がない方、あるいは満75歳以上の方、それから運転免許証を自主返納された方、あるいは心身の理由により四輪運転免許証を取得できない、あるいは運転できない方などがございます。このような方が事前に登録していただくことで利用が可能となります。

料金設定につきましては、利用者が登録時に指定をした乗車時に利用する停留所をもとに降車するゾーンを3つに分けるゾーン制料金といたしまして、先ほども申し上げましたが、バスの運賃より高く、一般のタクシーより安い料金設定といたしております。

利用時間は平日の10時から15時までとなりまして、利用者は利用日の1営業日前の15時までに事前予約をしていただきまして、停留所から特定目的地、あるいは特定目的地から特定目的地、または特定目的地から停留所へ乗り合いでタクシー利用ができるといった制度でございます。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

その中で、前の日に言われて利用時間が10時から15時となっておりますが、そこでちょっと

聞きたいんですけども、これって結構思い立ってあそこへ行こうか、ここへ行こうか、ここへ行かなあかんのやなというのに、すごく使い勝手が悪いと思う人もおると思います。それについて、もうそれで決めたんじゃないかと、まだ柔軟にどうするかというのを対応できる案件なのかどうなのかというのをちょっと聞きたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

利用時間の10時から15時というのは、先ほども説明申し上げましたように、これは一般のタクシー事業者の中型タクシーを利用させていただきます。この制度設計にあって、事前にタクシー事業者さんと協議した結果、やっぱり朝夕は忙しいということで、少し手があく10時から15時であればこの制度の対応は可能ということで時間設定をさせていただきました。

当然前日といいますか、1営業日前の15時までに予約をしていただくわけですが、確かに議員がおっしゃるように急な用事もあると思います。この制度につきましては、例えば事前に買い物であるとか、病院の通院であるとか、ある程度時間が決まっているものについてご利用いただくということで、公共交通としては、JR、一般のバス、それから一般のタクシーもございますので、それらを利用状況に応じていろいろ選択していただければというふうに思っておる次第でございます。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

今のあれやといろんなものを使いなさいよということで、タクシー料金助成制度より大分と後退したのかなあと、私はそういう気がいたします。

そうしたら第2番目に、ゾーン制と利用料金の設定の考え方についてお伺いをさせていただきます。

全員協議会の説明の中で、乗り合いタクシーの利用料金は、バス運賃よりも高く、一般のタクシーよりも安いとの説明があったのですが、利用料金設定の考え方について、またゾーン設定をしたことも含めて聞きたいと思います。それについて教えてください。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まずゾーン制料金のゾーン単位でございますが、地理的、社会的なつながりの考慮、また利用者と事業者が容易に理解できるように、小学校区を単位に設定いたしております。具体的な区割りとしたしましては、乗車停留所に隣接する小学校区、または最寄りの行政窓口がある小学校区までを基本エリアのAゾーンといたしまして、さらにAゾーンと隣接する小学校区を遠隔地のBゾーン、Bゾーンに隣接する小学校区を超遠隔地のCゾーンの3つのゾーン区分けといたしております。

また、料金につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたように、市内バス路線の運賃、それからタクシーの初乗り運賃との比較、各小学校区の各ゾーンと地区コミュニティセンターからの行政窓口、駅等へ移動する際のタクシー料金との比較、コミュニティバス利用者負担割合との比較など、総合的に検討した結果をもとに設定いたしております。

料金は各ゾーンごとに、1人で乗車した場合は、Aゾーンは500円、Bゾーンが1,000円、Cゾーンが1,500円、また乗り合いの場合はそれぞれ400円、800円、1,200円に減額した料金設定といたしておる次第でございます。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

それでは、タクシー料金助成事業の関係について、市民にとって今のタクシー料金助成制度と両制度の併用、どちらがいいのかという面から考えて、最初の乗り合いタクシー制度を考えたきっかけ、理由の中で、タクシー助成金の中で限界ということを言われました。金銭的な問題にしても、物理的な問題にしても、ちょっと限界なのかというお答えをしていました。そして、その説明の中で、高齢者の外出支援を目的とした75歳以上に対するタクシー料金助成事業は、交通不便地域に対応していないということも言われました。

確かに、市中心部に住まわれている市民の方や目的地の買い物先や、医療機関が近いのでタクシーを利用される場合、初乗り料金の650円から1,000円程度で片道が行けるわけなんです、これで。そのタクシー料金については、1万円の助成券で多くの回数を利用することができます。

しかし、一方で、市中心部から遠距離地にお住まいの市民にとっては、買い物先や医療機関からご自宅が離れておる場合、片道2,000円を超える場合があります。その場合、1万円のタクシー助成券では2往復半の助成で終わってしまうということもわかります。しかし、市民にとって利用しやすい外出支援、基本的には僕は部長のところじゃなくて、こっちの福祉の担当じゃないのかなあという気もいささかしておるんですけども、この観点から、現在のタクシー料金助成事業単独の場合と、それに今回の乗り合いタクシー制度を加えてタクシー料金助成事業を変更した場合と、市民の観点からどっちがいいのかというのを聞きたいんですけども、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

議員がおっしゃいましたように、福祉で行っております高齢者のタクシー料金助成制度は、住まわれておる地域間で利便性に差がございます。おっしゃいましたように、郊外にお住まいの方は市中心部に住まわれる方と比較いたしますと、医療施設、商業施設が遠いことから、仮にタクシー券を1回につき2,000円利用いたしますと、今、議員がおっしゃったように2往復半の利用に終わってしまうと。

一方、郊外にお住まいの方と比較して多くの回数を利用できる市中心部にお住まいの方であっても、本制度は1万円という限度がございますことから、仮にタクシー券を1回につき500円利用いたしますと20回で使い切ってしまうと。それ以降の利用は全額自己負担となるわけでございます。

このように、利用に限度がございますタクシー料金助成制度は、公共交通の観点から見ますと十分ではなく、移動困難者対策としては、買い物や通院等、日常の移動手段として回数の制限なく利用できる乗り合いタクシーのような制度が必要であるというふうに考えております。

高齢者の車の運転ができない方や、買い物や通院といった日常の移動手段を確保するための新たな公共交通施策でございます。乗り合いタクシー制度の導入によりまして、市民サービスのさらなる向上につながるものというふうに考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

最後に言われた、さらなる市民サービスの向上というところを最大限に考えてもらいたいと思います。

最後に1点だけ市長に聞きたいと思います。

この制度は、前の日に予約せなあかんとか、3時とか、タクシー会社さんとの折り合いもありますけれども、これはまずいよな、使い勝手が悪いよなと言うた場合、そしたらこれを変えていこうという考えは持っているのか。もうこれは決めたんでこれなんやと行ってびゅーっ行ってしまおうのかというのをちょっとお聞かせください。あかん場合はあかんでびゅーっ変えてもらえるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

非常に素直にいろんなものを捉えて、そして我々としては、やはり適正な、多様な市民の皆さんに、全体最適な制度としてお示しをして、持続できるように考えていきたいと思っております。

今回は、検討させていただいてまいりました、いわゆる地域公共交通施策のあり方、いろんな環境の変化や制度の限界があります中で、総合的にこれをいかに考えていくかという検討をいたしてまいりましたが、その案として先般の全員協議会で議会並びに市民にお示しをさせていただいたものでございます。よりよい制度として構築をしてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

最後に、本当に言われた市民サービスのさらなる向上という観点において考えていただきたいと思います。この項は終わります。

次、道路行政についてをお伺いします。

国道や県道に対する要望を僕らが市のほうに言うと、これは県ですよ、国道ですよという返事もいろいろ返ってくるかと思えます。それで、国道や県道に対する要望の状況は一体どうなっているのかということをお聞かせ願えればと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

国道・県道に関しましては、国や県の管理になりますので、国や県に対する要望につきましては、建設部において業務を行ってございまして、地域からの道路や河川等の要望に関しまして、国や県

との調整を行うとともに、要望を関係機関に進達を行っております。

地域からの要望の実績といたしましては、昨年度1年間で国道に関する要望が3件、県道に関する要望が24件、県河川に関する要望が13件、急傾斜地危険箇所に関する要望が3件、土砂災害特別区域に関する要望が1件となっているとともに、その他にも緊急性を要する草刈り等の事案についても随時要望を行っているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

要望は、いつも聞いてもらって要望をしてもろうとすると。とまっておるとは言いませんよ。進達してもろうととは思いますが、これに関して要望して、改善はされておるのかなあと。うちの地区でもいろんな県道に対しての要望がぼんぼん出てくるんですけども、何ら変わっておらんかなあと、私はそういう気がするんですけども、そういうのはどうでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

国道や県道に対する要望に関しましては、緊急性等を勘案し、適宜整備や改善が行われてございます。例えば亀山安濃線の鹿島橋のかけかえだとか、あるいは関町新所地内の四日市関線における安全対策、あるいは下庄町地内の鈴鹿芸濃線や亀山安濃線の交差点、あるいは加太市場地内の国道25号の舗装修繕、そのほかの路線に関する道路除草等、すぐにとということじゃないんですけど、順次そういった整備が実施されているとともに、新名神高速道路等の整備促進や名阪国道の向井インターチェンジ等のインターチェンジの改良等も実施されているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

大なり小なりというか、やってもろうとるのかなあとと思いますけれども、もっともっと精力的に、ここをこうしてもらわな困るというのは言うてもらいたいと思います。

そして、何でこんなことを聞くかといいますと、国道1号線、亀山バイパスなんですけれども、もう4車線にする心の準備は何かあるのかなあとという雰囲気になっておるんですけども、一向に進んでなく、渋滞がもう川合町から羽若を越えてというので、すごく渋滞するようになってきていますけれども、この要望と活動は行われているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

国道1号亀山バイパスにつきましては、以前より4車線化の実現に対して要望を行っているとともに、関係自治会からも4車線化の要望をいただいております。国に対して進達を行っているところでございます。また、現在一部が事業区画間になっています国道1号関バイパスについても、期成同盟会において事業化区間の早期建設と全線事業化の実現を要望しているところでございます。

亀山市にとって、国道1号亀山バイパスの4車線化につきましては、増加する交通需要に対応す

るため必要であると考えてございまして、また事業化されている国道1号関バイパスについても、産業や観光の振興等にとって早期の整備が必要であることから、事業促進について引き続き働きかけを行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

もっともっと精力的にしてもらおうとありがたいなあという気持ちは私は持っています。それと、フラワーロードに関して、迂回路として使ってみえるのか、すごい渋滞をして、道路も夜になると真っ暗で困ったもんだなあという苦情もいただいておりますので、またひとつ精力的に働きかけ、要請・要望を行ってください。本日はありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

3番 高島 真議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時32分 休憩）

（午後 2時42分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 中崎孝彦議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

新和会の中崎でございます。

通告に従い一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

きょうは亀山市の市立医療センターについてお聞きをしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします申し上げます。

以前にもありましたが、介護保険法が改正されまして、要介護3以上の人でないと特別養護老人ホームには原則として入所ができなくなったというようなことで、介護3以上の人でも入所はなかなかかない。そういう状況の中で、国は在宅介護を政策の大きな柱として捉えております。在宅介護が進めば、当然に在宅医療の重要性がますます増していくというのは、これは当然のことであるというふうに思っております。

そこで、団塊の世代が全国で750万人というようなことを言われておりますが、この方たちが75歳以上となる2025年をめどに、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム、この構築が急務であるというふうに思います。保険者である市町村や都道府県、地域の自主性・主体性に基いて地域の特性に応じてつくり上げていくために、その構築に向けていろいろ取り組んでいただいておりますと、亀山市でも思うわけでございますけれども、まだ道半ばであるというふうに思います。また、参考のために75歳以上になると介護の必要度というものは、リスクは非常に大きくなると、こう言われております。

本市における状況をここで述べさせていただきますと、75歳以上の人口は6,300人余り、

人口4万9,700人の13%に当たります。その中で、75歳以上の高齢者世帯というのが1,412世帯、そのうち単身世帯は867世帯というようなことでございます。

そこで、まず最初に地域包括ケアシステムの構築についてお聞きをしたいというふうに思います。在宅医療における訪問診療、訪問看護及び訪問リハビリテーションの提供の現状をお聞かせください。

○議長（中村嘉孝君）

6番 中崎孝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

古田医療センター事務局長。

○医療センター事務局長兼地域医療部長（古田秀樹君登壇）

まず医療センターにおきます在宅医療等の取り組みにつきまして、現在、医師自体がご家庭へ訪問してある訪問診療につきましては、平成25年度から本格的に開始をいたしております。訪問実人数、延べ件数、金額とも年々ふえている現状でございます。

具体的な数字を申し上げますと、平成25年度の決算時において、実人数は68人、件数が110件、金額が89万6,500円であったものが、平成28年度には、実人数が145人、件数が188件、金額が198万1,440円、全て増加しております。

次に、訪問看護につきましては、平成21年度から開始しております、こちらも年々増加しておる現状であります。

具体的には、平成25年度においては実人数が120人、件数が635件、金額が303万9,148円であったものが、平成28年度には、実人数199人、件数860件、金額478万2,383円と、増加をしておる現状でございます。

また、最後に訪問リハビリテーションでございますが、理学療法士などが自宅を訪問して日常生活の自立や社会参加の向上を図ることを目的としております。医療センターにおきましては、平成26年の5月から開始をいたしております。具体的な人数でございますけれども、平成26年度決算時において、実人数68人、件数662件、金額222万8,838円であったものが、平成28年度には、実人数が134人、件数1,202件、金額379万5,471円と、全て増加いたしております。

今後につきましても、高齢化が急速に進むこともあります。また、通院困難な方がふえてくる現状もありますので、在宅医療へのニーズが高まることが想定されておりますので、他の医療機関や介護関係者との連携をしながら、さらに在宅医療を進めてまいります。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今、提供の現状をお聞きしたんですが、地元の方とお話をしておったときに、介護離職というようなものが社会問題になっておるという中で、よかったなあと。訪問看護や訪問診療やリハビリも来てもらえるようになったと、これはありがたいというようなことをおっしゃる高齢者の方も、お2人で住んでみえるんですけど、一方の方がそういうふうにおっしゃってましたので、きょうそれをお聞きしたわけでございますけれども、この需要というのは、非常に今からどんどん進んでいくと思いますので、いろんな制度の改革とか、いろんな改善をしていただいて、十分に対応できる

ような体制をとっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお聞きをしたいというふうに思います。

そして、次にシステムの構築に向けてでございますけれども、訪問診療とか訪問看護の体制の構築というのは、これはもう当然であるというふうに思うわけですが、これ以外に道半ばのケアシステムの構築に向けて、医療センターの役割、これは一体どういうものがほかにあるのか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

古田事務局長。

○医療センター事務局長兼地域医療部長（古田秀樹君登壇）

地域包括ケアシステム構築に向けての医療センターの役割ということでございますが、まず地域包括ケアシステムへの取り組みといたしまして、平成25年3月、ちょっとさかのぼりますけれども、健康福祉部において在宅での高齢者の支援に携わる方々の連携の仕組みづくりのために在宅医療連携会議というのを開始いたしました。そこには、在宅医療を行う医師でありましたり、歯科医師、訪問看護などの医療職、介護支援専門員、訪問介護などの介護職、こういう方々が一堂に集まって、毎月連携システムの構築に向けた検討を行ってまいりました。その結果ですけれども、平成27年2月から亀山市在宅医療連携システム「かめやまホームケアネット」というのを本格稼働させることができました。このシステムにつきましては、地域包括ケアシステムの中核となり得ます在宅医療に係る多職種連携の基礎を構築することができたと考えております。

医療センターといたしましても、このシステム構築に当初から医師、看護師が参加させていただいておりまして、在宅医療における緊急時の入院依頼への受け入れ等、後方支援病院としての役割を担っておるところでございます。

なお、平成28年4月から、この「かめやまホームケアネット」の事務担当が医療センター内に新たに配置いたしました地域医療部が担当することとなりまして、医療センターと他の医療機関、また介護事業所との連携もさらに強くなることできるようになりました。

さらに、平成29年4月に医療センター内に設置いたしました地域包括ケア病床につきましては、介護をしてみえる家族の介護疲れの解消のための入院も認められております。その利活用によりまして、ますます在宅での療養が進むものと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今、答弁をいただきました。この後でもまたちょっとお聞きをしようと思ったんですが、今の在宅医療連携システムの「かめやまホームケアネット」、これは後でまた質問させていただくんですが、これが中核となってそういうものを立ち上げていただいたというようなこととお聞きをいたしました。

そして、今までシステムの運用はさせていただいておるわけでございますけれども、現時点でどのような課題・問題点が見えてきたのかというようなこととございます。また、それに対して、今後どういうふうに取り組んでいくのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

古田事務局長。

○医療センター事務局長兼地域医療部長（古田秀樹君登壇）

地域包括ケアシステムを運用する中で、在宅での高齢者の療養を支えておりますのは、かかりつけ医である地域の開業医の皆さんでございます。医療センターにつきましては、その開業医の皆さんからの要望によりまして、緊急時の入院に対応できるような体制を整えていくことだと考えております。

しかしながら、高齢者の在宅での療養希望は今後さらに増加することが予想されているのに対しまして、在宅医療を行う医療機関数には限界があるのが現状であります。ここら辺が、やはり現在の課題だというふうに捉えております。

この不足部分を補うためにも、医療センターとしても在宅での療養を希望する患者様をさらに受け入れる体制をとっていくことが必要であると考えております。医療センターは市内唯一の一般病床を持つ病院でございます。開業されている他の医療機関の後方支援はもとより、病院としても、先ほど申し上げました在宅医療、訪問看護、訪問リハビリに積極的に取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

いろんなシステムを運用する中では、今も部長の答弁をいただいたんですが、いろんな問題点や課題が今からでもたくさん出てくると思うんです。それを一つ一つ職員の皆様が共有していただいて、よりよいシステムの構築に向けて頑張っていただきたいというふうに思います。

そして、4つ目でございますけれども、このシステムの構築には、亀山医療センターには医者が今現在7名というようなことでございますけれども、亀山医師会との連携というものが欠かせないというふうに思うんですが、この亀山医師会との連携ですね。現状はどのような状況になっておるのか。それをお聞きしたいと。

○議長（中村嘉孝君）

古田事務局長。

○医療センター事務局長兼地域医療部長（古田秀樹君登壇）

医療センターといたしましては、現在の院長が亀山医師会の副会長でございます。その院長に加えまして、ほかに4名の医師が亀山医師会に加入をいたしております。医療センターと亀山医師会との関係は良好なものだというふうに考えております。

また、医師会が主催する研修会に医療センターの医師や看護師が参加をさせていただきましたり、市と医師会が合同で研修会を企画し、開催をしております。今年度は、既に7月に地域包括ケアシステム担当部署であります地域医療部と亀山医師会の合同主催の研修会を開催いたしましたところでございます。100名を超える医療関係者や介護関係者が連携を深めたところでございます。

さらに、市民向けの在宅医療講演会を、毎年、市と医師会の共催で開催をいたしております。さらにそこに歯科医師会や薬剤師会の先生方もご協力をいただきまして、昨年度も200名を超える市民の皆様にお集まりをいただいております。

地域包括ケアシステムを進めるためには、在宅での療養を担当する医療関係者と介護を担当する

介護事業所の専門職が連携して高齢者の支援を行うことが必須であると考えております。今後も医師会や歯科医師会、また薬剤師会の皆さんにご協力をいただきまして、連携を強めることにより、システムの運用を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

亀山市の医療センターは、現在7名のお医者さんしか見えないわけでございますから、システムの構築に向けては、亀山医師会の協力、連携というのは欠かせないということでございますので、これからもひとつよろしくお願ひ申し上げます。

そして5番目に、今、部長のほうから答弁でちょっと触れていただいたというようなことでございますけれども、平成26年4月から運用を開始して3年が経過しました。これは在宅医療連携システム「かめやまホームケアネット」、これ、そういうふうに機能させていただいておるわけでございますけれども、3年が経過して、これ、当初の目的どおり順調に機能しているんでしょうかというような懸念を持つわけですが、その辺のことはどのようにお考えでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

古田事務局長。

○医療センター事務局長兼地域医療部長（古田秀樹君登壇）

平成26年4月に試行を開始いたしました。先ほど私が申し上げましたように、平成27年2月に本格稼働をしております在宅医療連携システム「かめやまホームケアネット」でございますけれども、これまでに延べ56名の方が訪問診療や訪問介護、訪問看護などのサービスを受けながら療養をしてきていただいたおるところでございます。

市内を中心に14の医療機関の先生方が、主治医としてホームケアネットに登録された方の訪問診療を行っていただいております。また、市内の皮膚科や歯科医師の先生方には、副主治医や協力医としてご協力をいただいております。そういうところから、現在のところは順調に進んでいるように考えておるところでございます。

また、医師会、歯科医師会、薬剤師会や訪問看護師、介護支援専門員の多職種の方々を委員とする亀山市在宅医療連携推進協議会というのを設置しておりますけれども、ここにおいて市における在宅医療の課題等についてご協議をいただいております。また、今年度につきましては、医療介護の多職種連携を進めるための情報共有のために、ICTの導入の協議を進めておるところでもございます。

また、今後ますます最期まで在宅での療養を希望する方がふえることも予想される中で、医師会の先生方にもご協力をいただきまして、在宅への訪問診療を行っていただく医療機関数がさらに増加し、医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、訪問介護員等の多職種の連携を強化いたしたい、そのように考えております。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今、部長から答弁をいただきましたが、私も29年の3月に策定されました医療推進計画、この

中に在宅医療の連携システム「かめやまホームケアネット」というものを初めてここで見させていただいたわけですが、これが本当にケアシステムの亀山市の核になる連携システムだというふうに思いますので、今からいろんな課題が出てくると思うんです。それを一つ一つ丁寧に解決していただいて、よりよい在宅医療の連携システムの構築に向けて頑張りたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、2つ目の病院事業会計についてお聞きしたいと思います。

まず最初に、地域医療統括官にお聞きをしたいというふうに思います。

地方公営企業法の全部適用から1年半経過しました。経営面でどのような変化があったのか、どうい変化を感じているのか。

そしてもう一つ、2つ目に職員の意識に変化を感じるのかどうか、全部適用になって。その辺の2点をお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤地域医療統括官。

○地域医療統括官（伊藤誠一君登壇）

まず経営面ということでございますが、現状ということで申し上げますと、昨年12月ぐらいからいい方向に進んできたかなという感触を持っておりまして、特にことし、平成29年度に入りまして4月以降、これまでより入院に関して10床程度、稼働率が上がっております。単純に診療報酬だけで申し上げますと、1床当たり年間1,000万というふうな診療報酬につながるということでございますから、10床違ふと1億違ふということで、これがこれまでの取り組みの結果かなと、効果を示してきているかなというふうに思っておりますが、まだまだ4月から5カ月ですので、これを継続できるように頑張りたいと思います。

じゃあそれはなぜかということだけちょっと申し上げますと、ことし4月に地域包括ケア病床というのを15床設けました。これは60日間という、割と長い間入院していただくことができます。急性期と在宅をつなぐりハビリなんかをしていただく病床でございますが、こういうところ入院を市民の方が必要とされておると、そういう結果で稼働率が上がっておるといふふうに考えておるところでございます。

職員意識ということでございますが、先ほど申し上げました10床の病床が絶えずふえたということは、当然職員に対する業務負担も大きくなっております。そんな中で職員が日々頑張っており組んでおるところでございますが、これの前提となります取り組み内容、中期ビジョンというのを、まず平成28年度に作成してまいりました。これには、各部門の職員一丸となってビジョン作成に取り組んだ結果というふうに考えております。その中で経営的な意識もかなり高まったのではないかと。さらに日々の状況ですね。例えば一般病床がどれぐらいの目標に対してどれぐらい埋まっておるか。それから包括ケア病床15床ですが、きょう現在、何床埋まっておるか。そういうことを職員が管理部門のツールに毎日張り出しまして、営業成績というわけではございませんが、現在の状況をきちっと示すことによって職員の意識も高まっておるものと考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

特に私が一番思うことは、今も質問させてもらいましたが、職員の意識に変化を感じたのかという質問をさせていただいたんですが、地方自治体病院というのは、前にもお話をさせていただいたんですが、二律背反といいますか、企業性の発揮と公共性の発揮ということがあるわけですが、二律背反といいますが、そういうことがあるにしても赤字ではいけないわけですが、赤字経営が長く続くということは、これはもう避けなければならないというようなことですが、企業性を発揮するということで全部適用になったということは、病院事業というのは独立採算制なんだと、自分たちで何とかやっていかないかんのやというような企業意識、これをしっかり職員全体で共有していただかな、これがもう一番基本だというふうに思うわけですが、その辺のことを、病院事業管理者を先頭に研修とかいろんなこともしていただいて、この企業意識というものをしっかり職員の間で共有をしていただくというようなことに努めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それから2つ目ですが、全国の多くの自治体病院というのは経営が悪い。これは皆さんよくご存じのとおりでございますけれども、それはなぜか。これは当然です、支出が多いから。この医療センターの赤字体質から脱却するために、医業費用の中でまずメスを入れるべき費用は何なのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

古田事務局長。

○医療センター事務局長兼地域医療部長（古田秀樹君登壇）

まずメスを入れるべき費用ということですが、昨年度から医業費用の削減ということで取り組みを始めております。昨年11月に医業費用削減の支援業務を医療コンサルタントに委託をして、例えば診療材料や業務委託料を中心に、現場の職員も含め、病院の職員が一丸となって、業者との価格交渉でありましたり、使用の見直しなどを行ってまいりました。その結果、29年度契約におきましては一定の成果を上げておるところでございます。今後もこの取り組みでノウハウを生かしまして、さらなる医業費の削減につなげていきたいというふうに考えております。

また、医業費用のうち人件費につきましては、当然ですが職員も含め、また将来を見据えた計画的な職員採用などにより、適正な支出につながっていくよう努めております。

しかしながら、昨年度の決算におきましては、医業収益に占める給与費の割合が70.3%と、ここ最近の決算の中では非常に高い比率となりました。これは常勤の医師が不足しておりまして、非常勤の医師に頼らざるを得ない状況であったことが大きな理由の一つとして上げられております。

このように、常勤の医師の不足というものは人件費の増大を招くことになり、ひいては安定した医療が提供できなくなるおそれもあります。常勤の医師の確保は市民の皆様にも満足いただける医療を提供できることにつながり、また収益の確保による病院経営の健全化につながっていくものですので、引き続き常勤医師の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

部長もよくご存じだとは思いますが、私、ちょっとした雑誌を読んでおりましたら、古いデータでもあると思うんですが、民間病院と医業費用を比較した数字が載っておったもので、参考のた

めに今申し上げますけれども、民間病院と比較すると給与費が5.7%高い、それから材料費は4.5%、それから委託費が1.9%、減価償却費が4%高い、こういうふうなデータがあるというふうなことが記載をされておりました。

これはアクションプランなんかを見させていただきますと、その中にも記述はありましたもんで、こういう認識というものは十分お持ちだというふうに思うわけですが、この辺の4つ、これに切り込んでいかないと、いつまでたっても医業費用というのが改善されないと私は思いますので、この辺のことを十分頭に入れていただいて、一つ一つ高い医業費用をできるだけ削減をしていくということに努めていただきたいというふうに思います。

次に、時間もあと25分ですので、アクションプランにおける収支項目についてお聞きをしたいと思うんです。

これは29年3月にアクションプランというのが策定されて、新公立病院改革プランということで29年度から33年度までの5年間の計画が示されております。その中で、ちょっと見させていただいたんですが、ページ数で言いますと13ページのあれですが、収入確保に係るものうち、この中で1年間の延べの入院患者数、それから延べの外来患者数と、これが平成27年度、入院患者2万440人、外来患者数3万349人なんですが、これが33年度になると入院患者で4,000人、外来患者数は6,000人ぐらいふえておるわけです、こんなにふえるて。

私も予算のことで質問させてもらったわけですが、その当初予算を組まれるときに、入院患者とか外来患者の人数が決算のときには大きく乖離しておるというようなことで、これは赤字予算でもいいんじゃないかというようなことも質問させていただいたわけですが、そういう状況の中で、この5年間でこれだけ入院患者とか外来患者がふえる、そういう計画を立てる上での根拠、これはどこに基づいてこれだけの人数になるわけですか。

○議長（中村嘉孝君）

古田事務局長。

○医療センター事務局長兼地域医療部長（古田秀樹君登壇）

医療センターアクションプランの収支改善項目のうち、まず収入確保に係るものにつきまして、議員がおっしゃいますように、まず入院患者数でございますけれども、先ほどちょっと統括官からご答弁させていただきましたが、地域包括ケア病床が入ってから大体4カ月、5カ月で、平均毎日10人ぐらい病床の利用率がふえておるということも含めまして、この地域包括ケア病床は、非常に今現在も需要が高い病床でございます。この地域包括ケア病床を4月に開設したということもあります。今後も順次、できればこの地域包括ケア病床は増床をしていきたいというふうな計画も持っておることもありまして、それに伴って入院患者数は増加していくものというふうに考えております。

また、一方、外来の患者数でございますけれども、その地域包括ケア病床は、先ほど統括官が言いましたように60日が限度の入院日数でございます。退院をしていただいて、自宅でありましたり、どこかの福祉の施設でありましたり、お戻りになる、そういうふうな病床でございます。退院後は、またそのまま当院の外来の患者様としてご利用いただくというふうな見込みの中、増員の計画をしておるところでございます。

それに加えまして、来年度に訪問看護をステーション化する予定でございます。ステーション化

というのはどういうことかと申し上げますと、今は病院であるからみなしのステイということで、訪問看護ですので、患者さんのところへ看護師が訪問できるわけですけれども、それはあくまで医療保険上はうちの医師、医療センターの医師が指示しないと行けない。ところがステーション化をすると、他の医療機関のお医者様の指示でもうちの看護師が動くことができるということもあります。これもやはり外来患者の増につながっていくものやというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

そういうふうな計画でそういうふうによられて、本当に33年度、5年後に入院患者は4,000人やと、外来が6,000人ふえるんやと。これ、ふえれば結構なことですが、包括ケア病床が15床ふえたというようなことだけで、これだけの人数が増加をするというようなことは、私は素人ですが、ちょっと考えにくいなあというふうに思うわけでございます。

そして、今また部長が申されましたけど、地域包括ケア病床をふやしていきたいというようなことですが、私、今ちょっと思ったんですが、亀山市の医療センターは100床です。そのうち15床の包括ケア病床ができたわけですが、その分、急性期のいろんな方が入院する病床が減ってくるわけですから、これ以上包括ケア病床がふえるということは、急性期で入院する人のベッド数が少なくなるというようなこともあるわけでございますから、その辺のバランスも非常に私は難しいところだなあというふうに思います。

回生病院も、包括ケア病床は何床か知りませんが、大分亀山市より多いですが、そういうこともできておりますけれども、そういうことも考えないと、入院患者数をふやす、収益をふやすというのはもちろんのことですが、そういう急性期で若い方もいろんな方も入院されるわけですから、包括ケア病床をふやして急性期の方が入院する病床が減っていくと、包括ケア病床がふえることによって。それではまた困るんじゃないかと。ちょっとその辺も十分バランスをとって、今後考えていっていただきたいというふうなことをお願い申し上げておきます。

それからもう一つ、このアクションプラン。

この15ページに、ちょっと見させてもらったんですが、この中の経常収支比率についてちょっとお伺いするんですが、27年度は86.5だと。そしてちょっとこれを見ておいたら、30年度には100.5になっておる。100.5ということは、黒字に転換するということだと思うんです。それで経常収支比率、この中には一般会計からの繰り入れとか、それから赤字補填の法定外の繰り入れとかいうのも入っておるわけでございますから、100.5になっても純粹には黒字に転換したというふうには私は言えないと思うんですが、とにかく経常収支比率が100.5になったと。そうすると30年度です。ことし29年度です。27年度に比べて28年度の決算では、前日の質疑の中で、何か3,000万ぐらい医業収益が減っておるというような答弁がございました。そんな現状の中で、もうことし29年度。30年度に経常収支比率が100.5、黒字に転換できるのかと。私、これは無理じゃないかというふうに思うんですが、その辺はどういう見解で30年度に100.5、黒字転換になるんだという計画を立てられたのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

古田事務局長。

○医療センター事務局長兼地域医療部長（古田秀樹君登壇）

まず、先ほど申し上げましたように経常収支比率、議員がおっしゃるように、確かに医業収益全部の中ですので、一般会計からの法定内、法定外の繰り入れを全て含んだ額で割った数字となります。それが30年度には100を超えるような、黒字になるような計画になっております。

昨日も少しご答弁をさせていただきましたが、地域包括ケア病床の好影響もありまして、4月から7月の4カ月の実績で、対28年度比で約5,400万円、医業収益がふえております。先ほどちょっと統括官も言いましたけれども、この調子でいけば、今年度末には28年度と比較して1億円以上の収益増になってくるのではないかというふうに考えております。

もう1点、先ほどちょっと言いましたように、またこの地域包括ケア病床の増床ということがうまくいけば、平成30年度に向けて、さらなる医業費用の収入増ということも考えられます。ですので、非常に厳しい数字ではありますが、実現が不可能な数字ではないというふうに捉えておる所存でございます。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今、部長も答弁されました。収益が5,400万ぐらいふえる見込みだというようなことをお聞きしましたんですけども、医業収益が5,400万ふえる。医業収益が5,400万ふえるということは、当然、その収益を上げるために医業費用というものもふえるわけでございますから、実質差し引きすると5,400万が純医業利益になるということは考えにくいわけでございますから、その辺も鑑みますと、本当に3,000万、5,000万、医業収益がふえる見込みですと言われても、これは計画ですから、これになってもらったら本当にうれしいわけでございますけれども、それはちょっと計画としても、こんなことを言うたら怒られるかもわかりませんが、ちょっとずさんな面もあるんじゃないかなというふうなことを感じておるわけでございます。

それからもう一つ、ここで言うところの職員給与費対医業収益比率というのがございます。これ、今部長の答弁で平成28年度は73%だというようなことを言われましたけど、このアクションプランでいきますと、27年度は64%だったんですが、30年度は56に減るということですけど、28年度で73%というやつが、これも同じく30年度に七十何%のやつが56、十五、六%減るというのは、これまた一つ考えられない。28年度が出る前にこれは立てていますからそういう計画になったんだろうとは思いますが、これもちょっと見直す必要があるんじゃないかと。

アクションプラン、改革プランというのは、やっぱり計画というものは変わることは常々あるわけですが、余りにも現実とかけ離れた計画を市民の人に提示をするというところに、私は問題があるんじゃないかというふうに思いますので、その辺のことは十分鑑みて計画を立てていただきたいというふうに思います。

次に、これの24ページの現金残高の件でちょっとお伺いをしたいと思います。

この現金残高のところこういう記述がありますので、ちょっと読み上げさせていただきます。

「現金、預金、有価証券の残高であり、これが潤沢であれば純損失が生じても持続的な病院経営を行うことができます。例えばということで、平成24年度は純損失が1億4,500万円、一般会計補助金は1億7,500万円、合計3億2,000万円の実質的な赤字でありましたが、現金

残高が9億円以上あったことから、病院経営における資金繰りには支障がありませんでした。

しかしながら、業収益の減少やMR等の医療機器の購入、医療センター改修工事に多額の投資をしたことから、平成24年度末には約11億円あった現金が、平成27年度末には約4億円となり、5年間に約7億円減少しております」という記述がございます。

私は、現金残高というのは、これは私の見解が間違っておるかどうかわかりませんが、これは主に運転資金に充てるといふようなことを思うわけですが、11億円あったことから、このMR等の医療機器、医療センターの改修工事に11億円の中から取り崩して投資をしたというようなことは、それは11億円があったんでしたんでしょう。

しかし、11億があったんでそれをしたということは当然のことだといふふうに思うわけですが、MRとか高額な医療機器、それから医療センターの改修、これはこのときの一度限りではないと思うんですね。将来的にも、MRなんかの技術革新というのは非常に日進月歩で進んでおるわけですから、MRもまた買いかえやんならん、更新せんならん、医療センターの改修もせんならんというようなときに、金額が28年度末では年度末残高が3億4,000万になるわけです。ですから、5年後にはそういうことはないと思うんですが、将来のことを考えたら、この現金残高の額、これは非常に大事なものだといふふうに思うわけです。

そして、ちょっと聞いたところによると、内部留保で医療機器とか、将来の病院の建てかえとかをするんだと言いますが、内部留保金というのは、聞いたところによりますと、帳簿上はあるんだけど実際にお金はないと。使えやんのやと。貯金通帳にこれだけ内部留保のお金があるよということではないということですから、それはそういう対応しようと思ったら、現金残高で保全をしていかないかん。一般会計からどうなるのか知りませんが、そういうことも考えていかないかんと思うわけですが、これ、今言いました3億4,000万の28年度末の残高です。これは当分の間はいいと思うんですが、その運転資金。

これは市長にお聞きしたい。運転資金が、例えば現金残高が、将来、これだけの経営状況が続いて赤字が続けば、これが枯渇するんじゃないかという懸念を持つわけですが、そうした場合に運転資金が非常に困るわけです。その場合に市長はどういう考えを持っておるのか。いや、もうそれは全部適用したから病院のほうの事業で考えよと言うのか。いや、それは病院経営を持続可能にせんならん、病院経営をしていかんならんから一般会計で補填せなあかんやろうなあと思っておるのか、その辺の考え方を教えてください。たらの質問ですが、将来のことですけれども、どのような考えをお持ちか。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中崎議員のご質問にお答えをいたします。

平成20年度前後の、本当に医療センターが非常に危機的な状況の中から、医療センターの経営健全化、地域医療再構築を目指して今日まで取り組みを進めてまいりました。その過程で、ちょうど昨年4月、経営形態を変更いたしまして地域医療統括官を設置いたしたところでございます。

経営の課題や、先ほど前段で触れていただいたそういう背景は、まだまだ道半ばであろうかといふふうに考えておるところでございますが、平成20年度の決算まで、従来のまきにおっしゃられ

るように、内部留保金は現金でございますので、従来10億を超える内部留保金を持っておりましたが、毎年の損失は一般会計で全額を補填しておりました。したがって、プラ・マイ・ゼロ。非常に経営上は、そういう意味では内部留保がたまっていたということであったというふうに思っております。

したがって、経営の実態をやっぴり明確にして、その中でいわゆる病院の経営をしっかりやっていく、同時に医療の質を高める。そういう取り組みを実は進めてまいったところであります。

キャッシュフローは極めて重要な要素でございますので、ご指摘のように運転資金も含め、これが枯渇したらどうするんだということではありますが、仮定のお話ですが、枯渇しないような当然経営改善努力を重ねる、このことに尽きようかというふうに考えておるところであります。

昨日からご答弁もさせていただいておりますが、平成28年度の決算につきましては、残念ながら純損失がふえる結果となったところでございますけれども、先ほど統括官、局長のほうからもお答えしておりますが、ちょうど昨年12月前後からよい方向へと兆しが出始めておるところでございますし、自治体病院としての機能の充実も、前段お触れいただいたような前進をさせる、そういう流れの中でございますので、そういう報告を受けておるところであります。

したがって、キャッシュフローが枯渇しないような、いわゆる収益構造の努力を重ねていく、その中で経営の改善がなされていく、医療の質を伴いつつ、それがなされるということが大事なところであろうというふうに考えておるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今の市長の答弁を聞いていますと、危機感を持ってみえるんでしょうけれども、いろいろ答弁を聞いておると何かちょっと楽観というまではいきませんけれども、そういうふうな感じも受けなくてもないわけですが、医業収益の向上に向けてどんどん努力をしていただくというようなことではございますけれども、この現況報告の中でも触れられておりました、市長。平成28年度の決算が純損失が2億6,000万、それから前年度からの繰り越しの欠損金というのが7億1,000万ぐらいあると、合わせて9億7,000万。これは本当の赤字の額でございます。これ、今からずうっと赤字が続けばどんどん膨らんでいくわけですが、この赤字をそのまま放置しておいてもいいのかというと、私はそうでもないと思うんですが、これはどこかで処理をせないかんと思うんですが、そのままほっておいていいというものではないと思います。その辺はどういう考え方をお持ちなのか。近い将来、これは処理せなあかんかと。こういうことで処理してかなあかんかと、いろんな考えがあると思うんですが、その辺のことを教えていただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

古田事務局長。

○医療センター事務局長兼地域医療部長（古田秀樹君登壇）

9億を超えるような欠損金ですが、これにつきましては、今まで平成28年度までの損失額を累積した額であります。ですので、これだけの、例えば病院に借金があるわけではございません。病院経営に必要なものは、先ほど議員もおっしゃられましたように、あくまでも現金、キャッシュフローのものでございますので、この欠損金があることにより資金不足に直接つながるものではござい

ません。しかし、経営健全性の観点から当然好ましいことではございませんので、より一層収益力の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

これ、今部長が言われたことも、私もそういうことだろうなというふうには思うわけですが、市長が現況報告で述べたということは、市民向けにも発言をしておるということでございますので、これだけの決算で2億円の純損失があったとか、今までの累積が9億7,000万あって、それに加えるともう10億円ぐらいの赤字があるというようなことは、市民は今部長が答えたようなことは思わんわけでございますから、思わんというか、それだけ赤字なのかというようなことで、非常に市民の皆さんもこのことを聞いたら、私は危機感を持つというふうな思いがあるわけですが、これはどういうふうにするのかというのは、よく私もわからんのですけれども、これをどういうふうに、言葉は悪いですけど、つじつまを合わすというのか、どういうふうに処理するのかというのはわからんのですけれども、統括官、どういうふうにあれですか。一遍統括官の意見をその辺でちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤地域医療統括官。

○地域医療統括官（伊藤誠一君登壇）

企業会計上の考え方を申し上げますと、累積赤字を資産で拭くような調整は可能ですが、そういうことでも、先ほど市長が申しあげましたように、赤字を全部一般会計から拭いておったということじゃなしに、これだけの公立病院を維持していくためには、こういうことがあるんやということを確認を示す必要があると。その中で経営努力をしていくということで、累積赤字をこういう形で表示していきたいなど。

さらに、ただ累積赤字がふえるから、当然現金との関係はあるんですが、2億6,000万の赤字を出したから2億6,000万の現金がなくなるということでは全くございませんので、現金支出を伴わない、例えば減価償却費等もございますので、2億6,000万の赤字でありながら、実際には資本的収支と、もう一個別の会計もございまして。そこらを合わせて実際に現金がどのように動いていくか、そんなようなことを見ながら経営をやっていくということで、赤字を少々出しながらも留保資金をためるというふうなことも可能です。

ですから、そんなことを目指しながら、すぐに、先ほど言いました100.何%、経常収支、黒字という高い目標を掲げておりますが、そこまで行かずとも病院経営が将来にわたって持続的に続けられるような手法を考えてまいりたいと思っております。ですから、累積赤字につきましては、単に帳簿上操作して見えなくするというじゃなしに、きちっと表示してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

もうちょっとわかりやすく申し上げますと、平成21年度の決算までは、いわゆる毎年の収益の

損失は一般会計の税金で全部穴埋めをしまいいりました、それは平成2年以降。それが、一切それは、いわゆる会計処理上、今おっしゃるように、ことしの損失が何ぼでどうこうというのは、議会や市民の皆さんには非常にわかりにくい仕組みでございました。それは21年度決算以降、みんな毎年の状況を明らかにするように会計処理を変えてきたところでもあります。

一方で、今のキャッシュフローを含めますその努力をしていく、何が大事かということは、もう当然ご指摘のとおりでございますので、経営の、医師の確保から、あるいは組織全体の意識、これの改革の中で、今、最善の努力をいたしておる途上でございます。

したがって、会計処理上、それから実際の経営上のキャッシュフロー、これは両面、当然大事なことでございますので、それぞれの視点をしっかり踏まえて経営努力を重ねていくと、このことに尽きようかというふうに思っておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今、部長さんから、統括官から、市長から、いろいろ説明を受けたんですけども、この会計について私も本当に素人でして、まだまだ理解ができない部分もありますので、私自身も勉強させていただいて、よくその辺のことを把握もし、勉強もしたいというふうに思います。

時間もあと26秒、25秒になってきました。最後の3つ目の保険調剤薬局の開設についてということもお聞きしたかったんですが、もう時間もございませんので、これは予算決算委員会のほうでお聞きをしたいというふうに思います。

本日はこれで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

6番 中崎孝彦議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時35分 休憩）

（午後 3時44分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。

一般質問、どうぞよろしくお願いたします。

まず1点目です。タクシー料金助成事業と乗り合いタクシー事業についてです。それぞれ事業の全然性格が違いますので、私は一つずつ、まずお伺いしていきたいと思っております。

タクシー料金助成事業について、まずお伺いします。

今回の新しい乗り合いタクシー事業ができるのに、高齢者の部分がそちらに移行するというようなことも説明はされているんですが、まず今されている助成事業の評価についてお伺いしたいと思います。財政のこともあるでしょうし、利用率や皆さんの満足度とかいろんなことがあると思うの

で、担当部署としてこの事業をどう評価しておられるか、お伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

7番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

佐久間健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

まず28年度の実績から申し上げますと、タクシー料金助成事業の利用につきましては、75歳以上の高齢者の方5,940人のうち3,866人、交付率にいたしますと65.08%に交付いたしまして、最終的に使用金額といたしましては2,067万4,520円でございます。また、障がい者の方のタクシー券につきましては、身体障害者、精神障害者1・2級、療育手帳A、腎臓機能障害の方を合わせました対象者1,064人のうち339人、率にいたしますと31.86%に交付いたしまして、最終的には使用金額は338万3,180円で、両方を合わせますと2,405万7,700円でございます。

あと評価ですが、よかった点と申しましては、高齢者の方や障がいをお持ちの方が閉じこもり予防に一定の効果があったものと感じております。その一方で課題と感じている点といたしましては、タクシー料金助成事業が、お一人お一人の生活実態や利用される距離の違いを反映できない一律の助成額であることに不公平感があるなどのご意見をいただいております、私どもも検討事項と考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

先ほどの誰だったかの答弁の中で、タクシー料金助成事業だけでは移動困難者の移動については限界があるというような答弁がありました。先ほど部長がおっしゃったように、これは福祉的な観点を持った事業で、私もこれを前の前の部長さんなんかと議論したことがありますけれども、やはり社会参加を進めるために、月に1回でも何も心配しないでタクシーを使ってお出かけください。全部をするわけじゃないけど、少しだけですけれども、市としてそれを出すので、それでもってお出かけくださいという福祉の心のタクシー券だということ。ふたをあけてみればということか、始めてみれば、公共交通がきちんと整ってないがゆえに、それを移動支援という形で、皆さんが病院に行ったりお買い物に行ったりすることに使うという形で使っておられるのは、これはもう仕方がないことだろうなあと思います。

そこら辺の最初の目的と皆さんが使っておられる様子が違うじゃないかということをごどこかで指摘されたとかという話も委員会の中でありましたが、それは私は仕方がないんであって、私も聞いている分には、非常に閉じこもりの防止に寄与したんだろうと思います。最初75歳以上の世帯のみに限定していたものを、大きく対象を広げ、残念ながら1万5,000円から1万円に下がりはしましたけれども、大きく対象が広がって、非常に大事に喜んで使っておられて、このおかげで出かけられるという声はたくさんお聞きしました。

そうであるのに、見直しをするということをして2年ほど前から大分議会の中でも答弁が出ているのを聞きましたし、委員会の中でも聞きました。見直す、見直すと言われている、その理由が一体何だったのか。どこに問題があって見直しをしなければならなかったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

まず、この事業につきましては、お一人お一人の高齢者の方について、例えば車を運転されるとかしないのかなどの生活実態。また、タクシーを利用される目的地までの距離などにおきましては、人によってさまざまであるにもかかわらず、タクシー料金助成事業では希望される方への一律の助成額の支給ということで、その違いを反映できないことに対しまして、ご利用いただいている方、また利用されていない方からも不公平であるというご意見とか、また助成の対象は必要な方に限定すべきであるとかというご意見をたくさんいただいております。

また、先ほど議員がおっしゃいましたけど、そもそもこの制度を設けました目的が、高齢者の方などに少しでも外出していただいで社会参加につなげていただきたいという趣旨で行ったものでございますが、実際には通院などの日常の生活交通として助成券をご利用いただくことがほとんどでございまして、使われ方から公共交通施策としての役割がますます求められてきていると感じておりますので、今回、乗り合いタクシー制度の創設とあわせて見直しを行おうとするものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

この制度のどこに問題があったのかという問いに対して、目的が当初の目的とはニーズが違ってきたということと、あと一律で不公平であるということと、車に乗っている方もいるじゃないかというようなことでしたけれども、私は75歳以上について、車に乗っていても、それは常に自分で移動している方が、たまにこういう機会を捉えてタクシーで移動をするという体験をしていただくということについては、何らこの制度の中では問題がないんだと思います。本当にこれを見直さんならんような大変ないろんな問題点が、今の答弁でもあったとは思えないんです。

今回、高齢者のタクシー料金助成事業、私も見直す、見直すと聞いていて、どんなふうに見直すんだろうと楽しみにしていたんですね。本当に必要な方に行くようにと言っていたらどんなふうに見直すんだろうと。そうしたら、このタクシー券をやめて乗り合いタクシー事業に移行するような説明がこの間されました。これは見直しではなくて廃止なんですね。タクシー券を皆さんに助成するという事業については廃止ですわ。この見直しじゃなくて廃止にした理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

今回のことにつきましては、高齢者の方の一部につきまして、タクシー料金助成事業を引き続き選択できるようにする予定でございますので、廃止というわけじゃなく見直しということでございます。

繰り返しになりますが、タクシー料金助成事業につきましては、申しあげましたとおり、対象となる方一人一人の状況が違うのに一律の助成があるという不公平感、そして、制度本来の目的を超

えての生活交通としてご利用をされる部分が大部分であるという課題の解消が大きな要因でございますが、もう一つ、大きな状況の変化といたしまして、今年度から介護保険の新しい総合事業が始まりまして、これまでも市内各所で行われておりました介護予防教室の開催回数が大幅にふえて毎週行われるようになってきております。また、高齢者のサロン活動も活発化してきておりまして、月2回行われるところもございます。

それらの事業を推進する立場の私どもから見まして、そういうところへ参加いただくには、年1万円のタクシー料金の助成では足りない状況になってきていることもございまして、高齢者の方には積極的な社会参加の促進と、日常の生活交通としての利用ニーズの両方に対応できる乗り合いタクシー制度へ基本的に移行していただくこととするものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

総合事業や予防教室、サロンなどに参加していただくということについて、そこまでは私も大賛成でございますが、だからといってタクシー券が今まで1万円分はもらっていたのがゼロになるということについては、これは見直しではないのではないか。やっぱり廃止した部分が非常に大きいと思うんですね。

ちょっと聞いていきますけれども、いろんな声があったと。私も民生委員さんからも聞いています。75歳以上、障害者手帳の1・2級、それ以外でも、このタクシー券を必要とする移動に困難のある方が本当にたくさんいらっしゃる、そういう欲しい方にきちっと出せる方法を考えてほしいという声がありました。きっと聞いておられると思いますけど、それについて、そういう方にタクシー券を差し上げることについて、どう検討したんでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

おっしゃられるとおり、75歳以上の方で全員が乗り合いタクシーに移っていただくと、どうしても乗り合いタクシーがセダン型ということもございまして、乗りおりがなかなかしにくいという方もいらっしゃると思いますので、現行のタクシー料金助成事業の障がい者の対象に該当しない方、つまり身体障害の1・2級、知的障害の療育のA、精神障害の1・2級の認定を受けていないけれども、これまでから福祉車両を用いたタクシーを使う必要があった方とか、一般のタクシーをご利用いただくには介助者の同乗が必要になる方。例を挙げますと、要介護認定を受けておられてセダンのタクシーに乗るには介助者の必要な方などにつきましては乗り合いタクシーの利用が困難かと思われまますので、そういう方につきましては、この中にタクシー料金助成事業も選択できるように進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

今までタクシー料金の助成を受けていなかった75歳以上じゃなくて障害者手帳1・2級でない人について検討をして、タクシー料金助成事業を続けていくということだと認識しましたが、そこ

をどこら辺で線引きをするのか、どなたがどう判断するのかというところがちょっとわかりにくいので、今後また聞いていきたいと思います。

そして、タクシー券だけではなくて、バスの券としても給付できないのかということ、それは前から声があったと思います。

私も今回、この質問をするよということを使うちょっと前だったんですけどもファクスが来ました。前々から言っておったけど、やっぱりバスの券にさせていただいて、もっと小まめに、細かく私も出かけたかったので、タクシーだけじゃなくてバスということも検討してもらえないだろうかという声です。今までもあったと思うので、それについてどんな検討がなされたのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

バス券の発行など方法はほかにもいろいろあると思いますが、まずバス券の発行につきましては、市内の公共交通の不便地域の人口が市全体の約8%を占めておられるということでございまして、バスによる公共交通不便地域への対応が難しい現状の中で、バス券の発行では根本的な解決にならないと考えております。

福祉部門単独ではさまざまな課題の解決が困難でございますので、商工業振興室とも連携いたしまして、昨年度からタクシー料金助成事業と乗り合いタクシー制度を組み合わせた見直しについて研究・協議を行ってきたものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

バス券で根本的に解決をなさいと言っているんじゃないんです。バス券が利用しやすい、バス券の利用を希望する方にそういう選択肢も考えられませんかということだと思っただけです。みんながバス券にしてということではないので、それについて考えられたのかどうかというのが、私は今まで婦人会の方からも聞いていますし、その方々もちゃんと市にも言っているんだけど、なかなかしてもらえないけど、どうなんだろうということも伺っています。そういう丁寧な検証だとか評価だとか、本当になくすにはちょっと少な過ぎるんじゃないかなあという思いがします。

一律で不公平ということに関しても、今度の乗り合いタクシー事業で考えられたような段階的な乗り合いタクシー券の渡し方ということも考えたら考えられるわけですね。別に一律にせんといたらよろしいですよ。そういういろんなことを考えて、これは目玉事業だと思っただけ、亀山市の福祉の。ほかの市の方から本当にいいねと言われる、そして市の高齢者の方も本当に喜んで使っておられるというのは私も見ているので、本当に簡単にこんなふうに移行してしまうということが非常に残念でなりません。

高齢者については、基本的には乗り合いタクシーに移行することなんですけれども、福祉の立場として、移行した場合、今まで行っていた病院ですとか診療所、個人のお医者さん、お店などにちゃんと行けるのかどうかという、その保障ができるのかどうかということについてはどうですか。

○議長（中村嘉孝君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

乗り合いタクシー制度が始まりまして、その辺の拠点へ行けるというような形で、そういう手だてはとられるということで聞いております。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

聞いておりますというような無責任な言い方ではなくて、やっぱり福祉としてはここへ何としても担保してもらわな困ると、我が市の高齢者は困るんやということをしっかりと保障してもらわないと困りますわ。

ちょっと順次、乗り合いタクシー事業についてもお聞きしていきたいと思います。

事業の目的とか内容について、今までの答弁の中でもありましたけれども、もう一度お聞きしていきたいんですね。

一応大きなことで1つ聞いていきたいんですけども、要するに乗り合いタクシー事業は市域全体で利用できるということですよ。バスよりもちょっと不便だけど、タクシーよりも安い料金で、今までの言うたらなんやけど、タクシー券を利用している対象よりも広がった形で、今までの上限がないというか、自由に乗れるという、多分それを出しておられるんだと思うんですけども、この事業ができることによって、バスの利便性をこれから検討するということについて消極的になっていくということがないんでしょうか。それについてお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

バス路線のより利便性効率的な路線再編については、これまでも前の公共交通計画、これからは新しい公共交通計画でやっていくわけですが、あくまでも乗り合いタクシー制度については、高島議員の先ほどの答弁でも説明申し上げましたように、バス路線だけでは限界がある。ですので、バス路線の補完的な制度というふうに私どもとしては考えておる次第でございますので、決して今後バス路線が不便になるといったようなことはないというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

今、ちょうど公共交通計画のパブリックコメントがなされています。もうすぐ締め切られますけれども、ずうっと見ておりましたら、タクシー事業の説明もありますけど、多くはいろんなこと、バスのことについても大事なんで見てましたけど、例えば棕本線なんかはこれからも残していきまよということが書いてありますけれども、南部のバスができたことで安知本のほうがなくなってしまったということで、いろんな声を聞くわけですけども、あの計画を見ていると南部の新しくなる前のどこが一番乗車客が多かったかというのが書いてあって、やっぱり楠平尾やったか安知本やったか、あっちのほうのバス停がベスト3で多かったんですよ。そういうところを切ってし

まったということもあるんで、バス路線としても、やはりあそこは津とも一緒に検討しなくちゃいけないけれども、別途、やはりよくしていくということもやりながら、補完できない部分を乗り合いタクシーということも、両方でやっていくということについては、私は大事なかなあと思っていますので聞かせていただきました。

それで、この事業について、ちょっと時間もないので、こちらから聞いていきたいと思います。

このタクシーに市民はどこから乗るのかということ、まずお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

乗り合いタクシーの乗降場所だと思いますが、今考えておりますのは、認知度が高く、自宅からも徒歩圏内にございまして、またタクシー車両も進入可能と考えられる場所、例えば地域の集会所とか公民館、身近なところではごみの集積所のような場所を想定いたしておりますが、今後、その選定に当たりましては、各自治会とも協議をいたしたいというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

ごみの集積所といいますと500以上ある、どれぐらいあるのかな。ちょっとまた箇所数を教えていただきたいんですけども、自治会に2カ所とか書いてあったんで、それは自治会の数も違うし、どうなんかなと思ってお聞きしました。その部分の答弁をお願いしたいと思います。

あと、先ほど福祉のほうでも聞きましたけど、やはりお医者さんであるとか、買い物するところであるとか、そういうところがきちんと補完されるのかどうかということについてもお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今も申し上げましたように、乗降場所につきましては、やはり利用者と事業者がわかりやすいというのが大前提にあるかというふうに思います。以前の説明では、各自治会一、二カ所程度という説明もさせていただきました。その考え方は今も変わっておりません。

ごみの集積所については、たしか市内で500カ所ぐらいあったと思いますが、今も申し上げましたように、ごみの集積所ばかりではなくて最もわかりやすい、例えば集会所、公民館等も考えておりますので、何度も申し上げますが、それについては地域との協議をしながら場所を選定していきたいというふうに考えております。

こちらでは行き先のことを特定目的地というふうに考えておりますが、原則公共施設というようなことで考えております。例外的に、鉄道駅につきましても非常に公共性が高いということで特定目的地と考えております。買い物先である商業施設であるとか医療機関、あるいは金融機関につきましても、協賛制度等を考えながら特定目的地にいたしたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

協賛金を出していただいたところは行く先のポイントにするけど、もしうちの病院は出さないよと言われたら、そこはおりられないところになるんじゃないかなと思うんですけども、協賛金は幾らぐらいを考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

この乗り合いタクシーを行っております先進地などの例を調べますと、協賛金については20万円という設定をされておるところもございますが、今回の私どもの制度設計にありましては、年間5万円程度を今考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

年間5万円を今まで高齢者の方がお使いになっていた病院とかお店が払ってくれるのかどうか。それは始めてみて、それがつかなかったらどうされるのか、皆さんが行けない状況になったらどうされるのかということをお聞きしたいと思います。

オンデマンドだと、このおりるポイント、乗るポイントが無数に設定できるのがいいところなんだということを私はオンデマンドの勉強をしたときに聞いていたんですけども、どうしてそんなに制限をしなくちゃいけないのか、おりるところ、乗るところに。ちょっとそこら辺がわからないのでお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

先ほどの協賛制度の話については、まだ全ての特定目的地となるであろう先と協議をさせていただいたわけではございませんが、ある程度の協議はさせていただいております。今、お話しさせていただいておりますところについては、ある程度理解をさせていただいております。

その乗降場所がなぜ限定されるのかという話ですが、先ほど議員みずからもおっしゃいましたように、この乗り合いタクシー制度は、バスよりも便利で、バスとタクシーの中間の便利性と利用料金の設定をさせていただいておりますので、乗降場所が無制限に一般タクシーのようになれば、それはもう一般タクシーということになろうかというふうに思いますし、利用者と、それから事業者のある程度の明確性ということもございまして、乗降場所をある程度限定させていただきたい。これは公共交通でございますので、バスはバス停があったり、鉄道の駅があったり、それと同じような考え方でございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

システムを使うわけでもなく、人海戦術でされるんだらうから難しいんだらうとは思いますが

ども、バスよりも高いわけですから、バス停ぐらいいは欲しいなあというのが私の気持ちです。

この料金のことについて伺いますけれども、1人で乗るとちょっと高く、乗り合いで乗るとちょっと安いという料金設定で、各場所から3段階に分かれて料金設定がされるということなんですけれども、その決め方の根拠についてお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず利用料金の根拠の大前提でございますが、平成25年3月に国土交通省中部運輸局より、運賃の設定に当たっては、サービス水準と連動した運賃設定により他の公共交通手段との差別化を図る必要があるというふうを示されておるところでございます。何度も申し上げますが、乗り合いタクシーはバスとタクシーの間のサービス水準ということから、その利用料金についても、バスよりも高く、タクシーよりも安くというような考え方でございます。

そこで、市内バス運賃を見ますと100円から320円というふうになっております。タクシー料金の中型の初乗り運賃が650円でございます、今。したがって、乗り合いタクシーの利用料金につきましては、基本料金としてその中間、400円から600円という考え方が1つございます。

それから、乗り合いタクシーは複数乗車をすることによりまして、効率的な運行が可能となりますことから、複数乗車を促すためにも、基本となるAゾーンの利用料金は今単独で500円を考慮しておりますが、複数乗車は100円割引きとなる400円といたしたところでございます。

さらにAゾーンよりも遠隔地のBゾーン、さらに遠隔地のCゾーンにつきましては、各小学校区の学校区別に設定をしておりますが、その料金を試算いたしましたところ、BゾーンはAゾーンの2倍、CゾーンはAゾーンの3倍の運賃がかかりますことから、乗り合いタクシー料金につきましても、Aゾーンの利用料金をもとに、Bゾーンの利用料金はその2倍であるお1人乗車の場合1,000円、複数乗車の場合800円、Cゾーンはその3倍である、お1人乗車の場合1,500円、複数乗車の場合1,200円とさせていただいたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

お金の高さの割合については伺いましたが、普通にタクシーに乗るのに比べて、一体何割ぐらいの値段設定になっているのかということをお聞きしたいのと、1人で乗ると乗り合いで乗るというのは、お誘い合せて乗り合いということもありますけれども、たまたま1人で誰も誘わないで乗ったら、行き先が一緒の人があって乗り合いになるということもあると思うんです。そういう1人になるか乗り合いになるかは運命みたいなものでどうなるかはわからんのに、その人に責任がないのに、それで値段の差が出てくるということにちょっと納得がいかないんですけれども、そこはどうでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

1点目の自己負担の割合ということにつきましては、距離の長い短いによっていろんなケースが出てくると思いますが、平均的には、単独乗車の場合、メーター運賃の約3割ぐらい、2名乗車の場合は、正規の一般タクシーの利用料金の5割ぐらい。ですので、2人乗車ですのでその2分の1、1人当たり25%ぐらいかなあとというふうに想定をしております。

2点目の乗り合いについては、当然、お友達同士が連絡し合って乗り合いをするのも乗り合いというふうにさせていただきたいと思えますし、事前予約によって偶然乗り合いが可能というふうに事業者のほうで判断した場合は乗り合いをしていただくということでございます。確かに後者の場合は、たまたま乗り合いができるできないによって、例えばAゾーンであれば500円が400円で100円の差がつくわけでございますが、それについては、調整の結果、乗り合いができるできないということでございますので、ご理解をいただきたいなあというふうに思っております。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

全く理解ができないんですけれども、ちょっと次に行きたいと思えます。

平日のみにしか行かない、そして当日10時から3時までしか行かないということで、お医者さんなんかは昼の診察が3時からのも多いわけなんですけれども、この時間にどうしてなのかということをお先ほどの答弁でいくと、タクシー会社が暇なときに行くんだということだったんですけれども、それでいいのかなあという思いがあります。これについても、ちょっと余りいい答弁がもらえないんですけれども、例えば予約していた時間よりも超えてしまって3時に間に合わないとか、そういうことがありますよね、何かをやっている。時間に来ないとか、そういうことに対してはどのように対応しますか、超過とかに対しては。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

利用時間については、説明させていただいておりますように10時から15時、午後3時までということで、これは今議員みずからおっしゃいましたように、タクシー事業者の忙しくない時間帯ということで、タクシー事業者と事前の協議により決めさせていただきたいというふうに考えておるわけです。

例えばお医者さんなんかで、明らかに3時以降になるという場合については、例えば行きのみ乗り合いタクシーを利用して、帰りについてはいろんな公共交通機関を選択していただいて、JRなり、バスなり、一般タクシーなりをご利用いただきたいというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

明らかに超過するという場合ではなくて、日々の中で本当に時間に間に合わなかったり、そういうことがあるんじゃないかなあ。そういうことに対してどう対応するのかなということをお聞きしたんですけれども、ちょっとまだご答弁がよくわからないので、次に行きたいと思えます。

前日の3時まで予約しなければいけないというのはちょっと不便だなあと思うんですけれども、

もうちょっと遅い時間までとか、当日予約というのが不可能な理由についてお伺いしたいと思いません。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

当然、事前予約につきましても、利用が10時から午後3時までですので、事前予約についても1営業日前の10時から3時ということでお願いをしたいと思っています。

これは同じように、オペレーターが一般タクシーと恐らく兼用されるということでございますので、その時間以外については一般タクシーのオペレーター業務で手が離せないというような状況があるかなというふうに考えております。

この問題だけではなくて、いろんな乗り合いタクシー制度については課題もあろうかと思っておりますので、もし来年の4月以降、この制度が動き出しましたら、当然利用時間のみだけではなくて、いろんな課題に対していろんな検証を行った上で、毎年度、検証を行った上で見直せるものについては見直していきたいというふうな考え方を持っておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

検証はされる、地域公共交通会議の中でも話し合われるということだと思います。

この乗り合いタクシー事業のキャパはどれぐらいなのか。何台分の車があって、何人まで可能なのか。また、そのキャパを超える予約があった場合、どのように対応するのかを確認したいと思えます。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

この乗り合いタクシー制度については、いわゆる運輸局の許認可上、一般タクシーとは別途の許認可をタクシー事業者が受けられる必要がございます。今回、専用の車両ということではなくて、一般タクシーの車両を利用しますので、最大、そのタクシー事業者が持ってみえる、5台なら5台、10台なら10台の一般タクシーの中型の車両が、タクシー事業者の一般タクシーの需要がなければ、全ての車両を乗り合いタクシーというふうに利用はできると考えております。

そうであっても、ご懸念のように、予約が重複する場合もあろうかと思っておりますので、その辺は事前予約の段階で、調整させていただけるものは調整させていただく場合もあるかもわかりません。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

何人まで乗れるのかというのがちょっとよくわからなかったんで、結局何台あって、最高何人まで乗れるのかなというのが聞きたかったんですけども、そこは把握されてないわけですか。それで、予約の段階で私は10時にどこどこへ行きたいと言っても、いや、そこはいっぱいからあん

たは11時にしてくれということ調整するということやと思うんですけども、それを1人のオペレーター方がされるということですね。それについてちょっと確認と、あと最後にですけども、福祉との連携をしてきたと、一緒にやってきたということと言われるんですけども、どうも福祉の要素が私は薄いんじゃないか。それは先ほど聞いてきた中で、やっぱり福祉としてこれを手放すためのきちんとした検証や、私はそれが少ないんじゃないかなと思います。

聞いておりましたら、これ、毎年二千四、五百万の事業ですけども、それがこの亀山の財政の中で、例えばニアの積立金が毎年5,000万していますけど、市民はそれを1年、2年ちょっとやめておいてでもタクシー券をしてほしいわと言うと思うんですけど、財政が大変でやめたのか、何か先ほどの言い方では、そんなに財政のことは言わはらへんだんですけども、私はこの乗り合いタクシーそのものについては、公共交通を補完するという意味では非常にいいことだなあと思っていたんです。ここに来て、最後にタクシー券をやめることとリンクするもので、ちょっと困るなと思って質問をしているわけです。

最後に聞きたいのは、本当にこのタクシー券はとでも残してほしい事業なんですね。障がい者は選べるんですよね。タクシー券を選ぶか乗り合いタクシーを選ぶかができる。高齢者についても選ぶことは可能んじゃないかなと思うんですけど、そこについてもお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

佐久間健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

先ほども申しましたけど、高齢者の方で乗り合いタクシーがご利用いただけない方につきましては、私どものタクシー料金助成事業とどちらか選択できるという形にしたいと思います。それ以外の方につきましては、乗り合いタクシーのほうへ原則として移っていただきたいということで考えております。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

このタクシー事業を所管するところとして、高齢者全部が選択制になったら困るんですか。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

その前に、先ほど何人とおっしゃいましたけど、当然中型タクシーですので、運転手を除くと4人乗車ですので、1台当たり最大4人まで乗車が可能ということ。それと、最大タクシー事業者が持ってみえる一般タクシーの車両が全部流用できますので、10台持ってみえたら40人、5台でしたら20人が最大の数になるという、物理的にはですね。

それと、今現時点としては、障がい者については福祉のほうのタクシー助成事業とこちらの乗り合いタクシー制度の選択制ということですが、ご説明させていただいておるように、高齢者については乗り合いタクシー制度に移行するというので、今考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

選択ができない理由がわかりませんでした。2,500万の事業だから、十分選択ができると思います。今まだパブリックコメントが続いていますので、ぜひ市民からも声を上げていただきたいなと思います。

次の質問に移ります。平和施策についてです。

ことは核兵器禁止条約が国連で採択された歴史的にも記念すべき年です。私は、そんな年の8月7日から9日にかけて、長崎でありました原水爆禁止2017年世界大会に参加しました。平和を願う世界の方々の発言を聞いて、本当に被爆者だけに任せてはいけなく、平和をつくっていくバトンをしっかり受けて私たちが言わなくちゃいけないとの思いを強くしました。

そして、戦争を体験した方々が高齢化してどんどん亡くなっていく。だから、やっぱり自治体としても平和をつくっていく、守っていくということこれからさらにしていかななくちゃいけない。だけでも、安倍首相はこの禁止条約のサインもしないと言っています。本当に残念なことだと思います。唯一の被爆国として残念だと思います。でも、国民の大多数が核のない世界を求めています。それは非核平和都市宣言にあらわれています。もう全国の90%を超える自治体が宣言をして、平和教育、平和施策に取り組んでいます。亀山の実態について聞いていきたいと思います。

非核平和都市宣言について、資料をお配りしていますので、出してください。

読みたいと思います。亀山が出している宣言です。

世界の恒久平和は人類共通の願いである。私たちは、世界で唯一の核兵器による被爆国民として、二度とこのような惨禍が繰り返されることのないよう強く念願する。核兵器の廃絶を全世界に訴えるとともに、非核三原則が堅持されることを強く希求し、豊かな自然、歴史あるまちを維持し、市民の平和な暮らしを守るため、ここに亀山市は「非核平和都市」を宣言するということです。

この宣言をした都市亀山としてやらなくちゃいけないことがたくさんあると思うんですが、私がこの質問をした理由は、やらなくちゃいけないことが足りないんじゃないかなあという意味で質問をしております。

今やっている事業をちょっと聞きましたけれども、黙祷の周知であるとか、広報であるとか、啓発グッズを納涼会なんかでお配りするとかということが言われていました。あと図書館などでそれぞれ平和のコーナーをつくっていただいたり、歴博なんかでもそういうときもあるんだと思います。あと平和映画が毎年やられているんですけど、それに対して市は共催なのか後援なのか、何かの形で応援をしているということをお聞きしました。

しかし、県内各市町を見ていますと、平和展、戦争展というさまざまなものが本当に豊かに繰り広げられております。大きく非核宣言も掲げられて、私は津でも本当に感動いたしました。こういうものに取り組むべきではないかと、新たに。

それとあと、もう時間がないので全部聞きますけれども、亀山には重要な戦跡がありますね。銃撃事件の現場であるとか、関の観音山の工場であるとか、あと飛行場の跡とか。こういうものに対して、市として保存していくとか、皆さんにお知らせしていくとか、そういう仕事をしなくちゃいけないのではないのでしょうかということが2点目。

それから、今所管をしています部署が総務法制室なんですけれども、これについては、やはり人権を一番侵害するのが戦争ということもあります。ほかの市町を見ていても、人権を所管している

ところが多いんですね。共生社会推進室などが適当なんじゃないかなあとと思うんですけども、その3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず1点目で、今まで取り組んできた以上に新たな取り組みが必要であるということでございまして、これにつきましては、私どもといたしましては、まず現在の取り組み、これをしっかり継続させていくことが重要であり、その上で非核平和の考えを市民の皆様に根づかせるために何が必要か、今議員がおっしゃられたことも含めて検討する必要があるというふうに考えております。

あと2点目として、戦跡等の保存、これにつきましては、確かに市民団体の方で行っていただいております。市としてどんな支援ができるか、これについては考えていきたいというふうに考えております。

それと3点目、所管が企画総務部の総務法制室ということでございますが、確かにこの件につきましては、それぞれの部局で対応しております。今申された文化振興局の中での共生社会推進室の取り組みもございまして、教育委員会での取り組みもございまして、今回、組織機構も今年度考えておりますもので、そういったところも総合的に考えて、所管は考えていきたいと、そのように考えております。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

私が言いたいのは、民間の支援をなさいということではなくて、市が主体的にやることあるんじゃないですかということです。民間の支援でいいんでしょうかということをお伺いしたかったんです。それについて端的にお聞きしたいと思います。

それで、平和教育についても重ねてお聞きします。

亀山は、中学校が沖縄の修学旅行をしていただいております。本当にその学習とか、非常にいい学びをしていますが、先ほど言いました戦跡についての地域教材がある中、学校によって知っているところ、知らないところ、みんなそれぞれ違うわけですけども、それらをやっぱり、せめて亀山でしたらこの3カ所ぐらいはどの子たちもしっかり学ぶということができないんだろうかという提案です。お伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず市民団体との連携・協働でございますが、確かに市が主体的ということもございまして、今の段階では、平和に関する市民団体の方々とどのような形で連携・協働を進めるかということ、これにつきましては、関連部署とも相談をしながら、取り組みの内容とあわせて検討していきたいと、そのように考えております。

○議長（中村嘉孝君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

本市に残ります戦争に関する遺跡につきましては、北伊勢飛行場跡、関の観音山周辺の地下ごう、そして亀山列車銃撃事件の痕跡があると認識をしております。これらにつきましては、小学校の社会科の3年、4年生の副読本に取り上げてございます。また、宿泊体験学習の中で調べ学習をしたり、ゲストティーチャーとして戦争当時を知る地域の方の講話を聞いたり、社会科の授業で地域教材の1つとして取り扱うなど、さまざまな機会に子どもたちの学びを深める生の題材として活用しておるところでございます。

○7番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

7番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

以上で、本日本日予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

次にお諮りします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村嘉孝君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

あす7日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 4時36分 散会）

平成 2 9 年 9 月 7 日

亀山市議会定例会会議録（第 4 号）

●議事日程（第4号）

平成29年9月7日（木）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	福沢美由紀君	8番	森美和子君
9番	鈴木達夫君	10番	岡本公秀君
11番	伊藤彦太郎君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	坂口一郎君	健康福祉部長	佐久間利夫君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	松本昭一君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	嶋村明彦君
関支所長	久野友彦君	子ども総合センター長	伊藤早苗君
上下水道局長	宮崎哲二君	財務部参事	落合浩君
市民文化部参事	深水隆司君	建設部参事	亀渕輝男君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長兼 消防署参事	平松敏幸君
地域医療統括官	伊藤誠一君	医療センター 事務局長兼 地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育次長	大澤哲也君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君

選挙管理委員会
事務局 長

松 村 大 君

●事務局職員

事務局 長 草 川 博 昭 書 記 水 越 いづみ
書 記 高 野 利 人

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（中村嘉孝君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

4番 新 秀隆議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

おはようございます。

4番、公明党、新でございます。

本日は一般質問、大きく2点についてお伺いしたいと思います。

また本日は、大分涼しくなってきたものの、きょうは後ろから熱い視線を感じるような思いでございますが、しっかり頑張っていきたいと思っております。

それでは、まず第1番目に亀山市地域公共交通計画についてでございますが、先般より亀山市の地域交通の計画書、分厚いものをいただいております。こういう中におきまして、先日、中日新聞さんの鈴亀版の中にも亀山市コミュニティバスということで、神辺地区を経由してというような記事も一遍出ておりました。

こういう中で、今までもさまざまな交通編成、いろいろ出てきたと思っております。地域の要望、私たちがいろいろ市民の方からのお声をいただき、また行政に届けるような質疑・質問、そして日ごろからのお話を進めておるわけでございますが。

さて、今回こういうふうな編成もありましたんですけど、地域の協議といたしますか、そういう要望をいかにして行政が集約し、そして実際に具現化していく、この点につきましてどのような形で地域の方と協議を進めてこられているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

4番 新 秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

おはようございます。

公共交通、全体の地域との協議の方法、あるいは意見集約の方法等について答弁申し上げます。

思います。

まず、コミュニティバス路線につきましては、市の地域公共交通計画に基づきましてバス運行及びその再編等を実施しております。現在、新たな地域公共交通計画を策定中でございますが、市民ニーズを把握するため、バス利用者アンケート、あるいは乗降調査、あるいはまちづくり協議会への意向調査を実施いたしまして、現在の計画案を作成いたしましたところでございます。さらに、その計画案につきましては、現在、パブリックコメントを実施いたしまして、広く市民の意見を募集しているところでもございます。

また、個別のコミュニティバス路線の再編につきましては、市民ニーズを踏まえまして、路線、沿線の地域まちづくり協議会を中心に個別協議を重ねましてご理解をいただくとともに、警察とかバス事業者への協議等も実施し、地域住民の安全の確保、利便性を重視した中で効果的かつ効率的な運行経路、運行便数といたしておるところでございます。

さらに、計画策定及び路線再編につきましては、道路運送法等で規定する法定の機関として亀山市地域公共交通会議を設置いたしまして、協議、検討いたしまして決定をいたしております。当会議には、市民代表といたしまして老人クラブ連合会、自治会連合会、地域まちづくり協議会連絡会議、婦人会連絡協議会、民生委員児童委員協議会連合会、PTA連合会のそれぞれの代表者にご参画をいただきまして、多様な視点からご意見をいただいております。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

細かい説明いただきましたが、先ほど言ってもらいました部長のほうからもさまざまなアンケート、そしてパブコメ、そしてまち協。

私が懸念しておりましたのは、やはり車に乗る世代の方ばかりの話で路線ができ上がっていくんかということでしたが、その点につきましては、亀山市の地域公共交通会議の中で、そのメンバーも非常に多種多様なところから、そしてまた小さいお子様から高齢者までの間の意見を集約しておるといことで理解させていただきました。

次に、活用の状況でございますが、若干実施のデータの的なものも頂戴しておるんですけど、全ての路線についてどういう状況かというのはちょっと難しいと思いますんですけど、大きく最大とか最小というような形でも結構でございますので、このコミュニティ路線の乗車の状況、これについてお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

コミュニティバス路線6路線の乗車現状でございますが、全体的に見ますと減少傾向でございます。6路線全体で申し上げますと、平成27年度の総利用者数は9万9,645人。昨年度、28年度は9万5,115人でございますから、差し引き4,530人の1年間で減少というふうになっております。

1便当たりの平均乗車人員が一番多い路線はさわやか号でございまして、平成28年度では1便当たり約8.4人の乗車となっております。また、逆に一番少ない路線につきましては、西部Aル

ート、坂下から関支所を経由してあいあいへ向かうルートでございますが、この1便当たりの人数が約2.4人ございました。この西部Aルートにつきましては、沿線上の地域まちづくり協議会等を中心に協議を重ねまして、本年10月、来月から神辺地域を経由する新しい運行経路及び運行便数で再編を予定しておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

今のご報告の中では、年間随時大きく4,500人ほど、27年、28年という間では減少傾向にあると。人が少なくなってきたというのもあると思うんですけど、また高齢化が進んできて、そして本来でしたら自主返納ということで、免許証を返して公共交通を使ってふえてくるのではないかなというふうな、少し思いもありましたんですけど、実際に現状といたしましては減少傾向であると。

そしてまた、路線につきましては、さわやか号は1日に大体8.4人ぐらいですか、そして西部Aルート、今でいう今回の見直しがかかってきた、来月から見直しがかかってきました路線につきましては2.4人ですけど、この路線見直しによって活用される人数がふえてくれば結構なことだと思っております。

さて、私、実際に地域の方の要望の中でありましたんですけど、本年初頭にも高齢者の方からのご要望でございましたんですけど、これは加太地域のエリアをとっての話ではございますんですけど、昔に都会でお仕事をされていて、そして定年を無事に迎えて緑豊かな、そしてまた川のせせらぎが聞こえるような非常によいところに家を建てて引っ越してみえたわけなんですけど、確かに大都会から見れば、ビルディングの中から山の中へ、緑の、少し猿とかイノシシとか鹿が非常におってちょっと困っているというところもあったんですけど、そういう中で、60過ぎてから引っ越してこられて、非常に満足の中で生活されておられた方でございますんですけど、やっぱり年齢を重ねてきて70、80になってきて、非常にちょっと体も患ってきたときに、老夫婦2人でもう車も乗るのも難しくなってきたというところで、バスの本数が非常に地域によっては少ないと。確かに予算的にも、バス1台走らせるに当たってはかなり高額になってきております。

そういう中で、何本もふやしてくれという要望はたくさんあるんですけど、そういう中におりまして、今あるバスの編成で何とかならんのかなと言うておる間にもう既に、都会の確かに二、三百メートル四方に医者もあれば、スーパーもあれば、歯医者も何でもあるというような都会には比べものにならないですけど、非常に緑豊かなところに住めるというのは私はいいなあと思うんですけど、やっぱり将来のことを考えると不安で不安でしょうがないということで、また都会のほうに行ってしまうわれました。

そういう中で、1つだけでも何とかならんのかというほかの方の声もあった中では、スクールバスが加太エリアは走っておるわけなんですわ。それに乗せてくれと言っても、やっぱりこれはスクールバスですのでちょっと乗るわけには、教育委員会との絡みもちょっとあるんですけど、そういうところで、せっかく目の前をバスが走っていくのに、そしてまた満員で乗れないというなら、また話は別ですけど、十分座席も座れるスペースもあるという中で、このスペースがあるにもかかわらず乗れないと、これを何とか乗れるようにならないのかという要望もちょっとあったんですけど、

このスクールバスとコミュニティバスの併用について、市としてどのようにお考えになっておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

加太地域を運行しております加太地区の福祉バスのお話だと思いますが、このバスにつきましては、どなたでも乗車が可能な一般乗り合い運行というのと、今議員もおっしゃいました児童・生徒のみが乗車可能な学校貸し切り運行の2種類の運行形態を1台のバスで活用して実施しております。当然、国土交通省の運輸局のほうからは、その2種類の認可でそれぞれのバス運行をさせていただいておりますので、例えば学校貸し切り運行の認可の中で一般乗車をするというのは、許認可の範囲外になりますので、現在としては難しいところがございます。できないところがございます。

この併用につきましては、今議員もおっしゃいましたように、加太地域の皆様からもいろんなご意見をいただいております。前、市の地域公共交通計画からの加太地区福祉バスの継続課題の一つというふうに認識しておるところでございます。

例えば、学校貸し切り便への一般の方の乗車ができるようにするためには、先ほど申し上げましたけれども、貸し切り運行を一般乗り合い運行へ変更する必要がございます。その場合、今度は逆に児童・生徒の運賃負担が発生してくるといったジレンマもございます。また、一般乗り合い運行は定時・定路線運行というふうになりますので、現在のスクールバスのような学校授業等の時刻に合わせた柔軟な対応も難しくなってくるということで、一方立てれば一方立たずというジレンマの状態でございます。

このようなことから、今後も引き続きこの課題解決に向けては、教育委員会のほか、加太地区まちづくり協議会や加太小学校の学校関係者、地域の皆様とも協議をいたしまして、今後のあり方をどうすればいいのかというふうに引き続き検討していきたいというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

そうですね、いろいろバスを走らすには運行上の制約というのが確かにあるということで、先ほども部長も答弁の中で申されたように、どちらかを立てればどちらかが立たないというところがございますんですけど、私も、この亀山市地域公共交通計画の中で、やはりこの方針の中の課題として、そういうことも地域のまちづくり協議会と協議を行い、学校貸し切り便の活用による利便性向上を図るために、一般市民との混合の乗車を考えるというふうなところも少し課題にも入れていただいておりますので、現在は無理でも、その課題を研究し、そして先ほど言っておられた学生にもお金をもらうようになるのかということがございますが、例えばですけど、そういう教育委員会が把握して定期を配るみたいな、そういうふうないろんな仕組みを考えていただいて、そしてやはり同じ走るバスですので、やっぱり利便性を求める中と、なおかつ、うまく1台を使えるような形を願うものでございます。それは、今後またしっかりと検討いただきたいということを申し添えて、次に移ります。

それでは、昨日も一般質問の中でいろいろ出ておりましたが、乗り合いタクシー制度の導入につ

いてでございますが、来年4月からというふうな形で、まだ条例的なものではなく、説明をいただきました。

この中におきまして、先ほどの話ではないんですけど、高齢者の方がバス停まで行く、そしてまた駅に行く、これまで自宅から500メートルぐらいはあるでしょうか、そういう中になると本当に足腰が厳しい年代層、そしてまた少し病気とかで患われた方が一気に500メートルでも歩けば、3回も4回も休んでバス停とか駅に行かれる、そういうことを考えると、もう少し近場に寄る、バスが入れないような道でもタクシーは来られるということで、そういう面を考えると私は非常に画期的ではないかなあとと思います。

しかし、今回、説明の中ではゾーン制を適用されております。例えば、加太の方がエコーに買い物に行きたいなあといったときに、今まででしたら何とかコミュニティバスを使って加太の駅に行き、そして亀山の駅からまたコミュニティバスに乗るとか、そういうことでございましたんですけど、確かに一気にタクシーでエコーまで行くと、通常で行くと大体四、五千円ぐらいかかってくるかな、そんなことなんですけど、今回ゾーン制を引くことによって、例えばの話で申しわけないんですけど、加太からエコーまで行こうと思ったら3ゾーンをくぐっていくと。そうすると、1ゾーン500円ですので、必然的に1,500円かかると。この件につきまして、ゾーン制の公平性、近いところの人はいいけど、遠いところの人は幾つもくぐっていくと。そのくぐりも縦割りとか横割りでちょっと変わってくるとか、そういうのもいろいろあると思うんですけど、この点につきまして、ゾーン制の地図を若干お示しはいただいておりますんですけど、この点につきまして、公平性の考えからいうと、このゾーン制というのはもう少し広げられないのかとか、そういう意味でいう要望的なものは亀山市としてどのように捉えていただけるものなんでしょう。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず、今議員がおっしゃった乗り合いタクシーに関するゾーン制の基本的な考え方からちょっと申し上げたいというふうに思います。

きのうのたしか福沢議員の答弁でも申し上げましたが、このゾーン制だけでなく、いろんな制度内容については、毎年度、その制度を検証する中で見直すべきところは見直していきたいという答弁を申し上げました。

ゾーン制の設定につきましては、地理的な社会的つながりを考慮いたしまして、公平性と理解のしやすさとバランスを考えて、小学校区単位のゾーン制とさせていただいておるところでございますが、現時点ではこの考え方は妥当であるというふうに考えておるところでございますが、今も申し上げたように、運行開始後の制度全般の検証につきましては、ゾーン制も含めて行ってまいりたいというふうに考えております。

それと、具体的な例として、加太からエコーへの話をされました。加太からエコーまで大体15キロぐらいあると思いますので、タクシー料金は5,000円以上、多分五千二、三百円かかると思います。往復1万円としますと、乗り合いタクシーは片道1,500円、Cゾーンで1,500円でございますので、往復3,000円の自己負担、1万円かかるところが3,000円の自己負担で行けるということになりますので、現在のタクシー料金助成事業と比較しますと、タクシー料金助

成事業のほうは1回2,000円が上限でございますので、5,000円のうち片道3,000円が自己負担となって、往復6,000円の自己負担となりますので、今おっしゃった例だけを捉まえますれば、タクシー料金助成事業よりも乗り合いタクシー事業のほうが自己負担は少ないということになります。

ただ、いずれにしても、往復3,000円ないし6,000円の自己負担となるわけでございますので、例えば加太からの乗り継ぎが必要になりますけれども、また時間もかかりますが、JRとかコミュニティ系バス路線もございますので、いろんな選択をしていただくことが必要だと思います。そもそもこの乗り合いタクシー制度につきましては、乗車した小学校区の隣接する学校区、または最寄りの行政窓口がある学校区までを基本のAゾーンの500円とさせていただいておりますので、ほぼワンコインで片道、主な移動は可能と考えております。

一方、今の加太地区の例のようなCゾーンへの移動のような遠方の場合、乗り継ぎなど発生しますが、バスや鉄道など既存の公共交通の利用も考えていただいて、利用者が利便性と自己負担のバランスを考えていただいて、交通手段を選択していただきたいというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございます。

確かに、私はもちろんまだ車に乗れるもので、さほど感じないんですけど、めったにタクシーというのは私乗ることはございませんもんで、ただ、そういう中で言いますと加太からエコーまで、例えばさっきの話ですけど、タクシーで行くというのはすごくぜいたくな話だなあというところがございます、その中で今部長の言われるように併用性も必要で、公共交通機関、バス、電車を並行に使っていくというのも大事なことではないかとは、そこは理解いたします。

しかし、よくあるんですけど、加太の駅からですとホームを陸橋のようなものを渡ったりとか、そして亀山の駅はエレベーターもありますのでよろしいんですけど、関の場合でも帰ってきたときは西向きは、また同じように横断歩道みたいなたくさん、あの階段が上れやんのやとかいう、そういう人の声を聞くとやっぱり一気に行けたら便利だなあというのはあると思います。

ゾーン制のことはきのうからもお話はいただいておりますけど、そういう中でワンコインとすごく切りがいいというのはわかるんですけど、乗り合いになった場合には100円減の500円が400円になるというもお示しいただいておりますけど、気分的にもう100円ぐらひは安くならないのかというような思いもあるんですけど、その金額的な見直しというのは、きのうのお話の中ではどのような形で表現されていたのでしょうか。もう少し100円ぐらひ下がらんのかという話についてはいかがでしょう。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今、各ゾーンにおいて単独乗車の場合はA、B、Cゾーンがそれぞれ500円、1,000円、1,500円、複数乗車の場合は400円、800円、1,200円というふうに設定をさせていただいておりますが、あと100円ずつぐらひ安くならんのかというお話でございますが、きのうの

答弁でも申し上げましたが、まず国土交通省の中部運輸局より、平成25年に運賃の設定に当たってはサービス水準と連動した運賃設定により他の交通手段との差別化を図る工夫が必要であるというふうに示されておりますので、当市の乗り合いタクシー料金につきましては、まず市内のバス運賃が100円から320円、タクシーの中型の初乗り運賃が650円であることから、その基本料金をその間の400円から600円にする必要がございます。そして、より効率的な運行を促すための乗り合い制度を促すために、それぞれ割り引きもさせていただいておるところでございます。

なお、きのうの質問でもございましたが、事業者の調整によってたまたま単独乗車が500円となったり、複数乗車が400円となったりするのはおかしいやないかというお話もございました。これはあくまでも制度上、単独乗車の場合は、時間とかコースともほぼ事前予約の内容で行けるといふふうに考えておりますが、複数乗車の場合は時間が調整の結果、多少ずれたり、コースについても当然目的地が違う場合がございますので、迂回をしたりということで、それらの点を考慮して100円の値引きとさせていただいたところございまして、基本、Aゾーンの場合500円を400円の100円の値引きとさせていただいたところでございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

金額的なところだったんですけど、きのうもちょっと話に出てはおりましたんですけど、民間施設の協賛金の考え方でございますんですけど、きのうも、まだちょっとその乗る場所、そしておりてもらふ場所、基本的には公共の施設ということで、まだ決定というふうなお示しはいただいてないんですけど、こういう中で、私も以前、四日市のほうへちょっと勉強に行ってきたところがあるんですけど、そこはバスだったんですけど、NPOの方がバスで、縦長みたいなまちなんですけど、出発して子供も大人も乗って、学生も電車に乗るための時間帯に合わせて、そして病院へ行き、市役所へ寄り、そしてとあるスーパーでとまると。そのスーパーから年間20万円協賛金をいただいて、そしてそのスーパーの中で買い物をさせていただくと。もちろんバスが40分くらいでしたか位置を決めて待っていると。そして、また乗っていただいて同じ道を帰っていくと。

確かに、高齢者の方がそのスーパーを利用することによって、この20万円という金額が企業にとってどういうふうに影響してくるかわかりません。また、そういうふうなことを考えることによって、料金の設定も少し考え方も変わってくるのではないかと思うんですけど、この民間施設への協賛金の考え方、きのうも少し触れていただいたと思うんですけど、この辺を市としてどのように企業との折衝を進めていきたい考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

この乗り合いタクシー制度の特定目的地、行き先でございますが、原則公共施設ということで、市役所であったり、関支所であったり、加太出張所であったり、あいあいであったりということでございますし、また運動公園などの例えばB&Gや、西野、東野の公園、それから図書館とか歴史博物館、文化会館等を想定しております。JR駅につきましては、公共性が高い施設として特定目

的地に入れたいというふうに考えておりますが、今お尋ねの民間の医療機関とか、ショッピングセンター等の商業施設、あるいは金融機関につきましては協賛制度を考えておまして、そのことによって特定目的地にいたしたいというふうに考えております。ですので、協賛制度の案内やその働きかけにつきましては、当然広報やホームページ等で広く制度内容を周知するのはもちろんのことでございますが、各機関の会合等の折にお邪魔をいたしましてお時間をいただき、制度の説明も含めて協賛制度の内容について周知PRを図りたいというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

さまざまな企業が、きのうの部長の答弁の中では福沢さんのときでしたか、大体1件5万円ぐらいかなあというふうな確定的なことではないんですけど、そういう想定で答弁をいただきました。

それでは、最後にちょっとお伺いいたしますが、いろいろ準備がまだあると思います。今の話じゃないんですけど、そういう企業との折衝もあるし、地域の仮の停留所というのかな、乗り場所というか、その辺もこれから決めていかななくてはいけないというような中で、自治会に大体1つか2つぐらいはどうかあというふうなきのうの話もございました。かなり、まだまだ課題もあるように思いますが、私的にちょっと思いますと準備が不足、時間が足りないのではないかなあと思いますが、もう一年、この福祉タクシーを継続し、その1年の間で今回の乗り合いタクシーのことを詰めるというふうなお考えをお持ちではないでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

この乗り合いタクシー制度を考えるに至った理由、経緯については、昨日の高島議員のご質問の冒頭で、大きく4つ理由を説明させていただきました。特に、その4つの中で大きなものとしては、人口の8%、4,000人については公共交通の不便地域ということで、JR駅から1キロ、バス停から500メートル以上離れておる方が市内に4,000人見えると。それから、本年3月の道交法の改正によって、高齢の運転免許返納者が今も増加しておりますし、今後ますます増加してくると。大きく4つ上げさせていただきましたが、今申し上げた2つが特に大きな理由でございました。これらの課題を早急に解決する必要があるというふうに考えておりますので、そのためにも、新たな公共交通の手段として、乗り合いタクシー制度についてはもう一年待ったらどうやというお話でございましたが、平成30年度から、来年の春からの運行開始を目指したいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

きのう、いろいろな要点から早急に進めなくてはいけないという現状も理解するところではございますが、やはりその辺を丁寧に詰めていっていただきたいなと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいということを申し添えておきます。

ちょっとお時間のほうも詰んでまいりましたので、次の安心・安全対策についてでございますが、

災害対策についてでございますが、今回、きのうも高島議員のほうから話がありましたように、まずは現在北朝鮮のミサイルがけたたましく出てきております。そういう中におきまして、非常にせんだつても核の形も表現されてきております。今回、北朝鮮で言われたのは、確かに日本国は核の被災国でございます。以前の広島原爆では16キロトン、そして長崎では21キロトンというふうな大きなものでございました。そして、現在のところはまだ公表はされてはいないんですけど、推測ではございますが、日本政府としては当初は70キロトンとか言っておったんですけど、これはもう120ぐらいいくんではないかというぐらい大きなもので、こんなものが落ちてきたらひとたまりもございませんが、そういう中におきまして、こういうミサイルの情報伝達、確かにきのうも高島議員からJアラートの動作についてということで、とあるところはちょっと機能しなかったとかいうところもございますんですけど、亀山市におきまして再度お伺いしたいと思います。この亀山市内をこういう危機的な状況が起こったときに、どのような形の情報伝達、そしてJアラートの動作は大丈夫なんだろうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

井分危機管理局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

おはようございます。

先ほど新議員から今回の事例をお話しされましたけれども、今回のミサイル発射でございますが、繰り返しなりますが、平成29年8月29日午前5時58分ごろ、北朝鮮の順安というところから弾道ミサイルが発射されまして、北海道の渡島半島及び襟裳岬上空を通過後、襟裳岬の東の1,180キロのところへ、排他的経済水域外ではございますけれども落下したということでございました。

昨日の答弁でも申し上げましたが、被害想定がされた北海道から長野県まで12道府県の対象地域におきまして、それぞれの地域によって伝達方法が異なるものの、それぞれの伝達がなされたということでございます。

先ほどのご質問でございますけれども、仮に当市が対象の地域となった場合におきましても、同様の形ではございますけれども、Jアラートからの情報を介しましてケーブルテレビやエリアメール等のものを使いまして、市民の皆様方に情報伝達を行うこととしております。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

システムのものが動く間はいいんですけど、実際のところ、猶予時間というのが5分から7分ぐらいとも言われております。そういう中、飛んできたときに一体どこへ逃げたらええのや、身を守ってくださいと言われてもどう守るんだというふうなこともございます。本当に、今のミサイルでいきますと、十分太平洋を飛んでいくぐらいの飛行距離といいますが、そういうのも出てきております。

こういう中でのシェルター1個をつくるにしても、100万から何千万というふうな形にはきておるんですけど、災害という形でいくとミサイルだけではないんですけど、緊急の災害対策という形で、やはり少々食べ物はいち早く準備できるかわからんですけど、水というところについて今回ちょっと

また、以前にも昨年提案させていただいた中ではございますんですけど、平成23年の3・11、皆さんも非常にえらいことが起こったということで覚えてみえると思うんですけど、東日本の大震災、そして昨年4月にも起こりました熊本の大災害、こちらにいて長期間被災地におるといのは非常に苦痛なところでございます。

そういう中におきまして、井分危機管理局長のほうからも、以前、指定避難所等には備蓄している水とかそのようなものをやるということで、ただ水というものが底をついてきたときにどうなるんだということで、以前15カ所の指定避難所で、44カ所のいろいろの他の避難所、こういうところも全て亀山地域のところについても、そういう飲める、井戸から飲めるような水を準備しておるといところはないというふうなご報告をいただいております。

そういう中におきまして、緊急災害時等の飲料水のところについては、以前の答弁では危機管理局長も、非常に水は生命の源でございまして、防災を考えるときには非常に重要なことであると、そう言っておりましたと。そして今後、指定避難所等における防災の備蓄等として研究をさせていただけたらいいなあとことを思っておりますというふうな答弁をいただきました。確かに、上水がない限りは、井戸の水というのは、皆さんもピロリ菌とか、最近ではノロウイルスとかO157等々、いろいろと、たかが水されど水というような形で非常にいろんな菌も入ってくるというのがございます。こういうところについて研究していただいた成果的なもの、そういうものがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

先ほど新議員申されましたように、昨年の12月議会におきまして、飲料水の供給に関しましてご答弁をさせていただいております。現在、飲用といたしまして市内3カ所、中央、本町、関、3カ所に分散させておるわけでございますけれども、3日分ということで4万8,576リットルの水を用意させていただいております。

また、こういった被害状況等が多様に及ぶ中、上水道の管理部局だったり、私どもの危機管理の部局であったりということで、水に関する取り組みということは、それぞれの重要な課題として捉えておる中で進めてまいりました。

前回、12月からご答弁させていただいてから、新たな補助メニューが生まれるようなことはございませんけれども、やはり水の位置づけというのは変わってございません。今後、現行の地域減災力強化推進補助金等の枠もいろいろ協議もなされる中でございますので、そういった場に、この飲料水という定義を持たせていただく中で、それぞれの国や県の補助メニューを貪欲に勉強させていただきまして、乗れるようなものがあれば取り組んでまいりたいと、かように思っております。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

なかなか研究の成果は進みが難しいと見えるようでございますが、以前も申したように、もう実際に大がかりな施設、三重県でいうと三重大とか、そして鈴鹿の総合病院、大きな病院とか、いろいろそういうところに実際あるものを見せてもらったりとか、一部話に聞き及んだところではござ

いますんですけど、やはり1日1人大体3リットルぐらいは飲むと。そうすると、すぐなくなってくるというところで、私は以前も経験させていただいたわけなんですけど。

今現在、やっぱり避難所というのは学校関係が多うございます。こういう中におきまして、文部科学省の国庫補助金事業についても、既に案内は出ておるわけでございますが、対象は小学校・中学校とか出てきて、学校施設環境改善交付金交付要綱というような形で案内が出てきております。これによって3分の1が補助をいただくという中で、実際以前も提言させていただいた中では、簡易的な、ころころとドラム缶ぐらいの大きさの浄水器で、その上にソーラーパネルがあって、電気もあって、余剰の分は明かりとかにも使える、これが100万程度でできるというものでございますので、そういう中におきましては補助金もあるとは思いますが、そのぐらいだったら人の命、まずは試作的にでも亀山でも導入の考え、一般会計的なところから捻出するというのは難しいかもわかりませんが、補助なしでも一遍やってみようというようなお考え、最後にお伺いしたいと思えます。

○議長（中村嘉孝君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

ただいま飲料水の確保のシステムに関しまして、新議員からご提案を頂戴したわけでございますけれども、やはり補助金の3分の1であったり、2分の1であったり、また市で丸抱えするという10割負担でございますけれども、そういった事業展開もあろうかと思えます。ただ、今回総合的に判断いたしますと、防災を、災害に立ち向かうときにいろんなメニューがございます。その位置づけを一つ一つ整理する中で先行順位を高めた、例えば飲料水に着目すればそういった物の考え方も出てこようかと思えます。

また、学校教育の視点ということになりますと、このごろ私どもが取り組んでおります災害教育の中で学校をターゲットにしているというか、生徒の皆さんに防災・災害というものをお取り組みいただくような手だても講じてきておりますので、やはりそういった場で飲料水、水というものの教育というものをお話しできるような、そんな場に努めてまいりたいと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございました。

学校教育ということで、私も井田川小学校のほうには、NPOではないんですけど、任意の団体で防災に関していろいろ井田川小学校が特に熱心に頑張っている学校で、そういうところに防災教育にお伺いさせていただく中でも、非常に子供たちも真剣に聞いていただいたり、また実践していただいて、子供から親に防災の知識を上げているというような実態でございます。

そういうことも兼ねて、地域とそして子供、未来、将来ある子供たちのためにも、ぜひまた上水関係のところもしっかりと検討いただきたいと思えますので、以上をもちまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

4番 新 秀隆議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

(午前10時46分 休憩)

(午前10時56分 再開)

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 西川憲行議員。

○2番（西川憲行君登壇）

勇政の西川憲行でございます。

一般質問をさせていただきます。

きのうまで議案質疑、一般質問、いろいろありまして、その中でいろいろ聞かせていただいておりますら、議会の答弁の中でいろいろ答弁が二転三転しているんじゃないかというような思いも受けましたので、まず最初に、この議会というのは本当に重要な部分で、そこで答弁されたことには責任を持っていただくということが当然あると思います。

それと、計画物についても、計画については我々議会のほうで承認はしてないわけですが、この計画というのは市民との約束であり、これからやっていくということを、市長以下執行部の皆さんが書面にされて出されたわけですから、非常に重要だと私は思っております。

そういう意味で、最初に確認なんですけれども、やっぱりこの議会の重要性、それから計画の重要性についての市長の考え方をまずご確認して、そこから一般質問に入りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

西川憲行議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

当然、この公の意思決定の場でありますこの議会の機能、あるいは役割、そして行政としての、二元代表としての役割、その意味でこの公の議会の場での意味合いというのは、当然本市の意思決定機関の機能として大変重要であると、このように認識をいたしておるところであります。また、公の決定を行う場でございますので、その意味で、そういう認識で責任を持った対応をさせていただいておるところであります。

さらに、あわせて計画の重み、重要性につきましてもどう考えるんだということではありますが、当然、行政は思いつきや、あるいは中・長期の計画を持ちつつ、基本的な考え方をお示しを、これは5万市民の皆さんにお示しをして、議会の皆さんにお示しをして、それに基づいて執行していくということで、計画は全ての施策の根幹にあるものというふうに認識をいたしておりますので、当然その重要性、重みにつきましても一番大事なところであろうというふうに考えておるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

市長のご答弁、まさに私もそのとおりだと思っておりますので、それに基づいて本日、3つ質問を上げさせてもらっておりますが、その中でまず最初には、亀山市が今計画しております情報化の推進について質問をします。

ことしの6月、熊本県荒尾市というところで、市職員による市民情報システムの不正使用による個人情報流出することでストーカー行為を行ったという事案がありました。亀山市は、これから情報化を進めていくということでしたので、その点、外部からの侵入であるとか、そういうコンピューターの物理的なものに対するセキュリティーというのは技術者の方がやられるんだと思うんですけども、職員に対するセキュリティーというのものについてどのように考えてみえるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

おはようございます。

今、議員がご指摘のありました熊本県荒尾市の事例は、まさに職員が住民情報系システムを不正にアクセスしてストーカー行為を行い懲戒免職に至ったという事案でございます。議員申されたようにハード的なことにつきましては、それぞれこの荒尾市におきましても、亀山市におきましても、対策を講じておるところでございますが、今回の事例につきましては、住民情報系システムを扱える職員がその権限の中で行った行為でございますので、やはりこれにつきましては、まず職員のモラルというか、ソフト的なところからの対策が必要だというふうに考えております。

そうした中で、ソフト面の安全管理におきましては、マイナンバー制度の開始を契機といたしまして、従来の亀山市電子行政情報セキュリティーポリシーに加えまして、今回、新たに昨年度、ICT利活用計画を定めまして、その中でも職員に対する情報セキュリティーに対して、さらなる研修の強化を行いまして情報セキュリティーに関する意識の向上を図っているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

まさにICT利活用計画をつくられて、そこに書かれているということを実際に遵守していただいて、個人情報というのは市民の安心・安全に直にかかわってくる大事な問題だと思っておりますので、まさに適切に対応していただきたい、そんなふうに思うところでございます。これは、しっかりやってくださいとしか言いようがないので、やっていただきたいと思っております。亀山市からはそういうような、悪用されるようなことがないようにお願いしたいと思います。

2つ目の質問なんですけれども、亀山駅周辺整備事業、これが先般から問題になっているわけなんですけれども、こちらのほうの推し進め方もやはり私は手法に問題があつて、無理に推し進めているのではないかというふうに感じます。そういう意味では、今までつくられてきた計画のほうと矛盾する点が多々あるように見受けられましたので、あえてここに書かせていただきましたように、公共施設等総合管理計画、行財政改革大綱などの計画との矛盾がないかということを確認する意味で質問をさせていただきたいと思っております。

亀山駅前再開発における図書館の移転ということについては、議案質疑のほうでもさせていただきましても、この検討の中で、本来であれば検討の5要件の中であるんですけども、生活拠点の集中域であること、公共交通機関の利便性が高いこと、市の立地適正化の方向性と整合していること、図書館機能に関連づけられる施設や機能が近在していること、附帯施設も含めた一定規模の用地が確保できることとあります。

こういうのを考えていくと、何も亀山駅前でなくてもできる場所はあるんじゃないかと。現に私が思うのは、例えば関支所とか、この5要件にまさに適合しています。それから、一部適合していないけれども、ああいあの場所、ああいうところでもいいんじゃないかなあというふうには考えるんですけども、どのようにこれを検討されたかということなんですけれども、教育委員会は確かに図書館の拡充であれば、移転であろうが建てかえであろうがいいという総合的な判断だと。ただ、市のほうとしては、各種計画との不整合がない中で、やっぱり予算、あるいはこれからの将来展望も含めた総合的な判断ということで、もう一つ枠が広がった中での判断が必要になってくるのではないかなあと私は思っています。

そうすると、例えば今の段階で定員適正化計画では、職員の総数に上限を設けています。それから、公共施設等管理計画では60年後に25%の総床面積の削減を計画されています。まず、そういう意味では、ほかの施設も使えるんじゃないかという私の一つの提案なんですけれども、公共施設等総合管理計画における60年後に25%の床面積削減の中で、図書館が約3倍の床面積を保有するということになれば、この計画にまず合わないと思います。

それから、その中で特に教育施設というのは、施設全体の40%を占めているわけですから、より大きくなるというふうに考えるべきです。そうすると、削減の実行に当たっては、当然削減すべき施設というものが出てくる。なくすのか、縮小するのか、あるいは統合・廃合するのかということになると思うんですけど、今現時点でそれらのことを、どのような施設を減らしていくのかということを考えてみえるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

落合財務部参事。

○財務部参事（落合 浩君登壇）

本年3月に策定いたしました亀山市公共施設等総合管理計画につきましては、将来にわたって持続的な公共サービスを維持するため、今後60年間で将来費用の25%を削減するという目標を掲げております。この将来費用と申しますのは、施設の更新費用や大規模改修費用を合わせた費用のことでありまして、これらの費用を25%削減していくということが目標でありまして、直接的に施設の床面積を25%削減するというものではございません。

そして、同計画におきましては、3つの基本方針を定めておりまして、維持管理経費の削減と長寿命化の推進、将来費用の確保、施設総量の削減と施設類型ごとの基本方針を定めております。これらの基本方針に基づいて、60年間という長期的な期間の中で持続可能な公共施設の管理に取り組んでいくものであります。

議員ご指摘のとおり、今般の新図書館を含めた公共施設の整備によりまして、一時的に将来費用の増加をもたらすこともありますが、新たな図書館を整備することが本計画に矛盾するというものではないとは認識しております。

そして、もう一つ、教育施設が多くを占めているのでということなんですけれども、公共施設全体に占める教育施設の床面積の割合は41.3%と最も多くなっておりませんが、そのうち学校教育施設が39.7%、図書館を含む社会教育系施設が1.6%となっております。学校教育系施設につきましては、文部科学省や三重県教育委員会が示す手引を参考にしながら、人口の推移、地域の状況や特性を十分に考慮し、また周辺施設の複合化や類似施設との集約化を視野に入れて施設の再編整備を行うこととしております。

また、将来費用の25%削減という目標に向けましては、教育施設のみならず、施設全般の利用状況を分析して、稼働率が低い施設や利用者が限定的で、ほかの施設でも代替が可能な施設については、他施設への機能移転や休止、廃止などを含めた施設のあり方を見直すことにより、施設総量の削減を図っていくというものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

丁寧に説明していただくのはいいんですけれども、私が聞きたかったのは具体的にどのような施設を減らしていくのかということが聞きたかったわけです。

計画に書いてあるように、統廃合していく、それから縮小していくということをこれから検討していくというのではなくて、計画にはそれをしていくと書いてあるわけですから、検討された答えがあるんじゃないかということが聞きたいのですけれども、お答えいただけないということですね。

公共施設等総合管理計画とはすぐわないことはないんだという答弁ですけど、明らかに一時的な増加と言われますけど、60年間をかけてと言いますけど、公共施設を1回建てたら50年、60年という利用になってくるわけですから、やっぱりそのために60年後の25%の経費削減というふうにうたわれているわけですから、やっぱり今の時点からふやすものと削減するものというのは相対して考えていかないと、減らしていくことはまず無理なんじゃないかと考えます。

それから、市長の考え方の中では新庁舎建設も打ち出されると。これも含めると、一時的な増加になるのかなあというのは非常に疑問を抱くところです。

それから次に、定員適正化計画では職員の総数に上限を設けておられます。この中でも、今回、図書館の司書を正規職員で賄っていくというふうに向っております。そうすると人員を増員するかという質問に対しては、今の職員の中から司書の資格を持っている方を充てていくという答弁でしたけれども、ただ3倍の図書館になる中で、人員の増員なくして図書館の運営が成り立つのかとなると、この定員適正化計画との整合はいかがなものかという点についてはいかがでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

定員適正化計画につきましては、平成27年4月1日を基準日として、平成27年度から31年度までの5カ年の計画で、今、議員申されたように原則基準日、つまり27年4月1日の職員数を基本として、その増減を行わない。つまりその当時、消防と医療センターを除く職員は424人でございましたもので、この5カ年は424人を上回らない形で計画を進めていくということになっております。

今回の図書館の駅前移転に伴いまして、新図書館の規模及び機能は、現状より大きく拡充をいたします。そうしたことから、新しい図書館の職員体制については、慎重に検討いたす必要があると思います。その中で正規職員での図書館司書の配置につきましても、今後は必要となってくるものというふうに認識もしております。ただ、今回の定員適正化計画は、現在、基準の職員数未滿でまだ運営をしておりますもので、職員数につきましても、まだ若干の余裕もあるということもございますし、今、議員申されたように司書の配置の方法につきましても既存の職員を配置するのか、また新規の職員を配置するのかにつきましても、今後の検討であるというふうに考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

定員適正化計画の中で、まだ人間的な余裕がある中で、まだ大丈夫だというふうに言われております。

ただ、次は、今度は行財政改革大綱に移っていくわけですが、こちらのほうでは予算の縮小が非常に求められていると。前回、おとついで、私が議案質疑の中でやったときも、財務部長のほうから行財政改革大綱というのは重要なんだと、これをやっていかないと持続可能な自治体経営が成り立たないんだというようなお話もいただいております。

定員適正化計画、424人の人員を配置していく中でということで、行財政改革大綱、実際に今やられておいて、人件費は年々縮小の傾向にあるのかなあというふうに感じておりますけれども、正規職員のほうの職員人件費というのは非常に着実に減っているように感じますけれども、ただ、臨時職員分は増加傾向にあるのではないかなあと思っています。

先ほど山本部長は検討していくということで、臨時職員は雇い入れるというようなことは言及されていませんでしたので、ふえるのかふえないのかがはっきりわからないわけですが、ただ、計画自体も31年までということなので、33年末にでき上がる図書館に関しては、32年度以降の計画で定員適正化計画も書き直すことも可能なんだろうというふうに感じます。ただ、それを行っていくと計画が結局、その都度の事業に応じて計画のほうが変更されるというふうなことになるのはしないのかということをお私に危惧するわけです。そのために、最初の段階で市長のお考えを聞いて計画は大事なんだよね、守っていかなければいけないんだよねということを確認させていただいた。

行革の中で人件費の削減、これ、22項目あるわけですけど、その中の1項目がそういうことになっていきますので、実際に図書館を広げていく、この中で行革大綱の中で経費の節減、人件費の削減といったものに対してはどのようにお考えなのか、お答えいただきたい。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

確かに行革大綱の中では、人件費の5%削減ということを目標として掲げて取り組んでおるところでございますが、今議員ご指摘のとおり、なかなか全体的な人件費については抑制ができていない状況であるというふうに考えております。それと、今後の見通しも含めまして、今、例えば非常

勤職員につきましては、国の中で非常に待遇の改善ということが求められておきまして、例えば期末手当であるとか退職手当の支給ということも論じられておりますし、正規職員におきましては、退職延長という中で、高齢職員の総人件費の抑制ということもうたわれておきまして、恐らく両方の制度が2018年以降で動いてくるんだろうなというふうな認識もいたしておるところでございます。そうしたことも踏まえまして、人件費につきましてはしっかりと考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

次に、今、亀山駅前の再開発計画の中では都市計画決定というのがまだできていないという点についてあるんですけども、いろいろ調べていく中で、亀山のあゆみという本を見せていただきました。ここには都市公園の充実という項があるんです。ここで書かれているのが亀山市が昭和29年にできてから、昭和35年から亀山城を中心とした一帯5.8ヘクタールを都市計画決定を受けて整備したと。都市計画決定の上でこの亀山公園というのは整備されているんだということが書かれています。それで都市計画決定の変更が昭和51年に行われながら、青少年研修センターを昭和53年、図書館が昭和55年とできてきたというふうに書かれている。これは都市計画決定の中で亀山公園の整備の中で図書館が整備されてきたということがここに書かれているんですけども、今現在、この都市計画というのはずうっと生きていると思うんですけども、そんな中で図書館を移転する前に都市計画をどのように考えてみえるのか。もうこの計画は昭和35年から51年に計画が変更されていますので、かなり古い話なんで関係ないんだという考え方なのか、やっぱり都市計画というのは、それこそ、将来にわたって生きてくるものだと思っておりますので、その中で都市計画の変更もなしに、それから図書館を移転していくということについてはどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたい。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、都市計画法に基づきますさまざまな決定、あるいは計画の推進、これは非常に長期にわたりますけれども、当然、都市計画決定に基づいてさまざまな、例えば道路、それから下水道、水道施設、それから斎場であったり、図書館であったり、公共施設、そういうものを含んで都市計画決定は包括的に、あるいは個別に対応させていただくものであります。それは当然、非常に基本となるものでございます。

しかし、非常に長期にわたる都市計画決定が局面の中で見直しをしたり、あるいは今回も道路につきまして議会からご指摘も受けておるところであります。そういう全体を見直す必要があるのではないかと。こと等につきましては、当然見直すものは出てこようかと思っておりますが、都市計画法に基づく運用というのは、私どもとしては、公共施設につきましても当然重用視をさせていただいておるものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

だから、重要視していると言われるのであれば、やっぱり手順を踏むべきだと思うんですね。都市計画決定あり、それから開発に向かっていくというのが先だと思うんですけど、やっぱりこれ、あくまでも亀山駅前の再開発を急ぐ余り、そういう手順を踏んでいない。だから、市道認定も今ごろ出てくる。それから、予算案が出てきてもなかなか説明ができない。それから、将来展望も出ない。それから、そういう今言ったいろいろな計画の中でも不整合な部分が出てくるんじゃないかという疑問が湧いてくるわけですよ。それをしっかりと順次、都市計画決定をします。ここの図書館には人員の定員はどれぐらい入れます。それから、公共施設の管理計画においてもふやしていく施設はこれ、減らしていく施設はこれ、統廃合していく施設はこれといろいろ明示していただかないと、我々はそこで判断ができないわけです。

本当に小出し小出しにして、ここまではいいでしょうと、これだけはいいいでしょうと言われて、そこを1つ認めたら次のところへ行くという、そういうやり方では僕は非常に不誠実だと思うんですよ、市民に対しても、我々議会に対しても。議会の意思決定を大事にするとか、それから計画も大事にすると言われるのであれば、やっぱり大もとになる総合計画であったり、都市計画であったりというものは、しっかりと見直ししながらやっていただかなきゃいけないなあと思うんですよ。

ここでは、事業認可も受けて、この計画をされているということが書かれていますので、多分事業認可というのは、今の亀山駅前のやり方と同じような感じで、市だけではなくて国からの事業認可を受けて補助金をもらってやってきたんじゃないかなあというふうに思うんですけれども、最終的にここにいろいろ書かれているのが、これはまだ博物館一带は工事途中だったんでしょうね。現在工事が進められている博物館周辺一带は、今後中央階段云々というのをいろいろ書かれて、二、三年の予定で逐次整備し、残る公園、駅周辺も計画されている道路の進捗状況と整合しながら整備を進めると。整備が完了すると子供からお年寄りまで楽しめる本格的総合公園となり、各種イベントの会場や震災等の避難所として広く活用されるであろうというふうに、これからの整備計画までうたわれております。

つまり、これだけ亀山の公園の中で、図書館の占める位置というものは非常に大きなものだと思います。それを今言われるように、計画は計画で大事なんだよと言いながら、その計画の変更もなしに図書館の移転を先に決定された市長の真意、その辺が私には理解ができないわけです。やっぱりここで計画も変更するという議案を上げながら、そしてそこに当然計画変更のものはなんだという、図書館の移転ですという話になると思うんです。それで図書館の移転をまずは議論しながら、そして亀山駅の周辺再開発というものは、当然必要だと皆さんが思っているわけですから、その周辺の再開発についても議論を進めていくという丁寧な部分がないと市民の方々の隅々まで理解が至らなかったんじゃないかと思います。

この点、亀山公園の充実、それから亀山公園から図書館をなくしていく、その点についての市長のご意見を伺いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当時の昭和40年代でしょうか、そういう決定の折に、ご案内のように、この西小のここに図書

館があったわけでございます。その移転も含め、そういう中での当時の亀山公園全体としての決定をなされたというふうに思っておる。また、その移転を誘導する計画となったというふうに考えておるところであります。

さて、今、亀山の駅前再生にかかわる事業との関係で申し上げましたが、私どもとしては、この駅前再生の事業につきましては、それこそ本市の最重要計画となります総合計画の戦略プロジェクトとして位置づけ、これは第1次の総合計画の後期基本計画としてもプロジェクトとして位置づけて、各事業を展開いたしてまいりました。これは、そういうことで前へ進めていく施策としてしっかり位置づけてまいりました。あわせて、今の図書館の移転につきましては、これも今日までさまざまなご議論をさせていただきましたが、前提となります立地適正化計画の中でしっかり、この6月にお示しをさせていただいたものでございます。

さらには、既に動いております新しい総合計画のいわゆる空間形成計画の中には、駅前再生の考え方も含めしっかり位置づけて進めてきたところでもあります。当然、今申し上げました私どもとしては、駅前の再生の核となります再開発事業に公的機能を移転していく、これにつきましては、ぜひこの事業は再生を図っていくために大変重要でございますし、当然この成功のために英知を結集しなくてはなりません。そういう中で、私どもとしても丁寧にその事業のあり方につきましては、積み上げてまいらなくてはならないというふうに考えておるところでありますし、都市計画法に基づきまして、今おっしゃるいわゆる都市計画決定の手續につきましては、現在それをつなげておる段階でございますので、そのようにご理解をいただきたいと存じます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

あのね、市長、言われるように総合計画に位置づけて駅前の再開発をうたわれてというのはわかります。でも、立地適正化計画でって、図書館の移転というのはことしの6月なんでしょう。教育委員会が大綱を出して図書館の移転を決定したのも7月ですよ。その前から産業建設委員会の資料なんかでは、図書館の移転も考えるみたいなことは出ていましたけれども、言われるように、都市計画決定をする、それから市道認定をするとか、そういう手續が逆じゃないですか。先に決定ありきで、その後でそういう手續をやっている。だから、今やっている最中ということになるんであって、本来であればそういうことを議論しながらやっていった上で、それと並行して駅前をどうするという議論を進めていかないと、これは市民に、あるいは議会に理解をせえというのはちょっと丁寧な説明だとは言いつらいと私は思うんです。

それから、今の答弁の中で僕は、亀山公園の今後を考えていく上で、あそこの文教区としてあの公園が充実している中で、図書館がなくなることについて市長はどのようにお考えなのか、その点もちよっとお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

亀山公園につきましては、当然さまざまな文教的機能がここに集中的に配置をされておるものでございます。その中には、図書館を初め、一番新しいのは歴史博物館でありますけれども、かれこ

れ二十数年経過いたしております。図書館につきましては40年近い歴史を持っておるところでございます。

当然、それぞれの施設の持ってあります機能的な課題とか構造的な課題があります。古くなってくる中での使い勝手とか利便性とか、そういう中で、昨年、図書館としての課題、基本構想をお示しさせていただいておりますが、それも含め、当然、新しい亀山市全体の中心市街地の再生でありますとか、あるいは今後の今の亀山公園周辺におけますその後のあり方でありますとか、当然それは、それぞれに生かしつつ、前へ進めていくことになろうかというふうに考えておりますけれども、今回の駅前の再生への図書館の移転につきましては、立地適正化計画、6月とおっしゃられましたけれども、新たな中心市街地の再生に向けた環境を整えていくということではありますが、今ある亀山公園周辺の機能としては、これはこれで一定のまとまりがつくられてこられたと思いますけれども、さらに移転をすることによりまして、亀山市全体の中心市街地の再生に寄与させていくと、そのような考え方であります。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

いろいろお話いただきましたけど、要はあそこから図書館がなくなってもいいよという考え方なんだろうなあと思います。過去の市長の発言録をいろいろ調べさせてもらったんですけども、図書館に言及している発言って非常に少ない。それから、市長の選挙のときのマニフェストも読ませていただきましたけど、亀山駅の再開発は書いてあるんですけど、図書館移転ということは書いていないと。公共的機能というふうな書き方をされていると。

それから、今、答弁の中で利便性等も考えてというふうに言われましたので、おもしろい資料があったんです。これ、文化振興ビジョンなんですけれども、ここ亀山の文化環境についてというアンケートをとっています。これは多分、資料自体が古いので、そういう図書館が移転やとか、そういう話がない時期の本当に市民の方にとられたアンケートなんだなあと思います。

ここで亀山市の文化環境について、図書館について「満足している」「どちらかといえば満足している」というのが35.5%以上の満足しているという結果があると。ただ、先ほど市長が言われたように利便性というもので、交通の便が悪いというアンケートも9.7%、それから設備が充実していないというのが19.7%あるんですけども、でもこれは3年前にリニューアルしていますので、そこでこの設備の充実というものについては、かなり図書館のほうはされたと思いますので、古いアンケートですので、これがどうだというわけではないですけども、やっぱり亀山公園というもの、あそこに図書館があるということは大事なんじゃないかなあと私は感じております。

市長の発言録の中では、26年の3月の定例会、前田議員の質問に対する答弁の中です。一部読ませていただきますと、大変すばらしい充実をした空間だと。多くの方も、非常に立体感のある空間であり、あるいは機能でありという意味では、すばらしいなあというものを改めて感じたところである。市民の学び、あるいは憩い、あるいは遊び、子供の非常に長い滑り台がございますけれども、ああいうものもひっくるめて、非常に総合的に機能するような環境のエリアだというふうに改めて思いました。それから、ちょっと飛ばして読みますと、生涯学習施設につきましては、本年度、図書館の改修を実施いたしましたので、引き続き学びの場として各施設の充実に努めてま

いりたいと考えておりますと。それから、生涯学習の拠点として、また亀山公園とが一体となったさまざまな効用を発揮できる公共空間として活用していきたいというふうに考えておりますというふうなことを言われております。

やっぱり市長は、もともと図書館と亀山公園の一体感というものに対して非常に肯定的で、なおかつ今後もあそこを大事にしていきたいというふうに言われているんですね。これ唯一と言っていいほどの市長の図書館に対する答弁だと思うんですね。これが、確かに今のように亀山駅前に図書館を移転する、しないという議論も始まっていない時期ですので、本当にフラットな亀山公園に対する市長のご答弁かなあと私は感じておったんですけども、先ほどのご答弁は、課題もある、利便性も悪いという点を言われておりましたので、考え方が変わったのか、あくまでも、今のこの問題に対する答弁として、昔のような答弁はできなかったのかなあというふうに感じております。

今後も、図書館は本当に市民にとって大切な場であるということであれば、やっぱり場所がどうこうという話ではないと思います。本来は図書館はどうすべきかというところから議論を始めて、その結果として移転しなければならないというのにならなければいけないと思うんですけども、今回は教育委員会の構想を読んでも、あくまでも亀山駅前に移転するためには、やっぱりこういう問題を解決していかなきゃいけないよというのがクローズアップされていて、図書館の中身について、特に人の問題であるとか、開館時間の問題というのは後回しにされていると私は思っております。

やっぱりこれからつくっていく上で、先ほどもいろんな計画を言いましたけど、これらの計画としっかりと合ったもの、それから何が大事なのかという点を考えていただいて、やっぱり亀山駅前の再開発の手法も考えていただきたい。それから、無理に図書館を利用するのはやめていただきたいと思っているんですけども、今後も計画のほうには終期がありますので、合わない計画を変更してでも、今の段階ではそういう見直しとか、亀山駅前の手法を考え直すという余地はないのか、その点をこの質問のところで聞きたいと思います。今のまま反対意見があっても進めていく、そういう決意でしょうか、市長。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この4月以降、駅前の再生につきまして、また図書館の移転につきましてさまざまなご議論を特別委員会等々を通じて行っていただいてまいりました。その中で今日を迎えておるというふうに考えておるところであります。

また、今の都市計画で、当然、長期的な視点で都市機能を誘導していくということの大切さは、言うまでもないことだというふうに思っておるところであります。先ほど申し上げた立地適正化計画におきましても、図書館は亀山の中央都市機能誘導区域に誘導していこうと、こういう考え方をお示しさせていただいておるものでございます。さらに、駅前の再生につきましては、さまざまな議論も踏まえまして、これは段階があろうかと思いますが、詳細の計画を詰め、そしてさまざまな大変課題がありますけれども、英知を結集してこの具現化に前へ進めていく必要があるかというふうに思っております。

図書館の移転の場所は、さらに適地があるんじゃないかと、そういうのをもう一回見直せという

ようなご指摘でございますけれども、私どもといたしましては、この駅前地区への図書館のいわゆる機能の移転等々につきましては、お示しをさせていただいております考え方で前へ進めてまいりたいというふうに考えておりますし、今後ともこの事業が本当に課題はありますけれども、私どもとしては、しっかり前へ進めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

このまま進めていくというお答えです。ただ、課題があることも認識されているということですので、しっかりとその課題については向き合っていかなければいけないと思いますし、これは亀山駅前が適しているか適していないかというのは、個々の意見の相違がありますので、これ以上言っても変わらないということですので、我々反対する側としては、反対のためにどういうふうなことができるか考えながら、これからも議論をしていきたいなあと考えております。

次に、3つ目ですけれども、これはまた話が変わりますけど、民有地における雑草対策の問題解決を市がどのように取り組んでいるかという点なんですけれども、宅地、農地、森林などいろいろ雑草が生い茂って市民生活に影響を及ぼすところが多々あるのではないかなあと考えています。これから特に冬になってくると雑草が繁殖していくと火災などの心配があるということで、危険に直結していくのではないかなあと思います。

空き家もそういうような意味合いから、空き家対策をやられて、条例もつくられたわけですが、今現在、先回の定例会でも聞いて、対策はとっているよということでしたけど、そうなる対策をとっているということであっても、有効に活用されていないのではないかなあと考えています。

そこで、今回も聞かせていただくわけですが、耕作放棄地などもだんだんふえてきて、空き地が問題化していく、顕在化してきたなあと感じるんですが、その点、市長いかがお考えでしょうか。もう少し言うならば、今後どのような対策を有効に打っていけばいいか、そんな考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

答弁願います。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

空き地の問題でありますとか、当然この対策をどうしていくのかというのは、現在進めておるところであります。今、農地の中にあります耕作放棄地の扱いにつきましてのご質問でございますけれども、農政室が対応しておるところであります。農業委員会より、例えば所有者にそういう放置問題等につきまして、文書で連絡をさせていただいております。住宅地内におけます耕作放棄地かどうか不明の場合等々につきましても、いわゆる調査した結果の上で判断をし、適切に対応させていただきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

適切に対応されるということなんですけれども、その適切がどこまでなのかというのは、これはわからないところなんです、亀山市の条例に亀山市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例というのがあります。当然市長もご存じだと思います。ここの第11条に、市及び関係行政機関は、犯罪の発生を未然に防止する環境を整備するため、次の事項について、相互に連携し、及び協力して取り組むものとする。そこの第1号に、市民等による防犯に関する活動に対する支援、第2号が防犯に関する相談体制の充実、第3号が前2号に定めるもののほか、犯罪の発生を未然に防止する環境を整備するために必要な事項ということになっています。やっぱりこれは安心・安全なことに対する市の責任を市の条例でうたっているわけですね。

そういうことでいえば、やっぱり適時適切な対応を今現在とっていますと言われながら、亀山市内の空き地には雑草が生い茂って、危険なところがいっぱいあるというふうに言われています。そういうところがあると、例えばよその市ですけれども、空き地に連れ込まれて何らかの犯罪事案の被害者になったという事例が起こっていることもあります。そういうことからいうと、この条例に対して市は責任を負わなければいけないと私は思います。

そういう意味で市長、今以上に適切なのか、もっと市長が言われているようなスピーディーな対応というものをお考えなのかどうか、その点いかがでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご案内のように、空き地の例えば雑草等々につきましては、今おっしゃられるような美観の問題とか、防犯上の問題とか、そういうものが当然背景にございますけれども、それにつきまして本当に今の条例の制定もそうなんです、地域力全体でもってそれに対応していこうということを目指しておるところであります。

当然、空き地の管理等々、原則的には、いわゆる民有地ということにつきましては、土地所有者等の責任によるものが第一義ではございます。現状の状況把握につきましては、地域住民の皆さんの協力とか情報提供をもって、これに対して行政として行うべきものは行わせていただいて現状があるというふうに思っております。しかしながら、全てが全て200平方キロぐらい広い亀山市内におきまして、それが課題解消がなされておるかという、なかなか現実にはそうでもないところでございます。

したがって、条例の趣旨も踏まえまして、私どもとしてはそれぞれ地域の皆様、あるいは当然、所有者の皆様の協力や理解を求め、当然、行政としても行うべき対応をさせていただいて、そういうのの解消に努めていくということに尽きようかというふうに考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今、市長が答弁された中身は、全く空き家対策のときに答弁された中身とさほど変わらないのかなあと。空き家も当然民有地であって、市がどこまで手を入れるかというのは非常に難しい。そういう話の中でも空き家条例をつくられて、対策に乗り出された。これは、国の法律の後押しがあったとはいえ、やっぱりやっているわけですから。

他市、三重県内でも幾つかの市が空き地の条例もつくられています。ということは、亀山市でもできないことはないのではないかなあと。やる気の問題ではないのかなあというふうに私は感じます。

やっぱり大事なのは、計画の文言だけではなくて中身ではないかなあとと思いますので、やっぱりこういう市民の安全に直結する部分、先ほどの個人情報の関係もそうですし、空き地のことに関してもいろいろやっていただきたいし、目的に応じた対策、手段をできるだけ早くとっていただきたいなあと考えておりますので、ぜひ空き地に対するものも情報収集をして、その空き地をどういうふうに活用していくか、それから空き地の持ち主に対しての注意喚起、そして市ができること、道路にはみ出している草とかは何とかしようとか、そういうようなことでぜひやっていただきたいということをお願いしたいと思います。

亀山駅前の再開発については、まだまだこれから議論は活発化していくと思いますし、これで今の段階でも、市議会の中でも意見が割れている中ですので、今以上により懇切丁寧な説明と我々が納得できる説明をしていただくことをお願いして質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（中村嘉孝君）

2番 西川憲行議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時45分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 宮崎勝郎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

議案質疑に続きまして一般質問させていただきます。

緑風会の宮崎でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回の一般質問については、教育行政と学童保育、いわゆる放課後児童クラブ、それから道路行政、危機管理という4点についてお尋ねしたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひしております。

まず、教育行政でございますが、まず1番目に全国の学力・学習状況調査の結果が発表されましたが、当市の状況ということでございます。先月28日に学力テストの結果が発表されて、29日の新聞に出ておったんですけれども、この調査についても、我々の会派の尾崎議員が過去2回ほどお尋ねしておりますし、大先輩におりました森淳之祐さんも質問しております。そういう中で、今回、私がこの調査の結果を1点お尋ねしたいなと思ひしております。

新聞で見ますと、全国を見ますと秋田とか、例えば石川、福井あたりが上のほうにおるなあとというふうに思ひしておりますが、三重県については全国平均を下回っておると、ことしもそのような結果でございます。当市の状況がまずわかれば、お聞かせ願ひしたいなと思ひしておりますが、よろしくお願ひします。わからなければ結構ですが。

○議長（中村嘉孝君）

12番 宮崎勝郎議員の質問に対する答弁を求めます。

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

本年4月実施の平成29年度全国学力・学習調査の結果が、先月28日に文部科学省より公表されたところであります。今回の調査は、昨年度までと同様に小学校6年生と中学校3年生の全児童・生徒を対象に国語、算数・数学の2教科で実施をされました。それぞれの教科において、A問題、B問題がありまして、A問題は主として知識に関する問題、B問題は主として活用に関する問題となっております。調査結果における全国の傾向といたしましては、都道府県正答率の地域差縮小が進んでいるということから、文部科学省は学力の底上げ傾向が続いていると捉えているところであります。

亀山市の調査結果でありますけれども、小・中学校ともに全国平均や県平均の正答率には達していないものの、昨年度の本市の平均正答率との比較においては、小学校では国語Aで4.9ポイント、国語Bで1.6ポイント、中学校では国語Aで0.2ポイント、国語Bで2.6ポイント、数学Bで2.2ポイント、それぞれ正答率が向上しております。また、ほかの教科の正答率につきましても、横ばい傾向にあるほか、県の平均正答率と比較しますと、小学校では全ての教科においてその差が小さくなっております。さらには、小・中学校ともに無回答率の差が縮まっております。これらのことは、全体的には全国同様、学力の底上げが図られていると考えておるところでございます。

一方、学力面での課題となりますのは、小学校の国語で話すこと、聞くこと、算数で量と測定、中学校の国語で話すこと、聞くこと、言語事項にかかわること、数学で関数、数と式、図形の項目に県の正答率との差が見られるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

状況を聞かせていただきました。この中で、先般の新聞を見ましても、学力テストについて県は全国平均を下回るということも出ておりますが、中学校の数学Aがちょっと全国平均より上にいっておるのかなというふうの結果が出ております。その中で、鈴木英敬知事が結果に対して深刻に受けとめているというコメントを出されております。我が市の市長としてどのように受けとめられておるのか、感じをお聞かせ願いたい。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

宮崎議員のご質問にお答えをいたします。

本市におけますこの調査の結果につきましては、各学校、教育委員会の連携によりまして、学力向上推進の取り組みを行ってきておりますが、国・県との正答率についてもその差が小さくなってはきておるところでございますが、徐々にではございますが、その成果がうかがえつつ、底上げが図られつつあるものというふうに認識をいたしておるところであります。

しかし、今後につきましても、これまでの成果、課題をしっかりと踏まえて分析をした上で、学校、

家庭、地域が一体となって、教育委員会が核となって、その三位一体の学力向上推進のための真の学力を身につける取り組みを一層進めて努力をしていくことを期待いたしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

市長の受けとめ方も聞かせていただきました。

全体的には底上げがされておるという理解をさせていただきたいと思っておりますが、次に、この学力向上について、事業評価Aと評価されていることでございます。これについては、決算資料でございますけれども、平成28年度の主要事業の評価シートの中で、この学力向上推進事業が上げてございます。その中で、総合判定としてAとついているんですが、この中での計画に基づいて実績、亀山市のレディネステストという実態と分析の中で、いろいろな取り組みをされているんですが、やはりこれがAとして順調にやってきたということで、底上げができてきたのかなというふうに理解しておりますけれども、そこらについて教育長あたりはどのように分析され、評価されておるのか、確認したいと思います。次長は行政マンでございますので、教育長のほうからお願いしたいなと思います。

○議長（中村嘉孝君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

議員ご指摘の学力向上推進事業では、児童・生徒一人一人の確かな学力の向上を図ることを目的に亀山市学校教育ビジョン、並びに亀山市学力向上推進計画に基づき、その実効的な取り組みを推進しておるところでございます。

事業内容といたしましては、本市独自の取り組みとして亀山市レディネステストの実施と分析、補充学習支援教材の活用、教職員に対する学力向上研修会の開催等、計画的、継続的に実施しておるところでございます。その成果指標であります全国学力・学習状況調査の結果としましては、実績値の三重県平均正答率を100としたときの割合が、平成27年度93%から平成28年度、1%でございますが、94%に上昇し、授業の理解度としましては、実績値の授業の初めに目標が示されていると答えた児童・生徒の割合が85%から88%に上昇いたしてもおります。

以上の指標の結果から、学力向上推進事業において、児童・生徒の学力定着と教職員の指導力向上に向けて着実な成果が進められたため、授業が順調に進んだものと考え、総合判定としてAとしているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

この学力向上テストの事業評価で教育委員会の教育研究室のほうの主になって頑張っていたいとおって、わずかと言いながらでも上昇したというのは評価させていただきたいと思っております。

しかし、それで満足せずに、やはり県平均もさることながら、全国平均を上回るぐらいの学力の実績が今後できていけないのかというふうにも思っております。その中で、今後の方針もですが、例えば、クラブというのか部活というのかちょっとわかりませんが、一、二時間ぐらい

しておるクラブの子供の成績がかなりアップしておるといふ新聞報道がされております。そういう中で、やはりそういうようなクラブをしておいて、両方学力が上がるのかどうかというの、ちょっと私もクエスチョンがつくんですけども、やはりそういう子はそのようにどっちも頑張るのかなというふうにもまた思ったりします。

そういう中で、今後の方針として、今、教育長の事業評価の中での話もございましたが、今後、29年度、30年度に向けて、どのようにさらに進めていくのか、答弁をお願いしたいなと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

全国学力・学習状況調査の結果からは、先ほど申し上げましたように幾つかの課題が見られます。しかし、1点、2点に一喜一憂することは控えまして、本市といたしましては、昨年度改定いたしました亀山市学力向上推進計画に基づき、現在、書く力の育成を軸とする学力向上の取り組みを市内の全ての学校で集中的に進めているところです。当計画に基づく事業改善を継続して行うとともに、各種プリントなどの補助教材を繰り返し活用することで学力の定着を図ってまいります。

一方、本市は他市町と比べまして若年層の教員の割合が高いという実態が続いております。このことにつきましては、この現状に鑑み、校長、教頭が校内でリーダーシップを発揮するとともに、県や市の指導主事、教職員指導員等を派遣することにより、若年層の教員の指導力の向上を図るなど支援に努めてまいります。

また、議員ご指摘の部活動につきまして、児童・生徒質問紙調査から、市内の中学校の部活動は、県平均よりも長い時間行われているという傾向がわかってまいりました。したがって、現在策定中の部活動ガイドライン、今月中にも完成を目指しているところですが、そのところで望ましい活動時間、練習時間等を明記して、中学校の関係者にも理解を願うよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

いろいろ今後の方針も聞かせていただきました。特に若年層の先生方が多いというのは亀山市の特徴みたいでございまして、亀山市も以前からも少人数学級とかいろいろな対策の中で、ベテランのやめられた先生方の手助けをしてもうておるといふようなことがございまして、やはりそれも非常に大事なことは私思っております。やはりずうっと人生をほとんど教育畑を歩かれて、仕事の中では終えられた方の指導も必要かなというふうにも思っておりますが、そのようなやり方も今後続けていってほしいなというふうにも思っております。

最後になりましたが、県の教育長も、これから先、こういう県も全国平均並みにいくには、やはりそれぞれの市町の教育委員会とそれぞれ連携をとって上げたいというコメントもされておりますので、そこらも含めてよろしくお願ひしたいなと思っております。

さらに、先ほど申しました教員の補填については、もう一度考えをお聞かせ願ひたいなと思っております。さらに進めていくという考えがあるのかどうか確認したい、ベテラン先生の起用という

のは。

○議長（中村嘉孝君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

教職員指導員のご指摘かと存じますが、引き続き、現在もOBの先生を任用させていただいておるところでございますが、一層これからも継続して充実させてまいりたいと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

それじゃあ、よろしくお願ひしたいなあと思います。

それでは次に、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育についてでございます。この市議会の教育民生委員会でも、今まで学童保育について調査・研究もし、提言もしてございます。いろいろ提言もしてございますので、それも含めてご答弁をお願いしたいなと思っておりますが、まず現在の学童保育の状況について、市内全域ほとんどあるわけでございますが、それについてお聞かせ願ひたいなと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

放課後児童クラブにつきましては、就労を希望されます家庭の増加等を要因として、大規模校を中心に入所を希望する家庭が増加していることから、平成29年度当初に待機児童が見込まれました井田川、川崎、関小学校区において、新たに施設を整備したところで、本年4月1日現在の放課後児童クラブは17施設、支援の単位数は19となっており、566人の児童が利用しております。本年5月1日の小学生児童数が2,888人ですので、約19.6%、5人に1人の児童が放課後児童クラブを利用している状況になります。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今の状況を聞かせていただきましたが、井田川と川崎と関でしたかな、待機児童が出ておるといふ状況を聞かせていただきました。

実は私、地域が南小学校区でございますので、そこの父兄の方にもちょっと聞いたんですけども、学童保育をやっていたら、もう4年ぐらいになるのかな、けれども入れやん子が出てきたんやわという話をちょっと耳にしております。そのような実態はセンターのほうでつかんでおるのかどうか、確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

議員ご指摘の南小学校区なんですけれども、亀山南小学校区放課後児童クラブにつきまして入所児童数が上限に達したとお聞きしておるところで、来年度につきましても同様の状況になると見込

んでいるところです。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

実態がそれでかどうかは、私も詳しくは調査しておりませんので何ですが、高学年の子が入れない、または新入学生の子も入れないというような状況もあるというふうに私は聞き及んでいますが、定数もあって、いわゆる施設の問題かなというふうにも思っておりますけれども、施設についてやっぱり改善するべき時期が来たのかなあと。南小学童保育については、当初は10人そこそこの数で開設したと思うんですけれども、学校の施設をお借りしてやっておると。やはり利用されている子供さん、親御さん含めて非常に好評であるのは事実でございます。

学校からその場で学童のほうへ行って、遊び場にしてもグラウンドがあるし、遊具施設もあるし、勉強するにはまた静かな環境やしというふうに私は理解しておりますけれども、受け入れの中でやはり待機児童をつくるということは、私は芳しくないな、都会並みかなと私は逆に思ったんですけれども、亀山で何とかそれは解消できるんじゃないかというふうに思っております。

都会ですと幼稚園か保育園かのときに、公園に建てたらどうのこうのという話まで聞いておりますね、東京都では。そういう中やなしに、亀山ではもっとできるんじゃないかなあというふうに私は思っておりますが、そこらの考えを今後どのように対処していくのか聞かせていただきたい。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

放課後児童クラブ施設につきましては、子ども・子育て支援事業計画のとおり、地域の実情や特性等を勘案し、公共施設の利用など公的関与を行うとともに、必要に応じて民間力を活用し、整備することとしておりまして、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ってまいりたいと考えているところです。

このようなことから、先ほど南小学校区のお話が出たんですけれども、南小学校区につきましても、放課後児童クラブを運営いただいております皆様方とご相談させていただき、今後に向けた対応について協議、検討をさせていただきたいと考えているところです。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

指導員の問題については、指導員の方々とお話ししていただいて、協力願う人は協力願うということでこれからもふやしていかないとあかんと思うんですが、施設については、やはりすぐさまできないと思います。どっかの借り物をしや、簡単にできるかもどうかわかりませんが、やはりその地域としては非常に指導員の皆さん方も苦慮されております。そういう中で、市長さんうなずいてみえたんで、一遍市長の答えをいただきたいなと。私の話にうなずいてもうていましたけれども。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

南小学校の放課後児童クラブの状況につきましても、認識をさせていただいておりました、その意味で先ほどセンター長が答弁いたしました、関係者の皆様と協議をさせていただいて、その上でどのような施策が適切なのか考えてまいりたいと思います。

当然、前段の子ども・子育て支援事業計画等々がありまして、17施設、19単位であります、その全体の計画の中で他の課題も変化も起こっておりますので、しっかり見詰めていく必要があらうかというふうに考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今回、私は特に南小校区の放課後児童クラブについて申し上げましたが、当初から井田川とか川崎とか関とかいろいろな地域もございまして、亀山市全体を通じて考えていただいて今後の計画にさせていただきたいなど。市民がやはりまだ子育ての中で非常に大事なことだと思いますので、よろしく願いして終わりたいと思いますが、その後にもう一件ございまして。

先般、夏休み中に行われました長期休暇子どもの居場所事業の成果について、お尋ねしたいなど思っております。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

長期休暇において、保護者が就労等により家にいない小学生児童の安全な居場所を確保し、保護者が安心して就労等ができる環境を整備するため、本年度から実施しました長期休暇子どもの居場所事業につきましては、夏季休業期間中9人の低学年児童に利用いただいたところです。

また、居場所事業につきましては、市内で放課後児童クラブを運営いただいております社会福祉法人に委託し、青少年研修センター2階の和室で実施したところで、近隣の亀山公園を活用するなど良好な運営をいただいたと考えております。

利用いただきました児童及び保護者からは、おおむね好評な声を聞かせていただいたところです。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

新しく取り組んだ事業でございます。まだ周知が行き渡っておらんのかなというふうに、夏休みに9人というのはちょっと少ないのかなという私は思いがします。もっと周知徹底しておれば、周知が行き渡っておればもっとふえるんだろうと。

それから、これから先に、この長期休暇の中での冬休みとか、例えば学年が変わる春休みというのかね、それについてのこの事業をどうしていくのか、確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

本年度につきまして、年末年始の冬休みの期間、それから学年末、学年始めの春休みの期間にお

きましても、事業を実施することとしておりますことから、なるべく早い時期に小学生児童の保護者に周知してまいりたいと考えているところです。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

いろいろ申しましたが、この放課後児童クラブ、学童保育についての推進を十分お願いしたいなというふうに思って終わります。

続いて、道路行政についてでございますが、道路行政については、市としてもやはり市道、県道、国道、農道までも絡んでくるかなというふうに思っておりますが、今までの道路行政、いわゆる新設も含め、また改良も含め、いろいろな行政の中でやられてきております。そういう状況をお聞かせ願いたいなというふうに思っております。

○議長（中村嘉孝君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

今まで行ってまいりました市道の状況でございますが、まず野村布気線の進捗状況でございますが、最後の用地買収も昨年度末に契約が整いましたことから、工事の進捗につきましては、昨年度用地買収が完了しております長田池を越えたところから西側へ200メートルの区間の工事を行ってまいったところでございます。

また、そのほかに野尻線——菱電の前でございますが——の流末排水路の工事も進めているところで、今年度は引き続き野尻線の排水路整備を行うほか、野尻線と野村布気線交差点付近の工事も行っている予定でございます。

それから、さらに長田池部の道路改良工事に係る仮契約も締結いたしましたので、本議会に工事請負契約の締結を提案しているところでございますので、来年度の供用開始を目指して工事を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、和賀白川線につきましては、県道鈴鹿関線から鈴鹿川を降下し、忍山神社までの580メートルが平成26年3月30日に供用いたしました。計画延長2,330メートルのうち1,630メートルが供用開始されておりまして、国道1号亀山バイパスから市道亀田小川線までの約700メートルの整備を平成27年度までに道路詳細設計を行い、この第2次総合計画、前期計画でも引き続き進めているところでございます。

城北まちづくり協議会に属する自治会長への説明や、また各自治会の住民説明会を行い、合意形成に努めて進めてまいりました。平成28年度繰り越し事業の用地測量を進めるとともに、引き続き計画的に進めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

また、その他の道路につきましても、道路の安全性や防災機能を高めるためにそれぞれ生活道路の整備を進めているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

道路行政全般についてお尋ねしました。

それでは次に、その前に聞くべきかも知れませんが、今回、質問で出しておりますが、県道鈴鹿関線、亀山白山線の交差点改良の今後の見通しについてということで出しております。この県道鈴鹿関線については、亀山市という環状線の一部だと私は思っております。その中で、天神地域の中の鈴鹿関線と白山線との交差点の改良は、県において1年ほど前から用地買収も済まされ、一部工事にかかって、我々もできるんじゃないかと喜んでおったんです。非常にもろ手を挙げて喜んでおった一人ですが、そんな中、その後1年たってもなかなかできてこない。こういうなんは県の道路行政やで、市は私ら知らないよというように思っておるのか、何か必要があれば県のほうにも要望しておるのか、そこらをまず確認したい。何しろ、これは亀山市の環状線の一部やと私は理解していますので、そこらを含めてお願いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

県道鈴鹿関線と亀山白山線が交差いたします天神交差点につきましては、当然市といたしましても、県のほうに事業の促進の要望をしているところでございます。三重県におきまして、平成24年度より進められてございまして、現在は用地買収交渉が行われておりますが、おおむねの用地の協力が得られている状況にあるというふうに伺っております。本年度におきましては、残る部分の用地につきましては買収交渉を進めるとともに、交通に大きな支障が出ない、既に用地買収が終わりました拡幅部分につきましては工事に着手し、早期の完成を目指して工事の進捗を図っていくというふうに伺っているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今後は、県のほうでやっていただけるということでよろしいんですか。私は、県が予算不足というようなことも耳にしております。そういう中で、やはり亀山の環状線でもあるし、通学路でもある。こういう中を亀山の市費で交通安全対策か何かの関係で整備ができないのかなという、きょうの私の質問の趣旨でございます。それができるものであればしていただきたいなど。県がもう1日、2日のうちにするのやったら、それは必要ないと私は思うんですが、そこらはどのように聞いておられるか確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

交差する道路、いずれも県道ということでございますので、工事が完成するまでの間につきまして、三重県で事業を進めていただくことになるというふうに考えてございます。当然、道路管理者である三重県におきまして、交通安全につきましても適切に実施されるものというふうに考えてございますし、また市から安全対策が必要な部分につきましては、三重県に改めて要望させていただいて安全確保に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

いずれにしてもよろしくお願ひしたいなと思います。

実態を見ていますと右折ラインができないので、やはりすごく渋滞されております。それも朝夕、職員も通られておると思うので、そこらを確認はしていただいておりますというふうに理解しておりますので、今後よろしくやっていただきたいなと。

それから、市道の改良工事は今までもいろいろあちこちでやられておると思いますが、今後はどのように進めていくのかというのをお尋ねするわけですが、実は市道、例えば市街地あたりの市道、この間も駅前市道認定の提案がされておりましたが、そういう市道の改良については、やはり市当局でやられると。例えば周辺地、私の地元ですけれども、これについての市道については、地元でやれと言わんばかりのやり方や私は思っておりますけれども、市において機械の貸し出し、オペレーターの貸し出し、資材の提供というふうで用地も協力をお願いしてやっておるのが実情でございます。今後そのような中で、どのように進めていくのかなというふうにも思っております。

けさほど、私もその現場をちょっと見に行きましたら、先般工事してくれておったので、見に行きましたら、わずか何十メートルが完成しておると。これ、200メートルか300メートルぐらいのところを5年も6年もかかったら私の命がないわと。もう通ることもできないわというふうに朝実感してきたんですが、こういうような市道の改良をどのように考えておるのか、今後どのように進めていくのか、確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

市内の道路整備状況につきましては、道路の安全性や防災機能を向上させるため、歩行空間の確保、橋梁の耐震化を進めるとともに、狭隘道路の改善、地域の実情に合った生活道路の整備を進めてきていただいております。今後につきましても、引き続き道路の安全性や防災機能の向上をさせるために整備を進めていくとともに、交通弱者を含め全ての人が安全・安心に暮らせるまちづくりに努めてまいりたいというふうに考えてございます。

議員ご指摘のなかなか時間がかかるというのは、十分承知してございますが、市内約500キロ超えの市道がございますので、市内それぞれの各地域で必要な部分を少しずつ整備させていただいているという関係で、一度に特定の箇所に大きな事業費を投入できないという状況がございますが、できる限りの整備を進めてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

鋭意努力されているのはわかります。しかし、周辺地域の道路については、そんなような状態ですが、先ほども申しましたように、例えば駅前を一つとったときに、市道に早く認定してでも整備しようやないかと。これは、駅前開発についての事業の中での整合性でわかるんですけれども、やはり地域、どこにおいても、それは多少の差は出ると思いますが、余りにも、自分がきょう思ったのは、完成するのに私の寿命のほうが短いなというふうに私はとってきたんですけれども、やはり

その中で、我々の地域においても都市計画税を払っていますよ。そういう観点からやはり住民というのは、そういうようなほうで一緒のような計らいができないのかというふうにも思われると思います。それは市の事情でいろいろ、早くせんならんところもありやあというのはわかりますけれども、鋭意、今後そういうふうに努力をしていただくべきではないかなというふうに私は思っておりますので、もう一度お願いしたいと思えます。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

繰り返しのようなご答弁になってしまいますけれども、それぞれの実情に合った生活道路の整備というものを道路の安全性や防災機能の向上をさせるという意味で進めてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

私もいろいろなことで要望いたしました。それについても十分今後検討していただいて、やはりどこにおっても一緒のような行政を受けるというのが私の持論でございますので、そこらよろしくお願いしたいなと思っております。

続きまして、危機管理についてでございます。

昨今、北朝鮮のミサイル発射につけて、もうテレビをつければミサイル、ミサイル。ラジオを聞きゃあミサイル、ミサイル。何を見ても、もう今は北朝鮮のミサイルという報道をしており、いろいろそれぞれの有識者についての話し合いの中でもいろいろされております。そういうのを見て、私もこの亀山に住んでおっても、やはり飛んでくるのかなあというふうにも思うこともございます。北朝鮮においては、グアムを狙って島根とか広島とか徳島やったかね、高知やったか、そちらのほうもという話もございましたが、先般は北海道を超えていったというふうでございますけれども、この地域にも来るのかどうかというのはございます。きのうときょうも、このミサイルについての質問をされておりますので、重複しますので、余り深くしていきませんけれども、こういう事案がどのように今後考えていくのか、まず第1回の市長の感があったらお聞かせ願いたいなど。感じたことについてで結構です。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の北朝鮮のああいうミサイル発射というのは、ある意味我が国初め、国際社会に対する暴挙であったというふうに思っておりますし、その意味で今回のJアラートの発令の対象エリア等々につきましては、北海道から長野県までの都道府県ということでございましたが、非常に緊迫する状況の中で今後も何が起こるかわからない、国民保護計画も含め、私どもとしては緊急対応の意識のレベルをしっかりと高めていく必要があろうということで認識をさせていただいております。

また、Jアラートを通じた情報伝達につきましても、仮に当市が対象地域となった場合も、これ

は同様に、先ほどの北海道から長野のJアラートからケーブルテレビやエリアメールを通じて市民の皆様に情報伝達を行うこととされておるところでございますけれども、私どもとしても、いろいろな事態を想定した訓練でありますとか情報伝達のあり方でありますとか、そういうことにつきまして、しっかり平時からその体制を、意識を高める必要性を改めて感じさせていただいたところがございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

それで、この中で国民保護法が施行されて、もう10年の上になると思いますけれども、10年ぐらいになるのかな。その中での国民保護計画というのは亀山も立てられておると思います。その中で、この国民保護に対するどのような思いか、計画をどのようにしておるのかどうか、確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

井分危機管理局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

議員お話しされましたように、私ども亀山市国民保護計画というのを持っております。当該計画におきまして、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律に基づき、この計画を策定しております。三重県の国民保護計画と同様に武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする事態としております。これには先ほど来お話が出ております弾道ミサイルの攻撃も含まれてございまして、政府におかれては日本海領域に弾道ミサイルが発射された場合、自衛隊への防衛出動発令が可能となる武力攻撃切迫事態という事態を認定することも検討されているやに聞いております。

こういった状況下におきまして、日本への武力攻撃がなされると判断された場合、特に本市に影響が想定される場合におきましては、先ほど来お話ししてございますように、国民保護計画に基づき警報の伝達ということになります。広報車、ホームページ、ケーブルテレビ、安心メール、サイレン等を用いて対応を図ることとしております。

いずれにいたしましても、この問題につきましては、先ほど市長も申されましたようなことも鑑みまして、国、県、近隣市、関係機関等と綿密に連携を図り、情報収集をしっかりと行いながら、本市としての計画運用を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

国民保護計画でいろいろ計画の中に立てられておるといのは理解いたしました。

その中で、私は戦時中生まれでございます。子供のころの話ですので十分覚えていませんが、防空ごうが掘られておって、その中で避難したというふうにも思っています。昨今はシェルターや何かが売っておるのも事実でございます。

そういうような中で、そのシェルターもいろいろ見ておりますと、海の上でも行けるとか、陸の中でも避難できるというておりますが、そういうような設置につけても、PRなんかも必要ではないのかなあと、今の時期になったら必要でないのかなあとというふうに思っております。

この保護計画を立てたときには、多分、武力攻撃ってそう、この平和な世界にないだろうというふうに私も思っておりました。そういう中で、こういうような今の北朝鮮のミサイル発射に基づき、また水爆等も実験をやっておるといふふうな、いつ何どきというふうに私は思っておりますが、そういうふうなものやはりPRなりしていく必要があることかなあというふうに私は思っておりますが、今後、考えがあったらお聞かせ願いたい。

○議長（中村嘉孝君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

宮崎議員からのシェルターのご提案等頂戴する中で、現状分析といたしまして、弾道ミサイル発射ということになりますと、発射後から7分から9分後に日本国内を通過ということでございます。非常に短時間ということでございますので、こういった状況からも情報収集いたしますと、多くの国民の方から内閣官房の国民保護ポータルサイトにアクセスが集中したというようなことで、それぞれの自助努力の中で情報収集に努められたという情報も入手しております。

そういった中で、現在、その保護計画によりますと、こういった事象が発生した場合に、すぐに避難行動をとることであるとか、あとテレビ、ラジオをつけていただきたいとか、あともしいらっしゃるところに地下があれば、そちらのほうへ行っていただきたいとかいうことで、書かせてはいただいておりますけれども、この事態を鑑みまして、改めまして、今後、行政出前講座等、日常的に市民の皆様にご覧いただく状況下であることをお話ししつつ、対応願いたいというようなことをお話ししてまいろうと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そういうような国民保護計画の中でも、市民の皆さんに周知もお願いしたいというふうにも思っております。

最後になりましたが、こういうような事案が発生した場合、Jアラートでというふうに、きのう高島議員も質問しておったんですが、私は市民に対しての周知、今後どのようにしていったらいいのかなど、いわゆる携帯とかスマホとかいろいろな中でのエリアメールとかそういうものもございしますが、防災も含めて同報無線なりをやっていくべきではないのかなというふうに思っております。

過去にも私、消防職員のときにもそういうのは、設置をするためにもいろいろ調査もし、やってきたんですが、莫大な金がかかったで、そのときは断念いたしましたけれども、今後もうこういう必要性が出てきた時期ではないのかなというふうに私も思っておりますが、今後そのような考えはあるかどうか、確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

先ほど宮崎議員からこういう情報伝達ということで、同報無線の有効利用というようなご提案も頂戴したわけでございますけれども、私どもといたしましては、Jアラートを初め、こういった情

報収集をする中で、各種広報媒体をフルに活用することをまず考えております。それで、次のステップといたしまして、第2次総合計画にもうたいました総合的な防災情報伝達システムの構築によりまして、確実かつ迅速に災害情報を伝達する基盤を確立するとともに、自治会、自主防災組織、地域まちづくり協議会など地域への継続的な啓発を図るなど、多様な対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

12番 宮崎勝郎議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時56分 休憩）

（午後 2時06分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 岡本公秀議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

それでは、新和会の岡本です。一般質問を行わせていただきます。

まず最初に、火災現場における機械力の活用についてということで、消防に関する質問を行います。

今年の11月17日、18日と開催される中津川市での緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練というのに亀山市のチームが参加するわけですが、まず、この合同訓練の詳細について説明をお願いいたしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

10番 岡本公秀議員の質問に対する答弁を求めます。

平松消防次長。

○消防次長兼消防署参事（平松敏幸君登壇）

まず、ご質問にございました緊急消防援助隊の結成に至る経緯について、先にご説明をさせていただきます。

平成7年1月に発生をいたしました阪神・淡路大震災の教訓を踏まえまして、国内で発生した地震などの大規模災害時における人命救助活動などの、より効果的、かつ迅速に実施できるよう、相互に援助する体制を構築するために、同年6月に創設をされたものでございます。現在、全国で5,658隊が登録をしております。

また、本年度の緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練でございますが、11月17日から18日にかけて岐阜県中津川市において開催をされ、当消防本部からは消火隊として、化学車1台で4名が参加する予定となっております。なお、その際には、寝袋、簡易ベッド、食料など、2日間活動できる装備を持参いたします。

訓練の内容でございますが、地震を想定した大規模災害による建物倒壊や、複数の施設での火災などが想定されておりますが、ブラインド方式の訓練であるため、当日どのような想定が付与されるかはわかっておりません。なお、中部ブロックは、愛知、岐阜、静岡、福井、石川、富山、三重の

7県で、三重県からは7消防本部14隊が参加をいたします。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

先ほどの説明で、今回参加する緊急消防援助隊は4名で1編成という説明を受けたんですが、この亀山市の緊急消防援助隊は、この4名1編成が全てなのか、それとも、今回はこういうチーム編成で行くけれども、総人員はもっと多いのか、ちょっとそこを教えてください。

○議長（中村嘉孝君）

平松次長。

○消防次長兼消防署参事（平松敏幸君登壇）

ご質問のございました亀山市の緊急消防援助隊登録隊数の内訳でございますが、まず消火隊として、化学車1台4名、救急隊としまして、救急車2台6名、そして、特殊装備隊といたしまして、小型動力ポンプつき水槽車1台2名で、合計4隊12名を登録しております。

資機材につきましてでございますが、エアテント、寝袋、簡易ベッドなど、被災地で72時間以上活動できる資機材を保有しております。以上でございます。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

それなりにきちっとした編成が登録していただいているようですけれども、この援助隊は、例えばどこか遠方で必要事案といいますか、災害が発生した場合に、具体的な指揮系統は僕もわかりませんので、ばらばらで行くわけじゃないから、三重県は三重県でまとまってということになるか知らんけど、そうすると、どこかの消防本部が司令部をつくるわけですね。そういった指揮系統もちょっとわからぬので、説明していただきたいし、そういうふうな必要事案が発生して出動命令が起きた場合に、必要な、亀山市をぱっと出るまでに要する時間というのはどのぐらい必要か、教えてください。

○議長（中村嘉孝君）

平松次長。

○消防次長兼消防署参事（平松敏幸君登壇）

まず、亀山市を出るまでに必要な時間のほうからお答えをさせていただきます。

出動までの時間につきましては、県知事から各消防本部へ出動要請があり、愛知、滋賀、奈良、和歌山県で震度6強以上の地震などがあった場合は、迅速な出動といたしまして、おおむね1時間以内にそれぞれの消防本部から出動することが決められております。

その他の出動要請につきましては、代表消防機関でございます四日市消防本部から出動する隊、集結場所、時間の指定があり、指定された時間までに勤務員や非番招集員などで隊編成を行い、迅速に出動しております。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

ここの近隣で起きた場合は1時間以内に出動すると。だけど、遠方の場合は、その要請によって必要な資機材とか持っていくものも変わるから、一概には何時間とか、1日か2日とか、それは言えないということですか。

○議長（中村嘉孝君）

平松次長。

○消防次長兼消防署参事（平松敏幸君登壇）

議員おっしゃるとおりでございます。代表でございます四日市消防本部から、その時間の指定がございます。その時間に間に合うように出動しております。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

亀山市の援助隊も、いざそういうふうな遠方へ出動となってくると、食べるものから皆持参ということですね。要は、向こう先にお世話にならんでもええように、まあそれなりの準備が必要と思えますけれども、日常的に気を緩めることなくやっていただきたいと思えます。

ところで、去る6月に、日曜日でしたけれども、西町でちょっと大きな火事がございます。立派な日本家屋が2軒丸焼けになったんですけれども、この火災におきまして、大きな火が鎮火した後も、なかなか残り火といいますか、消えないんですよ。そういうことで、職員も、うちの団員も、遅くまで警戒に夜中までついておったわけでございます。なぜそういうふうに、朝の9時過ぎに火災が起きて、僕が行ったのが10時前で、それから夜の12時間ぐらいかかっておるわけでございますが、なぜこういうふうに長々とおったかという、やはり建物の壁とかそういったものが邪魔になって、最後のくすぶりというのがなかなか思ったところへ水が届かないことが多いんですよ。だからそういう場合、消防のほうはとびぐちというのを持ってきて、いろんな柱、壁の類いを壊すんでありますが、これは全て人間の力でやっておるもので、なかなか頑丈な立派な家屋やと、そう簡単に壊れるとは限らないわけですね。それで、いつまでもくすぶりというのが消えないんですけれども、結果として遅くまで団員を待機してもらおうということになるんですが、こういった現状というのが多々あるわけですが、こういう現状に対して本部はどういう認識を持っておるか、ちょっとお伺いします。

○議長（中村嘉孝君）

平松次長。

○消防次長兼消防署参事（平松敏幸君登壇）

本年6月に発生をいたしました西町の建物火災におきましては、確かに建物の瓦れき等が非常に多くて、残火処理に時間を要したことを認識しております。なお、この残火処理につきましては、再燃火災の危険が非常に大きいということから、注意深く作業をすることが求められております。

また火災現場では、消防隊が火災現場に出動し、消火作業に着手した時点から火災建物を管理する権限と責任が生じます。さらに、火災の調査を行う上で現場保存義務が求められますことから、残火処理の方法につきましては、極力多大な破壊は避け、小破壊を繰り返しての消火作業が必要となります。

以上のことから、当消防本部では、再燃防止のための残火処理は、たとえ長時間を要しても、と

びぐち等により小破壊の繰り返し、及び人海戦術をもって完全鎮火へと努めているところでございます。

なお、確かにこの戦術につきましては、多大な労力を必要とするところでございますが、その点につきましては、非常備でございます消防団員の皆様にもご理解をいただいているものと認識しております。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

火災現場を後で現場検証せなあかんで、余り改変されるとまずいというものもあるか知りませんが、当消防団員も、次の日は早くから仕事に行く人も多々おられるわけであって、余り夜遅くまで引っ張っておけやんというの、また苦しいところなんですよ。

それで、うちの団員からも意見が出ているんですけども、聞いた話によると、人力ばかりに頼るのではなくて、小型の重機を持ってきて、それでやったほうがはるかに効率も上がるし、狙ったところへ水も打てるしという意見が出ておるんですよ。そういうふうなことを機械を入れておる消防本部もあるという話も聞いております。人力で壊すというの、あれは人間がとびでひっかけて壊すんやけれども、予想外に壊れる場合があって、何か怖い場合もあるんですよ、塀が倒れたりして。そういうことで、こういうふうな機械力を多少でも投入したらどうかという、うちの団員の意見ですけども、それに関してどういう見解があるのか、お教えいただきたい。

○議長（中村嘉孝君）

平松次長。

○消防次長兼消防署参事（平松敏幸君登壇）

議員のほうからご提案がございました火災現場での残火処理に伴います重機の投入につきましてでございますが、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、火災原因調査に法的な義務がございますことから慎重に判断しております。しかし、例えば糸魚川市の大規模火災のように、当市の消防力では消火困難な火災に至った場合には各種応援要請を行うとともに、必要に応じて重機などの現場投入も考えているところでございます。

なお、そういったことも含めまして、昨年度末には建設機械などの操作技能を有する消防団員の調査を実施したところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

先ほども申しましたように、人力でとびを使って破壊するというのは江戸時代からやっておることであって、僕らから見ると、そのいろんな事情はわかりますよ、いろんな事情はわかるけれども、何か消防技術というのはすごい進歩しているにもかかわらず、こういった面では非常に旧態依然たることをやっているなあというような気もするんですよ。

そういうことですので、先ほど重機の取り扱いができる職員云々の話が出ましたが、やはり、そんなトレーラーで運ぶような大きな重機やなくて小型の重機、本当に個人でもそういった機械を持っておる人もおるぐらいですから、そういったやつを消防本部ができれば1台購入して、そして必

要と判断したときには、ちょっと市のトラックで速やかに現場へ投入できるぐらいの体制があっても私はええと思うんですね。そういうことを一応念頭に置いて、これからの消火活動の一助となったらよいかと思いますので、よろしく検討をお願いしたいと、それを思います。

この消防に関する質問はこれで終わります。

次に、2つ目の質問に入ります。

カメヤマ創業アシストということに関してでございます。

映像をお願いいたしたいと思います。

皆さん方のテーブルにもそのチラシが置いてありますが、亀山商工会議所がカメヤマ創業アシストという事業に関しまして、創業塾という画面に映っておるチラシが、この前、新聞に折り込みをさせていただいたんですね。これは、自分で事業を始めようとする個人の方に対して会議所が講師の方をお招きしていろいろと指導するセミナーであります。当亀山市としては、この商工会議所の事業に関して、どういう形でかかわって支援をやっているのか。また、この創業アシストという事業は、国のどういった制度に基づいて亀山市が支援を行っているのか、ご説明をお願いいたしたい。

○議長（中村嘉孝君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

カメヤマ創業アシストとは、亀山商工会議所を中心とした地域の創業支援体制の総称でございます。創業を支援する機関が連携することで市内での創業を促進しようと、商工会議所の働きかけによりまして、平成25年8月に組織されたところでございます。構成機関といたしましては、亀山商工会議所と、それから亀山市、そのほか創業資金の調達を支援する日本政策金融公庫の四日市支店、それから三重県信用保証協会、それに、労務に関する支援を行う三重県社会保険労務士会で組織しております。創業に関する相談窓口を設置する亀山商工会議所が相談者と支援機関とのかけ橋となりまして、支援内容を総合的にコーディネートすることにより、必要に応じた専門的支援を相談者に継続して行うことが可能となっております。

その創業アシストにおける本市の役割ということでございますが、こうした地域の創業支援体制について、ホームページや広報紙を活用いたしまして効果的な情報発信を行うとともに、創業セミナー亀山創業塾の開催や、創業資金融資に対する助成制度といった事業を支援機関と連携して実施することによりまして、市内での創業を志す方を支援しているところでございます。

また、国とのかかわりでございますが、平成26年1月に施行されました産業競争力強化法に基づきまして、国は地域の創業を促進する施策といたしまして、市町村と民間事業者が連携して実施する創業支援事業について、市町村が計画を策定することを要件に、地域での創業予定者や民間事業者が実施する事業を対象とした支援を行っております。こうしたことから本市では、平成28年1月に亀山市創業支援事業計画を策定いたしまして、市内での創業予定者が、例えば創業補助金であるとか減税措置、無担保融資枠の拡大など、国の支援施策を活用いただけるよう連携した取り組みを行っておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

国もこういうふうな個人の仕事を起こす、起業の推奨をしておると。そういうふうな背景には、個人事業主といいますか、それがすごい減っておるんですね。お国の統計の数字があるんですけども、亀山市内の事業者数の推移ということで、個人経営の事業所が平成21年から平成28年の7年間で、亀山市内で140減っておるんですね。私どもの近所でも、この10年以内にかなり多くのお店が廃業をして、後継ぎがないとか、いろんな状況ですね、商売の先行きが余り明るくないとか、いろんな事情でようけ廃業されたこともあります、7年間で140も個人経営の店が減っておるということは、やはり余り好ましいことじゃないと。国もそういうことを十分知っておるわけですね。

そういうふうな個人事業主というか、個人経営の店がどんどん減っておるということが、市の経済とか、または市のいろんな行政や、いろんな社会活動とかいろんな分野にどういった影響を及ぼしておるかということ伺います。

というのは、私、個人的な見聞きでも、例えば先ほど消防のことを言いましたが、私が消防団に入った30年以上前は、うちの分団もいろんな職業の方、自営業が多かったですよね。農業とか職人さんとか、私らみたいな個人営業とか、そういった方が結構構成比を占めておったのが、だんだんと今はサラリーマンの方に結果的に頼るようになってきたと、そういう傾向があります。

また、我々の地元へ帰っても、お祭りというのがあると、平日はなかなか人が動員できやんで、個人営業主がないから、サラリーマンの方の休みの土・日にお祭りの日を合わすとか、逆に、そんなことまであちこちでやっておる状況ですね。そういうことを私らは、個人的にもやはり身近に感じておるわけですが、市のほうとしても、こういった個人営業主の数が減っておるといことがどういうふうな行政に影響を与えておるか、状況がわかったら幾つか例を示していただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今、議員がおっしゃいましたように、個人経営の事業所数の7年間の140の減少ということですが、平成21年には797カ所、それに対して28年の調査では657カ所ということで140カ所減っておるわけですが、その影響でございますけれども、議員みずからおっしゃいましたように、事業所数の減少が進みますと、地域経済や雇用にも大きな影響を及ぼすことはもちろんでございますが、おっしゃったように、市民生活により身近で、地域のさまざまな活動の担い手として大きな役割を果たしていただいておりますことから、その数が減少いたしますと、日常生活における利便性や地域の活力の低下にもつながってこようかというふうに考えております。

そういったことから、創業者や事業承継を考える既存事業者の支援をすることは、地域経済の活性化を図っていく上でも必要であることから、今後も継続してそのような取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

この商工会議所の創業塾は、ことしが初めてということじゃないんであって、この制度が始まっ

て以来何年で、累計で何人ぐらいがこの塾を受講され、そういった方の中で創業、実際に商売とか事業をやり始めた人は、そういった方が何人おるか、ちょっと数字をお示しいただきたいと思えます。それをお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

創業セミナーにつきましては、市内での創業予定者であるとか、創業して間もない方などを対象に平成25年度から実施をしております、ことしで5年目、5回目になります。本年度は、お手元のパンフレットにもございますように、9月末から4日間のシリーズセミナーとして開催予定でございますが、これまでの4年間の実績といたしましては、総受講者数は61名でございます。そのうち9名の方が既に市内で創業されておまして、喫茶店であるとか美容院、あるいは介護施設などの業種はさまざまでございますが、そのような創業をされております。また、昨年度のセミナーの受講者のうち、近く3名の方が創業予定というふうになっております。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

この新しく実際に開業された方の中には、今度、関ロッジを開業される方もこの受講者だという話を伺ったんですけど、間違いありませんか。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

そのとおりでございます。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

ただでさえ既存の個人商店というか、それがどんどん減る中で、その減少分をカバーするまではいかなくても、やはり新しく若い力がこういった経済の分野に乗り出すということは、私は非常に歓迎すべきことだと考えております。

それから、お手元に配ったチラシに関してですけれども、これはセミナーの内容とか講師の先生とか紹介がありますが、ここで私はつけ加えて、いざ開業に当たって、市の支援制度、例えば事業をやるのに借入金を起こすと、その利子がかかってきますね。その利子を補給するとか、そういうふうなことまで、セミナーのときに口頭で言われるのかもしれませんが、そういったこともやはり載せてもよかったんじゃないかなと思うんですけれども、このチラシをつくるに当たって、市の担当と会議所が載せる内容に関して、過不足はないとか、そういったことをお互い相談とか打ち合わせは行ったんでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず、この創業セミナーの開催自体につきましても、講師の選定とか開催の日程などいろいろございますが、事業を委託しております商工会議所と相談の上、決定をしております。また、講義内容につきましても、講師を交え協議の上、決定をしているところでございまして、この募集チラシ自体についても同様でございます。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

この募集チラシが新聞広告でかなり多くの方の目に映ってはおると思うんですね。それで、市内におけるやはり自営業者の数がふえるということは、地域とか、またいろんな亀山市にも商業団体がありますね、そういった商業団体の活性化ということにも、やはり数がふえるということは不可欠であると思うんですね。そういうふうなこともありまして、こういった自営業者を継続的に育成すると、そういうセミナーを亀山市がやはり力を入れて会議所と一緒にやっていただくということは非常に結構なことだよと、そういうふうに申し述べて、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

10番 岡本公秀議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時35分 休憩）

（午後 2時45分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

質問に入る前に一言、苦言を呈したい。

市長の答弁でいつも思うんですけれども、前置きが長いのと、それから答えのところが、本当に質問したことに答えてくれていない。やっぱりきちっと質問に対して答えるという真摯な姿勢で臨んでいただきたい。これはぜひともお願いしておきたい。

それから部長についても、この間の建設部長のように、前の議会と今度の議会で答弁が変わってしまうようなこと、こんなことは絶対やっていただいたら困る。こういう議会の場で議論をしようというのであれば、そういうところは真摯にやっぱり対応していただきたいということを前もって発言をして入りたいと思います。

まず、図書館の駅前移転の決定と図書館整備基本構想についてであります。

7月14日に朝8時から臨時の教育委員会を開き、図書館は亀山駅前が適地であるとした亀山市図書館整備基本構想を、市民への説明も市民からの意見を聞くこともなく、教育委員会だけで決めてしまいました。市の重要な施設の移転を市民無視で決めてしまったことは、20年間議員をしてきた私にとって初めての乱暴な決め方であり、強く抗議するものであります。

こうした乱暴な進め方に憤りを覚えた市民の方々が立ち上がって、よりよい図書館を目指す会準

備会をつくり、7月8日、9日の土・日に図書館前で利用者に、図書館は現在の場所がいいのか、駅前がいいのかを問うシール投票を行い、400人ほどの利用者から回答をもらい、そのうち86%が現在の場所がいいと答えたということでもあります。

今回の資料によれば、当日、利用者からは、子供を連れてきて公園で遊び、疲れたら図書館に来て本を読む、こうして子供たちは本好きになりました。うちの家族の歴史ですとか、駅前にできる立体駐車場だと、子供を連れてたくさんの本を持って移動するのは大変危険、また歴史博物館もあり、中央公民館もあり、文化施設が集まっていて緑も多く、図書館の環境としてとてもいいなどの現在の場所を高く評価する声が続つて聞かれたということでもあります。それに引き換え、駅前移転について教育委員会は、利用者から直接生の声を聞いたことあるのでしょうか。さらにこの会では、臨時の教育委員会を開く前日に市民参加で出前トークを開き、その中で、あすの教育委員会で決定しないでほしいという意見が圧倒的に強く出されたということでもあります。ところが翌日の14日開催された教育委員会では、こうした市民の声は一顧だにされることなく、粛々と決定をされてしまいます。

そこで、基本構想をつくる際、利用者や市民との意見交換の場をつくることもせず、教育委員会だけで決めてしまったのは、市民無視の一方的なやり方だと考えますが、教育長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

16番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

少しお時間をいただきまして、丁寧に説明させていただきたいと思います。

初めに、議員各位に配付させていただいております平成28年度主要施策の成果報告書の76ページに図書館のページがございます。そこで成果指標の一つとして提示されております平成27年度実施されております「図書館が充実していると思うか」との市民アンケートで、市民の満足度は25.5%、それに対し、「重要と思うか」という重要度は60%という実情がありました。そういった中で昨年度10月、教育委員会といたしまして、図書館の今後の方向性をまとめさせていただきました。その後、図書館整備基本構想の策定に当たりましては、本年3月から5月に亀山高校の生徒、市内小・中学校児童・生徒の保護者、社会教育関係者や委員、地域まちづくり協議会関係者及び来館者を対象にアンケート調査を実施して、1,697件の回答をいただき、さまざまな立場の皆さんの図書館に対する意識把握を行ってまいりました。

そのアンケートでは、図書館の立地について、現在地か亀山駅前かどちらがよいと思うかとの設問は控えさせていただいたところがございます。それは、具体的な拡充策や新図書館の構想が定まっていない中で、場所だけの選択を尋ねるのは適切でないとの判断からであります。そして、この1,697件の回答でいただいたアンケート結果からわかってきたことといたしまして、学生700人の対象者のうち図書館を利用したことがある方は約7割、その方たちの満足率も5割を切っています。現在、日常的に図書館を利用いただいているコアユーザー、いわゆる固定的来館者は市民の3割に満たないこと、2週間に1回程度の利用は2割にも満たないということがわかってまいりました。また、来館の交通手段は、自動車、バイク、自転車が7割を超えています。休日限定

利用者は4割を超えています。

一方、利用したことがない方に対し、その理由を問うと、「場所を知らない」「行きにくい」「行けない」「行く目的がない」と上げた方が5割であります。利用目的も、図書の貸し出しが主体となっています。サービス向上策を尋ねると、一番は交通アクセスでありました。このような状況を把握しながら教育委員会は、近年開館した3つの図書館への視察にも行かせていただきました。

こういった経緯の中で、図書館は、立ち寄りもオーケー、滞在もオーケー、たくさんの市民に活用されることが重要、図書の貸し出しだけでなく、人が集う場、つながる場であることが大切と確信したところであります。教育長といたしましても、教育委員会といたしましても、現状の諸問題の多くが解決され、機能・サービスを含めた拡充が実現される、そして、学びと交流によるつながる場、集える場の実現に向けて亀山駅前が適地と判断させていただきました。

シールアンケートをしていただいた方々には敬意を表します。猛暑、酷暑の中であったと思えますし、それは一定、市民の関心を高めていただいたとっております。そういった中で、この構想を策定途中から社会教育委員会、生涯学習推進会議、図書館運営委員会等にお示ししながら教育委員会で、協議会も合わせて16回の議論を重ねて基本構想設定に至ったところであります。

今後は、駅前移転拡充のよさを市民の皆様にご丁寧に説明していく責任があるかとは存じております。駅前にあるから行きたい、駅前にあるから行きやすい、あの図書館があるから駅に行こう、そういった思いを持ってもらい、若者も、乳幼児を連れた親子の方々、サラリーマン、学生、高齢者、そういった方々が立ち寄りやすい、滞在しやすい、市民の皆様にとってよかったと思える図書館を築き上げていきたいと存じておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

長い答弁でした。

結局、そういうことをなぜ市民に語らないのかということですよ、私が言うのは。そうでしょう。こうやって質問にして初めて語るわけですよ。なぜそれを決める前に市民に語らないのかということですよ。それをやらずして、今になって決めてからこういうことを言うたら、何だかんだと言うわけですよ。確かに満足度が低いというのは、駐車場が少ないとか、今の現状は確かに問題はありますよ。だから、建てかえは私は必要やと思いますよ、図書館自体ね。そういうことはあります。それから場所だけではまずいと言われましたけれども、場所だけで決めたのはあなた方やないですか、駅前ありきで。アンケートで抜いたというのは、結局、駅前ありきやから抜いたんでしょう。そんなええかげんな答弁しないでくださいよ。

それで、今度の基本構想でいくと、場所は駅前、広さは3,300、駐車場は立体駐車場で50台、もう骨格が決まっているんですよ。基本構想では、今後は図書館整備推進に係る委員会やワークショップで市民、行政など開かれた議論を重ねて合意形成を図ると言いますが、もう骨格を決めておいて、もう駅前へ行くんです、図書館は駅前なんです、意見出してくださいって。これで意見は出ますか、議論になりますか。だから、やるんなら基本構想をやる時点で、つくる時点でなぜ市民の意見を聞かなかったかということなんです。

この8月に議会の教育民生委員会が長野県の小布施町の図書館と、それから岐阜県岐阜市の中央

図書館へ視察に行っています。この報告書を読みますと、例えば小布施の図書館は、図書館づくりで住民懇談会や意見交換会を開いて、その意見を踏まえて基本構想を作成したと言っています。それから岐阜市の中央図書館、これはもともと岐阜大学医学部の跡地利用をどうするかということを市民に募集したんですよ、意見を。そうしたら一番多かったのが図書館をつくってくれという声だったので、その跡地に図書館がつくられることになった。つまり、市民の声を聞いて、この小布施も岐阜もやっているわけですよ。亀山はそれをやらなかったんですよ。今、とうとうと教育長は言われましたけど、全部それは教育委員会の内部の話ですよ。意見を聞いたといったってアンケートですよ。アンケートも一方通行ですよ。私が言うのは意見交換ですよ。キャッチボールをしなきゃならん。こういうことをやらずに、本当に基本構想が言うような、市民一人一人が図書館が自分たちの暮らしに必要なものであるという共有意識を高めることが必要やと、こう書いてあるんですよ。できるんですか、これは。

つまり、市民が最初から図書館づくりに参加をしてこそ共有意識は私は高められるんやと思う。教育委員会が決めておいて、それから場所も決まりました、広さも決めました、骨格もこうです、駐車場は立体駐車場ですって、そうやって決めておいて、それで意見を出してくださいって。これではやっぱり共有できませんよ。

教育長に前、特別委員会で聞きましたけど、再度聞きます。

学校を建設する場合、先に教育委員会で決定をしてから保護者や地域の人たちに意見を聞くというやり方をしますか。その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

学校建築の場合、地域住民、保護者の声を聞きながら進めてまいると存じております。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

当然ですよ。それをしなかったのは、今回の図書館なんですよ。学校問題で、こんなことを教育委員会が先に決定してから、それで地域の人に意見を聞きますと言うたら、これは怒りますよ。だから、いかにこれがイレギュラーというのか、異常な決め方であったかということは、私ははっきりしたんだろうと思います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第30条、ここには教育機関の設置というのが書かれています。地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館、その他の教育機関を設置するというふうに定めています。図書館は、学校と並ぶ重要な教育機関なんです。やはりこういうことを考えれば、当然、やっぱり学校をつくるのと同じように、学校の改築と同じように、まずやっぱり保護者に聞く、地域の人に聞いて、それからやっぱり計画を立てていくということですよ。それをしなかった。やっぱり駅前移転ありきという、櫻井市長の市民無視の方針が、やっぱりこんな形になったんだろうというふうに思います。これは、まさに今、国政で問題になっておる加計学園ありきと同じですよ、構図は。こんなやり方を絶対に私は認めるわけにいきませんので、ぜひこれは白紙撤回をしていただきたいというふうに思います。

問題はこれだけではありません。まだまだあります。

その一つは、図書館の駅前移転と亀山市の公共施設等、先ほど西川議員も言いましたけれども、総合管理計画の矛盾であります。この公共施設等総合管理計画の対象は、いわゆる箱物だけではありません。いわゆる上下水道、道路というインフラも含んでいるんですね。こういうものも全部含んで、いわゆる60年間の間にかかる経費を25%削減しないともちませんよというのが市の公共施設等総合管理計画なんです。そのためには、やはり集約化とかそういうことが必要だということを市が言っているわけです。私はこの計画自体、全面的に推進する立場ではありません。問題もあると思いますので。ただ、あなた方が決めたこういう計画と、それから今度の図書館駅前移転という問題を考えた場合に、駅前に新たに一つ図書館ができる、それで、今ある図書館は中央公民館などという形で再利用すると言っているわけです。ということは、公共施設が1つふえるんですよ。こういうことを今やっていっていいのかという話ですよ。

こういう問題、矛盾するんじゃないかと思うんですが、再度、これは西川議員も聞きましたけれども、矛盾しないということですが、これは一時的なものと言えるんでしょうかね。というのは、これから先、庁舎の建設が入って、これもまた一時的にふえるとまた言いますわな。それから認定こども園、定員200人、これは道路も含めたらすごい増になりますよ。こういうものが次々とあるんです。それから、道路にすれば和賀白川、それから野村布気線、これもみんなインフラですよ。これはみんなふえますよ。こういうことを総合計画で計画しておいて、どうやってこれ減らしていくんですか。総合計画ではふやすんですよ。そしてこの管理計画では減らすんですよ。25%でおさまりませんよ。こんな矛盾した計画はありますか。

市長、どうですか、答弁。

○議長（中村嘉孝君）

答弁願います。

落合財務部参事。

○財務部参事（落合 浩君登壇）

将来費用の削減につきましては、公共施設の集約化や複合化などによって面積の削減を図るだけではなくて、維持管理経費の削減や長寿命化の推進によりまして施設を長く経済的に利用することで、将来費用の抑制に努めていきたいということと、また企業誘致の促進による税収確保などによりまして将来費用の財源の確保を図っていきたいということ、同計画にも基本方針として定めております。

また現在、各公共施設について、複合化や統廃合できるかどうかということ、各部局と検討しております。その中で、また新庁舎につきましても、新庁舎に集約化できるような機能があれば集約化するというところで、そして、そこであいた施設については複合化を図っていくとか、そういうことを今協議しております。具体的にはこの場では申し上げることはできませんが、そういう手法をとって25%の将来費用の削減を努めていきたいと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

全く答えになっていないですよ。

要するに、現在ある施設を25%減らすのも大変なんですよ、これ。その上に、私が言ったように、総合計画で新たに箱物であり、インフラであり、どんどんふやすんですよ、これ。こんなことをして、どうしてこの計画が、あなた方が立てた計画が実行できるんですか。25%で済みませんよ。これは矛盾したやり方ですよ。一方で建物やインフラをふやしておいて、一方で減らすと言うんですよ。こんなむちゃくちゃな計画はありませんよ。

この問題に関して言うと、公共施設等総合管理計画の図書館や歴博などの社会教育系施設について基本方針というのが書いてあります。何て書いてあるか。亀山公園内の施設や周辺施設のあり方を一体的に検討し、集約化や複合化等により施設の再編を行いますとはっきりうたっています。つまり、ふやすと言っていないですよ。その亀山公園の中の施設ですら再編するっていうんですよ。逆やないですか、これ。

この辺どうですか。

○議長（中村嘉孝君）

落合財務部参事。

○財務部参事（落合 浩君登壇）

現在の公共施設等総合管理計画では、教育系施設であるとか、文化系施設とかいうふうに大きくくくった施設についての基本方針を定めております。今後は、各個別の施設につきまして、更新であるとか複合化であるとか、そういうことを今年度から取りかかっておりますので、その中で決めていきたいと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

もう既にこの基本方針が崩れているんですよ、これ。再編複合化によってやるって言うんですよ、集約化を。これがされないわけですよ、駅前に移転したら。

私はこう思うんですよ。例えば、今、亀山公園の中に図書館と、それから地域社会振興会があれですけども、青少年研修センターがあります。あの2つの施設を統合して1つにすればいいと思うんですよ、複合施設に。そうすれば1つ建物が減って、駐車場も十分確保できて、そして図書館も、あそこなら3階でも建てられるわけですよ。そういう施設を考えればいい。そうすれば、公共施設は減るし、あそこから図書館が出ていくこともないし、非常に私はいい計画であろうと思う。そういうことは考えられるわけですよ。だから、駅前ありきだからそういう発想が出てこない。この辺の問題がやっぱり一番の問題だろうというふうに思います。

次に、図書館づくりということで移っていきたいと思います。

先日、図書館学を専門としている大学の先生の講演を聞きました。その中で学んだのは、図書館は単に本をそろえて貸すだけの場所ではないという、当たり前のことですけども、そういうことです。

図書館は、ユネスコ公共図書館宣言にこういうふう書いてます。公共図書館が、教育、文化、情報の活力であり、男女の心の中に平和と精神的な幸福を育成するための必須の機関であるというユネスコの精神に従って、1つは全ての人に、それから2つ目は無料で、3つ目は税金を使って、4つ目は法令で制定されたものだ、これがユネスコの精神だというふうにかかれてあります。こうい

う理解に立てば新しくつくろうとする図書館の館長がどんな人物になるかというのは、非常に私は重要な問題であろうと思います。全国的に見ても、やっぱり評価の高い図書館というのは、それなりの館長を公募したりしてやっています。だから、そういう意味では亀山市も、本当に館長をどんな人を迎えてやるのかというのは大きな問題だろうというふうに思います。

それからもう一つの問題は、これは亀山市の問題ですけれども、現在、正規の図書館の司書が一人もおられません。この問題は、やっぱり今働いてもらっている方というのは一生懸命やってもらっていますし、そのことについては私もどうこう言うつもりありません。ただ、市としてきちっと、やっぱり正規の職員を司書として置くということが、やっぱり市の責任だろうという意味で言っているわけです。

人口5万から6万の市というのが88市町あるんです。市町で数を言うと。そのうちで、平均でいくと2.4人正規の図書館司書が配置されております。それからそのうちでも、いわゆる司書の配置の多い上位9市町というのをとると4人ですよ、平均が。4人の正規の司書がいるというのが、もうこれが当たり前なんですよ、上位でとると。いかに亀山市が劣っているか、こういう問題が出てきます。

そこで、やはり図書館づくりには専門家の館長、それから経験豊かな正規の図書館司書が欠かせないと考えますが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

図書館整備基本構想でもお示ししてございますが、図書館の拡充と長期的な展開に当たっては、館長や司書はもちろんのこと、学芸員など多様な人材がその特性を生かして、マネジメントやコーディネート、情報発信などの場面で活躍することが学びと交流の場としての図書館には必要と考えているところでございます。今後、図書館の管理運営についても検討を行ってまいります。その中で専門性を持った専任職員による体制につきましても、市長部局と十分に協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ぜひこの問題は大事に考えていただいて、館長、それから司書の問題をやっていただきたい。

先日、来年度の職員募集がホームページに上がっていました。見ましたら図書館司書の採用がないんですね。もう図書館のこの図書館づくりが始まるというのに、来年、図書館司書を採用しないんですよ。これは何でかなと思いました。本当に図書館づくりに正規の司書が必要だという考え方がないのかなというふうに私は疑問に感じました。そこで、人事とも相談してと教育長言われましたけれども、人事のほうとして、本当にこの基本構想にあるような、司書のみならず、スタッフの拡充を図るというふうにはっきりと基本構想に書いています。そういう意味で図書館司書の採用というのをどう考えてみえるのか。

特に私は、これは単に、例えば大学を卒業した出たての人で資格さえあったらいいというんではなくして、経験豊かな人をやっぱり引っ張ってくるべきではないかと。新しくつくるわけですから、

これから。だから、その人の力量に物すごく大きな影響を受けるわけですから、そういう意味での司書の採用が要るのではないかと思うんですが、その点についての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、午前中もご答弁申し上げましたが、図書館機能や規模が拡充をされるということに伴いまして、正規職員の図書館司書の配置は今後必要になってくるものと認識をしております。その中で、今、採用のことをおっしゃられましたが、正規職員での司書の配置につきましては、現在の職員の中で司書資格を有する者を配置するのか、また今ご提案のありました、新たに司書資格を有する職員を採用するかにつきましては、今後検討を要するというふうに考えておりますが、いずれにいたしましても、今議員申された、よりよい図書館をつくっていく上では司書資格を持つ職員のスキルが一番重要であると、そのように認識をしておりますので、今後も適材適所の人員配置に努めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私があえてその経験豊かなということを使ったのは、単に司書資格を持っている人を配置したらいいやないかという話ではないということですね。やっぱり一から図書館をつくっていく、それが40年、50年、ずうっとそれが建物として続いていくわけですから、やっぱりそのつくるときに、しっかりした人をぜひ配置をしていただきたいという意味で申し上げたわけでありまして。だから、ぜひそういう人を、人材を何としても採用していただきたいというふうに思います。

次に、管理運営体制という問題に移っていきたいと思います。

基本構想を読みますと、指定管理、委託などや直営で運営を行う場合のメリット・デメリットと費用試算と、こう書いてありますね。本当にありとあらゆる運営形態を並べてあります。しかし、まず私が聞きたいのは、今現在、直営で行われている、この直営の運営について検証はされたのか。つまり、直営が問題ある、だからこれは他の管理運営方法に変えなきゃならん。例えば関ロジがそうでした。直営でやってきた、赤字が出てきた、だから指定管理をという話になったわけですよ、流れはね。だから、そういう意味で、まず直営でやっていることについての検証をしたのかどうか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

平成24年2月に亀山市立図書館運営委員会より、亀山市立図書館への指定管理者制度の導入についての見解をいただいております。その図書館運営委員会で検証された際には、指定管理の導入は適さないという提言をいただいております。そこで一度検証がされているものと捉えております。ただ、それから5年ほどたっておりますので、この時期、新しい図書館建設に向けて次なる検証は必要と考えております。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今の答弁はおかしいですわね。まず直営が何らかの問題があるから運営方法を変えなきゃならん。それにはどういう方法があるんだろうということになってくるんだろうと思うんですけども、少なくともこれを決めるに当たって、基本構想を決めるに当たって検証はされていないんですよ、教育委員会として。そういうことをやった上で、やっぱり直営ではだめだから他の方法を考えましようよということで基本構想が出てくるはずなんですけれども、そういう答弁ではなかったですよ。だから私が言うのは、今の、まず直営の検証をやった上で、そこに問題点があるならある。どこに問題点があって、じゃあどうするのかということがなけなければならないのに、それ抜きでやっている。やはりこれはやっぱり問題があるんだろうと思います。

ちょっと資料を見ていただきたいんですけども、出してください。これは昨年11月25日の総務省の見解なんです。これは、政府のほうでトップランナー方式というものを打ち出した。要するにどういうことかということ、業務改革を実施している、例えば指定管理に切りかえるとか、そういう業務改革を実施している地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映するトップランナー方式を推進したという、こういうことに対して、政府はそういうものをトップランナー方式を打ち出したということに対して、総務省が見解を明らかにした。つまり、こういう指定管理であるとかいろんな業務改革を実施したところは、特別交付税や地方交付税を多く上げますよという話ですわね、要はね。だから、そういうものに対して総務省はどんな見解を出したかがこの資料になってます。もう一遍出してくださいね。

つまり、業務改革の内容としては指定管理者制度導入というふうに書いてあります。図書館、博物館、公民館、児童館等、この5業務についてトップランナー方式の導入を見送ることとする。つまり、政府はトップランナー方式でやりなさいよと言っていますけれども、少なくとも総務省は、この図書館など5つの業務についてはトップランナー方式の導入はしないと。つまり、指定管理者制度導入を推進しないということですよ、これ。そういうことをはっきりと打ち出したということですね。

だから、そういう意味では今回、指定管理というのも上がっていましたが、基本構想の中で、やっぱりこれはやるべきではない。理由として、どういうことが書いてあるかと、これは字がちっちゃいので読めませんので私のほうで言いますけれども、どんなふうな理由でこういう方針が出されたか。図書館や博物館などの教育機関、調査研究機関としての重要性に鑑み、司書、学芸員等の地方団体の職員として配置することが適当である。つまり、市の職員として配置しなさいということですね。それから、専門性の高い職員を長期的に育成・確保する必要がある。つまり、指定管理ではそれができないということです。それから実態として、指定管理者制度の導入が全国的にも進んでいないということですね。だから、この指定管理者制度はなじまないということで、このトップランナー方式の導入を見送るとというのが総務省の見解なんです。だから、これはやはりふさわしくないという判断をすべきだと思いますが、指定管理者制度について見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

教育委員会といたしまして、新図書館の管理運営方法につきましては、現時点で方針を定めてはおりませんが、どのような管理運営方法をとるのかについて、今後重要な検討課題と考えております。この検討に際しては、利用者にとって最も適切な管理運営方法について、市民の皆さんのご意見も十分にお聞きしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

教育長といたしましても、指定管理とか、そういうふうな考えは、現在持っておるところではございません。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

現在という限定つきではありますが、指定管理者制度は考えていないと、教育長としてはということをお答えいただきました。ぜひこれは、もう現在ではなしに最後までそれは貫いてほしいというふうに思います。

最後に、櫻井市長に私は、この取り組みについての覚悟をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

7月4日の臨時教育委員会の会議録がホームページにアップされていたので読んでみました。そのときに服部教育長が次のような発言をされています。図書館ができ、広さが2.5倍ほどになると、その中に入れる蔵書や電子機器、備品等の物品も必要となる。また、開館時間も長くすることで利用しやすい図書館となる。そうするとスタッフの増員も必要となる。そのような初期投資と今後の運営費は、現在の2倍でもおさまらない、その点については企画部長、考えてほしい。こういう質問がありました。これに対して企画総務部長は、ランニングコストについては、図書館の機能や規模に応じた予算を投入していきたいと考えています。ふだんでしたら財政が厳しい、そんなふうにはいきませんよという人が、これは満額回答しているんですよ。本当に、これは教育長のこの不安が解消されるのか。この点については、ぜひ、やっぱり市長に確認をしておきたいと思えます。

常々、市長自身も財政が厳しいというふうには言っておられるわけです。その中で、図書館にこれだけの投資をするということについては、やっぱりやっちはならんのは、福祉切り捨てとか、市民負担の増をせずに、いかに計画や事業を見直しして財源を出すかということです。これでないと意味がないですね。負担増があったり、福祉切り捨てをやって財源をつくって、それで図書館の運営費に回しましたでは意味がない。だからそういう意味で、そういう覚悟があなたにあるのかどうか、そういうことをやり切る覚悟があるのかどうか、市長の覚悟をお聞きしたいと思えます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

図書館の整備事業は、これは単に今、図書館という箱物を移転させる、こういうことだけではなくて、紹介を先ほどいただいたユネスコの精神を出すまでもなく、教育委員会が示しております、本当に理想の図書館をつくり上げていく、知の拠点としてということになるろうかと思えます。それを亀山駅前というその場所で都市機能を再構築していく、その中核として図書館機能を位置づけて

いこうということでもあります。

先ほど来より、これは開館後の人材の採用、あるいは管理運営形態について議員からご提言を頂戴いたしました。今後、その覚悟はということではありますが、確かに財源の見通しをしながら、図書館のこの移転を含む駅前再生事業は、本市として総合計画の大変重要な事業でございますので、長期の財政見通しの中で他の事業を切り捨てることなくこれを前へ進めていくという、そういう思いでこれを進めておるところでございますが、今後、教育委員会におきまして図書館の基本計画が策定をされて、図書館の全体像が明らかになってこようかと思っておりますので、先ほどのご提言も含め、今後の中でその実現に向けてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私は、その程度の覚悟ではできやんと思います。

今言ったように、本当にその総合計画に書かれている事業は本当にたくさんあるんですよ。それも何十億というような事業があるんですよ。考えてみてください。駅前50、それから庁舎も土地購入を入れたら100億近いというんですよ。それから認定こども園も道路を改良しなきゃ、あそこは建ちませんので、200人定員のあの認定こども園をつくろうと思えば、これは何十億とかかりますよ、これは。建設費と道路の両方合わせたら。それから7年や8年先には、私は賛成しませんけれども、リニアの駅が亀山に来るかもわからない。そうすると、そのためのまた支出が出てくるという、もう本当にどんどんどんどこ次から次へと大型事業が組まれているわけですよ。こんな中で、本当にこれだけのお金を、今でも大変な中でひねり出せるのかということですよ。だから、どうしたって、この間、上田部長言いましたけれども、事業そのものを見直す以外にもうないですよ、これ。総合計画を立てた年ではあるけれども、あえて事業の見直しをしなきゃならん。そういうぐらいの覚悟がないと、とてもじゃないができないと思いますよ、私は。だから、そういう点をやっぱりしっかりとやっていただかないと困る。

なぜこんなことを言うかということ、去年の3月議会で私、こういうことを言いました。市長になってから、ずうっと予算編成の図書購入費を調べたことを上げて言いました。当選直後には1,200万円組まれた、それが前市長時代は800万円だったんで400万円ふやしたということがあがるわけですね、それは評価できた。ところが次の年になると1,000万、それから24年、25、26、27と800万に減らされた。それで、ついに600万。ようやくこの批判があったでか知りませんが、今回800万に200万上がりましたけれども、こういう予算のつけ方をしてきた市長なんですよ。とても図書館について、西川議員も言いましたけれども、余り図書館について市長が言及されたというのはないということも言われましたけれども、やっぱり図書購入費ですらこんな状態。それから、図書館の司書も採用していません、1人も。こういう人が本当に本気でここを大事にして、ほかの事業を削ってでもやりますよと、それは福祉やとかそういうのでないですよ。大型の公共事業を見送りする、削る、やめる、こういうことをやりながら、やっぱり予算をひねり出す、こういうことをやらない限りは出てこないと思います。

もう時間がないんで、最後に一言だけ言いますけれども、やっぱり今回の図書館の移転というのは、やっぱり何よりも市民の声を聞いていないんですよ。それでもう決定されてしまった、基本構

想が。それから後になって、市民の皆さんにワークショップをしますから意見を出してくださいと。こういうのはやっぱり筋が通りません。私はやっぱりこの移転決定というのは、もう一度白紙に戻すということを求めて次に移りたいと思います。

最後5分ですので、都市計画と、それから開発の規制の問題についてお伺いしたいと思います。

はっきり言って亀山市に都市計画はありません。都市マスタープランは絵に描いた餅でしかなく、開発業者が好きなように次々と開発を進め、その結果、亀山市がつくった計画と相反する事態が進行しています。具体的に言えば、北東部にどんどん若い人が家を建てている。人口がそちらに移っている。それから、306号線沿いにどんどん大型の商業施設、全部成り立つのかどうかわかりませんが、これが開発されている。そうすると店舗も、それから住む人もそちらが中心になってくる。そうすると立地適正化計画で中心市街地を何とかしよう、駅前を何とかしようといったって、そうはならないわけですよ。

つまり、市が立てた計画と、それから実際に亀山市で起こっている進行状態が、もう相反する状態になっているんですよ。だから、こういうことを何とかするためには、やっぱり規制をかけるしかないんですよ。そういうことがされていない、こういう問題があります。

私は、27年の9月議会で特定用途制限地域の指定という問題を提案させていただきました。これがその後、どんなふうに見直されたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

特定用途制限地域の件ですが、これにつきましては先ほど議員おっしゃられましたように、平成27年9月議会で服部議員から、また28年の3月議会と、ことしの3月議会では鈴木議員から、それぞれ特定用途制限地域についてのご提言をいただきました。その際には、コンパクトシティ、町なか居住、空き家対策、にぎわいづくり等、さまざまな都市課題に対して総合的な観点から亀山市の実情に合った手法や施策を考えていきたいというふうにご答弁をさせていただいております。

それで、平成27年、あるいは28年と2カ年で第2次亀山市総合計画を策定し、今年度からスタートしたわけですが、その構想の中の都市空間形成方針で土地利用の基本的な考え方を整理し、また6月に策定した立地適正化計画の中では、将来的なコンパクトシティに向けて都市機能誘導区域と居住誘導区域という区域設定を行ってございます。土地利用には規制と誘導という両面がございしますが、本市の場合、人口減少社会の中で総合計画の将来推計人口を平成37年で5万人以上目指すというためには、一定規模の住宅の建設は継続することが必要であり、その誘導施策を検討していきたいというふうにご考えているところでございます。また、商業店舗につきましては、現在の都市マスタープランでは、国道306号沿道地区は沿道サービス施設の集積を目指しており、個々の開発行為に対しては、それぞれ個別で対応してございます。

亀山市のまちづくりにおいては、現状を十分把握して立地適正化計画を推進しながら、必要に応じて他の手法や施策も合わせて検討していきたいというふうにご考えてございます。

それから冒頭、私を名指しで、いろいろ間違った、答弁が食い違うというご指摘をいただきましたが、私は一貫して食い違いのない答弁をさせていただいているつもりでございますので、申し上げておきます。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そら厚かましい、人の時間でそんな言いわけせんといてほしいな、本当に。

結局、特定用途をやると言わなかったですよ。もう既に、今からやると言ったって遅いぐらいなんです。どうするんですか、亀山市、これ。もう好きなようにやってもらうんですか、業者に開発を。もう立地適正化であろうが、中心市街地であろうが、駅前の再開発であろうが、みんな飛びますよ、これ。306号に集中して、人口も商業も。中心市街地はどんどん空洞化していく。これはあなた方、容認するんですか。それが問われているんですよ、これ。

それで、特定用途制限地域の指定というのは、用途地域が定められていないうちのような、いわゆる線引きがされていないところ、そういうところについては、商業や工業などの人の集中するようなところ、騒音が出るような発生のあるおそれ、建物の制限をする区域を決めていくということです。そういうことを県内では、伊勢市や明和町で条例を制定してやっているんですよ。これはやっぱりぜひやらないと、今からでもやらないと、もう間に合いません。そのことを申し上げて終わります。

○議長（中村嘉孝君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時34分 休憩）

（午後 3時43分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして、一般質問のほうをさせていただきます。

今回は、まちづくり及び都市計画についてということで、大きく2点、亀山駅周辺整備とリニア中央新幹線市内停車駅の関係についてということと、あと道路の整備についてということで、まちづくり及び都市計画の視点で、それらについて市の考えを聞きたいと思っております。

まず、1番目の亀山駅周辺整備とリニア中央新幹線市内停車駅の関係についてということで聞かせていただきます。

いわゆるこの周辺整備、駅前開発の中で、よく市民の方からも、駅前整備をするのやったら、リニアの駅が決まってからでええんと違うのか、リニアの駅が決まってから考えるべきじゃないのかとかいう声も聞いたことがあるんですけども、確かに言われてみればなるほどというふうな部分もあるわけですし、ただ、これにつきましては昨日の今岡議員の質問でもちょっと議論があったところではありますけれども、やはりこの既存のJRの亀山駅に、いわゆる乗り入れというんですか、山本部長からは、在来線の駅との併用という表現がなされていましたが、そういった併用とか乗り入れというのはリニアの設備上、かなり広大な面積が必要になるということで、JR亀山駅にリニ

アがというのは困難であろうという話が出ておりました。無論、その併用乗り入れというのをイメージされている市民の方もいらっしゃると思うんですけども、ただ併用や乗り入れとかじゃなかったとしても、リニアの駅の状況によって、現在のJRの亀山駅のあり方も変わってくるということは言えると思うんですね。

そこでちょっといろいろお聞きしたいんですけども、まずその前提としてちょっと確認をさせていただきたいんですけども、本市の都市マスタープランの中で調査、先ほど服部議員からは絵に描いた餅やとか言われていましたけれども、国が行うリニア中央新幹線の整備ということに対しまして、市内の停車駅が実現することで駅を中心にした新たな土地利用が図られることが予想されることから、国のリニアの整備の方向性が見えた時点で土地利用計画の検討を行いますとあります。このリニア整備の方向性が見えた時点であるとあるんですけど、この方向性が見えた時点というのは、一体どの時点なのか、どういう状況なのかということをまず確認させていただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

11番 伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

総合計画の中では土地利用のこと、都市空間形成方針と、あと都市マスタープランの中でも位置づけておまして、これがリニアの状況が見えたときということでございますが、私も考えておりますのは、やはり市内停車駅の場所が決定をする、これはいろいろ環境影響評価の関係もございまして、早ければ三、四年とかというような情報も聞いております中では、そういった停車駅の場所が確定した段階が見えたときと、そのように考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

停車駅の場所が決まったときと。やはりそういうことなんだろうなとは思いますが。市内の駅なのか、それこそ亀山市に来ると、そういうことなのかもわかりませんし、その辺はJRの考えもあると、そういうことやと思いますけれども、先ほど部長おっしゃったように、リニア名古屋ー大阪間の前倒しが今言われていまして、もしかしたら、もうあと数年後のレベルで駅の場所が決まってくるんじゃないかと、こんな話もあるわけです。そんな話で、駅決定というのが、これは決して遠い未来の話ではないということが言えると思います。

そこでお聞きしたいんですけど、そんな状況下なんで、リニアの駅が来るとなったら、ある程度これまでの、先ほど言われたように、ある程度広大な土地が必要という話もあった中で、この市内の大体どのあたりに来るのかという、このあたりの考えというか想定が今の市にあるのか、その辺の考えをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

リニアの編成が400メートルということと、ガイドウエー等で、きのうもちょっとご答弁申し上げました、かなり広大な土地が必要となるということの中では、なかなか在来線駅との併用とい

うのは考えづらいという中で、やはり一団の土地というものが必要になってくるという認識を持っておるところでございますが、残念ながら今、亀山市域の中で、この地域ぐらいというような、そういう見通しについては、残念ながら立っていないところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

まだまだ見通しは立っていないということではあるんですけども、その上での話なんですけれども、そうすると、やはり今のJRの亀山駅の近くは、どうしてもやはり物理的な制限というか、広さ的な制限はあるとはいえ、やはり現在のJR亀山駅、よく玄関口と言われますけれども、やはり重要なポイントであることは間違いないと思います、今の段階では少なくとも。やはりこのJR亀山駅からリニアの停車駅、そこへのアクセスということを考えなければならないのではないのかなと思うんですけども、そうすると今回の駅前整備云々の話も、当然そういったことも想定した内容になってきてしかりかなという、そういう話にもなると思うんですけども、その点はどうか。今回は、そのリニアに関する記述とかが今回出された駅前構想には余り感じられないんですけども、その辺、停車駅の場所との絡みとして、どういうふうな関連性が出てくるとか、その辺を考えてみえるのか、ちょっとその点、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

確かに議員ご指摘のとおり、リニア駅が本市に設置されましたら、かなり大きなインパクト、三重の玄関口になるということでもございまして、非常に大きなインパクトがあり、本市の都市基盤を初めとしたまちづくりも大きく変わるというふうに認識をしております。そのような中におきましても、亀山駅周辺地域は今後も本市の中心的都市拠点として、新しく、もしでき上がりますリニア新駅とともに、活性化やにぎわいに資する機能を両方に高めていくべきであろうというふうに考えております。本市といたしましては、在来線駅と別の場所にリニア駅が設置される可能性が高いと想定しておりますもので、今議員おっしゃられた両駅のアクセス機能、これを確保することは大変重要だと思っておりますし、そのアクセスが長い短いによっても随分変わってくるとは思いますが、これは、もう新たな交通拠点としてのリニア駅周辺、また今申し上げました、中心的都市拠点としての亀山駅周辺、それぞれの特徴を生かした上で機能分担を行って相乗作用が図られるようなまちづくりを進めていく必要があると、そのように考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

もちろん一番大きな話としてはアクセスやとは思いますが。ただ、そうしますと、やはりそのアクセスの点とあって、今回、その駅前の構想の中にはその辺が余り記述されないということは、そうしますと、やはり場所的な問題からすると、リニア駅の場所云々にかかわらず、余りそれは現在の亀山駅に影響が少ない、そんなふうにも聞こえるんですけども、その辺は、ある意味独立したような開発でもいけるというか、そういうふうな想定と思っておいてよろしいでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

私どもリニア駅が決定しましたら、当然、都市マスタープランの変更も行わなくてはならないと思いますし、第2次総合計画に位置づけました都市空間形成方針、これの変更もあり得るものだというふうに考えております。それは、その市域全体でのまちづくりとしての都市形成の考え方というのは変えていくべきだろうというふうに思っておるんですけども、先ほどご答弁申し上げた、亀山駅は亀山駅で中心的都市拠点、リニア駅はリニア駅で新たな交通の三重の玄関口としての拠点として、それぞれ機能を保持して進めていくという点では、私どもとしては、リニア新駅ができて、亀山駅の整備につきましてはそのような大きな影響はないと、そのように認識をしておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

よくわかりましたということだけ申し上げたいんですけども、ただ、そうなりますと、やはり亀山駅というのが、もちろん独自でというような話であるんですけども、また新たにリニア駅を中心とした都市拠点が発生するということやとは思えます。そうしますと、これまでの話で、ちょっと駅前整備の話がありました。この中で、松本部長から、昨日も駅前に関して、駅前の宅地化を進めたいという話がありました。そういうふうな話の中で、そのリニアにアクセスするような話で商業の需要というか、やはり売上げも変わってくるという部分は別で出てくるのかなというふうにも思うんですね。例えばアクセスポイントとすれば、やはりバスで行くんやったらバスの利用者、もしかして下庄あたりに来るんやったら、やはり亀山から紀勢線に乗る人もふえるという中で、かなり駅前が再度活性化されるみたいな話もあるのかなとか思うんですけども、ただ、その中で宅地化というふうに言われている。

一方で、またちょっと今回、図書館の話もあります。図書館というとやはり文教施設ですので、風俗営業法の絡みで、これは風営法の保護対象施設ということで、やはり風営法に規定される店舗が距離制限を受ける。大体、50メートルから100メートル離せという話になっておるんですけども、そうしますと、駅前で、例えば長距離のリニアという意味では、亀山駅で、いわゆるこれは飲み屋とか繁華街みたいな、そういう風営法のイメージなんですけれども、そういったものが規制されるということは、やはりちょっと私が考えているようなにぎわいというか繁華街みたいなイメージではないのかなという気はするんですけども、この辺、今回、にぎわいとかいうふうに言われているんですけども、この辺のまちづくりというか、その駅前の、今、第2ブロック云々と言っていますけれども、特にこの第3ブロックとか第4ブロックと言われるあたり、これは都市計画的に、ここはたしか商業地域なんですよね。商業地域やけれど、この宅地化を図るみたいな話ではあるんですけども、どういうふうなまちづくりというのか、ちょっとその辺がぴんときないというか、ちょっと矛盾しているような気がするんですが、その辺についてのちょっとお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

駅前につきましては、議員ご指摘のように、商業地域がほとんど、一部準商業地域が含まれておりますので、今回の都市計画の決定に合わせて用途地域の変更も一部行う考えでございますが、都市計画区域における不用途地域の中の商業地域につきましては、市として商業その他の業務の利便性を増進するため定める地域というふうに定義をされてございまして、そこに建築できるものにつきましては、店舗のほかに住宅、共同住宅、図書館、ホテル、旅館などが、そのほかにもございませうけれども、そういったものが対象となってございます。私は昨日、住宅をというような、宅地化というようなことを申し上げましたけれども、3ブロック、4ブロックにつきましては、市が区画道路を整備することによって、民間が行います優良建築物等整備事業などの活用によりまして、商業店舗とあわせましてアパート・マンションなどの建築をしていただくことによって民間による開発が促され、駅周辺の居住人口が増加をしていただければ、またそれに付随して商業も経営が成り立つというふうな考えから、そういう一定の居住を誘導する建物が必要だという観点から、そのような答弁をさせていただいております。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

商業地域であっても、住宅の建設とかは可能だから、当然、建っても大丈夫だから宅地化でいいんだというようなことやったと思うんですけども、ただこれ、都市計画法上は、先ほど部長もおっしゃったように、この用途地域の商業地域の説明としまして、市として商業その他の業務の利便性を増進するため定める地域とするというふうにあるんですね。これが目的なわけですね。それで、居住人口がふえたら商売人の人もどうたらと言っていますけれども、商業の利便性を増進するために、お客さんをそこに引っ張ってくるんやというのは、ちょっと違うと思うんですよ。あくまでも商業を進めていく上で、その規制をそこだけは外していくんや、さっき言った風営法に係るような、そういうのはここやったらいいですよという、その規制をここだけはかけないとか、それが利便を図るためであるはずではあるんですけども、でもそれを、せっかく商業地域であるのに文教施設が来ることによる規制を発生させてしまうような、こんな状況になっておる。そうすると、宅地化といっても商業のまちである気持ちを変えることはないということではあったと思うんですけども、ただ、そんな状況やったら、やはり用途地域としては、もう商業ではなくて、もうそれこそ白地に戻すぐらいのことがあってもいいんじゃないのかなとか思うんですけども、その辺の変更は、都市計画の変更というのは考えられてないのかどうか、その点を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

駅前に関しましては、先ほど風俗営業法の件も出ましたけれども、風俗営業法の許可を必要とする店舗につきましては、一般的にキャバレー、スナック、ナイトクラブ、ダンスホール等の接待飲食等営業と、それからパチンコ・スロット等の遊技場営業がございまして、これらの風俗営業法の許可を新規に必要とする店舗には、人的要件、あるいは場所的要件、構造的要件を満たして許可を得

る必要がございます。その中で駅前に図書館ということになりますと、それにつきましては、場所的要件の保護の対象施設ということになりますので、先ほど議員おっしゃられましたように、商業地域の場合ですと、図書館から対象施設によりましては、50メートルから70メートル以上、近隣商業地域の場合は、70メートルから100メートル以上の距離を離す必要があるというような制限がかかってまいります。これにつきましては、あくまで歓楽的な雰囲気による接待行為の店舗というような条件等がございますので、現状の亀山駅周辺でございます店舗等につきましては影響がほとんどないというふうに考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

現在の店舗には影響がないということでしたけれども、新規で来ることが難しくなりますよねということなんです。ですので、私ちょっと聞きたかったのは、ええか悪いかとかいうよりも、変更される考えはないんですかということなんです、その点、もう一回、ちょっと確認させてください。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

あくまで亀山駅前につきましては、一定の商業施設というのは必要だというふうに考えてございます。それで、先ほど商業地域のところで住宅も建てられますということでご説明をさせていただきましたが、現在の駅前の商店が衰退していったという経緯の中には、やはり駅前の人口が大きく減って商業施設を利用する方が少なくなったということが大きく影響しているというふうに考えてございますので、そういった意味で、一定規模の居住人口をふやしていくということも必要だという観点から、そういった住居等、あるいは集合住宅等の共同住宅等の建築も必要だというふうに考えているところでございますので、指定を商業地域から変更するという考えは今のところございません。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それをされることには私は異論は別にありません。ただ、都市計画という視点に立ったときに、それはやはり矛盾しませんかということをお聞きしたんですけれども、もう一つ、現在のその商業の方々に対して何らかの応援というような意味かなとは思うんですけれども、それに対して、市のインセンティブかな、そういう、もう一度にぎわいをとか、そういう話でそうだったんやとは思いますが、ただ、やはり一番本来、商業という意味で重要なのは、やはり商業がやりやすいことによって、それを求めて人が集まってくるという形やと私は思っておりますので、そういう意味ではちょっと、いわゆる繁華街が発展するみたいな、そういうのとはちょっと違う感じなんだろうなというふうなイメージを持ったわけです。

そういうまちも私もありかなとは思うんですわ。ただ、いろいろ話を聞いていますと、やはり観光とか産業とか、関の町並みとかが、一応それでいくよりも、やはり文化とか生活でというので、ちょっとまちづくりをしてきたみたいな形で、結構それとかぶる部分があるのかなというふうな感

じがしたんですね。商業をもっと発展させるためにというふうな何かするんやというよりも、やはり一定の歡樂的な要素は押さえながらも、それでも商業を、お上品なという言い方は悪いかもかもしれませんけれども、やはりある程度そういうふうな亀山市なりの駅前というのを考えた結果なんだろうかとも思うんですけれども、ただそうしますと、ちょっと先ほどちらっと関の町並みとか言うたんですけれども、あそこも商業地域やったと思います。その中に、やはり町並み保存というのを放り込んで何とかという感じではあったんですけれども、成功例とは言われていますけれども、じゃあ実際、商業として成り立っておるのかと言うたら、やはり疑問符が持たれるところも多いということではあるんですけれども、それなりの成功例みたいな感じになるとしたら、やはり駅前に対して住宅とは言われませんでしたけれども、やはり人が住んで集えるような何か一つの核が要るんじゃないかなと思うんですね。

よく鉄道のまちと言われますんで、やはりその鉄道遺産を生かしたとか、あと今回、図書館という話があります。図書館が賛成か反対かというのはありますけれども、それこそあそこが商業施設の集積地というよりは、もうむしろ図書館が来ることによって知の拠点として、それこそ亀山公園まで含めた一体的な知的ゾーンにするんやぐらいの、そういうふうな拠点にするとか、そういった核が必要になってくるんじゃないのかなというふうに思いますんで、ちょっとその辺、どういうふうなまちを描いているんかというのでちょっと聞かせていただいたという感じであります。

ちょっとごちゃごちゃ言いましたけれども、続きまして、道路の整備についてということに行きたいと思います。

まず今回、道路の感じは、またこれも都市計画及びまちづくりということで聞かせていただこうとは思いますが、まずこれにつきまして、今回、駅前整備に関する市道路線の認定の話が出てきています。これは非常にわかりやすいというか、そういう案件ですもんで、これを引用しながらちょっと質問したいんですけれども、いわゆる赤道を市道として認定するという話ではあるんですけれども、まずこの市道を認定する際に、亀山市道路認定及び廃止に関する規程というのがあるんで、そこには路線が系統的で一般交通上必要な道路であり、かつ以下のいずれかに該当しなければならないという認定の基準という第2条で条項があります。ちょっとそれを読ませてもらいますと、1番、道路の起・終点がともに国道・県道、または市道のいずれかに接続する道路、2番、国道・県道または市道のいずれかの道路から公共施設に接続する道路、3番、都市計画法または亀山市開発行為審査要綱に規定する開発行為により施行された道路、4番、土地区画整理法に規定する土地区画整理事業により施行された道路、5番、圃場整備により代替施設として建設された道路、6番、国道または県道の路線の変更または廃止に伴い市道として存置する必要がある道路、7番、市の施行により新設し、または改良する道路と、これだけあるんですけれども、今回のこの駅前の市道路線の認定につきましては、この7つのうちのどれに当たるのか、まず確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

今回行います市道8号線の認定でございますけれども、これにつきましては、先ほど申されました、7番の市の施行により新設し、または改良する道路というふうに該当するものというふうに考えてございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

この7番の要件であることを確認させていただきました。

それでもう一つ、赤道を市道認定ということなんですけれども、これまで、いわゆる赤道というものについて何らかの整備が必要じゃないかという要望が上がってきた場合、本市ではどのような対処を行ってきたのか、あるいは行うことになっているのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

赤道の整備につきましては、赤道自体は地元自治会に管理をお願いしてございまして、自治会から道路修繕等の要望書が提出をされました際には、必要な資材の支給と、重機を使用する場合には亀山市市道維持管理工事補助交付金要綱というものがございまして、それに基づき、工事の実施のために使用する重機の借り上げ、オペレーター等を含みますけれども、この金額を補助金として交付させていただき、自治会に施工をお願いしているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

わかりました。

ちょっとその上で質問をさせていただきたいんですけれども、ちょっと前後したりしますけれども、まずこの道につきまして、こういう亀山駅周辺市街地総合再生基本計画というのをちょっと私見せていただきまして、26年5月に出されているものです。ここの中で、今回、その市道認定だという赤道につきましては、もちろんこれは整備するよという方針は出ているんですけれども、この整備手法図というのがありまして、ここに出てるんですけれども、ここには区画街路整備というふうに書いてあるんですね。区画街路として整備する。この区画街路というのが都市計画の用語でして、多分これを書かれた人は都市計画に精通している人やろうなと思うんですね。そうしますと、当初これはやはりこの都市計画にのっとった都市計画事業としてやられる予定もあったのかなと思ったんですけれども、この辺について、都市計画事業として考えられていたのかどうか、それがそうじゃなくなったのは何か理由があるのか、その点をまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

まず1点目、駅前を含む駅周辺は、いわゆる都市計画区域に含まれてございますので、都市計画区域内ということになりますので、恐らくそういった趣旨で区画街路という言葉が使われたんだというふうに考えています。その中でも、新たに道路等を都市計画に決定して道路を行う際には、その都市計画道路は、その前後が既に決定されている都市計画道路と接続している必要がございますが、今回、市道御幸線も、それから南側の市道御幸7号線も都市計画道路ではございませんので、

改めて都市計画道路として整備を行う必要がなく、通常の市道の整備という扱いで整備を行うことが可能だというふうに考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

都市計画区域であるので、そういう表現になったんじゃないのか。でも、都市計画道路としては、やはり認定はできなかったのか、しなかったのか、そんな感じやったとは思いますがけれども、ただ、この駅に対して、やはり都市計画的な視点でやっているんだから、やはり都市計画ですべきだったんじゃないのかなと、そういうふうなこともあってちょっと確認させていただいたんですけれども、

これからどの要件でやるのかはさておき、そもそも今回、2ブロックの方が建設中に仮住まいとして4Aブロックに住まわれて、その関係でこの道が要るんやみたいな話もあったんですけれども、そもそもこの4Aブロックの優良建築、これ自体は道路は含めていない事業のはずなので、基本的には別々の話やとは思うんですね。もちろん関連性はあると思うんですけれども、今回、この駅前整備という話の流れの中でこの道路認定の話が出ているんですけれども、そもそもこの駅前周辺整備があるから今回のこの市道認定という整備が上がってきたのか、この駅前周辺整備がなくても、いずれ市道として整備をしなければならなかったのか、この辺は一体どちらなのか、その点を確認させていただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

今回提出をさせていただいています市道認定の御幸8号線に関しましては、亀山駅周辺整備事業の中の一つの事業ということで上げさせていただいております。当然のことですけれども、2ブロックの市街地再開発事業も駅周辺整備事業の中の市街地再開発事業でございますし、4Aブロックの優良建築物等整備事業も駅周辺整備事業の中の一つの事業ということで、それぞれ大きくは亀山駅周辺整備事業の中のそれぞれの一つということで考えてございます。

きのう私が別事業だというふうに申し上げたのが、何か亀山駅周辺整備事業とは別の事業だというふうに受け取られたのかもしれないけれども、そういう意図ではなくて、都市計画決定を必要とする市街地再開発事業か、都市計画決定を必要としない優良建築物等整備事業かという、そういった事業の方法が違うという意味で別の事業だというふうに申し上げさせていただいたところですので、ご理解賜りたいというふうに存じます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

別の事業か云々というのは、余り私の中では関係なくて、ただそうしますと、この駅前整備の話がなかったら、この道は赤道を市道認定までする必要はなかったという、こういうふうなことでよろしいですか。この整備がなかったら、この道は市道としては要らなかったんだと、ここまでお考えでよろしいですか。

○議長（中村嘉孝君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

亀山駅周辺整備事業という事業がなければ必要がないというふうには考えてございませんけれども、この事業がなければ別の赤道を整備する手法なり、別の手法で整備を考えていったものというふうに考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

そうしますと、駅前、今回の事業がなかったら、いわゆる先ほど言われたような赤道に対して現物支給をするとか、重機を借り上げ、そういうふうな形で駅前でそういうやり方でやるはずだったと、こう言われるわけですかね、その点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

あくまで仮定の話ですから、はっきりしたことはお答えできませんけれども、恐らく議員おっしゃられたように、この駅前周辺整備事業がなければ、今の赤道を市道に格上げしてというようなことは考えなかったであろうということから、議員のご指摘のような方法で、整備が必要であれば整備されたんじゃないかというふうに考えてございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

これは本当にそうなんですかね、市長。今回、駅前の整備がなければ、この市道を認定しなかった、赤道のままやったという話もあるんですけども、私、いろんな市職員の話も聞いていたら、やはりこれは必要な道やったんやと、いずれは必要やったんやというような話も私は聞いたんですよ、直接。そうやけれども、今回、この駅前の整備があるから、その辺の話ではあるんですけども、市長としてこの状況を、やはり市の当然、駅周辺整備があるから一つのきっかけにはなったと思いますよ。でも、やはり駅前のことを考えていく上で、もちろん市民の利便性もあるかもしれませんが、この駅前の人たちに何とかこの駅前を盛り上げてほしいんやというような意味で、この道を、やはり赤道から市道にかえる、こういった話になったんじゃないのかという部分もあると思うんですけども、市長、その辺はどう認識されているんでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

最終的に4.2ヘクタールの4つのブロックを総合するとその面積になりますが、この中で駅前周辺地区の再生を図っていこうということで、地域の皆さん初め、さまざまな協議を積み上げてまいりました。その中で、例えばいろんな手法が考えられるわけですが、4.2というあの広大な土地を、例えば今、私どもは駅前線の道路事業、それからロータリーの機能強化、それと第2ブロックの第1種再開発事業、それから小さい事業を組み合わせさせていただきますけれども、民間の優良建築物

の整備事業と今の市道の駅前の8号線の事業を組み合わせ、全体として駅前周辺地区の都市機能を高度化したり再生をしていこうという考え方で協議を進めてまいりました。当然、全体を土地区画整理の事業でありますとか、あるいは第2種の、全部買い上げを行政がする、あるいは民間のデベロッパーがすると、そういう第2種のいわゆる再開発事業、こういう選択ではなくて、本当にそれぞれのコンパクトでさまざまな特性を生かして全体を再生させようという考え方でございました。

そういう意味で4つのブロックに分かれましたけれども、今、市道御幸8号線につきましては、当然、議員先ほどおっしゃられたように、この駅前再生の議論の過程できっかけとなって、この事業を選択することになってきたというふうに考えておるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

そうしますと、やはりこれは駅周辺整備事業があつてこそその市道認定、そういうことなんやと思います。そうしますと、ただ、今までの説明からするところの、やっぱり第2ブロックの基本設計ができない限りは事業着手ができない。そこの仮住まいとしても設定していた、この話の流れの中やったら、やはり今回の市道路線の認定というのは、認定に丸ということは難しいと思いますということだけ申し上げて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

11番 伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

以上で本日予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

次にお諮りします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村嘉孝君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

あすの8日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 4時24分 散会）

平成 2 9 年 9 月 8 日

亀山市議会定例会会議録（第 5 号）

●議事日程（第5号）

平成29年9月8日（金）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	福沢美由紀君	8番	森美和子君
9番	鈴木達夫君	10番	岡本公秀君
11番	伊藤彦太郎君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	坂口一郎君	健康福祉部長	佐久間利夫君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	松本昭一君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	嶋村明彦君
関支所長	久野友彦君	子ども総合センター長	伊藤早苗君
上下水道局長	宮崎哲二君	財務部参事	落合浩君
市民文化部参事	深水隆司君	建設部参事	亀渕輝男君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長兼 消防署参事	平松敏幸君
地域医療統括官	伊藤誠一君	医療センター 事務局長兼 地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育次長	大澤哲也君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君

選挙管理委員会
事務局 長

松村 大君

●事務局職員

事務局 長	草川 博昭	議事調査室長	渡邊 靖文
書 記	大田 より子	書 記	村主 健太郎

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（中村嘉孝君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

おはようございます。

通告に従い質問をさせていただきたいんですけど、その前に、きのう服部議員が言われたように、今議会で余りにも答弁と質問がかみ合っていない。確かに答弁も答弁ですし、質問もいろいろ問題があるかと思えますけど、かみ合っていないという印象が非常に強い。

それはやはり、この議会までについても説明責任が余りにも不十分なために、なかなか明快な答えが出ないということもあろうかと思うんですけど、もう少し執行部は執行部で意見を調整して、質問する側も聞き取りもしておるんで、やっぱり的確にご答弁をしていただき、イエスカノーかという話も、余りにも前段と後半が大き過ぎてどこに的を絞って答弁しておるのかというのがわからない。そういうところが非常に多いので、その辺、もう少し明快な回答をしていただきたいのと、やはり行政責任のトップである市長は、政治責任を持って提案されておる以上、もう少し不退転の決意で物事の答弁をしていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

まず最初に、現況報告についてなんですけど、現況報告が毎回出ておるんですけど、市政の現況と今後の見通しということで、各全般、総合計画の各部門に対して書かれておるんですけど、これ、どう読んでみても農林業に対する現況が一言も書いていない。事あるごとに獣害対策だとか、耕作放棄地だとか、それから林業の現状が災害をもたらす原因をなしておるということを再三議会で申し上げておっても、現況には農林業は一言も書いてない。もう市長は農林業を切り捨てるのかという私は思いです。

私は再三、農林業については質問をさせていただいておるんですけど、現況に農林業が一言も書いていない。いつも少ないんですけど、今回に限って一言も書いてない。農林業を切り捨てるつもりで今後現況報告をされるのか。その辺について、なぜここに農林業の記述が一言もないことについて、市長はこの現況報告を書かれた、各部門から出されたやつを寄せ集めて書いた現況報告やと

思うけど、なぜ農林業は一言も書いてないんですか。現況をどのように認識しておるのか、まずそれをお聞かせ願います。

○議長（中村嘉孝君）

17番 小坂直親議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

農林業の市長の認識はということでありませうけれども、本年3月にもご答弁を議員にさせていただいたと思いますが、改めて申し上げたいと思っておりますけれども、農林業を切り捨てるのかということではありますが、私どもとしては、農林業は1次産業の中心的なものであるということ、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など多面的な機能を有しており、当然私たちの生活や地域社会にとって必要不可欠なものであるということは、基本的に認識をいたしておるところでございます。

しかしながら、これも今日まで議員にご質問いただいておりますところではありますが、例えば耕地面積が減少してきた、その一方で耕作放棄地が増加しておるという状況でありますとか、これは農地、森林の荒廃につながったり、鳥獣被害、後継者不足など、農林業を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いておるところであります。引き続きまして、これらの諸課題にしっかり対応していくことが必要であるという認識のもとに、新しい総合計画でも各施策を掲げ、その推進を図っておるところであります。

とりわけ農業分野におきましては、ご案内のように本年3月に農業委員会に新たに設置をされました農地利用最適化推進委員の皆さんとも連携をいたし、耕作放棄地を含め、農地のより正確な利用状況の把握に努めまして、担い手への農地の利用促進、なかなか実績にはつながっておりませうけれども、利用の集積、そして耕作放棄地の発生防止や解消等の取り組みにつなげてまいりたいというふうに考えておるところであります。

一方で林業のほうでございますが、先般の宮崎議員の質疑にもご答弁をさせていただきましたが、森林の持つ水源涵養、土砂災害防止など広益的機能の向上を図るため、従来の森林環境創造事業とあわせて、今年度から新たに「みえ森と緑の県民税市町交付金」を活用した鈴鹿川等源流域の再生事業による環境林の間伐に取り組んでおるところでございます。

こういう取り組みを今の現況報告には記載をさせていただいておりませうけれども、そういう認識のもとに、必要に応じて新たな取り組みや既存事業の見直しなど、総合的に展開をいたしてまいり必要があるというふうに認識をいたしておるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

私は何も認識をしておらんというんじゃないんです。なぜ現況報告に書いてないんやということですか。ほかのろくでもないことはようけ書いてありますよ、何々を進めますとか、NHKで何があったとか、どこやらへ行って、網走まで行って食生活がどうだとか、そんなことはぐだぐだ書いてあるけど、肝心なことは農林業は産業の柱ですよ。だから、今言われたことは、ただ、そんなも

の、認識があつて、私は何でそれが現況報告に書いてないことやということを聞いておるんです。だから、切り捨てるのと違うかと言うだけなんですよ。

言われることは、それは認識しているものは、私も認識し、当然原課も認識しておるんですよ。なぜこの現況報告に農林業のことが一言も書いてないやということを言うておるんですよ。だから、意識が認識しておつても書き込みがないということは、何も関心がないということですよ。

そやで、私が言うておるのは、わからんのかわからんけど、なぜこの問題についても、災害について、亀山城については本丸が崩れたということが書いてあります。そして説明もされました。道路や農林業施設の災害が発生しておるということは冒頭に書いてあるだけで、それに対する手当ては何もしてない、現況では。どんな災害でどんな予算があるのかというのが何も書いてないんですよ、災害状況についても。

だから、そんな災害があつたし、それから米がことしは非常に少ないですよ、取れ高が。反当たり、1俵当たり少ないんですよ。そういう現況もあるし、獣害もあります。そんなことがようけあるはずですよ。だけど、一言も関心がない。だから、農林業に対して何も認識がないのかと、切り捨てるのかとしか思いようがないんですよ。中山間の問題とか、耕作放棄地の問題とかあると思うけど、何一つ書いてないということは認識がないということです。そのことについて私は聞いておるんですよ。

なぜ今回、この表示がなかったのか、認識をしていないのかしておるのかということだけを再度聞きます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

3月の施政方針で年間の方針をお示しして、それを進めてまいります。各定例会、6月、9月、12月と、そのさきの定例会から今議会までの間に起こりました主要な各施策事業に基づいてご報告をさせていただいております。これは全てそういう流れで、決しておっしゃらないかげんなものをここに記載しておるわけではございません。

したがいまして、私どもとしては、農林業の施策は、先ほど申し上げましたように、さまざまな事業を展開いたしておるところでございますけれども、基本的に改めて今の災害の話につきましても、全体的な、総合的なご報告をさせていただいておりますが、個々の今おっしゃられるようなことにつきまして、これは従来からもそうありますが、ここに、現況報告に記載をすることはいたしておりませんので、各議会の委員会等々でご報告をさせていただいてきたということでありませぬ。

いずれにいたしましても、農林業に対する認識がないから載せていないのではないかというご指摘でございますけれども、私どもといたしましては、農林業をしっかり30の施策の一つの柱と位置づけて、具体的な取り組みを総合的に展開いたしておるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

やっぱりその認識がないと思うんですよ。現況報告はいろいろ書いてあるんですよ。ようけ余分

なことが書いてあるんやけど、肝心なことは一つも書いてない。あれをやりました、これをやりま
す、今度こういうことをやりますということだけですね。せやけど、地方自治のかなめは、やっぱ
り財政と、農林業、商工業というのは、地方行政のかなめなんですよ。だけど、それを放置して、
どどこに何がありました、北海道へ行きました、何に行きましたと、そんなことを書いてもらっ
ても現況にはならんのですよ、やっぱり。亀山市を支える農林業、それから生産業に対して認識が
足らんと思うんですわ、私は。

その辺を含めて、総合計画でも農林業は一本やないんですよ。書いてあるのは2段構えで書いて
ある、表現しておる。だから、農林業は一本にまとめるべきやと私が再三申し上げておっても2つ
に分かれておる、総合計画においても。だから、どっちをとってもいいようにできておるんですけ
ど、だから、農林業に対する認識が余りにも低過ぎる。文化文化も結構ですけど、やっぱり地方行
政を支えるのは、環境も含めて、支えておるのは農林業であるという認識が足らなさ過ぎるという
ことを申し上げておきます。

その次、亀山駅周辺整備事業につきましては、広報「かめやま」や行政情報番組により事業の概
要を周知するとともに、先月11日と今月12日に市民を対象にした説明会を行うなど、情報収集、
提供を行ってきたというふうに思いました。市民の理解を得るためには、積極的な情報発信が必要
だと思うんですけど、余りにも事なかれの現状認識ではないかというふうに思っております。

予算は3月の予算で執行が見合わされて、特別委員会で集中審議を5カ月、約10回程度開催さ
れ、市長は一、二回出席されたんですけど、去る先月18日に予算決算委員会で議会が二分するよ
うな確かに議論された中で、一応執行されるようになったわけですけど、やっぱり市長みずからの
説明責任が足らんと思うんです。

執行権は市長のほうにあると思うんですけど、しかし、この問題はこの議会でもかなり議論をさ
れております。市長は不退転の決意でこの事業に取り組むという市長の姿勢をもう少し現況報告で
書くべきであつたらうと思うんです。どのようにこれを対処していくのか。今からその予算の凍
結を解除したということなんですけど、それは解除したことによって執行権が進めていくんだらう
と思うんですけど、余りにも問題が多過ぎた。このことについて、市長はもう少し不退転の決意で
臨むという姿勢が見られない。原課に任せて、部下の当局の部に任すだけであつて、市長みずから
のこれを何としてもやるんだという決意がないし、責任は全て市長にあるというあれが見受けられ
ない。そのために議会も二分するような意見が出ておるということで、凍結を解除した以上は執行
権でやっていただくんですけど、それについても余りにも執行部としての姿勢が見受けられない。そ
のことが今日の混乱を招いておるんだらうというふうに思うんですが、改めてこの駅前開発の整備
事業について、市長の答申と、失敗することはないだらうと思うんですけど、失敗したときには、
それは市長が当然責任があるんですけど、市長は自分で責任をとるということは一切言わない。

しかし、これは不退転で市長が臨む以上、市民とか市とかという言葉を使うんですけど、駅前開
発についての担当部局が言っておるのか、部下ではなしにそれは市長の命令で言っておるんであつ
て、全ての結果の責任は市長にある。私の責任で全てやるんだと。失敗したときは、私に責任が全
てであるということは一度も明言していないんですよ。努力するということだけを言われているだけ
あつて、責任をとるということは一言も言わない。しかし、物事の説明に当たって、部下が400
名の職員がかかっておることについて、全てがうまくいかなければ、市長が私に責任があるという

ことはまだ一言も言わない。

やっぱり行政の責任者である市長は、失敗することは仮定はしていないけど、やはりうまくいかなかったときには、市長が私が責任をとるという責任感のある対応をしなければ、議会ですら二分しておる。なぜ二分しておるかといったら、その辺のところは明確でないからですよ。だから意見も分かれておるし、個々の議員の意見も分かれてくる。だから、そこは職員が全力を尽くしておっても、そこに命令を下すのは市長なんですよ。だから、失敗することはあり得んとしても、責任は私にあるということがなければ、職員も責任を持って地元と当たれないし、我々議会も責任をとってもらっただけの、成功するがための質問をさせていただいても、どこに責任があるかということ、所在を明確にしなければこの事業は進まんと思うんです。

だから、そのためにも、市長みずから全ての責任は私にある、この駅前開発については、全ての責任は私にあるということをやっぱりここで明言していただくということはあるのかなのか、そんなこと。前置きや後置きは結構ですので、端的な答弁をお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、なぜそういう決意を現況報告に記載できなかったかということではありますが、まずこの本議会の現況報告は8月18日に、これはいろいろ大変お世話をかけましたが、関連予算の全額執行をお認めいただく前に作成をいたしておりますので、そのため予算執行の具体的な内容にはなっておりませんが、着実に推進できるよう強い決意で臨んでまいっております。

今、議員がおっしゃるように、亀山駅周辺整備事業につきましては、私どもとしては、従来からもその考え方や、いわゆる行政としての責務や、これをどういう思いで進めていくかということにつきましては、この公の議会を通じまして、またあらゆる場面を通じまして申し上げてきたところであります。

今回、この4月以降、さまざまお世話をいただきましたけれども、議会として調査、ご審議をいただいた関連予算の全額執行をお認めいただいたことから、この長年の懸案であります亀山駅周辺の再生再開発を全庁一丸となって着実に推進できるよう、これは不退転の決意で臨んでまいりたいと考えておりますし、当然行政としてこれを進めていくに当たりましては、統括責任者であります市長は、その任に当たる、そういう思いで強い意志を持って臨んでまいりたいと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

私は端的にというので、最後で、結局市長の答弁は「その任に当たる」、これは当たり前のことですよ。責任はとるのかとらないのかということをお聞きしておるんですよ。

再三、今までもいろんな議論があったんですけど、最終の責任は市長、私が責任をとるんだということがずっと聞こえていないんですよ。今の答弁でもその任に当たっておる、それは当たり前のことです。市長としてその任に当たることは当たり前のことであって、それについて職員が仕事をしているわけで、責任は所在はあるのかなのか、あるのやったら市長は私に責任が全てありま

すという言葉が全然出てこない。だから、全てがぼやけてしまうんですよ。だから、執行部の答弁を見ても、なかなかそこまで明快な回答が出てこないから答弁と質問が合わないということだと思います。

市長が責任をとらなきゃ誰が責任をとるんですか、これ。失敗してはならないがために、失敗しないがために、一生懸命我々議会はいろんな方法、いろんな手段を考えておるわけですよ。しかし、万が一、あってはならないけど失敗したときはどうするんだということですよ。

だから、駅前開発についても、職員を派遣してやっておると、まだ。それは市長の命令で行っておるんですよ。失敗してはならないけど、もし失敗したときは、あってはならないけど、全て私に責任があるということは、あなたは絶対に言わないんですよ。それなら誰が責任をとるんですか、もし失敗をしたときには。あってはならない失敗ですよ。ならないように我々議会も一生懸命努力もするし、執行部も努力をするだろうと思うんです。万が一、失敗する可能性があるとするならば、その責任は市長にあるんじゃないかならうかと。そのことが一つも市長の答弁からは聞こえてこない。だから、さっきの答弁も前置きが長過ぎる。最後には「その任に当たる」では回答にならないと思うんです。

市長は何事に対しても、全ての責任は市長にあると、私が責任を持ってこの事業を遂行し、取り組むんだという決意を、改めて再度お聞かせ願います。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然市長の責務、これは政治的にも道義的にも、そういう意識の中で全ての事業を担っておるところでございます。したがって、この駅前再生の関連する事業にかかわりましては、当然行政の長である市長としてその責任を持って臨んでおるところでありまして、いずれにいたしましても、この事業を、課題はたくさんありますけれども、多くの議会並びに市民の皆様のご理解をいただき、ぜひこれはまさに責任感を持って不退転の決意で進めてまいりますので、今後とも格別のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

行政のトップである以上、行政の不都合、不合理、不測の事態においては、全て市長が責任をとるという、やっぱりふだんからの答弁を見ても、姿勢を見てもなかなかうかがい切れないところが非常に多い。だから、説明責任も十分果たせないままに議会でいろいろ懇願しておる。

ただ、この現況報告には、まだその前にはっきりしていただかなかったけど、現況報告は直前のことまでは全て現況報告ですよ。その当時はということを言われたが、当日の段階で基準を決めない。そのころにはまだ駅前開発についてはどうのこうのという話は、その解除になるとかならないとかという話の前であったということはおかしいと思いますよ。この議会で市長がここで現況報告をするのは、直前までが現況報告なんですよ。だから、現況報告でその点、具体的なことを書くべきだったんですよ、市民に対して。だから、説明責任が足らなんだということは、それがためにいろんな人がいろんな質問をしておるわけですよ。だから、説明責任が結果的に足らなかつたとい

うことと、現況報告に人ごとのように書いた他人事のような表現しかしていない。情報を出しますというだけで、市長みずから不退転の決意でこれに臨んでおるといふ姿勢が全然見られない。だから、いろんな人から質問が出てくるわけですよ。

その辺の時系列からいっても、原稿をつくったときは、その当時はまだ予算は通過していなかったということでもって言われたんでは、議会は成り立たないですよ。審議が成り立たない。そういう答弁をしていただくから、結局ぼやけてしまうんですよ、質問も答弁も。その辺をもう少し気をつけてやっていただかないと、こんな問題は、やはり議会も二分しておる議会ですよ。私は一応凍結した予算が通った以上は執行すべきで、執行権のほうに私は委ねたつもりでおります。当然執行権で、私はもう予算を凍結したやつを解除した以上は、執行部の権限で進めてもらえばいいという考えではありますけど、それまでの過程、コンセンサスが余りにも市長の姿勢として悪すぎるということをおし上げておきます。

それから3点目、次に広域交通について。

書き込みの中で、リニア中央新幹線市内停車駅整備により影響等把握調査を業務委託契約したと。締結して調査に着手したところであり、今後の本市の強み、弱みを含め、現状を把握した上で、人口や産業等に与える機能や影響について分析を進めておりますということの書き込みがあるんですけど、なぜ今、まだ停車駅も決まっていない、きのうの答弁でも想定もされていない、どこへ行くかもわからんというのに、何を持ってリニア中央新幹線の市内停車駅の整備による影響把握調査を、どういう目的で、どこへ、幾らで、何を求めているのかをお聞きします。

○議長（中村嘉孝君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、リニア中央新幹線市内停車駅設置開業による影響把握調査について、まず業務委託を行わせていただきました。これにつきましては、平成29年7月25日に業務の契約締結を行っておりまして、金額といたしましては213万8,400円。どこへということですが、受託者は株式会社三重銀総研のコンサルでございます。

それと、今ご指摘の中で、ルートが決まっていなくてなぜ今の時期にこういう調査を行うのかということですが、まずこのような影響調査につきましては、平成6年度と平成8年度の2回において同じような調査を行わせていただいております。それから、前回の調査から20年以上が経過した状態で、そのころとさまざまな状況の変化が起こっておりますもので、改めてリニアの効果を把握し、今後のリニア中央新幹線を生かしたまちづくりにつなげてまいりたいと、そのように考えております。

それと、今回につきましては、確かに駅位置が定まっておられませんもので、特にこの調査につきましては、市内停車駅が設置、開業した際の市域全体の経済でありますとか人口、そういったものを広域的な範囲で調査を行うものでございまして、これにつきましては、ルートが決定をされましたら、そのときはこの調査をもとにさらに掘り下げて調査を進めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

やっぱり無駄やと思うんですよ、それは。きのうも部長が答弁をしたのは、その環境影響調査を含めれば、三、四年先、早ければ3年先にはルートと駅は決まるだろうという想定のもとでそれを取り組んでおるといっているのであれば、今あえて、駅がどこに来るかわからんのを想定してやる必要はないと思うんです、200万もかけて。

後で申し上げますけど、もっと細かいことの予算を削っておきながら、200万という、それも職員が手を加えることなく業者任せ。どういう分析でどういう資料を出して、どの分析をしてほしいというような委託じゃないんですよ。丸投げですよ、これ、多分、二百何万が。膨大な資料を渡して、この資料の中で分析した上で専門的な知識を持って分析して委託するというのであればいいんですけど、ほとんど今までもそこを委託だから、ほとんど丸投げですよ。こういうことで頼みますわということですよ。

それでは無駄遣いでもあるし、やはりリニアが来るということで、私も一応リニア議連の役を今仰せつかっておるんで情報収集もしておりますよ。なのに、こんなことを我々議連としても、その対応をしておるにもかかわらず、市独自で勝手に使う。何も私が聞いたことないやつがいきなりこうやって出てくると。一体何を求めて、何を根拠に、的がない。目的もないのに確定していないことを雲をつかむような話の調査というのは本当に必要なのか。一遍市長にお伺いします。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

聞いたことがない調査とおっしゃられましたが、当初予算でこの調査をさせていただき、そして今後のリニア駅誘致推進、そして本市の地域づくりにつなげるための基礎調査をするということの中で、今回、調査機関に仕事を委託させていただくところであります。

これは本市といたしましても、このリニアの誘致推進につきましては長い長い歴史がありますけれども、市として正式に基礎的なインパクト調査でありますとか、今後につながるようなデータの収集・分析につきましては、もう20年来、合併前、平成一桁の時代以来やっておりませんので、そういう背景のもとに次の段階にぜひつなげていきたいという思いの中で、本年度当初予算の中でこの調査の計画をさせていただいたものでございます。

さまざま局面が動いておりますので、ぜひこの局面をしっかり私どもも認識をさせていただきながら、市民会議や議会を初め、市民の皆さんや経済界や、本当に多くの皆さんが今日まで四半世紀にわたって運動を続けてきていただいておりますが、これが本当に今の局面をしっかり見据えて次へつながってまいりますように、そのために生かすための調査であるというふうに強く考えておるところでございますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

調査することになるけど、その現状は本市の強みと弱みを調査すると。それはもう強み、弱みは全ての執行部にしても、我々にしても知り得たところですよ。それをあえてまた改めて現況の強み、弱みを調査してもらわないと思うんですよ。もう少し違う方向で、より具体的に実効性があ

る、現実性のある調査にするように、この調査に200万をかけるのであれば、もう少し現実味のある、実現可能、もう少し具体的な内容を調査すべきだろうと思うんで、あくまでも内容はどのような調査内容かというのは、ここに書いてあるのは、弱み、強みを調査してもらおうとかという、このことだけではなしに、もっと専門的にリニアが今日たどってきて、いよいよ3年後にはルートと駅が決まるだろうということを想定した中の、よりわかる調査をしなければならんと思うので、もう少しこれは調査を縮小してでもやるべきやというふうに思いますのと、あわせてもう一点、交通の件なんですけど、住友商事のフラワーロードの一部、それから小野白木線ですか、この9月11日月曜日に供用開始をするんですけれど、このことについて、私、原課へ聞いたら全然反応がなかったんですけど、これの道路認定はどうなっておるのか。

一部改修、フラワーの一部と、それから小野白木線の延長の供用開始が9月11日ですよ。そういうことも何も書いてないですよ、この現況報告には。住友商事のこの話があって、住友商事のことで議論をしておったけど、供用開始はこの9月11日にあるということは、地域住民にとっては非常に利便性があるいいんですけど、これ、道路認定はどうして今回出ていない。合併当時があったということも聞いておりますけど、あれはくねくねと曲がったところの、今通っておるのを真っすぐにしてL字型にして供用開始するんですけれど、道路認定をされておるのかおらないのか。あれは住友商事の土地なんですけれど、それが道路認定してあるということは、合併前、平成14年ぐらいに道路認定を関町はその当時して、町長の承認を得た後、翌年度に亀山市が道路認定をしたけれど、結局、その道路認定はできないということで迂回路をつくったということなんですけど、やっぱり市民にとってはあの道路は、私も再三フラワーについても質問をしておるんですけど、供用開始されるということは公示されていない。何ら地域住民にも伝わっていない。そのことについて、やっぱり現況報告でこのことは書くべきですよ。市民の利便性を報告する上においては。なぜそういうことを書かなかったのか、書き込みがしていないのか。これは農業もあわせてですけど、供用開始がこの11日ですよ、もう。そのことについて何ら報告がされていないということについて、どのような経過をたどって、道路認定については、たしか関町時代と亀山時代とあるんやけど、底地が移管をしておるのか。移管していないのに道路認定をするわけ、移管していないのに供用開始をすることはおかしいと思いますよ。

あれは住友の開発の中でやっておるんですけど、迂回路についても移管はされてないはずですよ。道路認定はして仮の道路をS字型につくったけど、移管をされておるのか、道路認定はどうなっておって、底地の移管をされておるのかされてないのか。私は移管されていないと思う。移管されていない道路を供用開始していいのか悪いのかということをおわせて、住友と小野白木線とフラワーの供用開始についての見解をお聞かせ願います。

○議長（中村嘉孝君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

おはようございます。

県道と、それから市道の小野白木線が9月11日に供用開始されるというのは、議員ご指摘のとおりでございます。この件につきましては、県よりそういった内々の情報はいただいておりますけれども、正式に公表できる段階が、先ほど現況報告を作成する段階でまだ確定していなかったと

いうところで、現況報告から漏れたものでございますが、しかしながら、議員ご指摘のように、こういった地域に根差す道路については、きちんと報告すべきであるということは認識してございますので、これからはそういったものについては、現況報告に入れるように努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、道路認定と、それから底地の権原の件でございますが、認定につきましては、これも議員がおっしゃられましたように、平成14年7月23日付で計画道路ということで市道認定を当時行ってございます。ただ、開発自体の計画に変更・見直しはかなり生じたことから、平成17年2月22日に完成しております、現在通っております区間の供用を開始した後に未完成区間、今回供用する部分につきましては、凸版印刷の北側から県道を経由しましてフラワーへ接続するまでの区間の供用が出来るということから、今通っています迂回路として平成17年9月7日に区域変更と供用開始を行って、現在の迂回路のような形態で通っていただいているというところでございます。

今回、11日の供用に向けまして、権原につきましては、造成工事自体が完了告知を行った後に引き継ぎを受けることとなりますので、まだ底地は住友商事の持ち物ということになってございますが、住友商事から借地ということで、その事業が完成した後に引き渡しを受けるという確約書をいただいたもとの、今回、供用をさせていただく考えでございます。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

その底地は住友商事が恐らく、開発の場合も、供用開始をする前に道路の検査をして、それで道路認定をして、それで供用開始をするについては、底地を移管して、そして市道として認定する。普通宅地造成の場合はそうなんです。だけど、住友商事の場合は、図上でこれは通るだろうという予定路線で平成14年に関・亀山合同で道路認定をしたけど、それが進まないから迂回路にしたと。迂回路にしたやつが、もう今度こっちができたから移すんだというのであったら、やっぱり底地も、もしそこで事故があって破損した場合は、底地はまだ住友なんです。だから、道路認定するのは、それは今度の4ブロックも一緒ですよ。

認定するのは結構なんですけど、底地がまだ市でないものを供用開始することがいいのか悪いのか。そこで事故があったり、これからまた破損があったりした場合に、それは全て市が直すのか、住友が直すのか。底地の問題があった場合、それはやっぱり当然底地を移管した後、道路認定も供用開始するのも本来であろうと思うんですよ。

だから、その点についても全然、県からの報告がなかったから供用開始については報告できなかったということですが、やはり県の道路であろうが、国道であろうが、やはり市民は306についての椋川の道路についても、鹿島橋についてもどうなんだろうということは、みんな関心があるわけですが、市民生活の中には、それはあれは県だから、あれは住友だからというのではあかんと思うんですよ。やっぱり現況報告に出すのであれば、その報告、国・県道についても、それから新名神についても、どういう状況でいつ供用開始をするんだろうということを含めて、やっぱり現況報告を書くべきやと思うんですよ。

だけど、私は今度の住友のところについては、私は初めて知った。これはなぜ知ったかということ、県会議員が県政報告で各市民に説明して私は知ったんです。それで執行部に聞いたら、そんなこと

は知りませんでしたでしょう。余りにも情報がなさ過ぎる。あれほどまでにフラワーの道路の改修をすとか、事故が多いとか、道路状況が悪いとかという質問が再三出ておって、やっとあそのS字カーブが取れて真っすぐのL字型になったということに、あと3日ですよ、供用開始をするのは。それがこの議会の開会のときには、まだ県から情報がなかったと、そんなことはないですよ。余りにも不親切。現況把握をしてなさ過ぎるということをおし上げておきますけど、いずれにしても、底地が市でないのに供用開始していいものか悪いものかということはまだ改めて委員会等で質問をさせていただきます。

それから、もう時間がないので一言だけ。

森林施策についてですけど、全国森林環境税というのが、今、問題になっております。これは平成6年に森林を守るということで、全国森林環境税を創設するということが、ずうっとこれ、もう20年来、我々林業界としては非常に懸案事項として進めておったんですけど、これについて、全国加盟市町村長で組織する全国森林環境税創設促進連盟というのがあるんですけど、これに県下で、やはり森林組合の所在地を置いておるところは全て加盟をしておって、それから議会も市町村も挙げて長年の懸案事項で、今度ようやく平成30年度の税制改革でより具体的に整理をされるという方向性になっておる中で、亀山市は平成22年に脱退しておるんですよ。

これは平成6年なんですけど、平成8年にいち早く旧関町のときに加盟をしておって、その後、平成10年に亀山市は2年おくれで加盟しておるんですよ。それで合併後も加盟をしておって、市長が代表としておって、全国の森林環境税創設の促進連盟に入っておって、なぜせつかく、これはあくまでも地方財源ですよ。県も市も地方財源の確保をやかましく言われておる中で、ようやく今年度の税制改革の中に織り込まれるであろうということと言われておる中、調べてみますと、私のところは平成22年に脱退をしておるんです。

だから、さっきの話じゃないけど、森林と農業を切り捨てるような意向が市長にはたびたび見受けられる。なぜこれを脱退したのか。それについてお聞かせ願います。

○議長（中村嘉孝君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

全国森林環境税創設促進連盟は、全国の加盟市区町村で組織いたしまして、森林の公益的機能を継続して確保するため、その保全を担う市区町村の森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることを目的に、新たな税財源である、今おっしゃった全国森林環境税を創設することを目指しまして、平成4年に組織されております。旧関町、旧亀山市、それから新市になってからの経緯は議員がおっしゃったとおりでございます。

新市になってからも、安定した森林整備財源確保のために全国森林環境税の創設の要望も終始行ってまいりました。さらに三重県森林協会とか、全国市長会でも全国森林環境税の創設に向けて国へ同様の要望を行ってきたところでございますが、このような中、平成22年度の予算編成要領におきまして、負担金のうち各種団体会費などにつきまして、加入目的や活動効果を見直しまして、形式的なものについては脱会も含め検討し、負担金の適正化を図るように通知があったところでございます。

本連盟には年2万円の負担金を拠出いたしておりましたが、当時、三重県内の市町は半数程度し

か加盟していなかったことや、先ほど申し上げた他の団体で同様の要望活動を種々行っていたこと等から、加盟している効果が薄いものと判断し、今議員がおっしゃったように、平成22年に脱会したものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

加盟しておる効果が少ないって、どんな内容でどういう活動をしたけど効果がなかったかということは実証できるんですか。ほとんど入っておるところは、海岸線は入っていないですよ。全国的にもほとんど森林組合を持っておる所在地のところは全部入っていますよ。亀山市は森林組合があるんですよ。なのに、森林組合を持っておりながら、行政がたかが2万円ですよ。2万円の金ももったいないって、200万のろくでもない金を払って、200万もかけて何も効果もない200万も払って2万円ももったいないでと、そんな理屈はならんですよ。

それでこの要望にしても、これはこの間の森林組合の総会のときに副市長に来ていただいて、市長宛てに森林吸収源等に必要な財源、安定的な確保について森林税の早期実現をとということも渡してあるんですよ。抜ける必要はないんですよ。市長会であろうが、三重県林業協会であろうが、それはそれですよ。市としての姿勢を問われておるんですよ。なぜ亀山市は入ってないんだと、脱会しておるんやと。だから、切り捨てかと言われるんです、農林を。認識が足りんですよ。だから、現況報告でも農林を切り捨てておる。こんな2万円でも事業効果がないからやめたと。だから、農に対しても林に対しても認識が足らんということですよ。これはこの間の総会で副市長が来てもらったときに市長宛てに渡したはずですよ。それに対しての反応も返答もない。

文化文化って結構ですけど、もとの農林業を切り捨てるつもりならとことん切り捨ててもろうても結構ですけど、それでは市は成り立たないです。その辺も含めて、このような2万円が惜しいがために、ろくでもない200万を使うこと自体、その姿勢そのものを批判させていただいて、質問を終わります。

○議長（中村嘉孝君）

17番 小坂直親議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時48分 休憩）

（午前10時56分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番 前田稔議員。

○15番（前田 稔君登壇）

おはようございます。

通告に従い一般質問をさせていただきます。

ちょっと順番を変えまして、病院事業についてから質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

まず、今、9月は決算で、28年度決算も行われておりますので、質疑で通告しておいた部分もありまして、流れもありますので、まず28年度の内容の当年度の純損失2億6,159万2,450円の損失の具体的な内容について、まずお聞かせを願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

15番 前田稔議員の質問に対する答弁を求めます。

古田医療センター事務局長。

○医療センター事務局長兼地域医療部長（古田秀樹君登壇）

当年度、平成28年度純損失2億6,159万2,450円の、まず具体的な内容をちょっと数字を上げてご説明をさせていただきます。

まず入院収益、外来収益等の医業収益が12億3,654万6,408円でした。これに対し、給与費、あるいは材料費などの医業費用が16億6,591万7,325円でした。ですので、差し引き医業損失ですけれども、4億2,937万917円の医業損失でした。

次に、一般会計からの繰入金等であります医業外の収益が2億3,856万62円。これに対して、雑損失等の医業外の費用が7,076万9,291円で、この部分では、差し引き1億6,779万771円の黒字となって、合計の経常損失が2億6,158万146円、これに特別損失の1万2,304円を加えたものが純損失の2億6,159万2,450円です。

また、平成27年度の決算時、純損失が2億4,326万5,669円でしたので、27年度と比較して1,832万6,781円の増加となったところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

28年度の純損失なんですけれども、医業収益がざっとですけど12億と。その給与とか材料費とか、費用が16億ということですよ。ですから、医療事業をやって医業の損失が4億ということですよ。やればやるほどずうっと毎年4億、医療事業をやっていって食っていくということですよ。あと一般会計とか、そんなんから繰り入れがあるので若干損失は減っていますけど、この給与、材料費、その損失の一番大きなものというのは何なんですか。

○議長（中村嘉孝君）

古田事務局長。

○医療センター事務局長兼地域医療部長（古田秀樹君登壇）

まず損失の原因ですけれども、先ほど議員おっしゃいましたように、まず医業収益の減少が一つ大きな原因ではないかと思えます。入院分につきましては、入院患者数が対前年度比246人減少しております。外来患者数も対年度比470人減少しております。金額で申し上げますと、入院が3,174万2,538円の減収、外来が408万6,561円の減収になっておりますので、合計で3,500万円を超える減収という形になっております。

もう一つ、今度は医業費用のほうですけれども、やはり給与費が非常に高いことが原因しております。医療センターアクションプランに掲げてございます目標値というのを設定してありますけれども、それが医業収益に対する人件費の割合が、平成33年度で53.7%という目標を出しておりますのに、平成28年度決算では70.3%、7割を超えた結果となりました。この辺がやはり

損失が大きくなった大きな原因の一つではないかと思えます。

やはりこの給与費が高いという原因が常勤の医師不足というのが大きな原因の一つということは、先日からのご答弁でも申し上げておるところでございます。やはり非常勤の医師に今のところ頼っているところが多いので、やはりそこら辺の人件費がふえておるのが原因やと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

この人件費ですけど、恐らくこれは減らすというのは難しいんだろうと思えますね、今もお話を聞いておって。多分、ここが一番本当はポイントなんだけれども、お医者さんがおらんようになっては医療はできなくなるんで、多分、もう構造的に今の状況では、恐らくここを減らしていくというのは、まず難しいんだろうなというふうに思うんですけど、その辺、いかがですか。何か減らせるんですか。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤地域医療統括官。

○地域医療統括官（伊藤誠一君登壇）

人件費についてでございますが、議員もおっしゃられたとおり、医療サービスをやっていくためには最も必要な部分であるというふうに考えておりました、さらに医師を充実していくと。ですから、全体に占める給与比率が高いということは、収入をふやすこと、適切な医療サービスを提供することによって収益をふやして比率を下げっていくということであって、給与費が高いという個々の給与費にメスを入れて削減するというのではないというふうに考えております。ですから、ここを先ほど事務局長が申し上げましたように、常勤の医師の確保によって、いわゆる賃金として払っておる、若干給与費より高くなっておりますが、そこら辺を何とかすると、そういう努力をすることだと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

なかなか給与費を減らすというのは難しいんだろうというふうに思いますが、また後で総合的にちょっといろいろと聞きたいので。

2つ目にキャッシュフローの計算なんですけれども、これが資金期末残高が3億4,000万円程度ですけれども、これは今後の病院の継続に当たって運営に支障がないのかどうか、確認をしたいと思えます。

○議長（中村嘉孝君）

古田事務局長。

○医療センター事務局長兼地域医療部長（古田秀樹君登壇）

議員がおっしゃられるように、キャッシュフロー計算書で平成28年度の資金期末残高が3億4,057万6,053円ございました。平成27年度末の資金残高が8,864万3,291円でありましたので、計算上、2億5,193万2,762円ふえた計算にはなっておりますが、平成28年12月に満期を迎えた3億円の公債を売却しておりますので、差し引きいたしますと4,806

万7,238円、1年間で資金が減少した結果となっております。

この資金の減少というのは、平成21年度以降ずっと継続した状態となっております。現状のような資金減少が続きますと、おっしゃられるように病院の経営に影響を来すものというふうにも考えております。

現在、そのような状態に歯どめをかけるべく、病床の一部変更や訪問看護ステーションの設置検討などで、先ほども申し上げた医療センターアクションプランを策定いたしまして、取り組みを進めておるところでございます。

その結果として、先日もちょっとご答弁させていただいておりますが、平成29年度におきまして、医業収入が平成28年度と比較して増収傾向でございます。改善もされてきておりますので、将来に向けてこういう状態が続くように、今後も取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

期末残高も残り少なくなってきた、あとこのままでいくと数年もつかというところですよ。今、29年度で少し業績が上がってきておるといんですけども、どのぐらい上がってきておるのか。それと、このまま行くとこのキャッシュはなくなってしまうと思うんですけど、その予測。その後どうするのかというのは、また後で聞きます。

○議長（中村嘉孝君）

古田事務局長。

○医療センター事務局長兼地域医療部長（古田秀樹君登壇）

先日ちょっとご答弁をさせていただきましたが、4月から7月の実績で、4、5、6、7、4カ月の実績でございますけれども、昨年度平成28年度と比較して約5,400万円の医業収益がふえておるところでございます。単純計算とはいきませんが、この調子でいくと大体月に1,000万程度はふえておるといことで、1年を通して見ると1億数千万円の増収が見込めるのではないかとこのように考えております。

実際に毎年4,000万、5,000万というキャッシュが減っていくと、当然ですけども、資金が底をつきますけれども、現在のような経営状態で改善していきますと、このキャッシュというのも少しずつふえてくるのではないかなあというふうに考えております。

ちなみにですけども、8月末現在の資金残高が、ちょっと先ほど調べましたが3億5,946万9,000円程度ですので、3月末と比較して約2,000万円ふえておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

一部適用から全部適用になって、29年度については、地域包括ケアの関係で取り組まれたケア病床でしたか、これによってふえてきておると。今の話だと年間で1億ぐらいになるんですかね、ふえるという計算で、今も市から1億入れていると思うんですけども、ただ、この先は施設も老朽化していますよね。それから医療機器だって更新をせんらんようなことも出てくるかと思うんですけども、そういう手だてというのは何もしていないですよ。前、ボイラーか何かの改修も

あったけれども、そういうことを考えると、非常にこれはこの先厳しいなあという思いがあります。ただ、亀山市の5万人の生命、安心・安全のことを考えると、ある程度の負債というのは仕方ないのかなあというふうには思いますよ。

自治体病院の経営というのは、ほとんどが赤字だと聞いています。三重県は四日市がちょっと黒字だという話は聞いていますが、非常に厳しい状況の中であって、亀山市は当然5万ですからね。赤字というものはある程度、これは腹をくくってやっていかんのかなあと思いますけれども、その辺のところと、それから統括官は置いた。置いたけれども、やっぱりその医業の中でしかできないですね。市長は市全体の税収をふやしたりとか、そういうことはトップセールスでできるわけですね。だから、その辺は、ちょっと統括官にお聞きしたいけれども、赤字経営ですけれども、その辺のところ、今後、亀山市民のために医療センターをどういうふうな形の中で、赤字ではあるけれども、これは運営していかなあかんと思うんですけれども、そこら辺の今後の統括官の思いを聞かせていただきたい。

あと、包括ケア病床でちょっとアップしてきたけれども、多分黒字にはならんと思うんです。今の人件費とかそんなのを考えていっても、今の医療だけでそれで黒字に改善できるかといったら、ちょっと無理やと思う。カリスマ的なお医者さんが来て物すごくはやるとか、そういうことでもあればまた違うかもわかりませんが、なかなかそれは厳しいと思うんですけど、一応そこ統括官の思いを聞かせてください。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤統括官。

○地域医療統括官（伊藤誠一君登壇）

私の思いということですが、医療センター職員一丸となって取り組んでおる全体の思いも同じやと思うんですが、28年度2億6,000万の赤字が出ておりますが、現実的には入院患者さん、延べ患者数ですが今2万人、それから外来患者さんが3万8,000人と、5万8,000人ほどの医療サービスを提供しておると。あるいは救急車出動のうちの約半分を医療センターでお引き受けしておると。そんなことを将来に向けて継続的に医療サービスを充実していくというのが、私どもの使命やと考えております。そのためには、おっしゃるように経営の健全化、将来にわたって病院が維持できるようにいろんな工夫をしておるということで、地域包括ケア病床だけが切り札ということではございませんが、これまで二十数年取り組んできた中で大きな転換期ではあると考えております。今後に向けてこの15床が適正なのか、さらにふやすべきなのかも検討しております。

さらに、一方で経費の削減についても、昨年予算を認めていただきましたが、コンサルとの契約で1,000万近い削減もする予定でございます。さらにはいろんな医療サービスを充実することによって、診療報酬に反映できることがたくさんございます。適正な看護師の配置、あるいは患者サービスを充実することによって診療報酬の加算がとれるとか、いろんなことに病院を挙げて取り組んでおります結果として、今年度になっていい方向に向かっておるということです。ですから、今後についてもこういう取り組みをしながら将来に向けてやっていくと。

ポイントとして公立病院だからだめなんだということではなしに、やはり規模的な問題もございます、実際には、100床規模で、94になりましたが、CT、MRI等々の高度医療機器もそろ

えて、24時間365日救急対応もしております。そういう中での赤字ということでございます。ですから、これをできる限り減らしながら、キャッシュフローの説明もいたしましたが、現金が減っていったら病院経営ができなくなる、そんなことにならないように、まずは第1段階はそこを目指しております。それからさらに黒字化を目指すとは、ここでまだそこまではよう申し上げませんが、経営健全化を目指しておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

やっぱり一部適用から全適にしたけれども、黒字にはできないんですよ。厳しい。だから、独立行政法人とか、指定管理とか、あとは身売りするとか、そうしたほうがいいかもしれん、黒字化にしようと思ったらね。やっぱり統括官が来て業績は上がったとしても、なかなか黒字には難しいと思う。今後の設備投資もあるし、老朽化もしてきている。これについては、やっぱり市長にお聞きしたいんですけど、今後、亀山市民の命を守っていく、救急って非常に大事ですよ。救急病院としての使命もある。その中で、この亀山の医療センターをどうやって維持していくのか。それは老朽化した施設、それから医療機器、それはやっぱり市長の判断やと思うんですよ、投資をしていくのは。その点について、市長の決意を聞かせてください。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市長の決意ということでございますが、地域医療全体の非常に厳しい局面が、この七、八年続いてまいりました。一方でさまざまな改善もなされ、あるいは今の地域包括ケアにかかわる在宅医療等の仕組みも動き始めてまいりました。その背景は、亀山は5万都市で今の病床数が94という、非常に構造的に収益を出しにくい自治体病院でありますけれども、大変厳しい局面を乗り越えて、これからも自治体病院が亀山市民の命とか健康とか、安心の礎として機能していく、その自治体病院として持続的発展をしていく、そういうことを期待しながら経営の改善を今、統括官を先頭に取り組んでいただいております。

当然、亀山としても、この自治体病院だけでは非常に限界がある中で、地域医療全体の大学病院、それから中央、回生さんとの連携のあり方とか、開業医の皆さんの限られたマンパワーや機能の連携をしっかりと図りながら、やっぱり自治体病院として地域包括も含めしっかり機能させていくということは、本市にとりまして、今までもそうでありましたが、今後におきましても、非常に大きな意義があるというふうに考えております。

開院以来、ちょうどあと3年後には30周年という節目を迎えるところでもありますけれども、地域包括ケア時代にこの医療センターが自治体病院としてさらに多くの力を本当におかりしながら、また結集させながら、これからも市民の健康や命を守っていく一つの機能をしっかり守り、高めていく必要があると。そのために、市といたしましても、しっかりその内外の環境整備をつくり上げていくと。そういう決意でこれからも臨んでいきたいというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今後も継続してきちっと投資もしていくというふうな答弁だったという認識をさせていただきました。

それではこの病院の話は終わりにしまして、市の財政についてお聞きをしたいんですけども、この前の質疑でも28年度の決算内容を聞かせていただきました。税金も前年度に比べて落ちている。法人市民税、固定資産税の償却資産税、それから交付税については、もう合併算定がえで減っていった中、またさらに国のほうでは絞り込んでくるというような状況にある。税金も落ちてきて交付税も落ちてくる。

その中で第2次総合計画、大きな投資的な事業が幾つかありますよね。庁舎建設、それから、今、議論になっておる亀山駅の開発、野村布気線、和賀白川線、これは合併特例債が入っていますけれども、それから認定こども園というのが意外と道路設備とかそんなのを含めてくると相当かかるようでありますけれども、この先、非常に不安ですよ。歳入が少なくなってきて歳出が多くなってくるのはもう見えているんですよ。そこら辺で29年度に第2次総合計画をつくられた。やっぱり財源があるのかなのか、どうやって確保するのか、そこが心配なんです。財源の根拠、そこが示されていないでしょう。

例えば第1次総合計画で本当は庁舎を建設する予定だった。そのときの試算では50億か60億でできたはずなんです。ところがこれを繰り延べたことで、恐らく100億ぐらいになってくるんじゃないかと思う、資材の関係とか、いろんなことで。そういう想定もしていると思うんですけども、一体その投資的経費、この第2次総合計画で、どれぐらいの投資的経費を見込んでおるのか、概算でわかれば教えてください。

○議長（中村嘉孝君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

第2次総合計画の前期基本計画の中で、まず第1次実施計画と中期財政見通しを勘案しまして投資的経費のご説明をさせていただきたいと思います。

まず事業費ベースでございますが、29年度で約31億、30年度で34億、31年度で23億、32年度で28億、33年度で38億ということで、前期の基本計画の中で事業ベースで154億ということでございます。

あと、これにつきましては、当然特定財源、起債等もございますもので、一般財源としては約半分の70億程度というふうな試算をしておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

154億ということですね、全部で。

借金は毎年減らしてきていますけれども、100億ぐらい減らしたのかな、今までで。結局またこれ起債も出てくるんだろうし、一番大きいのは庁舎建設に補助がないでしょう。合併特例債も使ってしまったら、ここはほとんど起債になってくるのかなあと思うんですけども、基金は積んでいますよね。庁舎基金が10億5,000万でしたか。リニアは16億あるのかな、今、積ん

でいます。でも、そんな10億って、こんなものは1割か2割でしょう、恐らく。もっと積んでいかないと難しいだろうと思うし、何かこの税収をふやすような、V字回復するような施策があるんですか。

今、工業団地を造成していますよね。何かそこに大きな、前のシャープのような誘致ができるのかどうか。そういうもろみがあってこの計画をつくっているのかどうか。何かその当てがあるのかどうかですよね、これだけの投資をできる。捻出できるのかどうか、そこら辺の予測があって立てているのかどうか、そののところが市長にお聞きしたい。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

済みません。私で申しわけないですけれども、私のほうでお答えさせていただきますけれども、財政見通しということですので、大規模事業を皆様方ご心配されていますけれども、駅前再開発でも合併特例債、または国の補助金、残は約五、六億のお金で一般財源は済むような試算をいたしております。

議員の言われた認定こども園でも、普通、保育園を何もなしで建てると全額単費で建てなければなりませんけれども、集約をしてきて立地適正化のこことを使うと補助が出てまいりまして、自分のところで単独ですとお金を全額見やなあかんけれども、約半分ぐらいのお金はもらえることができるとかというふうに、その大規模事業の計画はいたしておりますけれども、中の一般財源がどれぐらいかかってくるかは、きちっと想定をした上で前期実施計画で中期財政見通しを立てて、財源もどれぐらい要るんだ、起債もどれぐらい返していかなあかんのやということも見やしていただいて計画はさせていただきます。

駅前についても事業費が多かったので、私も当初はびっくりしましたけれども、それについても財務部長としてきちっと試算をさせていただきます、中期財政見通しを立てる段階でいけるのかいけやんのかということも立てた上で、先ほど企画総務部長が言いましたけれども、一般財源は5年間で70億程度を予定しておるといようなことを言いましたけれども、今までは15億程度を入れておったのを、市税収入が落ちてくるということで少し抑えた中で計画をさせてもろうておるといことでございます。

今後、議員がおっしゃられるように、庁舎建設については、確かに基金と一般単独債ということになってきますので、そのことも踏まえて今までも申し上げたとおり借金を減らしてきたと。164億ぐらいに借金を落としてきたと。これは借金の返済が今後、庁舎の建設をするに当たっては起債に頼らざるを得ないと。そうすると借金の返済がふえてくるので、それまでに借金を減らして、それに耐え得るような財政運営をしていけるようなことをした上で対応しておるところですので、まだまだそれは現実には試算するとどれだけになるのかわかりませんので、それについても年度とか、ほかの事業と調整をしがてら進めていく必要があるだろうというふうに思っていますけれども、今の段階でわかる範囲においては、補助金がどれだけ来るんや、起債が75%借りられるのかということも見て試算をさせていただきました。

ただし、それが変更になるとか、大きな変更があった場合は、また事業年度とか、その計画の変更はしていただく必要があるだろうというふうに思っていますけど、前期実施計画で掲げたもの

については、私、財務部長としてもきちっと見た上で、試算をした上でさせていただいていることはご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

中期財政見通しというのがつくられていますけれども、この前、いろんな人の質疑の中から長期の財政見通しというのもつくるような話をされておりましたよね。そういう資料を出してくださいよ、早いところ。そやないと議論ができない。やっぱり財源の裏づけがないと我々は非常にそれは心配でありますので、やっぱり全部できると私は思っていない。やっぱりこれスクラップ・アンド・ビルド、どこか1つか2つやめて、特化するなら特化するということをやっていないと、絶対に持続可能な財政にはなっていないと思うんですよ。

あと、よっぽど市長がトップセールスで大きな企業を誘致するとか、シャープ級の。そんなことがあればいいですけども、そうでないと今後非常に厳しいと思いますよ。

市長が就任したときは、集中と選択で庁舎建設凍結をやらはったんですよ。3期目に当選したらがらっと変わって、よく言えば積極的ですよ。本当にやりたい放題というような気もするけれども、えらい当初就任されたときと3期目当選されたときでは、大分姿勢が変わったなあと思うんですよ。それは自信がついたのかもしれませんが。やる気になったのかもしれませんが。ただ、違いは、前回、第1次総合計画は前市長がつくった計画ですね。今回は市長自身が全部立てられた計画なんです。ここの違いはあるかもしれませんが。だから積極的なのかもわかりません。

ただ、しっかりとこの財政状況を見て、この第2次総合計画ができるのかできないのか。やっぱりその判断をやってほしいと思うんです。それからトップセールスもしてほしい、税収をふやす。そういう私は思いがあるんですけども、市長の考えを聞かせてください。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

8年前の就任をさせていただいたあの局面で、亀山市の右肩で上がってきた、これから急激に潮目が変わっていくと。ここで政策・事業の優先度をもう一回再構築しようということで当時スタートいたしました。税収が減っていく、それから起債がふえていく、こういう中で、多種多様の市民ニーズや、あるいは地域に必要な事業は工夫をしながら、行財政改革も入れながら、また議会のご意見も頂戴しながら、これを乗り越えて今日に至ったというふうに考えております。私自身も、第1次総合計画の後期基本計画を5年間、当然、当時の局面の環境の変化の中で策定をいたして、全庁を挙げて進んでまいりました。

今回もちろんそれらの経過を踏まえ、そして将来を見据えて第2次総合計画をスタートさせていただいたところでございますけれども、確かに将来の基盤のために必要な事業を当然入れてまいります。あわせてこれで福祉とか、身近な道路行政が縮小していくということにはならないと思います。しかし、限られたパイをいかにふやしていくのか、あるいは必要なところへ財源を手当てできるかというのは、大変極めて重要な責務というふうに認識をいたしております。

したがって、今回、第2次総合計画の前期基本計画における見通しにつきましては、亀山駅

周辺整備事業など大きな事業が入ってきておりますので、これを見込んで、先ほど部長が答弁させていただいたように試算を行って、計画の中で進めさせていただいておるところでございますし、当然今後の長期的なご懸念につきましても、財源見通しや財源の手当てをしっかりと入れていくというのは当然のことでございますので、将来におけます財政負担、課題・問題点を捉えた健全な財政運営の基本指標とするような、そういう長期の見通しにつきましては、ご答弁させていただいたように策定をいたしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

したがって、この第2次総合計画の期間であります平成37年度までの財政見通しにつきまして、本年度、今、ご議論をいただいておりますが、平成28年度の決算の反映も含めて見直しをさせていただいて、来年になります、平成30年の3月議会の折にお示しをさせていただきたいというふうに考えておるところであります。

当然、おっしゃるように、長期の財政見通しの策定におきましては、不確定な要素もたくさん入ってこようかと思っておりますし、事業の見直しとか、あるいは縮小とか、その実施時期とか、こういう変更も入ろうかと思っておりますので、制度改正も当然国の制度改正、地方財政計画自体も変わってこようかというふうに思っておりますので、現時点でどこまで見込めるかというのは課題があらうかと思っておりますけれども、しかし、ご提言のような長期の財政見通しを、来年の3月の予算議会の時点ではお示しができるように策定をいたしてまいりたいと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今後も市長としてしっかりとリーダーシップをとって、この計画に当たって運営をしていただきたいと思いますというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（中村嘉孝君）

15番 前田稔議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時35分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

勇政の櫻井でございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

きのう、おとついとどんよりした曇り空で、答弁もどんよりしておったもので、きょうは秋晴れのいい天気ですので、前の2人の方が明快な答弁をさせていただきたいと言うにかかわらず、私もよう理解せんもんで、私の答弁だけでもちょっとはっきりした答弁を返してください。

通告させてもらってありますけれども、どれからやろうかと思っておったんですけれども、一番

に乗り合いタクシーのことについて、私も地区を歩いておったら、ぜひとも聞いてくれと。どないなことをするのやと。

いろんな答弁を聞くと、もう来年の4月からやると。この前、全員協議会でもそのような報告があったということで、産業建設委員長の高島君が質問したときも、突然な提案であれしておると。そうしたら、担当の西口部長が、いやこれは3月に言うてありまんのやと。そうすると、3月から言うてあるのやで、制度設計については来年の4月1日施行予定で、どうも12月にそれに関連した議案が出てくるということですから、市長にお伺いしたい。

来年30年4月1日施行ですから、もう市長も当然、決裁等もやって、熟知してみえると思うんですけども、この乗り合いタクシー制度、この思いつきはと言ったら怒られるけれども、基本的にいろんな答弁の中で、高齢者の方の屋内での生活を屋外へ出ていただく、それから介護のための一つの構築、4,000名見える遠隔地の方々の交通便利を図ると。というのは、今、運行しておるさわやか号とか巡回バスですな。その不都合によって出ておると。

それで、きのうも答弁があったけれども、さわやか号ですけれども、これは私もちよっとルートを検索させてもらったら、亀山の市役所の周辺をぐるぐる回っておるんやから、当然、時間帯も便宜ようしてあると。だけど、坂下から来るバスルートですな。今度変えたらしいですけども、時間帯は悪い、それからバス停の位置も悪い、乗降に支障を来す、時間的な配分が悪い。当然、そんなのは当たり前のことやないかと、少ないのは。それを見直すために、この乗り合いタクシーを考えたらしいですけども、市長はどこまでこの制度の重要性を考えてみえるのか、ちよっと市長の考え方をお示してください。

○議長（中村嘉孝君）

18番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

超高齢社会が進展をいたしておるところであります。そういう中に、本当に高齢者の皆さんが安心をして生き生き暮らし続けられるような環境をつくっていくというのは、大きなテーマでございますし、その一方で、例えばご案内のように、この春、道交法の改正がございました。それに伴いまして、高齢者の皆さんの免許証の返納でありますとか、こういう促進がなされていくわけですが、その受け皿としての環境も、当然、大変重要な要素でございます。

そして、それぞれ従来から進めてまいっておりますタクシーチケット助成制度。これは、障がい者の皆さんも含め、そういう中でのこの制度、それから地域公共交通、バスにつきましても、全ての亀山市内のエリアをカバーできない。約8%、4,000名の方のバスの交通が対応できない地域がございます。

これらの問題につきましても、どのような制度設計をもって、亀山市のこれからの環境を整えていくのかということで、従来から申し上げてまいりましたが、新たな制度も含めた見直しの検討をいたしてまいったところでございます。

乗り合いタクシー制度の意義はどうだということでもありますけれども、そういう背景の中で、これからの、より高齢者の皆さんが地域社会で生き生きと活躍いただけるような状況をつくってい

く、その意味では極めて意義深いことであろうというふうに思っておりますし、地域公共交通のそれぞれの施策と、こういう福祉的な視点や要素も踏まえ、先ほど申し上げた背景も踏まえ、この制度が極めて重要な役割を果たしていくものというふうに考えておるところでございます。

詳細の制度内容につきまして、また担当部長のほうからご説明をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それなら、市長、協議には当然、市長の決裁やと思う。

そうすると、今現在、75歳以上の方に1万円、一律ね。それから、障害者手帳1、2級の方は1万5,000円、腎臓機能障がい1級の方が4万5,000円というような形でやっておると。そうすると、この図によると選択可とあるんですけども、例えば、市長にお伺いしたいんですけども、どちらかを選べということですか。1万5,000円もらっておる人は乗り合いタクシーに乗れませんのかな、乗れますのかな。そこら辺はどうですか。

市長に聞いておるのや。私は市長の声が聞きたいんやわ。じかの声を。部長はどうでもええ。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

昨日からご答弁させていただいておりますが、どちらかを選べるのかということではありますが、そうではありません。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いや、きのう部長は選択制というようなことを言ったよ。そういうところが市長と部長がかみ合わない。

その中で、もう一つ、疑問があるんやけど、Aゾーン、Bゾーン、Cゾーンと分けてあるね。市長さんに聞きたいんやけど、Aゾーンの人が乗るときには、1人で乗るときは500円、2人で乗ったら、1人ずつ400円、都合800円やわね。800円払う。だけど、Aゾーンの人がワンメーター行くと600円としますわな。600円ぐらいやと思っておりますのやわ。そうすると、この制度を活用したときには、2人の人が400円ずつ払うと800円になる。そうすると、普通のタクシーを頼んだほうが600円で行けるのやで、そっちのほうが負担がかからんのと違うかと思うけれども、そういうようなことについて、市長としてどういうような取り組みをするかということとは協議されたかな。部長はええわ、もう。もうええ、聞いていないんやから、君には。そういうようなことを協議しておるはずやで、市長、どうやな。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど申し上げた答弁は、例えば、今の従来のタクシーチケットで選択ができるという部分につ

いては、障害者手帳1級、2級等々、療育手帳をお持ちの皆さん、これと今の新しい乗り合いタクシー制度が選択、これは残しつつもということでもあります。

今、議員のご質問につきまして、少し実務的な、技術的なこともありますので、担当部長のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。ただ、さまざまな、そういういろんなニーズ等々、お住まいの地域であるとか、利用の形態でありますとか、そういう要素を踏まえて、今回このような制度設計をさせていただいたものでございます。個々のいろんな部分につきまして、議員のご懸念やご質問につきましては、少し実務的な要素も入りますので、担当部長からお答えをさせていただきます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

実務的な話やけど、そやで結局こうやって疑問が出てくるということは、30年の4月の施行すらが危ぶまれると私は思っておるの。違う、市長さん。あなたもわからんのやから、担当者に聞かな。そうでしょう。そういうような協議の中で、市長がやっぱり、その4,000名の8%で、遠隔地の人の移動手段ができるような形で持っていくために、こういうような制度は有意義な制度であるということで、あなたが指示を出して、担当室はこの制度を組み上げたわけやないんかな。違いますか。それを実務については担当部長って、あなたがそれを逐一ここで説明できるような立場におるんですよ。違いますか、それが市長ですよ。それが、この亀山市の行政を、また市民から負託を受けた亀山市長のこれは責務ですよ。あなたのその認識、責任度ね。

先ほども小坂議員が駅前のことを聞きました。最終責任は誰がとるのやと。私は、亀山市長、櫻井義之という者が、この駅前についての事業の失敗の折には全責任をとりますという答弁やったら、それやったら皆も安心してやれると思うんですけども、そういうような言葉も出てこなかった。

だから、こういうような制度をつくる時も、やっぱり執行者はあなたなんです。あなたの名前で全て行われるわけや。タクシー業者にも、全て支払いのときは、まさか環境部長の西口君の名前で支払いは出さんですよ、請求書も来んし。だから、聞かせてもらっておるんですよ。

もう一つ、市長、細かいことですけども、これは実務かわからんけれども、いろいろなパターンをやっぱり市長として考えてもらいたいと思う。例えば、私が75とする。私の息子がその乗り合いタクシーと一緒に乗った場合、そういうような想定はあると思う。そういうような想定はされませんでしたかな。

それからもう一つ、Aゾーンから、小学校区単位ですから、小学校の違うゾーンのところへ行く。そうすると、それが500円やなしに1,000円やわな。そうすると、1,000円払った場合に、これも差額は行政が持つと思う。行政はどのような形で支払いをするのか。そういうようなことも協議されたと思う。それで、この制度を構築されたと思う、有意義な。

それから、もう一つ疑問があるのは、亀山市内には3社あって、大体、保有台数は27台ぐらいやと思うけど、タクシーが。それで、10時から3時までと。予約制だと。そうすると、4,000人の方で予約がダブった場合、どうのように各民間タクシー会社との調整を図るんですか。それは、民間業者に相互に、私のところはあいていないから、あそこへ行きなさいというような調整を組んでみえるのかな、市長さん。そういうようなことも、あなたとして担当室に指示を出したの

か、それもみんな担当室が考えなさいというふうに指示を出したのか、それはどっちですか。全て担当室ですか。

(「議長」の声あり)

○18番(櫻井清蔵君登壇)

無駄やというのに、要らんというのに。市長に聞いておるんだ、俺は。

○議長(中村嘉孝君)

櫻井市長。

○市長(櫻井義之君登壇)

現在のタクシーチケット助成事業の使用状況であるとか、あるいはその構造的な課題であるとか、それからいわゆるバスの運行等々も含めた、本当に本市の地域におけます高齢者の皆様方の、あるいはこの制度の限界、課題をしっかりと整理をして、その中で最も適正な制度設計がなされるように、そういうことをもとに検討を重ねてきたところでございます。

今、議員が確かにおっしゃられるゾーンの事、あるいは、これは民間のタクシー事業者のご協力をいただかなくては成り立たないところでございますので、そういう実務的なお支払いのこととか、おっしゃられましたけれども、さまざまなご意見やお立場の皆様方のご意向も踏まえ、地域公共交通会議でありますとか、専門家の検討も加えながら、今回、制度設計としてお示しをさせていただいたものでございます。

本当に、技術的、実務的な部分がありますので、そこはさまざまな今の現状の課題と、今後あるべきところにつきまして検討してきて、担当部を初め、これは福祉部門も含め、全庁的に検討いたしてまいりましたが、そういう過程におきまして、しっかりその現状を見詰めて、その上で制度に反映をさせていただいたものでございます。

○議長(中村嘉孝君)

櫻井議員。

○18番(櫻井清蔵君登壇)

私は、来年の4月からこの事業を施行することですが、果たして、議会でもこんだけの質問が出てくるんですよ、この間の全協の結果、議員からも。本来なら、この議会の前に、現況報告する前に、何で産業建設委員会に協議会というものを開いていただくような要請を市長から担当部局に指示を出して、そしてその制度の内容をきちっと、せめて所管常任委員会に一応諮問するのが本来の姿やと私は思う。そういうような指示を市長は出したのかな、出していないのか。出したか出さんかによろしいわ、ほかにもようけあるで。

○議長(中村嘉孝君)

櫻井市長。

○市長(櫻井義之君登壇)

私どもとしては、議会サイドともご相談させていただき中で、このタイミングの先般の全員協議会で、その概略案につきまして説明の機会をいただいたということでもあります。

したがって、担当常任委員会での協議会等々で説明をさせていただくようには、指示を出しておりません。

○議長(中村嘉孝君)

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

本来なら、担当常任委員会に協議を申し出るように指示を出していないということは、やっぱり制度自体がはっきり説明できないから、そういうようなことになっていくわけよ。なのに、日時は30年4月から施行するというようなことを言うておると。

そして、福祉にもそうですよ。このタクシー券の業務、福祉は障がい者の1、2級の1万5,000円と4万5,000円は残すけれども、ほかの分についてはなし、廃止するというようなことについては、教育民生委員会にその廃止の理由をやっぱり協議してもらおうという申し入れをすべきですよ。それがなしに、また12月に何やら議案が出ているらしいですけども。

そういうようなことはきちっと、私らも市民の方から聞かれたときに、きちっと説明ができないんですよ。やっぱり、議員としては、それは私どもの仕事なんですよ。やっぱり、私らも議員としてこの亀山市議会に送っていただいている責務があるんですよ。説明責任があるんですよ。行政にも説明責任があるかわかんけれども、議会にも、議員にも説明責任があるんですよ。それを何も会議も開かんと説明もせんと唐突に上がってきて、施行期日だけぼんと上げてくるというのはおかしいですよ。

私、ようけこれは疑問があるんですよ。だけど、時間が無いもんでこれしか聞きませんけれども、今の乗り合いタクシーの乗降時間、それからタクシー会社との、その27台ぐらいの3社との協議事項とか、そういうようなことを踏まえて、やっぱりこの制度はもう一遍きちっと市民の方に説明できるようにした中で、こういうような遠隔地の4,000名の方の足の確保、そういうような制度を構築するのが本来の姿やと私は思っています。

それだけを申しつけて、11月に委員会改選がありますもんで、できたら私も産業建設委員会に、会派の方をお願いして行かせていただいて、この議論はまたその場でさせてもらいたいと思っていますけれども、これはちょっと課題があるもんで、対処してください。

次へ移りたいと思います。

1番目の学校施設の整備について、ちょっと上げさせてもらいました。それで、教育長の現況報告で、普通教室は確かに今年度270万で設計を組む。そして、中学校、小学校と順番にやってくと。それで、普通教室のみだと。この閉会中に、なぜ普通教室だと。特別教室は何で入れやんのやというようなことで、そうしたら教育長が現況報告で、音楽室はつけますよという話だった。

皆さんのお手元に資料を出させてもらったんですけども、ちょっと見てください。川崎小学校の1階と2階の図面を出させてもらいました。

まず、1階部分の多目的室。これは、子供の学校での児童会の部屋と思ってください。これは空調がついています。ちょっと上にバツェンが打ってありますのや、ここ。これは家庭科室。これはついていない。

2階の部分。これは、何やら音がうるさいで防音装置をつけるで、音楽室はつけますよと、これは丸が振ってあるんですよ。ところが、図工室と理科室はつけていない。これは特別教室です。

それで、もとへ戻りますと、強いて言えば、この子供たちの黄色の部分。本来なら、これは特別教室なんです。特別な部屋なんです。これは、ここのほかにある青で囲んだところは普通教室ですよ。そやけど、何らかの事情で、これは当初からつけておると。

だけど、こういうような形で、果たして子供たちの、宮崎議員やないけれども、学力向上を図るためのことで一生懸命やってまっせと教育委員会は言うてましたけれども、何でこういうようなことを市長さん、するんですかな。何でこんな中途半端なことをするのやな、市長。わずかなお金やがな。新しく建てる川崎小学校やがな。

川崎小学校が、ここで図工室、家庭科室、理科室につかなかったら、今後計画する他の10校は全てつかんことになると思いませんか。そのような計画ですやろう、市長。つけやんつもりですやろう。何でこんな中途半端なことをするんですか。

俗に言う、安心め一るでも、温暖化うんちくと出ますやんか。これからの子供たちは、こんなところで金をけちるといふか、2億ぐらいの金でできるんやしな。それで、今度、普通教室につけんで、2,000万もあれば全部つきますよ、こんなもの、11校。なぜそういうような判断が市長としてできなかったのか、そのわけを聞かせて。音楽室はつけると。そやけど、ほかの図工室、家庭科室、理科室をつけなかった。なぜそういうような判断を。

もう一遍、言いますよ。音楽室はつけると。これは、教育長の現況報告で、全ての普通教室等に空調機整備を行うものでありますが、整備対象教室に防音性を求められる音楽室を加えることとして、うんちくと書いてある。

だけど、私ら勇政のホームページに寄せられた意見。理科室。実験するときの室内温度を一定にすることで、理科室だけでもつけてほしいのやという意見が来ました。家庭科室においても、火を使うので、室内の温度が上がるのでつけてほしいと。食中毒が心配されると、そこで食べるでな。こういうような意見が勇政のホームページに、市民の方の、一部の声かわからん。けれども、そういうようなことが届いています。

だから、全体的にこういうようなところを今つけておけば、ほかの10校の小学校も、全て右に倣えになるんですよ。何でこういうようなことになったんか、それを一遍、市長、聞かせておくれ。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この学校施設の普通教室への空調機設置に関しましては、これまでこの議会の場でも、さまざま議論をいただいておりますし、特に議員におかれては、ご要望やご質問を熱心に頂戴いたしてまいりました。その中で、第2次亀山市総合計画の中でしっかり整理をして進めていくという一貫した考え方を申し上げてきたところであります。

ご案内のように、第2次亀山市総合計画前期基本計画第1次実施計画に、普通教室等空調機整備事業を位置づけまして、本年度から3カ年でこの整備をすることとしたところでございます。事業計画におきましては、本年度は中学校2校の設計業務を実施することとしており、既にその業務に着手をいたしました。

そこで、音楽室でございますが、防音性を求められる音楽授業の特殊性を考慮しまして、設計業務に着手したこのタイミングにおいて、設置対象に加えたいという教育委員会の意向、要望を受けて、それに応えたところでございます。

この特別教室の空調機につきましては、設置予定のない特別教室を排除するという考え方ではございませんでして、これまでの議会でも申し上げてまいりましたが、まずは最も使用頻度の高い普

通教室の整備を完了させていただくと。その次の段階で、特別教室等々の整備に移っていきいたいという考え方を持たせていただいております。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

次の段階でやるってさ、今、森林環境税のことを小坂議員が質問したときに、2万円が惜しいでって、そんなところで2万円削っておいて、これを次にまたやろうと思ったら、要らん金が必要んやに。設計して、入札して、紙をようけ使うて。今つけておけば、川崎小学校は今すぐでもつけられるわけやんかな。

教育委員会の要望って、そうしたら、教育委員会は音楽室こそせえへんだんかな、教育長。ほかはせえと言わへんだんかな。教育委員会の要望があったからつけたというけど、音楽室は。何でそのときに特別教室も一緒につけてくれと言わへんだんかな。何で言わんのやな、教育長。

○議長（中村嘉孝君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

教室への空調機設置につきましては、児童・生徒の望ましい学習環境のあり方、生活環境、さらには近年の気候状況など、現在の子供たちを取り巻く環境を考えますと、全ての教室に空調機は必要であると思っております。

教育委員会の望むところは、全ての教室と考えておるところでございますが、この総合計画に位置づけられまして、普通教室へ空調機を整備したいという私の強い思いが、市長部局で受けとめていただいたことから、まずもって、この早期整備を願っているところであります。

残る特別教室につきましても、早期に整備できることが望ましいとは考えますが、私としては、まずは現在の整備計画を完了したいと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ということは、もう辛抱したと、教育委員会としては。じゃあ、教育委員会というのは、子供の学力向上、学校生活の快適さ、それをもって快適な学校になれば、県下に名の通る亀山市の教育と言っておるんやから、そこで一步引き下がらんでもいいんやないかな、教育委員会が。違います。何でそこで下がるのやな。この際に全てつけて、川崎が一つの一例になって、これに伴って、順次全小・中学校に完全空調を行うというのが本来の姿やと思う。

市長の、やっぱり考え方がわからん、私は。あなたはどこに目線があるのか。子供たちの目線に立ったら、やっぱり全て、音楽室だけつけるのやったら、いっそのこと、あと3つやないかな。一気にやれというのが、市長の立場と違うかな。そうでしょう。あなたもお父さん、お母さんがおって、お父さんにはぐくみ育ててもらって、これだけ大きくなったんやで。それは、亀山市のやっぱり市政が、また亀山市の市民全体が子供たちを育成するための一つの手段なんや、これは。それをあなたはようせんのかな。今からでも遅くない。指示を出すつもりはないのか、あるのか。もうこのままで行くのか。また、後から金をかけて、空調設備を設置するように努力しますというだけの

答弁に終わるのか。

私は、議会で要望はほとんどしたことがない。議員は要望するもんじゃない、行政に。議会の議員は、意見を言うものや。それは、市民の皆さんの意見を言う、それが議員の仕事なんや。それに応えるのが市長の仕事なんや。

これを改めて、理科室、図工室、家庭科室、速やかにこれを設置するというか、これはもう後やと、まだその気持ちは変わらんのか、それを一遍ちょっと答えとくれ。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほども申しあげましたように、今日までさまざまな議論やプロセスを経て、これは莫大な事業計画でございますので、議員にもご理解いただいて、この実施計画、スタートをこの4月からしておるところであります。普通教室を、まず全市的に小・中へ入れていこうと、これを優先させようということで、3億近いお金でございますが、3カ年かかってやっていこうという考え方でございます。

あわせて、今おっしゃられる3室も含め、亀山市内の他の小・中学校の全特別教室に設置した場合の追加事業費が、以前にも申しあげたかわかりませんが、概算で約2億弱ということになりますので、さらに事業規模が大きいものとなります。

つきましては、他の政策との優先度も考えまして、財政状況の動向も踏まえまして、全市的な整備を進めていこうということでございます。

教育長も申しましたけれども、教育の現場で、それこそ全ての、全教室が整備されることを望んでおるのは十分承知をいたしておるところでございますけれども、私どもは限られた中で最大限努力をさせていただいて、この事業を8年間かかって進めてまいりました。現在では、県内他市と比べても先行して整備を進めてきておる、そういう自治体の一つだというふうに考えておりますけれども、そういう考え方のもとに対応させていただきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

普通教室も全学校へ入れて、亀山市には119教室の普通教室があつて、それに対しても2億でできますのや。この特別教室だけでは2億もかからへん。全部で2億なんや。

そうすると、莫大な金やと言うけど、それなら次に1つ、通告をもう飛ばしますけれども、市長政策判断で、平成21年の市長選挙の公約で、庁舎建設凍結及び自然の森公園の事業中止として、このたび亀山駅周辺整備事業をどんどん推し進めていくと。

特別委員会でも聞かせてもらった。平成33年度に、この2ブロック、4Aブロックの完了を図るという日時を設定されておる。その中で、これには50億以上の膨大なお金がかかっておるわけや。なのに、小学校の特別教室には、これの何十分の1の金のことで済むこと。それやのに、片一方では、庁舎は凍結する、自然の森は中止する、なのに駅前はやっていくと。

この駅前の内容になって、ちょっと聞いたんですけれども、もう時間がないもんで先やらせてもらうんですけれども、責任所在は市長にあるのかという言葉も出てきたと思うんですけれども、なかなか

か答弁が出てこんだ。だけど、33年度を完了期間とすることについて、何のこだわりがあるんですかと特別委員会でも聞かせてもらったときに、答弁がなかった。ない中で議論は進んでいって、その事業の執行見合わせが解かれた中で、今回、道路認定があるんですけれども、質疑でも、その道路認定について、私も質疑させてもらった。

その中で、平成30年8月に事業計画書を作成する6,200万の執行をやられると。それから後に、保留床の売却等々の話が出てくるわけですね。それで、組合設立と、組合施行ですから。

それで、ちょっと聞きたいんですよ、市長に。

マンション10戸、3億円。保留床720平米、平米38万。6区画として、1区画120平米。それに38万円掛けると1区画4,560万となります。

これは、民間の総合研究所がつくった案かどうかわからんけれども、この積算は、120平米4,600万で、駅前の区画を売れると思う。売れる確約があって、あなたは進めているのやな、この事業を、33年完成をめどに。120平米でっせ。坪で言うと30坪強か、40坪弱。それを4,650万になるのや。これが売れると思っています、市長。それで、マンション、3,000万、1戸。どんなマンションになるのか知らんけれども、売れると思ってみえるのかな、市長。そこをちょっと確認や。この事業を進めていくのに、あなたは責任者ですから。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

再開発事業組合が設立をされ、その再開発事業としての複合ビルを成立させるためには、当然、保留床をいかに確保していくのかというのは極めて重要な要素というふうに考えております。また、そういう中で、創意工夫や努力を重ねながら、この再開発事業が、あるいはビルが実現していくんだろうというふうに考えておるところであります。そのための努力を、今それぞれの立場が重ねておるといってございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だろうとか、思われますってね。あなたの答弁は、どうも亀山市長が答弁して、人ごとのような思いで、この事業を思っているように感じるんですけど、私の感じが悪いのかなあ、聞き方が。あれは組合がするんやで、だろうとか、そういうような言葉で、あなたがさな。これは、基本的に図書館をここへ放り込んだら、一組合員になるわけやろ。

確かにこれ、保留床の処分金で18億7,370万という数字が出ていますわな。13億円は、亀山市公益施設ということで担保されています。今みたいにテナントの商業棟が2億7,370万で、720平米で、平米38万で、4,560万の、1区画ですやろ、売る。それから、マンションは3,000万で10戸売る。だろうと。あなたが、今みたいに庁舎もやめた、凍結した、自然の森公園もやめたと、第2次総合計画にあったやつ。これが第2次総合計画の主要事業ですよという中で、それが果たして今の答弁で、市民の皆さん方は納得しますかいな。この空調問題も高いでやめておくって、これに比べたら、めちゃくちゃ安易な。それで、小・中学生の数、何千人おるのかな、今。三、四千人見える小・中学生のお金には、多額な金がかかるって。

そうすると、駅前には図書館をつくったら15万来るかわからへんけれども、みんな寄っても、集合住宅をつくっても、四、五百名の方は見えへんと思う。それにこういうような事業を考えておると。だろではないですよ。あなたが責任を持ってこの事業を進めていくんでしょ。凍結も、まあ解除したらしいけれども、過去にはそういうようなことをやっておって、これを優先してやってきておるんやで。そうすると、あなたがこの保留床を売る先頭に立つつもりはないのやな、今のだろうと言うのは。いかがですか。先頭に立つつもりはあるのか、ないのか。この保留床が4,560万で売れる自信はあるのか、ないのか。マンションを3,000万で売る自信があるのかどうか。それを聞かせて。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

随分、この4月以降の特別委員会でも、この議論をやってまいったところでもあります。そして、次の段階へ入っていかうということで、努力を、全力を挙げて臨んでいく決意でございます。そのために、具体的な詳細の基本計画や詰めを今進めておるところでございます。

当然、この再開発事業が成立するために、保留床のこれをきっちり押さえていくということは当然のことでございますし、私どもとしても、当然、事業組合の設立は支援をいたしてまいりますし、先般もご答弁いたしました。設立後は亀山市として、その一員として参画をしながら、この成功に向けた努力を重ねていく。この決意は、従来からも申し上げてきておるところでございますけれども、そういう強い意志でこれに臨んでまいりますので、ぜひ議員各位のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それなら、もう一遍、確認。保留床の売却の責任者は組合なのか、市なのか。それはどっちか。組合か、市か、どっちか、それを教えてください。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

保留床の売却の責任は、当然、設立されます事業組合が、その責務ということでもあります。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それは行政として無責任ですよ。そうすると、仮に事業をしていったと。それで売れなかった。そうすると値下げをせんならん。特別委員会で、私は確認させてもらった。この13億以上は金を出さんと言ったら、市長ははっきり出しませんと言っておる、特別委員会で。そうすると、これが3,000万から2,500万になったときに、当然5,000万の負債が出てくる。4,560万が3,000万になったら、1,560万の負債が出てくる。これに6を掛けたら、1億近い負債が出てくる。両方で1億5,000万の負債ができる。それを組合に全部持たすつもりやな、市長は。

そうでしょう。今の答弁やったら、そうですやんか。そういうようなことをやっておるで、この事業自体がやっぱり前へ進んでいかんと私は思う。

だから、やっぱり基本的に、この駅前再開発事業の根本は、平成30年8月の事業計画書の作成後に物事を進めていくのが、4Aブロックの道路の用地買収についても、せめて来年の8月の段階で、組合と協議した中で前へ進めていくべきだと思います。

最後に、確認したい。

私は、市長には気に入らん議員かわからんけれども、私の耳に入ってきたけれども、亀山市議会には7人の共産党がおるとい話をわざわざしたらしい。何を思っておるのや。確かに、日本共産党の議席を持った2名の方は見える。ほかに5人は誰やねん。それはもつてのほかや。これは、私も確認してあるし、あなたが言わなかったということ聞いてません。ちゃんと聞いたで。どういう意味やね。あなたの議案に反対する者は全て共産党と言われるのは、共産党の方にも申しわけない、私は。そういうような発言は慎んでほしい。ばかなことを言うたらあかん。それなら、12月にもう一遍、やりましょうか、このことについて。もう時間が零分になったで。

そういうようなことを市外で、軽率にしゃべっておる暇があるのやったら、もっと亀山市政の運営に、また職員の隅々まで、市民の小さな声をきちっと聞いた中で、市政運営をやるべきやと思います。終わります。

○議長（中村嘉孝君）

18番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時49分 休憩）

（午後 1時57分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 鈴木達夫議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

鈴木達夫です。

一般質問をさせていただきます。

私は、亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてを質問します。

早速、1番の項、戦略の評価と検証についてから始めます。

提出いただいた関連の資料全てを読ませていただきました。この評価と検証について、一言、厳しい感想を言わせていただきます。

ヤマブキの花は、きれいな花をいっぱい咲かせますが、実はなりません。この評価・検証を見て、ヤマブキのような評価・検証であるという感想を持ちました。反論をいただける答弁をいただきたいと思います。

まず、平成26年11月に、まち・ひと・しごと創生法の成立に基づき、亀山市もばたばたしながら、28年度末に、この亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。当時、石破大臣からも、議会も大きくかかわっていけというような通告もあり、議会としても、27年の8月、

それから27年の11月に、おのおの中間案、あるいは最終案に意見書を申し添えたところでございます。

そんな覚えがあるんですけども、覚えがあるということは、国の鳴り物入りでスタートした事業、その後、実感として、市を挙げて、あるいは国を挙げて取り組んでいる様子とか、勢いみたいなものが余りないなあという感じで今に至っている感想を持ちます。

そこで、担当部長に、単純に、初歩的であります、質問をしたいと思えます。

国の法を受けて、27年ごろから本格的にいろんな市町が動き始めました。全国にも、初めは先駆的な取り組みが紹介されたり、それなりの動きは見られたと。その後、国は1億総活躍プランやら、あるいは働き方改革とか、いろんな方針がどんどんどんどん出てきまして、この創生事業とどうかかわりがあるのか、まち・ひと・しごと総合戦略の中にこの活躍プランがあるのか、あるいは働き方改革が含まれるのか、そういう、どう関連しているのか、別々の方針なのか、予算はどうか。また、1億総活躍プランあたりが、市に通達やら告示としておりてきて、総じて、この総花的な国の方針を地方自治体としてどう整理しているのか、戸惑いやふぐあいみたいなものはないのかという質問をしたいと思えます。

○議長（中村嘉孝君）

9番 鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

大きく3点いただいたかと思えます。

まず、地方創生という中で、私どもも総合戦略を27年度末に策定をいたしまして、議員おっしゃるように、その後に日本1億総活躍プラン、その後に働き方改革という、それぞれ国の方針が出されてまいりまして、国からいたしますと、この1億総活躍プランというものは、新3本の矢として、希望を生み出す強い経済、夢を紡ぐ子育て支援、安心につながる社会保障、こういったものの横断的な取り組みとして働き方改革があると、そのように示しております。

ただ、議員からもございましたように、このように国の方針の中では、この3つの考え方というのは、一定の関連性を持たせております。しかしながら、地方の自治体といたしましては、やはりそれぞれの取り組みとか、私どもの感じる中では、少し単体的な取り組みとしておりてきておるといふ、そういった感が否めないのかなというふうに考えております。

そうした中で、予算でございますが、1億総活躍プランの関連予算として、平成29年度は2.9兆円が計上されておりました、その関連予算として、地方創生推進交付金、予算が1,000億計上されているところございまして、これは1億総活躍プランの中の1,000億ということで、国は示しております。

それと、こういった3つの考え方を市としてどのように整理しておるかということでございますが、正直申し上げまして、矢継ぎ早に3つの考え方がおりてきたという、そのような印象は持っておりますが、総合戦略そのものにつきましては、地方創生及び本市の人口減少対策に向けて、大変重要な取り組みであるということに変わりはありません。

こうしたことから、今後も国等の財源を有効に活用しながら、着実な事業推進を図ってまいりたいと、そのように考えております。

それと、少し総合戦略が色あせたようなイメージでおっしゃられた、やまぶき色というのはそのようなことで思ったんですけれども、総合戦略そのものは、第2次総合計画にもしっかりとつなげさせていただいておりますもので、これは総合戦略と第2次総合計画は一体のものとして進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

整理はつきませんが、進めていきます。

資料を読ませていただきました。書き込みの中に、人口の確保といった観点からは、現時点において本戦略の効果はあらわれていない。これはわかります。1年、2年で効果は出るはずがないと思います。

さらに、こう続きます、評価が。効果はあらわれていないものの、人口減少対策に係る取り組みは着実に実施しており、重要業績評価指標が順調に進捗しているものも見られると。ずばり、着実に実施している取り組みとは何か、順調に進捗しているものは何か。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、着実に実施している取り組みでございますが、これは国の交付金を活用しまして、シティプロモーション戦略事業に取り組みまして、全庁的なプロモーションの方向性を確立することによりまして、地域資源の磨き上げや地方への愛着心を醸成するとともに、地域の魅力を強力に発信していく土台ができたものというふうに考えております。

また、そのほかにも、移住交流促進事業におきましては、主に都市部で、住民に対して移住に関する情報発信を行うとともに、移住相談窓口を設置いたしまして、ワンストップで対応する体制を整えております。加えて、移住定住人口の拡大に向けて取り組んでいるところでございます。

次に、重要業績評価指標が順調に進捗している取り組みということでございますが、これは若者交流事業におきまして、若者が交流する基盤としてかめやま若者未来会議を設置いたしまして、現在35人の方がご登録をいただいておりますし、ほかにも保育所、放課後児童クラブの待機児童数が9人から6人に減少しておるといふ指標もございます。また、雇用の場づくりにおきましては、この2年間で4件の企業立地があり、こうしたことがいずれも順調に進捗しているというところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

今述べていただいたことのおのにおに質問があるんですけれども、議員の皆さんも見ていただいたと思いますけど、非常に評価が高い評価・検証になっている。これは誰向けにつくったのかなあというような思いがするんです。国なのか、あるいは我々議会なのか、市民なのか。この評価・検証が低い場合は、交付金とか補助金に何か影響があるのかなあという。ある程度、高く書いておかなあかなあという部分なんですか。ちょっと確認します。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、誰に向けた検証かということですが、これは議員初めとする市民の皆様方に向けた検証でございます。

それと、評価が低いと、例えば交付金の返還でありますとか、そういったことに支障を来すのかというご懸念でございますが、国としては、評価が一概に低いとあって、すぐに返還とか、そのようなことを基準として示しておるわけではございません。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

それでは、評価と一緒に適切かどうか、見詰め直したいと思います。いいですか。

例えば、4つの基本目標があるんです。まちの魅力や価値を高め、選ばれる都市をつくる。2番目が、出産・子育てを支え、郷土愛を持つ人を育てる。3番目が、若者の関係で、未来への希望を応援し、暮らしを支える。4番目が、つながり、見守り、助け合える地域社会をつくる。

そのうち、まず評価の高かった、若者の未来への希望を応援し、暮らしを支える。これは評価B、まずまず進んだんです。後でもやりますけど、ここの部分のメインの事業である、当初予定ですけど、例えば若者世帯向けの住宅取得支援事業や奨学金制度、これが全く進んでいない中で、評価がB。それから、目標の評価の中には、この進んでいない2つの事業は一言も触れられていない。それで、先ほど言った27年、28年は企業誘致が4件あって、新たな雇用を生んだこと、それから先ほどもありました若者交流会議の登録者が35人あって、交流の基盤ができた。だから、評価Bなんだと、まずまず進んだと。この評価・検証というのは正しいんですか、これで。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

確かに、今、B評価を受けました、特に若者向けの施策の中で、奨学資金等に対する支援制度の構築と若者向けの住宅取得支援制度の構築につきましては、現在、交付金が交付されていない状況も踏まえて、見合わせを行っておる中で、特に結果重視という観点から申しますと、B評価というのは甘いというご指摘もよくわかっておるところでございます。

しかしながら、先ほど申し上げたその他の取り組みについては一定の成果も出ておりますし、もう一方で、これはやはり27年度から31年度までの5年間という長期的な視野に立った地道な取り組みも必要であるといったことも考えまして、判断をいたしましたものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

この評価Bになったものが、この表から見て、2年間にわたって4件の企業立地があつて、何人でしたか、150人ほどの新規雇用を生んだという書き込みがありますけど、これが評価が高いからこうなったんだということではないんですか。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

2カ年で企業立地が4件で、その中で働く方の雇用が150人に拡大されたということは、評価の一つでもございます。

ただ、先ほど申し上げた待機児童の問題でありますとか、そういったことも総合的に判断して判定をさせていただいたということでございます。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

先ほど答えてくれなかったから言ったんですけど、150人の新規雇用が生まれたと書いてあるんですけども、あたかも亀山市内の新規雇用があったような表現なんですけど、実態は、工業団地にある大きな会社が100人、大阪から来たんです。それから、鈴鹿から亀山に来た従業員が移ったんです。新規の雇用がとて150人も生まれていないのが現実なんです。そういう表現を使わないと評価・検証できないんですか。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

実際に2カ年で4件の企業が立地をしたという、それで雇用の場が拡大されたということにつきましては、確かに従業員の移動でありますとか、そういった要素はありますが、確実に働く場が、雇用の場が拡大をしておるとい、それについては事実でございますし、やはり2年間で4件の立地というのは、ここ数年においても非常に結果としてよくできたというふうに認識しておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

企業立地というより、私は新規雇用について指摘をしたつもりなんですけれども。

それでは、もう一つ。これもB評価です、まずまず進んだ。つながり、見守り、助け合える地域社会をつくると。これなんですけれども、判定の理由がこう書いてあるんです。

まちづくり計画を策定した地域まちづくり協議会の数については、実績は上がっているものの、達成度は低水準にとどまったと。一方、健康づくり応援隊養成講座の修了者数については順調に進捗しており、地域主体の健康づくり活動が進んでいると考えられることからBとしたと。

この健康づくり応援隊、121名なんですね、重複を含めて。もちろん、これに参加された方には敬意を表しますが、それでそれぞれの地域主体の健康づくりが進んだと、つながり、見守り、助け合える社会が進んだという、こういうのは、私はとてもそんな思わないですよ。もっとまともな評価ができないんですか、これ。反論がありましたら。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まち協にいたしましても、この健康づくり応援隊にいたしましても、確かに事業としては動き出したところで、やはり今後の活躍を期待するという意味合いも込めまして、それと先ほど申し上げましたが、5年間の長期的な取り組みの中で、一步踏み出したという意味合いも込めて判定をさせていただいたということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

山本部長に説明をします。ヤマブキの花はきれいな花がたくさん咲くけど、実がないんだと。色じゃないんです、実がないんです。だから、やっぱりこれはヤマブキのような評価・検証であったというふうに思います。

次に、この関連の交付金活用事業。

先ほどから紹介もされているんですけども、3つの大きな交付金をいただいた事業がございます。シティプロモーションの戦略事業、移住交流促進事業、若者交流推進事業ということなんですけれども、一番メインのシティプロモーション事業、これは1,859万、決算でかけているんですけども、この評価・検証の説明をお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

1,859万の予算をかけたシティプロモーション事業の内容でございますが、これまで本市は、交流人口の増加、観光誘客に向けて観光プロモーションは行ってきたところですが、定住人口の増加や移住定住促進に向けたプロモーションというのは、計画を策定し、推進するには今まで至っていないところでございました。

今回、事業を実施することにより、本市が定住人口と交流人口の増加を目的として、それに向けた効果的な情報発信を行う旨とするシティプロモーション戦略を策定いたしました。まず策定をいたしましたことも大きな成果であるというふうに思っております。

戦略の中では、重点プロモーションを移住定住促進、メンターゲットを子育て世代といたしまして、「住めば、ゆうゆう」、こういうキャッチフレーズを設定いたしまして、全庁的なプロモーションの方向性を確立いたしましたところでございます。

さらに、シティプロモーションに専用ホームページを開設いたしまして、市民を巻き込んだライフスタイルのインタビューの掲載でありますとか、亀山ファンの増加を狙った事業展開ができたところでもございます。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

こういう類いのものというのは、結果というのはなかなかわかりにくいことは確かなんですけども、今の答弁は、いわゆるホームページをつくったなど、「住めば、ゆうゆう」のキャッチフレーズ、これをやった、あれをやったなんです。

いつも言っているんですけど、そういうインプットでなくて、いわゆる本質的な成果、効果みたいなものを、いわゆる答弁で答えるという意識がないんですよ。これは、議会と執行部の、いわゆる事務事業評価システムの約束事なんです。インプットはしゃべらない。本質的な効果、アウトカムをしゃべるといのが全くないんです。

全部で、この3事業で2,421万4,000円かけて、交付金だからどうこうというんじゃないですけども、結局、今後どういうふうに次へつなげていくつもりなんですか。答弁をお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回、まだアウトカムを示していないのは、やはりこのプロモーションの戦略をして、実際28年度、1年の取り組みをさせていただきましたのみでございまして、実際の効果としましては今後あらわれてくるものということ、そういうふうに考えているところでございます。

また、それに関連しますが、今後の展開についてでございますが、戦略を策定いたしましたので、それを推進していくことが非常に重要でありまして、職員に対するさらなる意識啓発や庁内における推進体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、シティプロモーション専用ホームページが多くの方に利用いただけるように、イベントやニュースなどを定期的に内容を更新、充実もさせていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、市内の子育て世代の定住促進や近隣市町の子育て世代の移住促進につながるような取り組みを進めてまいります。地方創生関連交付金の交付状況等に応じて事業の進捗を図る必要もあるというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

あくまでも、今後の交付金の状況を見ながら事業の縮小等、事業のボリュームを決めていくという考えですか。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回、総合戦略の大きな目的が若者の定住促進ということで、これもターゲットを近隣市町に絞ってやっていくという大きな目的がございまして、いろいろな施策を打つ中で、やはりこの定住促進に係る施策というのは、推進交付金を一部活用することによって、円滑な事業運営がやっていけるというふうに考えておりますもので、やはり単費だけで対応するというのは少し問題があるというふうに思っております。

そういった観点からも、推進交付金がしっかり交付できるような体制で臨んでまいりたいと、そのように考えております。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

交付金と市単独、単費の関係については、まとめの項で質問をさせていただきます。

3番目と4番目、定住世帯住宅取得支援事業、それから学生奨学金返還支援事業。これは関連しますので、一緒に質問をします。

総務委員会の提出資料、これを私なりに要約しますけれども、この事業2つは、本年度、概要を周知して、もう30年以降から始めようとしたけれども、いわゆる交付金が確保できなかったのもので、事業を見送ったと、2つとも。こういうことですね。

それでは、今年度、あらかじめどんな事業概要を周知するつもりであったか。いわゆる事業概要ですね、この2つの。まとめて説明願います。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、本年度、議員おっしゃられるように、定住世帯住宅取得支援事業と学生奨学金返還支援事業、この2つの事業を国へ交付金申請を行ってまいりました。

1回目の結果として、不採択ということになりましたので、再度、今2回目の申請を行っておるところでございます。その結果を見て、また対応のほうを考えていきたいというふうに考えております。

まず、どのような制度であるかということでございますが、定住世帯住宅取得支援事業でございますが、人口減少を抑制するために、本市への若い子育て世代の定着を図っていく、こういったことが重要であるとの観点から、安心してこの地に暮らすことができるよう、戸建て住宅の取得に対する支援を行い、子育て家庭を中心とした若者世帯の市内定住を促すことを目的として実施をいたします。

制度内容といたしましては、市内で新たな住宅を新築、または購入される子育て世帯に対して、対象住宅に課税される新築軽減適用後の固定資産税相当額を一定期間にわたって助成するものでございます。

続きまして、学生奨学金返還支援事業につきましては、市内に大学など高等教育機関が設置されていないことから、高校卒業後の20歳前後の世代で大きな転出超過となっている、こういった要因を踏まえまして、新規学卒者を対象とした奨学金の返還の支援を行うことで、いわゆるUIJターンを促して、若者世代の市内定住に結びつけることを目的とした制度でございます。

制度内容でございますが、大学などの高等教育機関在学中に奨学金を借り入れて、UIJターンにより市外から市内に転入し就業した新規学卒者に対しまして、在学中に借り入れた奨学金の返還額の一部を補助するというものでございます。以上でございます。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

事業の概要について、私は初めて聞きました。ことし、市民の方、あるいは対象者に周知すべく、あるいは周知する予定をしていた概要を、私は今、初めてここで聞いたの。議会に何かこれは資料提出した経緯がありますか。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

本事業は、前期基本計画第1次実施計画に位置づけられた事業でございますので、本年3月議会議定例会の資料として、その目的や概要をお示しさせていただいたところでございます。

なお、制度の詳細につきましては、制度構築にあわせて所管の委員会を通じて説明をさせていただく予定といたしております。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

初めて聞いたという表現は、およそこんな制度の内容だったんかと。こんな程度で、我々が提案したのとは大きな差があるということを書いたかったんです。まだ、正直、多分皆さんも聞いていない。

なぜ、国から、いわゆる交付金を受けられなかったと考えているか。いわゆる不採択になった理由は何かと。お願いします。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

この事業、それぞれに不採択になったことの反省というか、その分析をいたしました。これは企画総務部内での分析でございますもので、それが本当に正しいのかどうかということとはわかりませんが、まずこういう施策、事業というのが、かなり他の自治体でも行われておるといって、簡単に言いますと独自性が少ないというような面が一つあったのかなということがございます。

それと、奨学金につきましては、やはり国等が積極的に制度を構築しておる中で、なかなか地方が行う、例えば県単位で行っている部分については、三重県でも採択をされておりますが、市町あたりで行う制度としては、なかなか採択がされていない。こういった状況は、やはりそういった制度は国・県において一つ行っていくべきものであろうかというふうな、そういうような考え方もあるのかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、似通った制度の中で、少しやはり独自性に欠ける部分はあったのかということも反省をしておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

第2回目の採択に向けて、今申請をしているということなんですけれども、交付金が採択されない場合はどうされるか。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

どちらの事業も、まず学生の奨学金返還事業につきましては、10カ年ということを考えており

まして、固定資産税の減免につきましては、一般住宅で3年、優良住宅で5年というふうに長期間の交付を考えておりまして、実際に事業の試算も行ってありますが、累積にしますと、かなりの財源が必要ということになっておりまして、私どもが制度設計をさせていただいた段階で、交付金の2分の1という財源を前提としてさせていただいておりますもので、万が一、2回目の申請の中で交付されないようであれば、やはり制度設計については見直しが必要であろうと、そのように考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

その程度の制度でしたら、見直しされても私は構わんと思うんです。全然魅力のある制度ではない、私の個人ですけれどもね。

今からが肝心なんです。いろいろ質問してきたんですけども、このまち・ひと・しごと関連の一連の市の対応を見てもみますと、亀山市には、やはり準備と覚悟がなかったと思います。

地方の時代、地方の時代と言われて幾久しく、そんな中でこの創生法が出てきた。この26年11月にこの法案が確実になるだろうという前から、全国各地の市町においては、この交付金を宛てがったいろんな事業の展開がもうスタートしていたんです。そんなことを放っておいて、たまたま私が副議長の充て職のときに、政策検討部会というものをつくりまして、この事業の担当としてやっていたんですけど、先ほど紹介しました石破大臣の通達のとくに、別冊の先進事例を参考に、それを見ますと、もう全国には120、130の先進的な取り組みがばあっと書いてある。

その後、亀山市は慌て出してやっていったんですけど、結局、今になって、その交付金が不採択の事態を迎えている。その意味では、明らかにこれはスタートの遅れですよ。準備不足という考えはありますか。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

この制度そのものについて、準備が足らなかったから少し取り組みが弱いのではないかというご指摘でございますが、私どもといたしましては、冒頭、お話をさせていただきました地方創生、1億総活躍プラン、働き方改革、さまざまな国のプランが出てくる中で、交付金状況もそれぞれ、その3つに分かれて交付金が出され、なおかつ県内におきましては、人口減少が著しい南勢、東紀州にこういった交付金が配付されているという現状がございます。

そうした中で、初年度は満遍に交付金がついてきた中で、いざ事業を実施した際に、次の交付金がついてこないといった状況も実際のところはございまして、なかなかそれを全て単費で行って進めるということには、やはり限界もあるという中で、少しそういった交付金の状況も見詰め直した上で、一步立ちどまって事業を見直すということも重要であると、そのように考えておりまして、今回、その準備が足らなかったから進んでいないといった考え方ではないということだけ、お話をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

もちろん、準備以上に独自性がない、アイデアがないんです、結果的にね。

それで、今度は覚悟の部分なんですけれども、骨子案に対して議会から意見書を出しました。結びの文を読みます。いいですか。

なお、施策事業の検討に際しては、国からの交付金のみに頼らず、一般財源の積極的な投入も視野に入れるとともに、民間やNPO団体等の活用を図り、継続的、拡張性のある内容のものを計画されたい。

ここで言う、一般会計からどんどん金を入れろということじゃないんです。そういうことじゃない。議会も、あるいは議員も、やはり限られた財政を含めた亀山市の資源を有効に使ってというのは前提なんですけれども、ここで言っているのは、一般会計をつぎ込んでも耐え得る継続性、あるいは拡張性のある内容の計画を立てるというものなんです。これを主張しているんです。だから、そういうつぎ込んでも耐え得る、覚悟のある計画を立てなさいというのを中間案で書いたんです。

それで、この若者の支援の2つの不採択ですね。その内容を議会にも知らしめずに、先ほど紹介された、あの程度の制度をやろうとしたんです。

それから、議会の最終案の意見はいろいろ出たんです。議会はあえて2つに絞ったんです。いいですか。

若者支援として魅力のある雇用、安定雇用として企業誘致だけでなく、地域にある既存企業や資源を活用し、地域の中でお金が循環する仕組みを計画の中に織り込めというものが1つ。それから、もう一つは、学びの機会の保障と将来の亀山市を担う若者が雇用や定住につなげるべく、亀山市独自の奨学金制度の取り組みを最優先に位置づけしると、こういうものなんです。

この意見に対して、この計画はどういう対応をさせていただいたんでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

冒頭、申し上げましたように、総合戦略を策定したのが平成27年度ということで、それに続いて、平成29年度から第2次総合計画を策定させていただきまして、その中での一つの総合計画の柱の中に、やはりこの総合戦略の考え方を盛り込んだ若者定住というものを入れています。

そうした中で、今申された2つの、企業誘致の側面でありますとか、学びの機会をふやす、こういった取り組みも第2次総合計画の中で位置づけておまして、具体的な事業展開というのはこれからになりますが、そういった総合計画の中でも総合戦略の考え方というのは生きておると、そのように考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

いろいろ申し述べてきました。例えば、こういうアイデアが足りない、独創性が足りない。私は、例えば財政運営にしても、やはり交付金がないものは事業化しないという考えを職員が常々言われますと、独創性って生まれません。いわゆる予算の枠組みの中を飛び越えられない。

例えば、今度、認定こども園が、私は反対しているんですけれども、できるんですね。そうしま

すと、総枠は10億ぐらいかかるんですけど、道が幾らかかるのか、しっかりできていない中で、一番肝心な機能あたりが、それを引いたものからしか計画を立てられないみたいなね、そういう環境。

だから、財政運営として、もちろん先ほども言ったように、財政を含めた亀山の資源の中で、それを有効に使っていくと。これは当たり前なんですけれども、余り財政、財政で縛る、あるいは行革とか事業仕分けみたいに縛っていくと自由な発想が生まれません。本当に現場で、例えばいろんなセクションの中で住民と市民と一番接した人が、いわゆる財政の中に埋もれてしまったら、いいアイデアとか独創性なんかできないですよ。ぜひ、そんなことも考えながら、次の政策判断をしていただきたいと思います。

まとめますけれども、ヤマブキの話をもたしますが、「七重八重、花は咲けどもヤマブキの実の一つだになきぞ悲しき」という言葉があるんです。余り僕はきれいな花をたくさん咲かせなくてもいいと思う。本当に土に根を張って、一輪の花が見られるような評価・検証、あるいは市政にしていきたいと思います。以上で終わります。

○議長（中村嘉孝君）

9番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

以上で予定をしておりました通告による質問は終了しました。

これより一般質問に対する関連質問ですが、通告はありませんので、関連質問を終わります。

以上で日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

次にお諮りします。

あす9日から24日までの16日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村嘉孝君）

ご異議なしと認めます。

あす9日から24日までの16日間は休会することに決定しました。

続いてお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村嘉孝君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの25日は午後2時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 2時38分 散会）

平成29年9月25日

亀山市議会定例会会議録（第6号）

●議事日程（第6号）

平成29年9月25日（月）午後2時 開議

- 第 1 議案第63号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 第 2 議案第64号 平成29年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について
- 第 3 議案第65号 平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 4 議案第66号 平成29年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について
- 第 5 議案第67号 平成28年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第68号 平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第69号 平成28年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第70号 平成28年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第71号 平成28年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 10 議案第72号 平成28年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 11 議案第73号 平成28年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 12 議案第74号 平成28年度亀山市病院事業会計決算の認定について
- 第 13 議案第75号 工事請負契約の締結について
- 第 14 議案第76号 市道路線の認定について
- 第 15 議案第77号 平成29年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について
- 第 16 議案第78号 市道路線の認定について
- 第 17 請願第 2号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書
- 第 18 請願第 3号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
- 第 19 請願第 4号 防災対策の充実を求める請願書
- 第 20 請願第 5号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
- 第 21 議案第79号 工事請負契約の変更について
- 第 22 議案第80号 人権擁護委員の候補者の推薦同意について
- 第 23 議案第81号 人権擁護委員の候補者の推薦同意について
- 第 24 議案第82号 人権擁護委員の候補者の推薦同意について
- 第 25 議案第83号 人権擁護委員の候補者の推薦同意について
- 第 26 委員会提出議案第3号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出について
- 第 27 委員会提出議案第4号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について

- 第 28 委員会提出議案第5号 防災対策の充実を求める意見書の提出について
 第 29 委員会提出議案第6号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充
 を求める意見書の提出について
 第 30 委員会提出議案第7号 「全国森林環境税」の早期創設を求める意見書の提出について
 第 31 委員会提出議案第8号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の
 提出について
 第 32 委員会提出議案第9号 北朝鮮による弾道ミサイル発射及び核実験に抗議する決議
 第 33 常任委員会の所管事務調査の報告について
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	福沢美由紀君	8番	森美和子君
9番	鈴木達夫君	10番	岡本公秀君
11番	伊藤彦太郎君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	坂口一郎君	健康福祉部長	佐久間利夫君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	松本昭一君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	嶋村明彦君
関支所長	久野友彦君	子ども総合 センター長	伊藤早苗君
上下水道局長	宮崎哲二君	財務部参事	落合浩君
市民文化部参事	深水隆司君	建設部参事	亀淵輝男君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君

消 防 長	中 根 英 二 君	消 防 次 長 兼 消 防 署 参 事	平 松 敏 幸 君
地 域 医 療 統 括 官	伊 藤 誠 一 君	医 療 セ ン タ ー 事 務 局 長 兼 地 域 医 療 部 長	古 田 秀 樹 君
教 育 長	服 部 裕 君	教 育 次 長	大 澤 哲 也 君
監 査 委 員	渡 部 満 君	監 査 委 員 事 務 局 長	宮 崎 吉 男 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	松 村 大 君		

●事務局職員

事 務 局 長	草 川 博 昭	議 事 調 査 室 長	渡 邊 靖 文
書 記	村 主 健 太 郎		

●会議の次第

(午後 2時00分 開議)

○議長 (中村嘉孝君)

これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第6号により取り進めます。

それでは、去る6日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました。日程第1、議案第63号から日程第16、議案第78号までの16件を一括議題とします。

各常任委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について、報告を求めます。

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第63号	亀山市営住宅条例の一部改正について	原案可決
議案第75号	工事請負契約の締結について	原案可決
議案第76号	市道路線の認定について	原案可決
議案第78号	市道路線の認定について	原案可決

平成29年9月11日

産業建設委員会委員長 高 島 真

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第64号	平成29年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第65号	平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第66号	平成29年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第67号	平成28年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第68号	平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第69号	平成28年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第70号	平成28年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第71号	平成28年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	原案可決及び認定
議案第72号	平成28年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	原案可決及び認定
議案第73号	平成28年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	原案可決及び認定
議案第74号	平成28年度亀山市病院事業会計決算の認定について	認 定
議案第77号	平成29年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について	原案可決

平成29年9月20日

予算決算委員会委員長 前 田 耕 一

○議長（中村嘉孝君）

初めに、高島 真産業建設委員会委員長。

○3番（高島 真君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る6日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、11日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第63号亀山市営住宅条例の一部改正については、亀山市民間活用市営住宅事業により新たに借り上げる賃貸共同住宅5戸について、市営住宅として設置及び管理を行うこととするため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、駅や学校からの距離など、民間活用市営住宅として借り上げる場合の基準をクリアしているのかとの質疑があり、これについては、選定委員会においてチェックシートで点数をつけており、当該物件は基準をクリアしているとの答弁でありました。

次に、条ずれの理由についての質疑があり、これについては、法に認知症の方の収入申告義務の緩和に関する規定が追加されたことによる条ずれであるとの答弁でありました。

次に、5戸の間取りと駐車場台数について質疑があり、これについては、1階に1DK2戸、3DK1戸、2階に2LDK2戸で、駐車台数は1戸に1台と考えているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第75号工事請負契約の締結については、野村布気線池部工事について、平成29年8月8日付で仮契約したので、議案の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では質疑はなく、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第76号市道路線の認定については、開発行為により設置された新規路線である羽若35号線の路線の認定について、議会の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では、議案の提案時期について質疑があり、これについては、開発行為に伴う市道認定は、開発終了後3年が経過、もしくは入居率が8割を超えた段階で行っており、このたび入居率が8割を超えたことから議案を提案したとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり、全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第78号市道路線の認定については、亀山駅周辺整備事業に伴う新規路線である御幸8号線の路線の認定について、議会の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では、今定例会に議案が提案された理由について質疑があり、これについては3月定例会時には地権者との調整が図られておらず、6月定例会では予算決算委員会の附帯意見を受け提案を見送ったが、この道路は4Aブロックの優良建築物等整備事業と密接に関連する事業で、2ブロックの仮転居先として間に合わせるためには、このタイミングから事業を進めていく必要があり、今回議案を提案したとの答弁でありました。

次に、この道路に期待する役割と市道認定する理由について質疑があり、これについては、当該路線箇所は狭隘な赤道が存在するのみで、緊急車両の進入も困難な状況であるが、駅周辺整備の一

つの事業として新たに整備することで、隣地の宅地化を促進するとともに、亀山駅周辺の居住人口の増加と住宅地の安全性向上を目指し、今回議案を提案したとの答弁でありました。

次に、御幸8号線は、御幸7号線も同時に整備しなければ道路としての機能は発揮できないが、御幸7号線の整備の考え方について質疑があり、これについては、事業計画に基づいて、まず優先して御幸8号線の整備を行うが、御幸7号線についても既に詳細設計を終えており、財政部局と予算調整を図りながら、できるだけ早く進めていきたいとの答弁でありました。

次に、討論では、現段階で議案が提案されること及び御幸8号線の整備に市の予算を投入する必要性が理解できないとの理由から反対討論が、また、議会として予算の執行を認めた上は、できるだけ早くスムーズに事業を進める必要があるとの理由から賛成討論があり、採決の結果、原案のとおり賛成多数で可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（中村嘉孝君）

次に、前田耕一予算決算委員会委員長。

○13番（前田耕一君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る6日の本会議で付託のありました議案第64号から議案第66号まで及び議案第77号の平成29年度各会計補正予算4議案及び議案第67号から議案第74号までの平成28年度各会計決算の8議案の審査に当たるため、19日、20日の2日間にわたり委員会を開催しました。

まず、議案第67号から議案第74号までの平成28年度各会計決算について審査を行いました。

初めに、代表監査委員から各会計決算についての審査の経過並びに審査の所見報告を受け、続いて財務部長から報告第6号健全化判断比率の報告について、報告第7号から報告第11号までの各会計資金不足比率の報告について、そして環境産業部長から報告第12号平成28年度亀山市一般会計継続費精算報告についての説明を受け、引き続き企画総務部長から予算決算委員会提出資料の説明を受けた後、質疑に入り審査を行いました。

その結果、議案第67号平成28年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第68号平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第69号平成28年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第74号平成28年度亀山市病院事業会計決算の認定についての4議案については反対討論があり、採決の結果、いずれも賛成者多数で原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第70号平成28年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第71号平成28年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第72号平成28年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について及び議案第73号平成28年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、いずれも原案のとおり全会一致で可決及び認定することに決定しました。

なお、委員会として、1つ、審査の過程において指摘のあった事項及び意見を真摯に受けとめ、次年度の予算編成とその執行に反映されるとともに、今年度スタートした第2次亀山市総合計画前期基本計画の着実な推進に努められたい。

1つ、病院事業について、平成28年度は過去最高の純損失を計上するとともに、今後も資金は

減少し、厳しい経営状況が見込まれることから、本年度策定した亀山市立医療センターアクションプランに基づき、地域医療統括官のもと職員一丸となって、なお一層の収入確保と経費節減に努め、早期に経営健全化が図られるよう取り組まれない。

1つ、水道事業について、平成28年度は1億1,300万円の純利益を計上したものの、今後の事業計画や資金計画において厳しい経営状況が見込まれることから、事業の実施に当たっては、効率的かつ計画的に取り組まれない。

1つ、第2次亀山市総合計画前期基本計画を推進するに当たっては、来年度予定されている組織・機構改革において、事務量に見合った最適な人員配置に努められない。

また、定員適正化計画の見直しを行い、正規職員と非正規職員の割合を是正するとともに、専門職の雇用を積極的に進め、市民サービスの向上に努められない。

1つ、国民健康保険給付費等支払準備基金については、来年度から国民健康保険制度が都道府県単位化されても、その必要性がなくなるわけではなく、今後も国民健康保険事業を安定的に運営できるよう適切な予算措置を講じられない。

以上、5点の意見を申し添えたところであります。

次に、議案第64号から議案第66号まで及び議案第77号の平成29年度各会計補正予算4議案については、総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会にそれぞれ審査を分担したことから、審査の経過内容について、各分科会長から報告を受けました。

続いて、教育民生分科会長報告に対して、図書館整備事業の増額補正に関し、図書館の面積の考え方や亀山駅周辺整備の建築設計業者との連携について、確認の質疑がありました。

以上のような議論を経て、議案第77号平成29年度亀山市一般会計補正予算（第3号）については反対討論があり、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第64号平成29年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について、議案第65号平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第66号平成29年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）については、採決の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（中村嘉孝君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

産業建設常任委員会の委員長にちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長報告の2ページ目の議案第78号についてのうち、この道路は4Aブロックの優良建築物等整備事業と密接に関連する事業で、2ブロックの仮転居先として間に合わせるためには、このタイミングから事業を進めていく必要があります、今回提案という答弁があったと。

この件について、私も特別委員会のメンバーですけれども、また本会議でも質問させていただいたけれども、道路認定後、速やかに予算を執行されるのかされないのか、その確認が委員会でされ

たのか、その委員長報告がございませんけれども、どのような審査経過になったかちょっとお教えいただきたい。

○議長（中村嘉孝君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

高島 真産業建設委員会委員長。

○3番（高島 真君登壇）

産業建設委員会における、そのような質問も討論もございませんでした。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

再度お聞かせ願いたい。

基本的に本会議で、私はこの御幸8号線について、提案のタイミングは3月の当初予算のときに同時にすればいいじゃないかということをお聞かせいただいた。そのときに、建設部長の答弁では、まあイレギュラーがあったという答弁があったと。予算を執行するのかというようなことを言うと、道路認定していただいたら予算を執行するというような答弁がありました。

これはあくまでも駅前周辺整備のこの委員長報告の中に、2ブロックの仮転居先というように報告された。そうすると、2ブロックにおいては、来年の8月に事業計画書が作成された後に組合施工でこの2ブロックの事業を進めていくというようなことで、おおむね特別委員会においても賛成多数で凍結を解除したというような経緯があった中で、そういうような、委員会で議論されておらんということは非常に問題があるものだと思いますけれども、そういうような点はどのように委員会を運営されたのか、その点をお聞かせ願いたい。

○議長（中村嘉孝君）

高島 真産業建設委員会委員長。

○3番（高島 真君登壇）

お答えします。

先ほどの報告でも申し上げましたが、この道路の整備につきまして、この現在の道路の箇所は狭隘な赤道が存在するのみで、緊急車両の進入も困難な状況であり、駅周辺整備事業の一つとして新たに整備することで隣地の宅地化を促進するとともに、亀山駅周辺の居住人口の増加と住宅地の安全向上を目指し、今回議案を提案したとの答弁がありました。その中で、賛成討論の中で、できるだけ早くスムーズに進めるという意味からという意見もございました。

○議長（中村嘉孝君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村嘉孝君）

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第63号から議案第78号までの16件について討論を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

日本共産党を代表して、議案第67号平成28年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第68号平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第69号平成28年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第74号平成28年度亀山市病院事業会計決算の認定についての4議案に、反対の立場で討論いたします。

まず、一般会計です。

この10年来、貧困と格差の拡大が続き、亀山市でも生活保護世帯は99から178へ1.8倍に、保護人数は115人から235人へ2倍超えに、就学援助受給者数も161人から283人へ1.8倍ほどにふえ続けています。地方自治体の一番大事な仕事は、地方自治法を持ち出すまでもなく、住民の福祉の増進を図ることです。

ところが、貧困と格差の拡大への市としての対策をただしても、櫻井市長は国の政策や社会福祉協議会などの外郭団体の事業を述べるだけで、市としての施策はありませんでした。

また、子供の貧困について亀山市の実態を調査するよう求めましたが、明確な答弁はありませんでした。

市民生活を見れば、来年4月以降、介護保険料の値上げ、国民健康保険税の値上げ、さらに水道料金の値上げなどが予想されており、税と社会保険料などの負担増はふえる一方なのに、働く人たちの実質賃金指数はマイナスとなり、年金も毎年下がり、ますます厳しくなっています。

こうした中で、市が最も重視すべきは市民生活を守ることを第一とすることです。

ところが、決算を見ると、リニア基金は5,000万円の積み増し、不要不急の幹線道路事業を進めるなど、市民生活の厳しさを考えない決算となっています。

さらに、こうした仕事をする市の職員体制が正規と非正規が5割ずつという、県内の市と比べても異常な体制であり、また専門職の重要な役割への認識が薄く、市民サービスよりコスト削減に走っていると言わざるを得ない実態です。これが反対の第一の理由です。

次に、個別の決算です。

財政が厳しいという理由で、来年度から高齢者の大切な移動手段であるタクシー券の廃止を計画し、受益者負担の適正化の名のもとに、さらなる市民負担増を計画しています。

また、費用対効果が明らかでないリニア基金には5,000万円もの積み増し、住民置き去りで進められている地域コミュニティの仕組みづくり支援事業、また完全給食への移行を決めながら何ら具体化されない中学校給食、国民のプライバシーを危うくし、平成26年度から28年度までに5,500万円もの市負担をして進めておきながら、カードの交付率がわずか7.87%でしかないマイナンバー制度の導入事業、滞納者の事情を無視して厳しく取り立てるだけの三重地方税管理回収機構への負担金、さらに問題を抱える民設の学童保育所の公設への建てかえが進まないなど、強い市民要求があるのに実現されなかった事業もあります。

また、不要不急の和賀白川線整備事業など、問題のある決算が含まれていることが反対する第二の理由です。

以上のとおり、貧困と格差が広がり、厳しさを増す市民の暮らしを守り、市民の切実な要求に十分応えてない決算の認定は認められません。

次に、国民健康保険です。

平成28年度決算は黒字を維持したものの、歳入歳出差し引き額はたったの509万9,930円であり、厳しい決算でした。所得階層別で見ると、所得200万円以下の世帯が77%を占めており、被保険者世帯の所得が依然として低いのです。丁寧な窓口での納税相談をされる一方で、差し押さえなどの滞納整理が強化され、国保単独で行われるようになったことも明らかになりました。こんなことで市民の暮らしが立ち行かなくなるようでは、国保事業の目的から見ても本末転倒です。所得が低く、前期高齢者が多く、1人当たりの医療費も高くなる中で、国保税の高さは限界であり、その引き下げは急務です。7,000万円を超える国からの財政支援があったのに、保険税の引き下げに少しも使われなかったことは問題です。

去る9月に三重県が示した国保の県単位化による保険税の仮算定によれば、亀山市の1人当たりの保険税は8,733円の値上げになるとされています。この数字は最終的なものではありませんが、現時点の試算でも保険税が値上げになるとされています。

また、常日ごろ、持続可能な財政運営をうたっているのに、基金は27年度と同じ65万円のまま、1人当たり63円にしかありません。一般会計から繰り入れをしてでも、一定の基金は持つべきです。

以上のとおり、問題の多い決算の認定は認められません。

次に、後期高齢者医療です。

私たちは、年齢で区分するというこの医療制度の廃止を求める立場であるため、この決算の認定は認められません。

最後に、病院事業会計です。

平成28年度決算は、これまでの地方公営企業法の一部適用から全部適用に改め、新たに病院事業管理者である地域医療統括官を置いた最初の決算です。この変更は、全部適用のメリットを有効に活用したいということでスタートしました。議員団は、三重県立病院での例を示し、全部適用しても経営の改善が難しかったことを指摘し、反対いたしました。

その後、1年間が経過し決算を迎えましたが、地域医療統括官も認めたように、数字的にはどれも誇れるものがない決算になりました。入院・外来患者数の減少、それに伴う医業収益の減などの結果、2億6,000万円ほどの純損失となり、前年度繰越欠損金7億円と合わせると10億円近い累積赤字となりました。

また、病院の運転資金として欠かせない現金も、資金期末残高が3億4,000万円しかなく、このままでは数年後には経営が極めて危機的になる状況です。

さらに、1,000万円もの人件費を出し、地域医療統括官を任命した櫻井市長の任命責任も問われなければなりません。答弁では、平成29年度は前年度より増収傾向にあると言われましたが、これは29年度1年間を見ても評価できません。よって、全部適用しながら、そのメリットは数字的には何ら誇れるものがなく、累積赤字もふやし、10億円にも達する決算の認定は認められません。議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（中村嘉孝君）

16番 服部孝規議員の討論は終わりました。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、議案第77号平成29年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について及び議案第78号市道路線の認定について、この2議案について、反対の立場で討論を行います。

これらの2つの議案は、どちらも亀山駅周辺整備事業にかかわるものであります。議会が設置した亀山駅周辺整備事業対策特別委員会では、執行部側の来年8月に基本計画を作成するので予算を認めてほしいという求めに応じて、予算執行を特別委員会の表決の結果、やむなく認められました。

現時点では事業の主体となる組合が設立されておらず、2ブロックの駅ビルの保留床が売れる目途も立っていません。以前、執行部は、主体となる組合の判断によって事業を中止することもあり得ると答弁しています。2ブロックがうまくいくかどうか見通しは立っていないにもかかわらず、その駅ビルの中に入るとされる公共施設の図書館の基本設計作成費用である620万の補正を認めることはできません。

また、同じ理由で、2ブロック外の4ブロックに係る道を市道路線として認定することはできません。会派勇政は、亀山駅周辺整備事業について、会派の議員全員が再三にわたる質疑や質問を通じて警鐘を鳴らしてきましたが、議会や市民を軽視する市長や執行部の姿勢に変化があったようにはとても思えません。これも、駅周辺整備事業の進め方についての大きな不信につながっております。

市長は、この事業が成功しなかったら責任は誰がとるのかとの質問に対し、自身の責任を明らかにせず、あくまでも市との表現を使っています。市となると、執行する行政、その予算を承認した議会を含め責任の一翼を担うように思われます。この事業をより協議することを求めます。どうか皆さん方のご賛同を得て、この予算執行を認めないように反対しておりますので、ご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。終わります。ありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

18番 櫻井清蔵議員の討論は終わりました。

次に、7番 福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党を代表して、議案第77号平成29年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について及び議案第78号市道路線の認定について、反対の立場で討論します。

まず、議案第77号です。

今回の補正予算は、亀山駅前への移転を決めた図書館の整備事業費620万円です。

内容は、計画策定支援委託料550万円、報償費46万円などで、基本構想に基づいてつくる基本計画等の策定費用です。

反対する理由は、今回の補正予算が駅前移転ありきで、市民への説明も意見を聞くこともなく移転を決定したことです。市の重要な施設をこれほど乱暴なやり方で移転を決めたことは過去に記憶がありません。こうした経緯で決定された駅前移転を前提とした計画の策定等の補正予算は認めることはできません。

次に、議案第78号市道路線の認定についてです。

この市道は、亀山駅前整備事業に伴うもので、第3ブロックと第4ブロックの間の道路を市道として新たに認定し、4Aブロックの優良建築物等整備事業を行うというものです。この優良建築物

等整備事業については、3月議会で松本建設部長が「現在、第2ブロックの方々につきましては事業を進めるに当たりまして、移転先や仮住まいなど、そういったものを課題にされている方が見えますので、そうしたものを解決する候補として計画することが可能になるというふうに考えている」と答弁され、2ブロックの方の移転先や仮住まいなどとしてこの事業があると答弁し、その後の議会での答弁でも変更はありません。

さらに、この2ブロックの再開発事業が成り立つかどうかの鍵を握る保留床の処分がこれから作成する基本計画を立てる中でしか明らかにならないという状態です。つまり、4Aブロックの優良建築物等整備事業の前提となる2ブロックの事業の成否がはっきりしないのに、この市道認定が出されているということが問題です。この先、2ブロックの収支が合わないということになれば、この市道の建設は無駄な事業になるということです。これまでの答弁どおりならば、2ブロックの成否が明らかになってから出すべき議案であり、これまでの答弁を無視して出してきたのであれば、重大な議会軽視と言わざるを得ません。

以上のような理由により、この市道の認定には反対するものです。議員各位のご賛同を求め、討論とします。

○議長（中村嘉孝君）

7番 福沢美由紀議員の討論は終わりました。

以上で通告による討論を終結し、議案第63号から議案第78号までの16件について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村嘉孝君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすことにします。

それでは、まず討論のありました議案第67号平成28年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第67号平成28年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第68号平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第68号平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第69号平成28年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第69号平成28年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第74号平成28年度亀山市病院事業会計決算の認定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第74号平成28年度亀山市病院事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第77号平成29年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第77号平成29年度亀山市一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第78号市道路線の認定について、起立により採決を行いま

す。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第78号市道路線の認定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第63号から議案第66号まで、議案第70号から議案第73号まで、議案第75号及び議案第76号の10件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決及び認定すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第63号 亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第64号 平成29年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

議案第65号 平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第66号 平成29年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について

議案第70号 平成28年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第71号 平成28年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第72号 平成28年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第73号 平成28年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第75号 工事請負契約の締結について

議案第76号 市道路線の認定について

は、いずれも原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

次に、日程第17、請願第2号から日程第20、請願第5号までの4件を一括議題といたします。

請願4件についての教育民生委員会における審査の結果は、お手元に配付の請願審査報告書のとおりであります。

請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第135条の規定により報告します。

平成29年9月12日

教育民生委員会委員長 鈴木達夫

亀山市議会議長 中村嘉孝様

別表

受 理 番 号	請 2
受 理 年 月 日	平成29年8月25日
件 名	義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市田村町75 亀山市PTA連合会 会長 若菜淳二 他2名
紹 介 議 員 氏 名	前田耕一、服部孝規、尾崎邦洋、今岡翔平、中崎孝彦
委 員 会 の 意 見	願意妥当
審 査 の 結 果	採択
措 置	関係機関に対し意見書を送付する

受 理 番 号	請 3
受 理 年 月 日	平成29年8月25日
件 名	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書

請願者の住所・氏名	亀山市田村町75 亀山市PTA連合会 会長 若菜淳二 他2名
紹介議員氏名	前田耕一、服部孝規、尾崎邦洋、今岡翔平、中崎孝彦
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採択
措置	関係機関に対し意見書を送付する

受理番号	請 4
受理年月日	平成29年8月25日
件名	防災対策の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市田村町75 亀山市PTA連合会 会長 若菜淳二 他2名
紹介議員氏名	前田耕一、服部孝規、尾崎邦洋、今岡翔平、中崎孝彦
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採択
措置	関係機関に対し意見書を送付する

受理番号	請 5
受理年月日	平成29年8月25日
件名	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書

請願者の住所・氏名	亀山市田村町75 亀山市PTA連合会 会長 若菜淳二 他2名
紹介議員氏名	前田耕一、服部孝規、尾崎邦洋、今岡翔平、中崎孝彦
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採択
措置	関係機関に対し意見書を送付する

○議長（中村嘉孝君）

これにより請願の審査報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村嘉孝君）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、請願4件に対する討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、請願第2号から請願第5号までの4件について、起立により採決を行います。

初めに、請願第2号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第2号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、請願第3号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第3号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、請願第4号防災対策の充実を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第4号防災対策の充実を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、請願第5号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第5号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書については、採択することに決定しました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

(午後 2時45分 休憩)

(午後 2時56分 再開)

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第21、議案第79号から日程第25、議案第83号までの5件を一括議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程をいただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第79号工事請負契約の変更についてでございますが、亀山市立川崎小学校校舎改築工事に係る建築工事につきまして、平成29年9月14日付で契約の変更について仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得

又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

元契約でございますが、契約の方法は条件つき一般競争入札事後審査型で、契約の金額は1億6,869万6千円、契約の相手方は、堀田・白川特定建設工事共同企業体、共同企業体代表者、亀山市東御幸町233番地の3、堀田建設株式会社代表取締役 堀田 誠でございます。変更の内容は契約金額の変更で、変更後は1億7,298万6千840円とするものでございます。

契約金額の変更は、既存校舎の解体に伴い、一部校舎において石綿含有仕上げ塗材の除去工事が必要となったことによる増額でございます。

続きまして、議案第80号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の西川省三氏は、平成29年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成30年1月1日から3年間でございます。

次に、議案第81号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の関 弘江氏は、平成29年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成30年1月1日から3年間でございます。

次に、議案第82号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の櫻井知子氏は、平成29年9月30日をもって任期満了となりますので、後任の委員として亀山市川合町90番地にお住まいの上原つゆ子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成30年1月1日から3年間でございます。

次に、議案第83号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の森下勇司氏は、平成29年9月30日をもって任期満了となりますので、後任の委員として亀山市関町富士ハイツ998番地70にお住まいの須川幸弘氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成30年1月1日から3年間でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。追加の提案となりましたが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中村嘉孝君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第79号から議案第83号までの5件について質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

今回の工事請負契約の変更についてということで質疑を通告させていただいておりますけれども、変更の背景についてということで通告させていただいております。

今回、事前に教育民生委員会のほうで、具体的な説明というよりも、こういったことが出てくる

というのは聞かされておりました、今回、議案上程に当たったんですけれども、その際、今回、先ほどの市長からの提案理由では、石綿の含有仕上げ材の除去工事が必要になったということなんですけれども、なぜこの除去工事が必要になったのかという点について、まず確認させていただきます。

○議長（中村嘉孝君）

11番 伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。
大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

今回、除去工事が必要となった理由でございますけれども、本年5月30日付で環境省から石綿含有仕上げ塗り材の除去等作業における石綿飛散防止対策についてという通知が出されました。

その内容といたしましては、石綿含有仕上げ塗り材が施工された建築物を解体する際には、破断せずに除去を行うことが困難であり、除去の工法によっては石綿が飛散する可能性が指摘されているため、工法に応じた適切な飛散防止措置を講ずる必要があると示されたものでございまして、石綿含有仕上げ塗り材につきましては初めて対象とされたものでございます。三重県環境部長からも、6月5日付で各市町村長に通知をされまして、本市におきましては6月8日に通知を受けたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

5月30日に環境省からそういう話が来た。ほか、県からもという話です。

その中で、そういう環境省からの指導ということがあったわけなんですけれども、これにつきまして、当然石綿の飛散、こういった話があるからということではあるんですけれども、この話というのは業界では以前から指摘されていたことのものでして、私も今回ちょっといろいろと調べておりましたら、工事を行う業者さんもこういった必要性が出てきたようなことを書かれて、その際にはこういう工事をするんだということで、私もネットとかを今見ているんですけれども、ネットとかでも、ご自分のところの技術のPRをされていたりとか、ことしの5月ということなんですけれども、国立研究開発法人の建築研究所というところが2016年、5月の1年前に、この石綿含有仕上げ塗り材の粉じん飛散防止処理技術の指針というのを出してございまして、やはりそういった国立研究所の対策としてもこういった話を出されている。

そうしますと、やはり5月にいきなりこの話が出てきたのではなくて、以前からこういった話が出ていたんじゃないのかというふうに思われるんですけれども、突然こういった話が教育委員会に出てきたのか、ほかにも今回そういった事前の情報提供はなかったのか、これは教育委員会に限ったことではないかもしれませんけれども。

あと、当然これは業界の話ですので、設計業者としてはある程度情報はつかんでいたんじゃないのかというふうにも思うんですけれども、その辺はどうだったんでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

平成28年4月に議員からもご紹介いただきましたその指針というのが策定されておるというのは、私も後で知ったわけでありますけれども、この時点では、あくまでもその指針が国の指針ということではございませんので、亀山市としまして、また設計業者としまして、知り得ることはできなかったというものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

確認はさせていただきますけれども、そうしますと業界とかでは、そういった石綿の粉じんの飛散といったことが懸念されてはおったけれども、市としては、今回の川崎小学校の件については特に問題はないというふうに判断されての今回の設計であったのか、その点をもう一度確認をさせていただきますと思います。

○議長（中村嘉孝君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

設計した段階では問題はないと、そのように判断をしておったものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

当時の認識としては問題がなかったというふうなこと、そういうことを確認させていただきました。

その中で、今回の指導というか、環境省からの話では、何でもかんでも外壁に関してそういった工事をしろというわけではなくて、あくまでも石綿が含有している場合なわけですね。その石綿を含有しているということを検証するというか、そのことについての調査は一体どういうことをされたのか。サンプリングなのか、過去の建築されたときのデータですね。こういう仕上げ材が使われたとか、そういうふうなデータが残っていて、その辺から考えられたのか、その点はどうなんでしょう。

○議長（中村嘉孝君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

今回、建築物石綿含有建材調査者及びアスベスト診断士という資格を有しております環境測定分析の専門業者に委託をいたしまして調査をいたしております。

分析方法につきましては、厚生労働省に示されております方法で、日本工業規格JIS A1481-1という基準に基づきまして、実体顕微鏡、偏光顕微鏡を用いた分析のほうを行ったところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

その辺を確認させていただいた上で、石綿が存在していたといった検証結果が出されたというこ

とではあるんですけども、それでこの工事背景ということで、なぜ変更という形になったのかという点についてちょっとお聞きしたいんですけども、今回、やむを得ない部分は当然あるとは思いますが、やはりある程度事前に国のほうからそういった指導があつてしかるべきで、今回のように突然出てきた場合、やはり地方自治体というのはやはり困るわけですよ、そういった突然の話で。それがいきなり出された。これに対応できない自治体もあるんじゃないのかなというふうな部分もあると思うんですね。

その点で、まず今回のこの額につきまして、こういった対策を何ともしろということではあるのかもしれませんが、その点、時間的な猶予とか、今回かかっている工事については、当然亀山市としては今までの安全性というか、飛散防止をしなくても大丈夫だという判断をされていたわけですから、そういった状況で、単に国からの指導があるかないかだけではなくて、言ってみれば、今かかっている工事は猶予されるとか、そういった話はなかったのか、その点についてもう一度聞かせていただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

今回の件につきまして、津の労働基準監督署のほうにも相談に参っておりまして、既に契約済み、発注済みの工事につきましても、解体がまだの場合は対象になるという指導を受けておるものがございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

今回、そういうやむを得ない事情による仕様変更だという形になると思うんですけども、その場合に、先ほどちょっと額というふうにちらっと言うたんですけども、総額で4,300万近い増額という形になってはくると思います。この4,300万、高いんか安いんかというのはちょっと私もわからないんですけども、こういった契約変更については、やはりある程度の客観性というか、公平性とか競争性とかいう話を考えたときに、その4,300万という額がどうやって検出されたものかという話にはなってくると思うんですけど、これは一応、額の根拠とか出ていますけれども、この辺は後で櫻井議員が聞かれるみたいなので、これについては余り突っ込みませんけれども、これについて、ただ、そういった話が出たときに、今回4,300万という額をするに当たってそもそも、もともとこの部分にかかる解体工事というのは一体幾らだったのか、まずその点をちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

今回のもともとの第1棟の部分の解体工事でございますけれども、約700万ぐらいということで算定をしております。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

700万という形であったと。

そうしますと、700万という額に比べて4,300万というのは追加工事だけで6倍以上の額の工事ということなんですよ。そうしますと、その6倍以上の工事を追加でその業者に行ってもらおうというのが、果たしてこれが妥当なのかどうかという話になってくると思うんですね。そうしますと、その700万というのがどうなるかというはさておき、もう一度この部分を切り離して契約し直す。もちろん違約金とか発生するかもしれませんが、そういったお金も含めて、もう一度入札というような形をとったりとか、そういう可能性はなかったのか、そういう検討をされたのかどうか、その点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

分離発注ということかと思えますけれども、今回、増額変更をさせていただこうとします内容につきましては、現在の契約で施工する校舎の解体工事に当たっての外壁塗装の仕上げ塗りに含有されていたという石綿を除去するものでございまして、工事の連続性を考慮いたしますと分離発注は不適であると、そのように判断もさせていただいております。かつ、足場を共有することで経費を安価に抑えることができるということ。

さらに、分離発注をいたしますと工事の安全管理、また工事間の調整というのが発生してまいりますので、亀山市建設工事等の設計変更等に関する規程第4条第2項の分離して施工することが困難な場合と、これに該当するというふうに判断いたしまして、分離発注をせずに契約変更と、そのように整理をさせていただいたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

この後、また櫻井議員のほうからも、その金額についてはまた質疑があるということですので、その話を聞かせていただいた上で、私の所管の教育民生委員会に付託されるということで、そちらで審議のほうを続けて聞かせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

11番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、限られた時間ですので、先ほど伊藤君がかなり詳しく聞いていただいたんですけども、変更等の時期について、当然、今の次長の答弁でやむを得んというようなことが大体わかりましたけれども、この4,290万8,400円、財源は一体どこから持ってきたんですかな。財源内訳が書いていないもので、そこら辺をちょっと教えてください。

○議長（中村嘉孝君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

今回、変更の財源ということでありますけれども、川崎小学校校舎改築事業につきましては、平成28年度から3カ年の継続費、総額24億7,580万円の継続費ということでお認めをいただいております。したがって、平成28年度の発注済み工事の入札差金等支出残額につきましては、平成29年度へ継続費として逡次繰り越しをしております。現在、工事請負費の予算残額といたしまして約1億4,000万円ほどございますので、それを財源とするということにしてございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

継続事業で3カ年契約やで、入札差金が1億4,000万あると。そのうちの4,200万を使うというふうでよろしいかな。

そうすると、ところで、当然このアスベスト問題は、私が関町のほうで議会に出させてもうたときに、関の給食センターの天井の屋根がアスベストでしてあるということで、公明党の川村重治郎先生やと思うんですけども、私、アスベストのことはわからんですけども、そのことを指摘されて、それは当然改修すべきやと。それで、改修をしたんですけども、関町のときは。今まで、私は31年議員をやっておるんですけども、突如、通達によってこれがわかったというものではないと私は思うけどな。

それなら、これは入札差金というものですけれども、単費という扱いでよろしいんですかな。

○議長（中村嘉孝君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

単費の扱いということになってまいります。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それはおかしいやないかな。

ちなみに、2007年、今は2017年かな。あの10年ばかり前にこのアスベスト除去問題で、基本的に国の補助金制度があるわけさな。そういうようなことはご存じかな、ご存じないかな。

○議長（中村嘉孝君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

石綿除去工事に対する補助金といたしまして、国土交通省の補助制度があるということは存じておりますけれども、今回、石綿含有仕上げ塗材のうち、吹きつけ工法により施工されたものについて対象にならないということでございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そんなことないでしょう。

基本的に、2007年に朝日新聞の2月26日付の新聞には、国の補助金は、自治体がやっているアスベストの建物には3分の1を支出すると。民間は、自治体から3分の2を上限に補助を出して、その半分は国が負担するという制度があるんですよ。これは別に国土交通省がどうのて、国の補助金で。そのときに、そういうような制度をしたけれども、民間ではアスベストの除去ができなかったと。アスベストによる飛散で、これは発がん物質であるから速やかに除去しなさいと。特に公共施設においては早急にやらないかんということ言うておるの。このような制度が、単費と言われたけれども、この制度を何で活用できやんだんか、そうでしょう。

第1棟が700万やったと、それで4,200万という算出根拠、どのような数字か。

例えば、そのときの2007年のあれで、除去費用は柱、はり、天井、平米当たり1万5,000円から8万5,000円、断熱材、保温材、耐火被覆材、内壁、配管や柱、これらは平米当たり1万円から6万円というような除去単価になっておるわけさな。この4,290万の内訳、ここにありますけれども、今、伊藤君が言われたときに第1棟が700万やと。どんな計算に基づいておるのか、今回の4,290万の内訳。それは書いてありますよ、既存校舎1棟の石綿除去工事、仮設、諸経費、それで合計で3,973万、消費税が317万8,400円、合計で4,290万8,400円という数字が出ていますけれども、今ちょっと申し上げた積算根拠があるはずですが、それをお教え願いたい。

○議長（中村嘉孝君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

今回の追加ということで資料にもお示しをさせていただいておりますように、石綿除去工事3,252万4,000円でございます。その除去に係る面積でありますけれども、1,614平米を除去いたします。平米当たり1万6,000円ということでしてございまして、さらに足場代、防音シート、防音パネル代などを含めると、平米約2万円相当になるという計算でございます。

そのほかに、仮囲いとかガードマンとかの仮設費が必要になってまいります。これが214万7,000円の増、さらに諸経費が505万9,000円の増ということで、それぞれ消費税317万8,400円の増ということで、合計で4,290万8,400円の増額変更をさせていただきたいというものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

平米1万6,000円と、それで1,614平米と。その1,614平米が第1棟に該当するのか。全部やないでしょう、空間部分もあるんやで。その石綿が1,614平米全部に張ってあるわけじゃないんやから、違います。

それで、もう一つわからんのが、諸経費の505万9,000円、これは工事の額からいくと500万というのは諸経費が多過ぎると違うの。何ぼ調査をしてもうたかわからんけれども。

それで、単費であるということすらがおかしい。国はアスベストの除去のために、国民の健康維持のためにアスベストの施設を速やかに直してくださいという指導をやっておると。アスベストの

工事は今から61年前、1956年からアスベストの使用は始まっておると思うけど、建築物にな。一番軽量で簡単に加工もしやすいと。その当時は、60年前は、わしはまだ7つぐらいやで、まだ日本が戦争に負けて復興のときに、一番住宅事情が困窮しておる世の中のときに、一番簡単に国民に住宅を供給するために、ああいうような方法で建築をやっていたというような状況の中で、それが見直されて2007年まで至って、そういうようなことが補助金も出すからやっていくということ、そのときの国の施策でやったんだけど、なぜそこまでそのようなことができなかったのか。

確かに、これは28年度から3年契約やから、工事差金で1億4,000万残っているから、これを使うのやと。それやったら、これはちょっと話がずれるかわからんけれども、特別教室、普通教室3教室ぐらいをこの差金でやったらええやないかな、市長さんよ。あなたも言っておたけれども、金がようけかかるでと。1億4,000万も差金があって、このアスベスト問題には4,200万ぽんと出して、もう仮契約を済ましておると。空調をあと3教室したらどうやと言うたら、金がようけかかるでできません、それはどうやな。どっちが答えてくれるんや、これ。これはおかしいやんかな、こんなことは。

それは、確かにアスベスト対策はせなあかん、これはね。工事業者の担当者の健康を管理するためには、この工事のことはせんならん。これは必要やと思う。だけど、金額の算出にしても単費でやる。その単費は何やと言うたら入札差金でやると、こんなときにはぽんと出す。

それで、何で伊藤君が言われたように、別途の契約をしたらどうやというたら、工事の継続とか安全性とか、そんな云々でもう随意契約したと。そうすると、この本体工事24億のうち16億、入札をした。入札の落札率が96%あると。そうすると、4,200万を足し込んだら、入札落札額は予定価格の100%をオーバーするはずやけれども、そんな懸案はないのかな。これは誰やな、どこや。誰が答えてくれるんや、これはもうこっちではあかんで。

4,200万をしたら、あのときの入札落札額は建築工事は96%、機械は86%かな、電気工事は65%ぐらいやと。そうすると、これは建築の価格になってくるわけや、機械と電気は抜いておるから。そうすると、これは100%を超えるんや。そんなことはあつてはならんと私は思うけれども、どうですか。これは教育委員会は無理や、答えるの。どういうふうに答えるの。

○議長（中村嘉孝君）

答弁願います。

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

今回の変更に係る金額は4,290万8,400円というところでございますけれども、これにつきましては、変更の設計金額に落札率を乗じた額が4,290万8,400円ということでございます。したがって、当初のときの予定価格とは当然違うものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、これもおかしいやんかな。落札率を掛けた数字が4,200万と。そうすると、今、大澤君が言うた1,614平米、平米1万6,000円で計算しましたというのは、これは違うやん

か。どうなっておるの、その計算は違うやんかな。そうすると、つかみでやるわけか。そうすると、調査した結果この金額が出たんか、請負業者の落札率96を掛けたら数字が出てきたと、そんなええかげんなことはあかんやないかな、そうでしょう。

どの部分がアスベストがあって、どの部分はないと。どの部分には防護柵をつくらんならん。そうすると、この1,614平米というのはかなり少なくなると私は思う。そんなことはないんかな、全てかな。

○議長（中村嘉孝君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

まず、1,614平米の除去面積でありますけれども、今回、例えば屋上とか防水シートですので、それとかガラスの面積、これらをしっかり計算して除外をしておりますして面積を算出してございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、この建屋の図面があるけれども、これのどの部分がアスベストで、どの部分はそうでないというようなことをした中での積算をせなあかん。明らかに、国の補助金はもらわん、もらえるものをもらわん、単費でやる。単費の費用は入札差金が1億4,000万ありますで、これを使いましたって。それはならんと違うかな、それは。私はこれは納得できへんわ、今の説明では。

○議長（中村嘉孝君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

国の補助金の件でありますけれども、現在、5月30日に通知が出まして、該当するよその地方公共団体につきましても、非常に混乱をしておるといようなお話も聞いておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

少し説明をさせていただきますと、今、議員が質問されていますいろんなアスベストの除去工事に対する補助金等々も以前にはあるわけでございますけれども、いずれも、例えば天井とか壁等の仕上げ材を撤去するときは補助金が出るというようなことでございます。

今回につきましては、外壁に吹きつけた塗料の中に、この石綿が含有をされておるといことで、その外壁を除去するための変更工事ということでご理解をいただきたいというふうに思います。したがって、1,614平米といいますのは、四方にある外壁の面積でございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、これは保温材、断熱材、耐火被覆材としての内壁や配管や柱に該当しないというこ

とかな、これは。そういうような補助金が出やんということかな。

○議長（中村嘉孝君）

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

先ほど申しあげましたとおり、例えば天井、壁等の仕上げ材に対するアスベストの除去についてはそういった補助事業がございますけれども、今回は外壁に含まれる塗料の中の石綿の除去工事というところがございます、今回の国の補助金等々はないというふうに聞いております。したがって、例えば特別交付税等々の要望もございますので、そういった中でもこれから考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だけど、それが基本的に2007年の今から10年前の、これは国交省のあれやでな。そこでやっておるんやけれども、それなら、私ももう一遍調べてみますけれども、外壁材の塗料の中に石綿が含まれておると。当然、建設計画の段階で、この川崎小学校を設計建設、これは解体も入ってるんやから。その段階で設計業者がそんなことは認識しとらなあかんやんかな、当初から。違いますか。

市長、どうやな。そういうようなことが後からわかったでって、この通達が来たからって、それなら県は何を知り得て、川崎小学校にこの石綿が含まれておるということを認識したんやな、県は。この29年5月30日に通達があったと言うけれども、おたくの建物にはそのようなものがありますよということを知ったのは、誰が言うてきたんや、それなら。

だから、設計の段階で、解体、それから整地、建築、これは3年間でやるという中でこの事業計画を組んだ中で、この設計業者を決めた、コンペとかプロポーザルか何か知らんけど。その段階で、旧校舎の現状の内部、外壁等々の解体工事に係る費用は当然積算してあって当たり前のことやん。それがこの通達が来てからそのようなことをしておって、当初契約した設計会社には数千万円の設計費用が出してあるわけや。その業者の瑕疵ではなかったのかと私は思うけれども、そんなもんを見つけられんのは。瑕疵責任があるはずや。この建物には設計監理というのがある、建物には。設計監理義務があるわけや、設計業者には。土木の場合には監理義務はないわけや。

だけど、建物については設計監理という責任があんのけれども、設計業者に監理責任をとらさなあかん。そんな気持ちはないのかな、市長、どうやな。もう29分やけど、ここでは無理や。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

国の環境省通達が5月ということでありまして。したがって、私どもは、既に川崎小学校の改築工事を来年の12月をめどに今進めておる作業中でございますので、当然この通達の趣旨を踏まえて、私どもはこの段階で必要な安全対策を、除去工事をとろうということでありまして。したがって、そのための予算を今お願いしておるところであります。したがって、設計の段階でどうだったかということにおきましては、当然、国の通達もその時点で出ておりませんので、それは

想定をせずに進めてきたわけでありますけれども、今回は5月の環境省通達を受けて、三重県から各市町村に今後の対応を求める、そういう動きとなってきたところであります。

今、前段でおっしゃられた国の方針によって市町村の財源はどうするんやというような話も含めて、これは市長会やさまざまな議論が今後出てこようかと思いますが、私どもは既に来年に向けて工事を進めておりますので、子供たちや作業員の健康・安全・衛生、こういう視点から今回補正をお願いしておるということで、これは深いご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

あのね、私は川崎小学校の子供たちがもっと快適な学校にするために空調を入れよて言うておるけれども、金がないと断られておる人間やでな、市長に。私は子供のことを一言も言うてないよ。

だけど、私が聞いておることにはきちっとあなたに答えてほしいんや。設計業者の責任はなかったんかということ聞いておるのに、あなたははぐらかしてしもた。ありがとうございました。もっとちゃんと答弁を言うておくれ。

○議長（中村嘉孝君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第79号については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり教育民生委員会にその審査を付託します。

次にお諮りします。

ただいま議題となっております議案第80号から議案第83号までの4件については、会議規則第36条第3項の規定により常任委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村嘉孝君）

ご異議なしと認めます。

議案第80号から議案第83号までの4件については、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

教育民生委員会開催のため、暫時休憩します。

（午後 3時40分 休憩）

（午後 4時55分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

暫時休憩します。

（午後 4時55分 休憩）

(午後 5時17分 再開)

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、先ほど教育民生委員会にその審査を付託しました議案第79号について、教育民生委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第79号 工事請負契約の変更について

原案可決

平成29年9月25日

教育民生委員会委員長 鈴木達夫

亀山市議会議長 中村嘉孝様

○議長（中村嘉孝君）

鈴木達夫教育民生委員会委員長。

○9番（鈴木達夫君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほどの本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第79号工事請負契約の変更については、亀山市立川崎小学校校舎改築工事に係る建築工事について、平成29年9月14日付で契約の変更について仮契約したため、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、今回の変更契約の内容の詳細について質疑があり、これについては、今回追加した石綿除去工事費が3,252万4,000円であり、除去面積は1,614平米、工事費は、平米当たり1万6,000円としており、これに足場代、防音シート、防音パネル代を含めて、平米当たり約2万円となっている。その他、仮囲いやガードマン等の経費が214万7,000円、全体としての諸経費が505万9,000円、消費税が317万8,400円、合計4,290万8,4

00円の増額となったとの答弁でありました。

次に、諸経費が全体的に高いのではないかとの質疑があり、これについては、諸経費は現場管理費、一般管理費と呼ばれる追加工事費分に対する現場の労務費、保険料等であり、国土交通省の公共建築工事共通費積算基準に基づいて算出しているとの答弁でありました。

次に、入札差金は通常減額するが、継続費における入札差金の考え方について質疑があり、これについては、継続費は唯一、会計年度独立の原則の例外をなすもので、毎年度の執行残額については継続年度の終わりまで通次繰り越しにより使用できるとの答弁でありました。

次に、今回の工事において、石綿の飛散による地域への影響はないのかとの質疑があり、これについては、環境省の示す石綿の除去工法から適した工法を選択しており、影響はないと考えているとの答弁でありました。

次に、別途工事として分離発注することはできなかったのかとの質疑があり、これについては、工期や安全管理、経費の削減などを考慮し変更契約としたとの答弁でありました。

なお、討論では、石綿対策の工事を行うことはやむを得ないが、財政状況が厳しい中、分離発注とし、競争入札すべきであるとの反対討論が、また児童の安全、地域の安全、工期の短縮といった面から判断すればやむを得ないとの賛成討論がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり賛成者多数で可決することに決定しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（中村嘉孝君）

教育民生委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村嘉孝君）

ないようですので、委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第79号から議案第83号までの5件について討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、議案第79号工事請負契約の変更について、反対の討論をさせていただきます。

このたびの変更について、行政の入札制度を逸脱した工事請負契約の変更であります。川崎小学校においてアスベストの除去は、国の指導による想定外の工事であるというようなことで思っております。そうであれば、追加工事として提案し、議会の議決を経るべきであるというのが反対の理由であります。

この際、少しつけ加えさせていただきたいと思っております。

この変更行為が議会で承認されたならば、私が提案している理科室、図工室、家庭科室の空調もあわせて変更し、子供たちに快適な教育環境を整備させていただきたいと思っております。

以上、反対討論といたします。議員各位のご賛同を賜りたいと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

18番 櫻井清蔵議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、ただいま討論のありました議案第79号について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第79号工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第80号から議案第83号までの4件について、起立により採決を行います。

初めに、議案第80号人権擁護委員の候補者の推薦同意について、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第80号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第81号人権擁護委員の候補者の推薦同意について、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第81号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第82号人権擁護委員の候補者の推薦同意について、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第82号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第83号人権擁護委員の候補者の推薦同意について、原案のとおり同意することに賛

成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第83号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第26、委員会提出議案第3号から日程第32、委員会提出議案第9号までの7件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

初めに、鈴木達夫教育民生委員会委員長。

○9番（鈴木達夫君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第3号から委員会提出議案6号までの4件については、教育民生委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから提案理由の説明をいたします。

まず、初めに委員会提出議案第3号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請に基づく義務教育の根幹である「無償制」、「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。

「教育は人なり」と言われるように、義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置、資質向上に負うところが大きく、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。

1985年に義務教育費国庫負担金の対象外となった教材費等は、一般財源の中に組み込まれています。例えば、教材費のうち図書費について、学校図書館の蔵書冊数は「学校図書館図書標準」によって設定されています。しかし、その標準を満たしている公立小中学校の割合には、都道府県間で大きな格差が生じています。

義務教育の水準を安定的に確保するためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源の確保とその増額が必要です。

未来を担う子供たちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。義務教育については、国が責任を果たすとの理念に立ち、教育に地域間格差が生じないよう、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続とさらなる充実が求められます。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 義務教育の根幹である「無償制」、「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国の責務として必要な財源が確保されるよう、義務教育費国庫負担制度を存続し、さらなる充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

続きまして、委員会提出議案第4号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意

見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書。

2017年、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、小中学校等における「障がいに応じた特別の指導」や「日本語能力に課題のある児童生徒への指導」のための教員が基礎定数化されました。

しかしながら、学級編制については、2011年に小学校1年生における標準が40人から35人に引き下げられて以降、法改正による引き下げはされていません。経済協力開発機構（OECD）加盟国と比較すると、日本の1クラス当たりの児童生徒数は小学校27人、中学校32人と、平均を大きく上回っています。

「教員勤務実態調査」によると、1週間当たりの学内総勤務時間の平均は、小学校教諭で57時間25分、中学校教諭で63時間18分となり、10年前と比較してそれぞれ4時間9分増、5時間12分増となり、小学校では担任児童数が、中学校では授業担任生徒数がそれぞれ多いほど平均の勤務時間が長くなる傾向であることが示されました。また、同調査では、小学校で33.5%、中学校で57.7%の教員が、厚生労働省が示す「過労死ライン」を超える結果となっています。さらに、教育再生実行会議第10次提言においても、「教育の質の向上やさまざまな教育課題への対応が求められる中、教師の長時間勤務に支えられている状況は既に限界に達している」と指摘されています。児童生徒の創造性や考える力を培う授業への転換を図り、これからの社会に対応する主体的、協働的な学びを実現するため、教職員が児童生徒一人一人に向き合うことのできる環境整備のため、教職員定数を計画的に改善することが必要です。

2013年における日本の教育機関に対する公財政支出は、対GDP費3.5%で、OECD加盟国平均（4.8%）に及びません。教育予算を拡充し、教職員定数の充実も含めた教育条件の整備を進めていくことが、山積する教育課題の解決を図り、子供たち一人一人を大切に、子供たちの豊かな学びを保障することにつながります。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望します。

記1. 子供たちの「豊かな学び」の保障に向け、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

続きまして、委員会提出議案第5号防災対策の充実を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

防災対策の充実を求める意見書。

「南海トラフ巨大地震の被害想定（第2次報告）」では、東海地方が大きく被災した場合、三重県内の避難者数は、地震発生翌日で35万人から56万人に上り、1カ月後においても約10万人から20万人が避難所生活を続けることになると推計されています。

東日本大震災、熊本地震では、多くの学校が避難所となりました。地域の避難所として、耐震・耐火性などの安全対策、避難者の生活を支えるトイレや発電設備、飲料水の確保等が求められます。しかしながら、「体育館の照明や内壁の落下等により、避難所として使用するには危険」、「トイレまでの動線に段差や階段があり、車椅子利用者等への対応が困難であった」などの課題も報告されています。

三重県においては、学校施設の屋内運動場等の天井等の落下防止対策について、県立学校については2019年度に対策を完了する見通しですが、小中学校ではその年度までに完了しない見込みであり、早急な対策実施が求められています。また、津波による浸水が予想される地域等に所在する学校については、高台移転や校舎等のかさ上げ工事等の対策が必要です。

2015年5月1日現在、県内の公立学校のうち569校が避難所指定を受けているにもかかわらず、防災関係施設・設備の設置率は、多目的トイレ72.2%、自家発電設備等73.3%、貯水槽・プールの浄水装置等33.0%など、十分であるとは言えません。さらには、避難所となった学校において、地域と連携してどのような初期対応が必要か、教職員が避難所運営にどうかかわるか等の議論も必要です。

地震や風水害等さまざまな災害を想定した学校施設・設備の整備を進めた上で、それがより一層生かされるよう、学校・家庭・地域が連携した防災、減災の地域づくりが急務です。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 子供たちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

続きまして、委員会提出議案第6号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書。

厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、「子供の貧困率」は13.9%となり、およそ子供7人に1人の割合で貧困状態にあると言えます。また、子供がいる世帯のうち、ひとり親など大人が1人の世帯の相対貧困率は50.8%と、大人が2人以上いる世帯よりも著しく厳しい経済状況に置かれています。子供の進学率においても、ひとり親世帯は全世帯を下回っています。子供の貧困対策の大きな柱として、教育支援は不可欠です。

このような中、三重県でも「子ども食堂」、「放課後児童クラブ」、「地域未来塾」等の「子供の居場所づくり」が進められています。

また、学校をプラットフォームとした子供の貧困対策においては、さまざまな生活背景から課題を抱えた子供たちに対して、教育相談などを充実する取り組みや、学校だけでは解決が困難な事案について、関連機関と連携した支援を行うなどの取り組みが必要であり、心理や福祉の専門職であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充が求められています。

日本において、大学等の高等教育段階での総教育支出のうち、65%が私費負担で賄われています。2017年度から、高等教育段階において、国による給付型奨学金が創設されましたが、「学生生活調査」で示された「追加必要額」を満たすよう、さらなる拡充が望まれます。加えて、児童養護施設入所者を初めとした社会的養護を必要とする学生等については、入学準備に係る費用負担の軽減のため入学前の給付が必要です。

貧困の連鎖を防ぎ、格差を固定化させないためには、制度・施策のより一層の充実が求められています。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 全ての子供たちの学ぶ機会を保障するため、子供の貧困対策の推進と就学・修学支援に関

わる制度の拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上、委員会提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村嘉孝君）

次に、高島 真産業建設委員会委員長。

○3番（高島 真君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第7号及び8号については、産業建設委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから提案理由の説明をいたします。

まず、初めに委員会提出議案第7号「全国森林環境税」の早期創設を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

「全国森林環境税」の早期創設を求める意見書。

森林は、国土の保全や水源の涵養、地球温暖化の防止、木材等の供給など、多面的機能を有しており、我々の安全で安心な暮らしや、社会・経済の発展、地域の活性化を支えています。

こうした森林の機能を十分に発揮させるためには、間伐などの森林整備を着実に実施し、健全な状態で維持・管理していく必要があります。

しかしながら、森林が多く所在する市町村では、木材の価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい状況にあり、森林吸収源対策や担い手育成等の対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しています。

このような中、国においては、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税（仮称）の創設に向けて具体的な仕組み等について検討が進められていますが、国土の7割を占める森林の整備を進めていくことは、森林の公益的機能の発揮だけでなく、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にもつながるもので、そのための市町村の財源強化は喫緊の課題であります。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 市町村が継続的に森林の整備・保全に取り組むことができるよう、安定財源の確保に向けて「全国森林環境税」を早期に創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

次に、委員会提出議案第8号道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書。

道路は、地域住民の安全で安心な暮らしの確保や、生産性向上による持続的な経済成長の実現に、必要な不可欠な社会基盤です。

現在、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、地域高規格道路事業や交付金事業の補助率等がかさ上げされていますが、この特別措置は、平成29年度までの時限措置となっています。

本市においては、魅力ある地域づくりを通じて地域の人口減少に歯どめをかけるため、地方創生の実現に全力で取り組んでいるところです。中でも、道路整備は、住民ニーズが高く、今後も強力

に推進していく必要があります。

現在、道路整備の多くに交付金を活用しており、補助率等のかさ上げが廃止されると整備のための財源が不足し、住民ニーズを踏まえた真に必要な道路整備に大きな影響を及ぼすことになります。

よって、政府におかれましては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 道路財特法の補助率等のかさ上げ措置について、平成30年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上、委員会提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村嘉孝君）

次に、中崎孝彦議会運営委員会委員長。

○6番（中崎孝彦君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第9号北朝鮮による弾道ミサイル発射及び核実験に抗議する決議については、議会運営委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから決議の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

北朝鮮による弾道ミサイル発射及び核実験に抗議する決議。

北朝鮮は、国際社会が強く自制を求めているにもかかわらず、去る8月29日に続き9月15日にも日本の国土上空を通過する弾道ミサイルを発射し、さらに9月3日には6回目となる過去最大規模の核実験を強行した。

北朝鮮のこれらの行為は、再三の国連安全保障理事会の決議に明白に違反しており、このような暴挙は国際社会の平和と安全を著しく脅かすもので、決して容認することはできない。

よって、恒久平和を強く願い、「非核平和都市宣言」を議決している亀山市議会としては、これらの北朝鮮の行為に厳重に抗議する。また、政府においては、北朝鮮が断じてかかる行為を繰り返すことのないよう、強力な外交を展開するとともに、国際社会と連携し、断固とした対応をとるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

以上、委員会提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村嘉孝君）

以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより委員会提出議案第3号から委員会提出議案第9号までの7件について質疑を行います。

通告に従い、発言を許します。

16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

それでは、委員会提出議案第7号「全国森林環境税」の早期創設を求める意見書の提出について、質疑をいたします。

意見書にある森林の機能の重要性というのは当然認めますし、その機能をさらに高める必要性ということについては私も賛同いたします。

しかし、現在、県の森と緑の県民税がある中で、新たな税が創設されると二重課税となるおそれ

がある、こういう問題があります。

そこで、委員会でそうした議論はなかったのかどうかお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

高島 真議員。

○3番（高島 真君登壇）

産業建設委員会における意見書案作成の過程では、そのような質問も、また議論もありませんでした。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今回の非常に重要なポイントであるのに議論がされなかったということは、非常に残念であります。

以上で質疑を終わります。

○議長（中村嘉孝君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑を終結します。

会議の途中ですが、5分間休憩します。

（午後 5時48分 休憩）

（午後 5時53分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、委員会提出議案第3号から委員会提出議案第9号までの7件について討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

日本共産党を代表して、委員会提出議案第7号「全国森林環境税」の早期創設を求める意見書に反対の立場で討論いたします。

日本共産党として、意見書にある森林の機能の重要性はそのとおりだと考えますし、その機能をさらに高める必要性については全く賛同するものであります。

しかしながら、現在、三重県の森と緑の県民税も含めて37の府県で森林環境税が導入されており、これらの自治体からは二重課税を理由に反対意見が相次いだと報道されています。我が党は早くから、環境にかかわる全ての分野で大企業の製造責任、排出責任を厳しく問う環境保全のルールを確立し、汚染の原因となる物質を生産、使用している企業の責任と負担を明確にした環境対策税などを創設することを提案してきました。

森林環境税については、国民にひとしく負担を求めるのではなく、今ある地球温暖化対策税の拡充を図り、使途として森林吸収源対策を位置づけて、森林林業における地球温暖化対策の実行に必

要な財源を充てるよう求める立場であります。

本意見書が早期創設を求める森林環境税は国民に一律に、また県民に二重に負担を求めるものであることから、本意見書に反対するものです。議員各位のご賛同を求め討論といたします。

○議長（中村嘉孝君）

16番 服部孝規議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、ただいま討論のありました委員会提出議案第7号「全国森林環境税」の早期創設を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、委員会提出議案第7号「全国森林環境税」の早期創設を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の委員会提出議案第3号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第3号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の委員会提出議案第4号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第4号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の委員会提出議案第5号防災対策の充実を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第5号防災対策の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の委員会提出議案第6号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第6号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の委員会提出議案第8号道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第8号道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の委員会提出議案第9号北朝鮮による弾道ミサイル発射及び核実験に抗議する決議について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第9号北朝鮮による弾道ミサイル発射及び核実験に抗議する決議は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第33、常任委員会の所管事務調査の報告についてを議題とします。

各常任委員会委員長から各委員会における所管事務調査の結果報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

初めに、西川憲行総務委員会委員長。

○2番（西川憲行君登壇）

ただいまから、総務委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

指定管理者制度は、公の施設において、民間事業者等が有するノウハウを活用し、市民サービスの質の向上及び経費の削減を図っていくことで、施設設置の目的を効果的に達成するため、平成1

5年9月、地方自治法の一部改正により設けられた制度です。

当市では平成18年4月から、それまで外郭団体等に管理委託していた114施設に指定管理者制度を導入し、現在、その数を130施設にまでふやしています。

しかしながら、全国の自治体で指定管理の取り消しや、任期満了とともに指定管理を取りやめる事例が数多く発生し、当市の国民宿舎関ロッジにおいても、制度導入からわずか2年余りで指定管理者の一方的な途中撤退により指定管理の取り消しが行われ、その際、基本協定書に不十分な点があるなど、課題、問題点が存在することが明らかになっています。

そこで、総務委員会では、導入から10年が経過した指定管理者制度について、これまでの効果や具体的な課題、問題点について検証するため、「指定管理者制度について」をテーマに計12回の委員会を開催し、調査・研究を行ってきました。

まず、指定管理者制度の現状を把握するため、行財政改革の総括部署である財務部に資料を求め、聞き取りを行いました。

さらに、検証を進めるに当たって、指定管理者制度を導入している文化会館、都市公園、運動施設、放課後児童クラブについて運営状況等を調査することとし、担当部署から聞き取りを行うとともに、それぞれの施設の指定管理者と意見交換を行いました。

また、4月には、調査・研究テーマに沿った先進地として、指定管理施設を直営に戻すなど、指定管理者制度導入施設の見直しを行っている広島県尾道市と三次市を視察しました。

このように、総務委員会として指定管理者制度についてさまざまな議論を重ね、意見等を集約し検討した結果、指定管理者制度導入の主目的は経費削減とサービス向上であるにもかかわらず、収益性のない放課後児童クラブや地区コミュニティセンターなどに本制度を適用し、また、指定管理者を競争のない非公募で選定しており、本来の効果が期待できないほか、各施設における課題、問題点についても十分な検証が行われていないことなど、3つの課題、問題点を抽出しました。

このことから、総務委員会として指定管理者制度について検証するとともに、公の施設のあり方やそれぞれの施設に応じた管理方法を検討するよう、次のとおり市長に対し提言を求めるものであります。

1つ、指定管理者制度を導入している施設について、その効果の検証を行い、本制度の具体的な導入基準を作成すること。

また、指定管理者の選定方法について、競争のない非公募は廃止するとともに、放課後児童クラブや地区コミュニティセンターなど、収益性のない施設は直営、または業務委託に管理方法を改めること。

2つ、モニタリング（実地調査）については、市及び指定管理者が共通認識のもと着実に業務改善等に取り組むことができるよう、評価方法及び評価項目の見直しを行うこと。

3つ、西野公園及び東野公園については、その公園が持っている本来の機能を十分に発揮するため、公園及び運動施設を一体的に管理すること。

また、他の都市公園についても、一括管理ではなく地域の都市公園は業務委託とするなど、それぞれの施設の性質に応じた管理方法に改めること。

以上、総務委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（中村嘉孝君）

次に、鈴木達夫教育民生委員会委員長。

○9番（鈴木達夫君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における所管事務調査の結果について報告します。

現在、世界規模での膨大な情報網が社会にあふれている一方で、デジタル情報化に伴い、若年層を中心とした活字離れが指摘されています。

多種多様な価値観に対応するためには、一人一人がこれらの情報の整理と活用の中で、より正確な判断ができる学びを身につける必要が唱えられています。

さらに、全国各地において、図書館を「読む拠点」にとどめず、図書館機能とそこから派生する可能性について模索し、「生涯学習としての学びの拠点」「人や地域との交流の拠点」「青少年の育みの支えの拠点」等とする展開の挑戦が見られます。

国においては、図書館に対するニーズや地域課題の複雑化・多様化、図書館の運営環境の変化等の社会の変化や新たな課題への対応を受けて、平成24年12月に図書館の設置及び運営上の望ましい基準が改正され、告示・施行されています。

このような社会情勢の中、本市としても今後の図書館の使命、役割をいま一度明確にし、新しい時代に対応する図書館サービスの充実や機能、設備の整備を推進していくことが求められています。

さらに、図書館が果たす役割は次世代を担う若年層の生活の質を大きく左右すると考えられるため、さまざまな課題に対応可能な従来の枠を超えた多様性を持った図書館のあり方が問われています。

以上のことから、教育民生委員会では図書館のあり方を検証するために、「図書館の充実について」をテーマに設定し、図書館の設置及び運営上の望ましい基準を参考に、図書館の現状把握と図書館整備の具現化に向け、そのあり方について、計10回の委員会を開催し、調査・研究を行ってきました。

まず、教育委員会から施設の概要等や20市町からの図書館運営規模に関するアンケート調査について聞き取りを行うとともに、図書館に求められるサービス要件について、現状と基準等との比較を行い、亀山市立図書館の現状と抱えている課題の把握に努めました。

また、社会情勢の変化により図書館の位置づけが変わる中で、社会構造の変化や地域課題の複雑化等に対応した図書館サービスの基準等に基づいた見直しが急務となっていることを確認しました。

さらに7月には、先進地として岐阜県岐阜市立中央図書館、長野県上高井郡小布施町立図書館を訪れ、図書館建設や図書館機能等について視察を行いました。

次に、亀山市立図書館運営委員会と亀山市立図書館の「現状と課題について」と「今後の方向性について」をテーマに意見交換を行いました。

このように、教育民生委員会として図書館の充実についてさまざまな議論を重ね、意見等を集約し検討した結果、現在の亀山市立図書館は施設の床面積や蔵書収蔵能力、専門職員の配置数等が文部科学省の図書館の設置及び運営上の望ましい基準と比較して著しく劣っていることなど、4つの課題、問題点を抽出しました。

このことから、教育民生委員会として、亀山市立図書館をさらに充実させるため、下記のとおり市長に対し提言を求めるものであります。

1つ、床面積や蔵書収蔵能力、各種活動スペースの面積等について、文部科学省が示す図書館の

設置及び運営上の望ましい基準に見合った施設にすること。

2つ、幼児から高齢者、障がい者や利用困難者に至る多様な市民ニーズや地域課題への対応を図り、インターネットの利活用や資料検索システム、レファレンスサービス等のソフト面を充実させること。

3つ、図書館基本計画の策定を初め、図書館運営に関してはさまざまな場面で広く市民の意見を聞くとともに、計画の段階から司書等の専門職員を配置すること。

4つ、市民に親しまれ、誇りとなる図書館の実現を目指し、図書館機能及びそこから派生するあらゆる可能性を研究して、生涯学習及び市民交流の拠点となる複合型図書館を整備すること。

以上、教育民生委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（中村嘉孝君）

次に、高島 真産業建設委員会委員長。

○3番（高島 真君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

近年、少子・高齢化や高度情報化の進展、市税の減収等による厳しい財政事情、住民ニーズの多様化などにより、従来の行政運営が困難になってきており、とりわけ人口減少問題は地方財政に大きな影響を及ぼし、行政サービスの低下を招くことが懸念されるほか、地域コミュニティの機能低下につながるため、多くの自治体にとって切実な問題です。

平成26年にまち・ひと・しごと創生法が制定されたことを受け、市では亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するとともに、第2次亀山市総合計画においても、総人口の維持を目指し、定住促進の視点による取り組みを進めています。

そこで、産業建設委員会では、定住促進についてをテーマに計11回の委員会を開催し、調査・研究を行ってきました。

まず、市の定住促進について現状把握を行うため、第2次総合計画における定住促進の位置づけを確認するとともに、亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた中山間地域対策、市内雇用の確保、空き家の利活用や住まいへの支援、情報発信や庁内連携に係る事業について、現状把握を行いました。

また、市の移住・定住パンフレット等で紹介された市民の方と市の移住・定住に際しての課題や定住促進のあり方について意見交換を行いました。

そして、定住促進に係る先進事例について学ぶため、兵庫県丹波市と京都府綾部市を視察しました。

このように、産業建設委員会として定住促進について議論し、検討した結果、移住の窓口となり定住促進をリードする部署と、住まい、仕事を支援する部署が異なるため、移住・定住希望者の視点に立った十分なサポートができていない。移住・定住者の相談・希望に対し、市が情報提供できる土地・家屋のストックがほとんどない。特に、空き家情報バンクについては登録物件が少なく、せっかくの制度が全く機能していないなど、5つの課題、問題点を抽出しました。

これらのことから、産業建設委員会として、市の定住促進について、次のとおり市長に対し提言を求めるものであります。

1つ、移住・定住者の視点に立って、各種相談から住まいや仕事等に関する支援に至るまで一体

的なサポートが行えるよう相談窓口を一元化すること。

2つ、全国版空き家・空き地バンクが構築されることを見据え、市の空き家情報バンク制度が機能するよう、空き家所有者に対し制度の周知を図り、登録の物件の充実を図るとともに、民間事業者との連携により、民間の不動産物件を含めた情報を市のホームページ等で公開すること。

3つ、農業の後継者の育成、また、移住による新たな農業の担い手を確保するため、就農支援の制度について、有効で利用しやすいものとなるよう見直しを行うとともに、中山間地域への移住・定住を促進する新たな施策についても検討を行うこと。

4つ、U・Iターンの受け皿となる市内での雇用を増加させるため、さらなる企業誘致の推進に努めるとともに、事業所の積極的な地元採用を促進する施策を講ずること。

5つ、市の魅力をPRする際には、豊かな自然や長い歴史とそれに育まれた伝統・文化だけではなく、比較的災害に強いまちであることにも触れるとともに、現在は若者・子育て世代と中心とした施策が展開されているが、さらに移住・定住を促進するため、他市にはない市独自の施策の検討を行うこと。

以上、産業建設委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（中村嘉孝君）

各常任委員会委員長からの所管事務調査の報告は終わりました。

次に、お諮りします。

以上で今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村嘉孝君）

ご異議なしと認めます。

したがって、平成29年9月亀山市議会定例会はこれをもって閉会します。

（午後 6時16分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年9月25日

議 長 中 村 嘉 孝

4 番 新 秀 隆

13 番 前 田 耕 一